

資料 2

前橋市社会福祉審議会
第7回高齢者福祉専門分科会
R6. 2. 29

まえばしスマイルプラン

～老人福祉計画・第9期介護保険事業計画～

＜＜令和6年度～令和8年度＞＞

最終案

令和6年3月

前橋市

前橋市高齢者憲章

わたしたちは、水と緑と詩（うた）のまち前橋の市民です。

この恵まれた環境の中ですべての高齢者が、自立心を持ち、敬愛の精神でひとりひとりを大切にしながら、それぞれの役割を果たし、生きがいのある人生を送るために、

- 1 高齢者が自らの手で心身の健康づくりに努め、生きがいをもって、安心して生活できるまちにしよう。
- 2 高齢者が長年にわたって、社会の発展に尽くしてきた、知識と経験を生かして、進んで社会活動に参加できるまちにしよう。
- 3 高齢者が明るく生きる源となる地域社会や家庭に、温かみと思いやりのあるまちにしよう。
- 4 高齢者が生涯を通じて楽しく学び、能力や趣味にふさわしい、生きがいを見いだせるまちにしよう。
- 5 高齢者が歴史と風土で培われた伝統を伝え、豊かな文化を創造できるうるおいのあるまちにしよう。

平成6年3月25日

前橋市議会

はじめに

A large grid of small circles arranged in 10 rows and 100 columns, resembling a barcode or a data matrix. The circles are small, black, and evenly spaced, forming a dense rectangular pattern.

令和6年3月 前橋市長

目 次

第1章／策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ及び市内連携	3
3 計画期間と策定後の進捗管理	4
4 計画策定の経緯	5

第2章／前橋市の現状と日常生活圏域の設定

1 高齢者人口・世帯等の状況	7
1) 高齢者人口・高齢化率の推移	7
2) 認知症高齢者の状況	8
3) 高齢世帯の状況	9
2 要介護等認定者等の状況	10
1) 要介護等認定者数の推移	10
2) 事業対象者数の推移	11
3) 新規認定者の状況	12
4) 要介護等認定の更新状況	13
5) 地域比較から見る前橋市の状況	14
3 介護保険サービスの利用状況	15
1) 介護保険サービス利用者数等の推移	15
2) 介護給付費の推移	16
3) 地域比較から見る前橋市の状況	18
(1) 在宅サービス	19
(2) 施設・居住系サービス	22
4 高齢者向けの住まいの状況	23
1) 施設サービスの状況	23
2) 居住系サービスの状況	25
3) その他の高齢者向け住まいの状況	25
5 日常生活圏域の設定	26
1) 日常生活圏域の設定	26
2) 地域ブロックごとの特徴	28
(1) 中央ブロック	28
(2) 南ブロック	30
(3) 北ブロック	32
(4) 東ブロック	34
(5) 西ブロック	36

第3章／第8期まえばしスマイルプランの評価

1 目標Ⅰ 地域における連携強化	38
2 目標Ⅱ 高齢者を支える生活支援体制の構築	41
3 目標Ⅲ 介護予防・健康づくりの推進	42
4 目標Ⅳ 認知症高齢者支援の充実	45
5 目標Ⅴ サービスの充実と暮らしの基盤の整備	47
6 目標Ⅵ 安定した介護保険制度の運営	49

第4章／基本理念と施策目標

1 基本理念	52
2 施策目標	53

第5章／施策目標に向けた具体的な取組

1 目標Ⅰ 地域の連携強化と生活支援体制の構築	54
1) 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化	54
(1) 地域包括支援センターの機能強化	54
(2) 地域ケア会議による多職種や地域との連携推進	56
(3) 民生委員・児童委員による相談・見守り体制の充実	57
2) 医療と介護の連携強化	57
(1) 在宅医療・介護連携支援体制の充実	57
(2) 認知症に関する取組の強化	58
(3) 看取りに関する取組の強化	58
3) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくり	60
(1) 情報提供・相談機能の強化	60
(2) 成年後見制度の利用促進	61
(3) 高齢者虐待への対応	62
4) 地域の多様な主体による支え合いづくりの推進	63
(1) 生活支援体制整備の推進	63
5) 災害や感染症対策に係る体制整備	64
(1) 地震・台風等への対応	64
(2) 感染症対策に係る体制整備	65
6) とともに生きるまちづくり	66
(1) ひとにやさしいまちづくりの推進	66
(2) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	67
2 目標Ⅱ 介護予防・健康づくりの推進	68
1) 介護予防の推進	68
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	69
(2) 一般介護予防事業(介護予防把握事業)	70
(3) 一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)	71
(4) 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)	73
(5) 一般介護予防事業(一般介護予防事業評価事業)	75
(6) 一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)	76
2) いきがい活動・社会参加の促進	76
(1) 有償ポイント	76
(2) 人が集う居場所づくり	77
(3) 老人クラブ活動の推進	77
(4) 老人福祉センターの充実	78
(5) シルバー人材センターの充実	78
(6) 学習活動・地域活動支援の充実	79
(7) 軽スポーツの推進と生涯スポーツの普及・振興	79
3) 高齢者の健康づくり	80
(1) 「健康まえばし21」の推進	80
(2) 健康づくり組織活動の支援	81
(3) 予防接種・結核健診の推進	82
(4) 介護予防と保健事業の連携	82

3 目標Ⅲ 認知症高齢者支援の充実	83
1) 認知症との共生	83
(1) 認知症ケアパスの活用	83
(2) 認知症高齢者等見守りネットワークの整備	84
(3) 認知症カフェの推進	86
(4) 認知症本人ミーティングの開催	86
2) 認知症の予防	87
(1) 認知症初期集中支援チーム体制の充実	87
(2) 発症遅延と重症化予防に効果的なサービスの提供	87
4 目標Ⅳ サービスの充実と暮らしの基盤の整備	89
1) 介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの確保	89
(1) 日常生活での支援サービス	89
(2) 見守り・安否確認サービス	90
(3) 高齢者向けの住まい	90
(4) 介護者への支援サービス	90
2) 介護保険サービスの充実	92
(1) 介護予防サービス	92
(2) 介護サービス	92
(3) リハビリテーション提供体制の確保	93
(4) 介護保険施設等の整備	94
(5) 地域密着型サービスの整備	95
3) 介護人材の確保・育成及び介護現場における業務の効率化	96
(1) 多様な担い手の育成	96
(2) 介護現場における業務の効率化	97
5 目標Ⅴ 安定した介護保険制度の運営	98
1) 介護給付の適正化(介護給付適正化計画)	98
(1) 要介護認定の適正化	98
(2) ケアプラン等の点検	99
(3) 縦覧点検・医療情報との突合	100
(4) 適正化事業のフィードバック	100
2) 介護保険制度の円滑な運営	101
(1) 制度の広報・啓発	101
(2) サービスの質の向上に向けた取組	101
(3) 低所得者等への対応	101

第6章／介護保険事業の見込みと保険料

1 被保険者数、要介護等認定者数及び介護保険サービス利用者数の推計	102
1) 被保険者数の推計	102
2) 要介護等認定者数等の推計	103
3) 介護保険サービス利用者数の推計	104
2 サービス種類ごとの見込み	105
1) 居宅サービス	105
2) 地域密着型サービス	110
3) 施設サービス	115
4) 地域支援事業	116
3 介護保険事業費の見込み	119
1) 保険給付費の見込み	119
2) 地域支援事業費の見込み	120
3) 介護給付費全体の見込み	121
4) 介護保険事業に係る財源構成	122
4 介護保険料の設定	123
1) 第1号被保険者の介護保険料	123
2) 公費による保険料負担の軽減	123
3) 第2号被保険者の介護保険料	126

資料編

1 用語集	127
1) 五十音順	127
2) 介護保険のサービス一覧	136
3) 総合事業のサービス一覧	138
2 日常生活圏域別データ	139
1) 北部・中部	139
2) 若宮・城東・中川	140
3) 文京・南部	141
4) 上川淵・下川淵	142
5) 芳賀	143
6) 桂萱	144
7) 東	145
8) 元総社・総社・清里	146
9) 南橘	147
10) 永明	148
11) 城南	149
12) 大胡	150
13) 宮城	151
14) 粕川	152
15) 富士見	153
3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	154
1) 調査概要	154
2) 調査結果	155

4 在宅介護実態調査	180
1)調査概要	180
2)調査結果	180
3)考察	191
5 介護保険事業計画策定に係る事業所アンケート調査①	198
1)調査概要	198
2)調査結果	198
6 介護保険事業計画策定に係る事業所アンケート調査②	201
1)調査概要	201
2)調査結果	201
7 ひとり暮らし高齢者調査	204
1)調査概要	204
2)調査結果	204
前橋市社会福祉審議会条例	205
前橋市社会福祉審議会条例施行規則	208
前橋市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会委員名簿	209

本計画書における表記について

係数は、端数整理等により、合計と一致しない場合があります。

第1章 策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

人口減少社会、超高齢社会となった我が国は、総務省統計局人口推計データ概算値によると、令和5年10月1日時点の総人口が1億2,434万人、65歳以上の高齢者人口が3,622万人、高齢化率は29.1%となっています。そのうち、65歳以上75歳未満の前期高齢者は1,614万人、75歳以上の後期高齢者は2,008万人と、後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を大きく上回っています。今後も令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となるほか、令和22年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が加速し、高齢化はますます進展していくことになります。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も見込まれることから、医療・介護へのニーズが大幅に増加するだけでなく、サービスの需要の変化が予想されます。

また、このような中で高齢者が活躍できる社会環境や生涯にわたる健康づくりの推進も一層重要になるとともに、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、各事業をより一層推進する必要があります。

図表1-1：本市の目指す地域包括ケアシステムのイメージ



介護保険制度が平成12年に創設されて以降、おおむね3年ごとにその時々¹の社会情勢を踏まえた制度改正と報酬改定が行われてきました。

平成18年の制度改正では、予防重視型システムの確立に向け、その一步を踏み出しました。平成24年には、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」推進の取組が開始されました。そして、平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現と制度の持続可能性の確保を図ることを目的とした改正が行われました。令和3年度には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築に向けた支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化等が行われました。

令和6年度に向けては、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化などの措置が講じられることになります。また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、共生社会の実現の推進に向けて、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人に関する国民の理解の増進等の基本的施策を定めました。今後、国が策定する認知症施策推進基本計画を踏まえて、本市の認知症施策を進めていくこととなります。

介護報酬については、平成15年度マイナス2.3%、平成18年度マイナス2.4%、平成21年度プラス3.0%、平成24年度プラス1.2%、平成27年度マイナス2.27%、平成30年度プラス0.54%、令和3年度プラス0.05%、令和4年10月の臨時改定にてプラス1.13%、令和6年度プラス1.59%の改定率で推移しました。

図表1-2: 令和6年度介護保険制度改正の概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要	
改正の趣旨	令和5年5月12日成立、5月19日公布
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。	
改正の概要	
1. こども・子育て支援の拡充 【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】	
① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。 （※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。	
② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。	
2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し 【健康法、高齢法】	
① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。	
② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。 健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。	
3. 医療保険制度の基盤強化等 【健康法、船保法、国保法、高齢法等】	
① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ機能の確保の重要性に留意することとする。	
② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。	
③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。	
4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化 【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高齢法等】	
① かかりつけ機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。	
② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。	
③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。	
④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。	
⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。	
施行期日	
令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）	

【出典】厚生労働省資料

2 計画の位置づけ及び庁内連携

「まえばしスマイルプラン」は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、本市の高齢者福祉・介護に関わる政策全般にわたる行政計画です。

■老人福祉計画

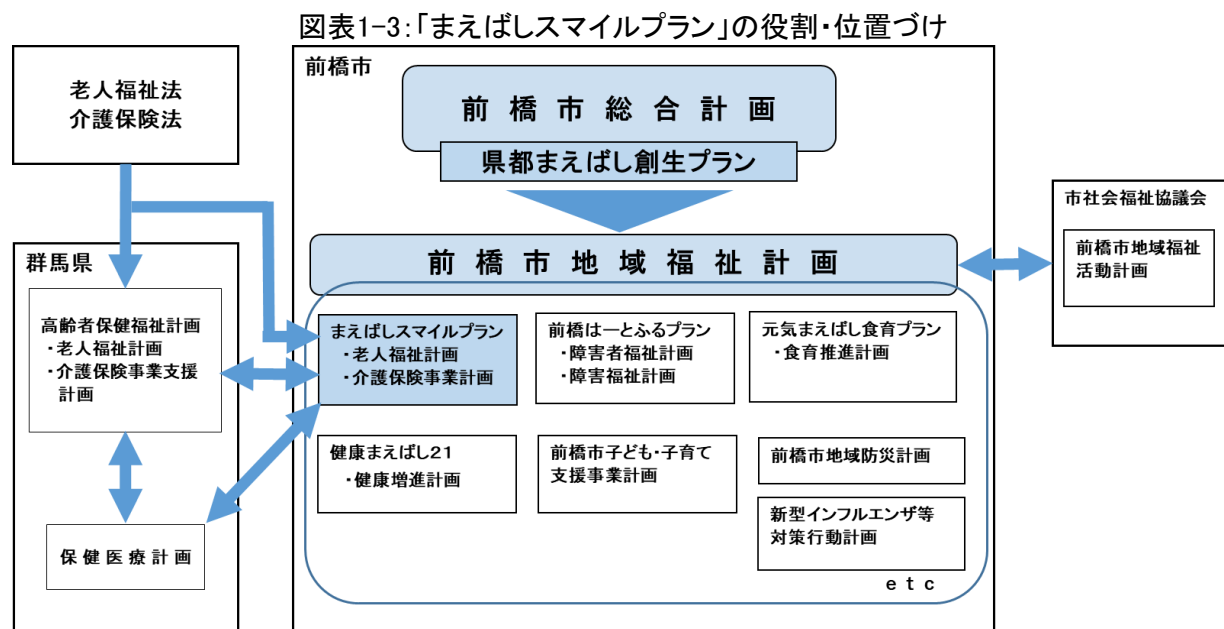
「前橋市老人福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定するもので、本市の高齢者に関する政策全般にわたる行政計画です。

■介護保険事業計画

「前橋市介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項に基づき、本市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

上位計画に、本市のまちづくりの基本理念や将来都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策等を示す「第七次前橋市総合計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度）や、人口減少問題の解決に向けた取組を示した「第2期県都まえばし創生プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）、さらには地域福祉を推進するための福祉分野の総合的な計画「第2次前橋市地域福祉計画」（計画期間：平成27年度～令和6年度）があり、これらの方針を踏まえるとともに、保健・医療・福祉分野はもちろん、本市の各種計画と調和を保ちながら策定・推進するものです。

今後、地域包括ケアシステムの一層の推進、地域共生社会の実現に向けて、福祉分野における横断的な連携だけでなく、全庁的な対応がこれまで以上に必要となることから、関係部門と連携を図りながら課題に迅速に対応できる体制を構築していきます。



3 計画期間と策定後の進捗管理

本計画は令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とします。策定後は、毎年度達成状況を点検し、その結果に基づいて改善策を検討・実施します。また、学識経験者、保健・医療・福祉・介護関係者や公募による被保険者の代表で構成される「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」に計画の達成状況を報告し、幅広い助言や提言を得ながら、市民本位の進行管理を行います。

今後も、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えながら、3年ごとに見直しを図っていきます。

図表1-4:「まえばしスマイルプラン」の計画期間

和暦	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		R21	R22	
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		2039	2040	
計画				▲ 団塊の世代が75歳に									〰〰〰	▲ 団塊ジュニア世代が65歳に		
	令和22(2040)年を見据えた計画の策定															
	第8期計画			第9期計画			第10期計画			第11期計画						

4 計画策定の経緯

「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において、第8期計画の達成状況や社会情勢等を踏まえ、第9期計画策定のための意見や提言等を受けました。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）をはじめとする各種調査・アンケート等を実施することにより、実態と課題を把握しながら策定を進めました。

図表1-5: 前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催状況

回	年月日	内 容
第1回	令和3年11月 (書面開催)	・専門分科会長の選出 ・第7期まえばしスマイルプランの総括について(報告) ・第8期まえばしスマイルプランの取組状況について(報告) ・特別養護老人ホーム入所申込状況調査の結果について(報告) ・前橋市からの諮問書(報告)
第2回	令和4年11月24日	・第8期まえばしスマイルプランの取組状況について(報告) ・第9期まえばしスマイルプラン策定までのスケジュールについて(報告) ・特別養護老人ホーム入所申込状況調査の結果について(報告) ・ひとり暮らし高齢者調査の結果について(報告)
第3回	令和5年3月 (書面開催)	・アンケート調査の結果について(報告) ・臨時委員の公募結果について(報告) ・次期介護保険制度の見直しに関する意見概要について(報告)
第4回	令和5年8月24日	・第8期まえばしスマイルプランの分析・評価について(報告) ・アンケート調査結果の分析について(報告) ・第9期まえばしスマイルプランの施策目標・事業体系について(協議) ・第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)について(報告)
第5回	令和5年10月26日	・前橋市介護保険事業の特徴について(報告) ・第9期まえばしスマイルプランの介護基盤整備方針について(協議) ・第9期まえばしスマイルプランの構成・事業項目について(協議) ・保険者機能推進交付金等の集計結果について(報告)
第6回	令和5年12月21日	・第9期まえばしスマイルプランの原案(本編)について(協議) ・パブリックコメントの実施について(報告) ・答申書(案)について(協議)
第7回	令和6年2月29日	・市長答申 ・パブリックコメントの実施結果について(報告) ・第9期まえばしスマイルプランの最終案について(協議)

図表1-6:各種調査及びパブリックコメントの実施状況

調 査 等	項 目	内 容
介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査 (P.154)	対 象 者	65歳以上の要介護状態になる前の高齢者 (無作為抽出) ・要支援者500人 ・事業対象者500人 ・上記及び要介護者以外の高齢者4,000人
	調 査 方 法	郵送
	実 施 時 期	令和4年12月
	主な調査項目	・家族や生活状況 等 ・体を動かすこと、毎日の生活 等
在宅介護実態調査 (P.180)	対 象 者	在宅で生活をしている要支援者・要介護者636人
	調 査 方 法	認定調査員の手渡しによる調査票の配布、郵送による調査票の回収
	実 施 時 期	令和5年1月～令和5年6月
	主な調査項目	・主な介護者の状況 等 ・利用しているサービス、必要と感じるサービス 等
介護保険事業計画 策定に係る事業所 アンケート調査① (P.198)	対 象 者	市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 167事業所
	調 査 方 法	電子メール
	実 施 時 期	令和5年8月
	主な調査項目	・介護職員の雇用形態・雇用人数 ・介護職員の採用方法 等
介護保険事業計画 策定に係る事業所 アンケート調査② (P.201)	対 象 者	市内の認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護事業所 57事業所
	調 査 方 法	電子メール
	実 施 時 期	令和5年6月～令和5年7月
	主な調査項目	・地域密着型サービス全般 ・サービスの利用状況 等
パブリックコメントの 実施	対 象 者	市内に住所又は勤務先を有する人、市内の学校の在学者等
	実 施 方 法	郵送、電子メール及びWebフォームによる意見の募集
	実 施 時 期	令和6年1月～令和6年2月
	主 な 項 目	第9期まえばしスマイルプラン(原案)に対する意見

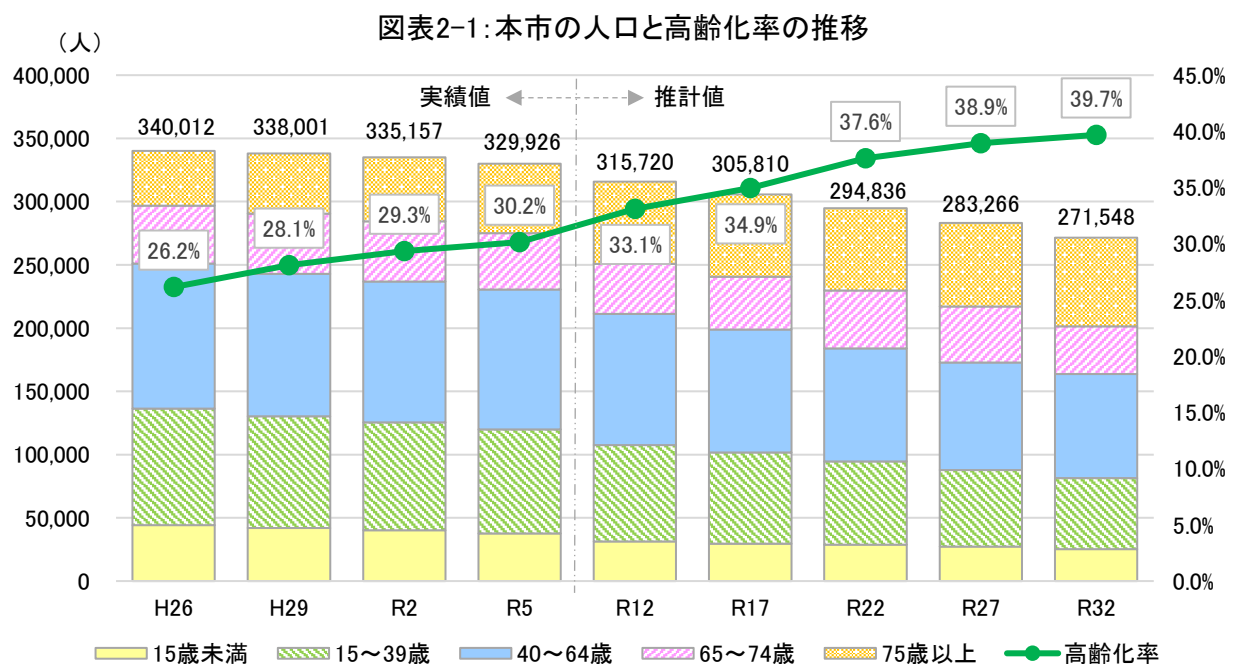
第2章 前橋市の現状と日常生活圏域の設定

1 高齢者人口・世帯等の状況

1) 高齢者人口・高齢化率の推移

本市の人口は年々減少傾向にあり、令和5年9月末時点の住民基本台帳上の総人口は329,926人、65歳以上の高齢者人口は99,475人、高齢化率は30.2%となっています。総人口は今後も減少していく一方で、後期高齢者となる75歳以上の人口は、令和12年に約65,000人に達し、横ばい傾向の後、令和32年には約70,200人まで増加が見込まれます。65歳以上の高齢者人口は増加し続け、令和22年に110,844人でピークを迎えた後は、微減していくことが見込まれます。

高齢化率も、高齢者人口の増加及び総人口の減少に合わせて上昇を続け、令和12年に33.1%、令和22年に37.6%、令和32年には39.7%に達する見込みとなっています。

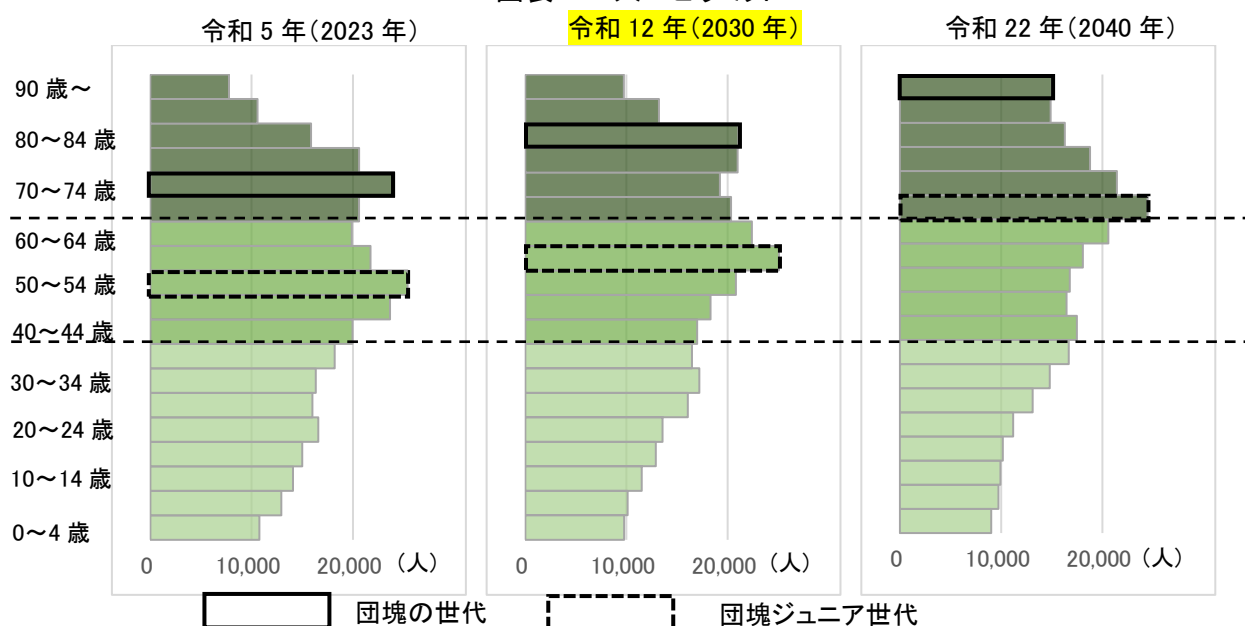


	H26 (2014)	H29 (2017)	R2 (2020)	R5 (2023)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
総人口	340,012	338,001	335,157	329,926	315,720	305,810	294,836	283,266	271,548
15歳未満	44,162	42,032	40,108	37,767	31,414	29,605	28,688	27,271	25,246
15～39歳	92,166	88,383	85,426	82,081	76,176	72,162	65,939	60,475	56,262
40～64歳	114,764	112,592	111,276	110,603	103,571	97,169	89,365	85,192	82,274
65歳以上	88,920	94,994	98,347	99,475	104,559	106,874	110,844	110,328	107,766
65～74歳	45,798	47,563	47,719	44,667	39,568	41,717	45,887	44,161	37,565
75歳以上	43,122	47,431	50,628	54,808	64,991	65,157	64,957	66,167	70,201
人口に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15歳未満	13.0%	12.4%	12.0%	11.4%	9.9%	9.7%	9.7%	9.6%	9.3%
15～39歳	27.1%	26.1%	25.5%	24.9%	24.1%	23.6%	22.4%	21.3%	20.7%
40～64歳	33.8%	33.3%	33.2%	33.5%	32.8%	31.8%	30.3%	30.1%	30.3%
65～74歳	13.5%	14.1%	14.2%	13.5%	12.5%	13.6%	15.6%	15.6%	13.8%
75歳以上	12.7%	14.0%	15.1%	16.6%	20.6%	21.3%	22.0%	23.4%	25.9%
高齢化率	26.2%	28.1%	29.3%	30.2%	33.1%	34.9%	37.6%	38.9%	39.7%

【出典】令和5年まで、住民基本台帳。令和12年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(各年9月末時点)

令和5年の時点では、団塊の世代の一部が後期高齢者に該当していますが、令和12年には、団塊の世代がすべて80歳以上になることで、多くの方が支援や介護を必要とすることが見込まれます。また、令和22年には、団塊の世代がすべて90歳以上になるだけではなく、団塊ジュニア世代も65歳以上の高齢者に到達し、高齢者の人口がピークを迎え、支援や介護の大幅な増加が見込まれます。

図表2-2: 人口ピラミッド

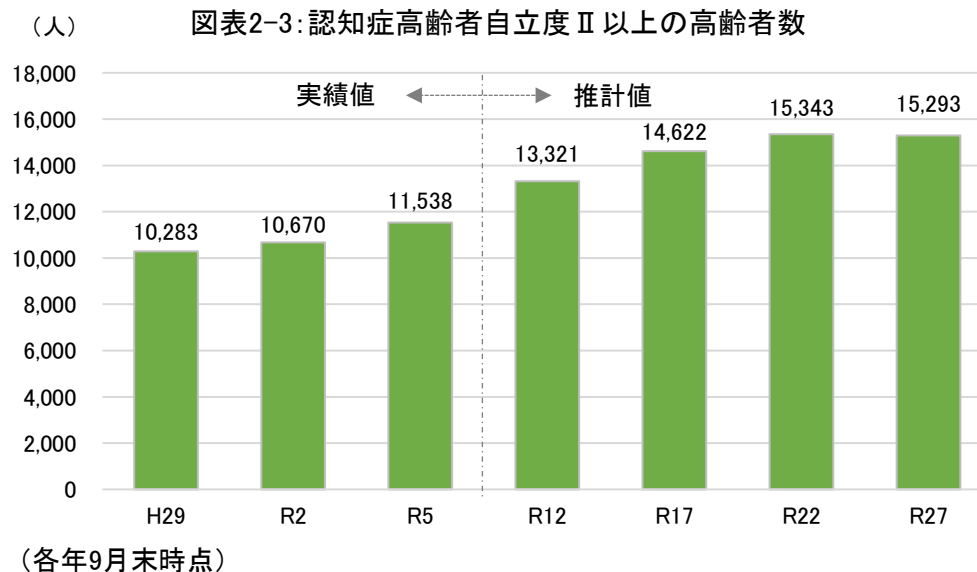


2) 認知症高齢者の状況

本市の認知症高齢者（認知症高齢者自立度Ⅱ以上の高齢者）は、令和5年9月末時点で11,538人（※参照）となっており、高齢者に占める割合は約12%です。

また、要介護等認定者（以下、「認定者」という。）に占める割合は約63%となっており、この割合のまま認知症高齢者が増加し続けると、令和12年には13,000人、令和22年には15,000人を超える人が認知症になると見込まれます。

図表2-3: 認知症高齢者自立度Ⅱ以上の高齢者数



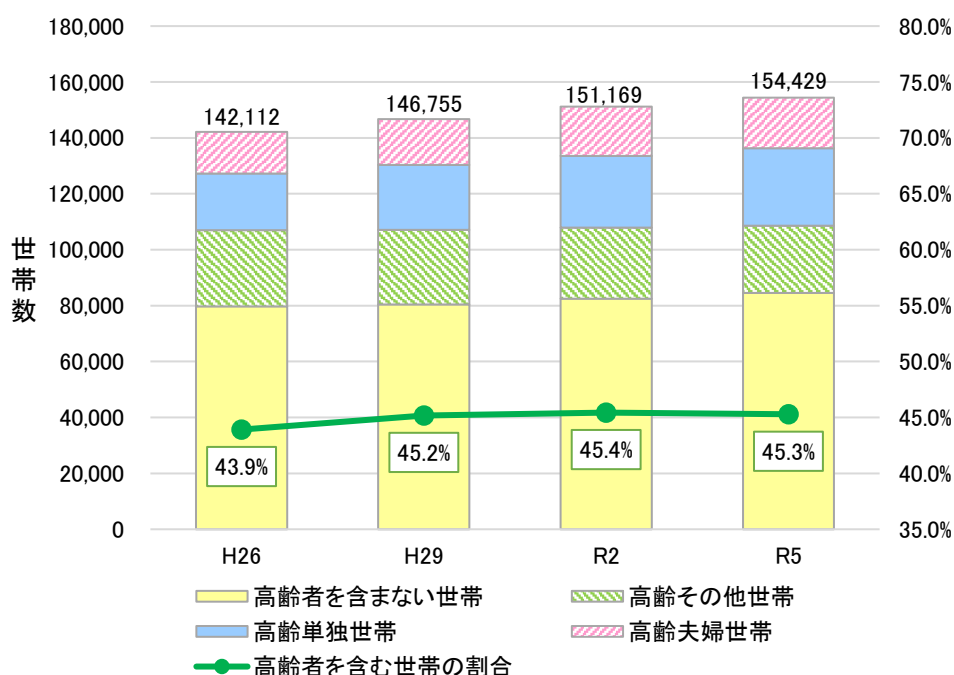
※「認知症高齢者自立度Ⅱ」は、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
 ※要介護等認定申請をした人に対する主治医意見書をもとに集計したものであるため、要介護等認定申請をしていない認知症高齢者は含まれません。令和5年度の実績値は、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」による認定有効期間を延長した者を除いた割合で計算した推計値で記載しています。

3) 高齢世帯の状況

本市の総世帯数は人口の減少に反して増加傾向にあり、令和5年9月末時点の住民基本台帳上の世帯数は154,429世帯、高齢者を含む世帯は69,925世帯となっています。総世帯数に占める高齢者を含む世帯の割合は45.3%で、平成26年から令和2年にかけては1.5ポイント増加しましたが、令和2年と令和5年を比較すると0.1ポイント減少しました。

高齢者を含む世帯の内訳では、高齢その他世帯（高齢者と高齢者以外の者が同居する世帯）の割合は減少を続けていますが、高齢単独世帯（ひとり暮らし世帯）と高齢夫婦世帯の割合は、いずれも増加しています。特に高齢単独世帯の割合の増加が顕著で、令和5年9月末時点で27,000世帯を超えています。

図表2-4: 本市の世帯数と高齢者を含む世帯の割合



区 分	単位	H26	H29	R2	R5	
総世帯	世帯	142,112	146,755	151,169	154,429	
高齢者を含まない世帯	世帯	79,702	80,453	82,489	84,504	
高齢者を含む世帯	世帯	62,410	66,302	68,680	69,925	
	%	43.9%	45.2%	45.4%	45.3%	
	高齢その他世帯	世帯	27,289	26,703	25,475	24,105
		%	19.2%	18.2%	16.9%	15.6%
	高齢単独世帯	世帯	20,334	23,173	25,651	27,680
		%	14.3%	15.8%	17.0%	17.9%
	高齢夫婦世帯	世帯	14,787	16,426	17,554	18,140
		%	10.4%	11.2%	11.6%	11.7%

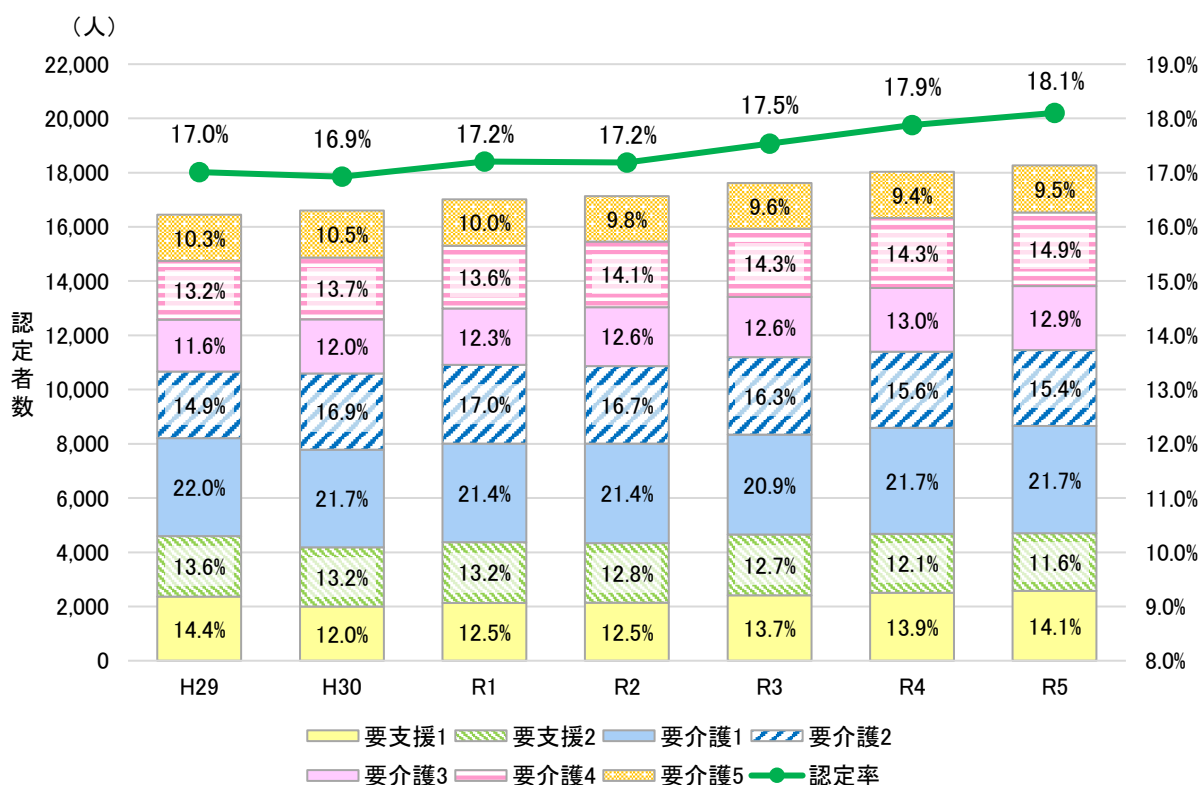
【出典】住民基本台帳(各年9月末時点)

2 要介護等認定者等の状況

1) 要介護等認定者数の推移

認定者数は年々増加し、令和元年度から増加幅が大きくなり、令和5年度は18,267人となっています。要介護度別に見ると、中重度者については要介護3・4の人数が増加している一方で、要介護5の人数はおおむね横ばいにあります。軽度者については要支援1及び要介護1の人数が増加している一方で、要支援2の人数は減少傾向にあります。認定率は、令和3年度以降、毎年0.2ポイントから0.4ポイント上昇し、令和5年度は18.1%となっています。これは、第1号被保険者数の増加が鈍化する一方で、認定率の高い後期高齢者が増加しているためと考えられます。

図表2-5: 認定者数及び認定率の推移



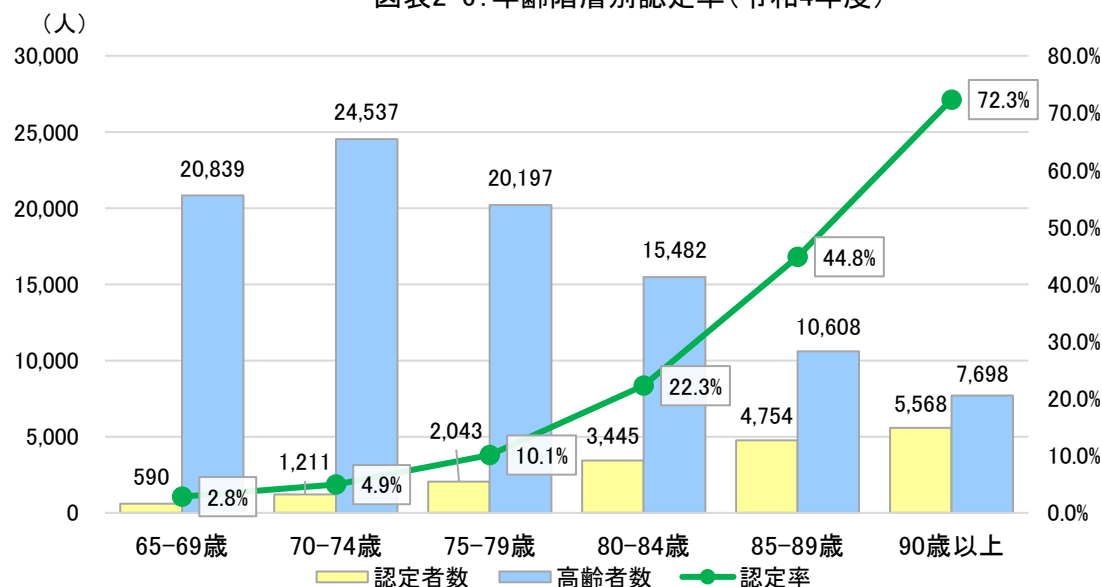
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認定者数	16,452	16,606	17,013	17,140	17,620	18,030	18,267
要支援1	2,361	1,994	2,126	2,141	2,410	2,502	2,583
要支援2	2,240	2,194	2,248	2,196	2,241	2,175	2,116
要介護1	3,614	3,599	3,638	3,671	3,683	3,908	3,956
要介護2	2,454	2,807	2,895	2,863	2,867	2,816	2,805
要介護3	1,911	1,996	2,085	2,168	2,219	2,341	2,351
要介護4	2,173	2,279	2,313	2,423	2,511	2,587	2,727
要介護5	1,699	1,737	1,708	1,678	1,689	1,701	1,729
認定者のうち第1号被保険者数	16,120	16,265	16,676	16,832	17,306	17,702	17,919
第1号被保険者数	94,771	96,099	96,923	97,922	98,684	99,023	98,989
認定率	17.0%	16.9%	17.2%	17.2%	17.5%	17.9%	18.1%

【出典】介護保険事業状況報告、前橋市調べ認定者データ(各年9月末時点)

※「認定率」は、第1号被保険者に占める第1号被保険者の認定者数の割合

令和4年度の年齢階層別認定率を見ると、80歳以上になると認定を受ける人が急増し、80歳から84歳までは22.3%、85歳から89歳までが44.8%、90歳以上になると72.3%の人が認定を受けている状況です。

図表2-6：年齢階層別認定率（令和4年度）



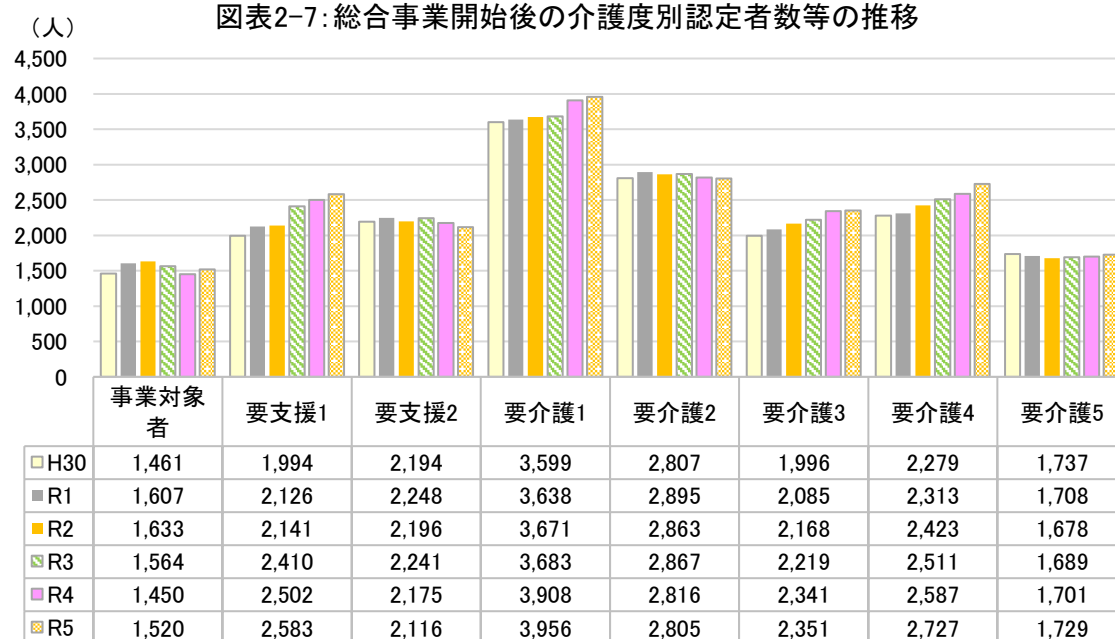
（令和5年3月末時点）

2) 事業対象者数の推移

本市で平成29年4月に開始した介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、要支援者と事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者なら誰でも利用できる「一般介護予防事業」で構成されています。

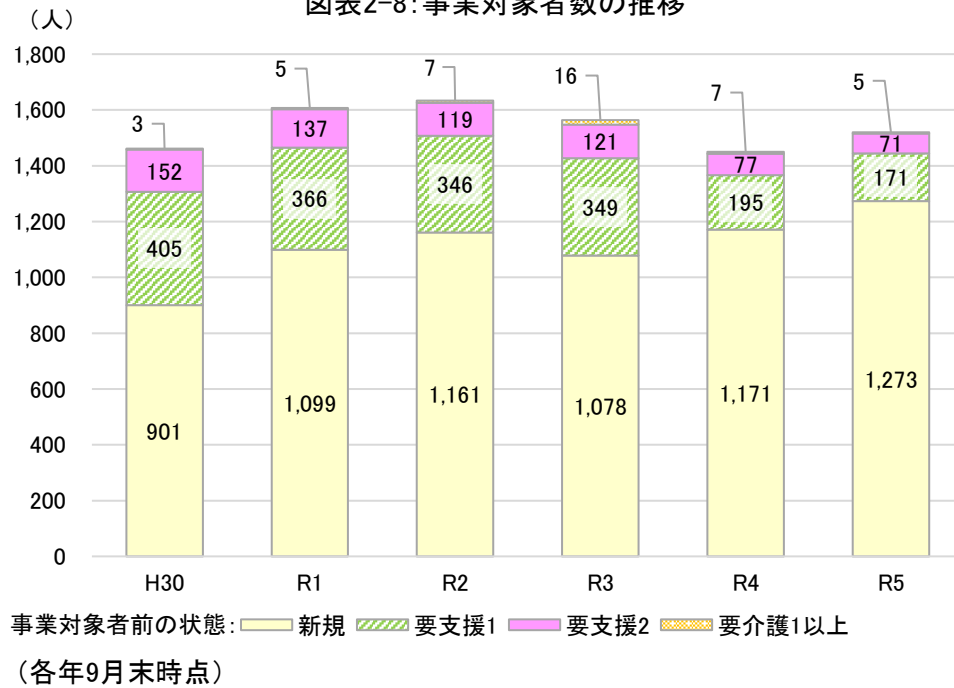
図表2-7で、事業対象者数は令和2年度までは増加していましたが、その後は減少傾向に転じています。一方で、要支援1や要介護1の人数は年々増加しています。図表2-8で、事業対象者の前の状態を見てみると、新規の割合は増加し、要支援1・2の割合は減少しており、新規で事業対象者になる人が増えています。総合事業は、介護予防事業の利用において、選択肢の一つとして定着していると考えられます。

図表2-7：総合事業開始後の介護度別認定者数等の推移



（各年9月末時点）

図表2-8:事業対象者数の推移

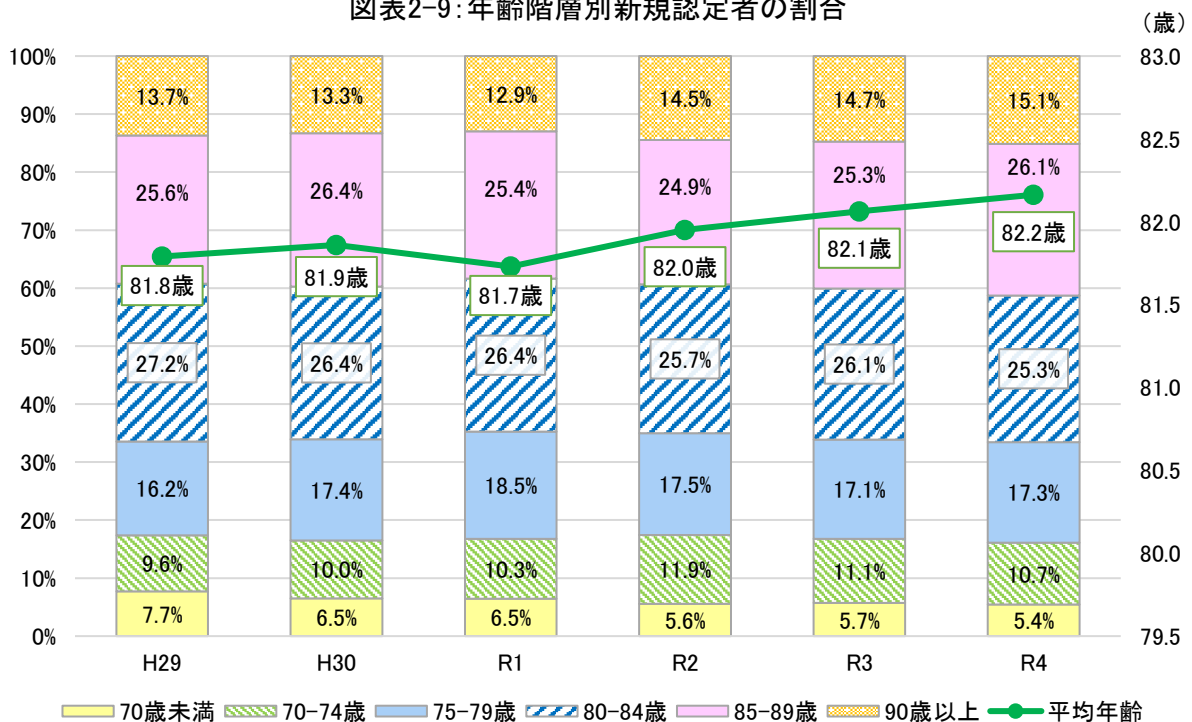


3) 新規認定者の状況

新規認定者の平均年齢は、令和4年度は82.2歳でした。令和元年度を除いて上昇を続けており、平成29年度から令和4年度までの5年間で0.4歳上昇しました。これは、認定を受けなくても、総合事業や地域での介護予防事業などを利用しながら生活していることも要因の一つとして考えられます。

年齢階層別に見ると、新規認定者の半数以上が80歳代で、令和4年度においては、85歳から89歳までの間に新規申請をする割合が最も多くなっています。

図表2-9:年齢階層別新規認定者の割合



※新規で申請をした日時点の年齢

4) 要介護等認定の更新状況

更新認定の認定有効期間は、平成30年4月から36か月まで延長可能となり、さらに令和3年4月からは、判定する要介護度が現在の要介護度と同一である場合、最長48か月まで延長可能になりました。また、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」により、令和2年4月から従来の認定有効期間を最大12か月延長（合算）できる取扱いを行いました（令和5年7月で終了）。

令和4年度上半期の更新件数が、令和元年度上半期と比べて1,200件以上減少しているのは、有効期間の延長に加え、臨時的な取扱いによる影響が大きかったと考えます。

図表2-10は、令和元年度と令和4年度の4月から9月までのそれぞれ半年間に、更新認定を受けた人の更新前後における要介護度の変化を表したもので、表右上が改善、丸囲みが変更なし、表左下が重度化を示しています。

令和4年度の4月から9月までの期間では、変更なしが54.2%、改善が14.6%、重度化が31.3%で、令和元年度と比べて要介護度が「変更なし」と「改善」の割合が低くなり、要介護度が「重度化」の割合が高くなっています。軽度者は要介護度が「重度化」する割合が高くなっており、要介護1で3.5ポイント、要介護2で9.8ポイント増加しています。一方で、要支援2と要介護4・5では要介護度が「改善」する割合が高くなっており、特に要介護5で「改善」が9.1ポイント高くなっています。

図表2-10: 要介護等認定の更新状況

令和元年度上半期

		更新前の介護度							計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
更新後の介護度	非該当	2	0	0	0	0	0	0	2
	要支援1	329	57	30	6	3	3	1	429
	要支援2	86	382	114	26	10	2	0	620
	要介護1	45	86	571	117	32	14	1	866
	要介護2	4	21	249	342	58	29	6	709
	要介護3	2	3	59	114	188	59	5	430
	要介護4	1	4	34	62	146	305	38	590
	要介護5	1	0	7	17	59	154	274	512
計		470	553	1,064	684	496	566	325	4,158
結果	変更なし	70.0%	69.1%	53.7%	50.0%	37.9%	53.9%	84.3%	57.5%
	改善	0.4%	10.3%	13.5%	21.8%	20.8%	18.9%	15.7%	14.7%
	重度化	29.6%	20.6%	32.8%	28.2%	41.3%	27.2%		27.8%

令和4年度上半期

※臨時的な取扱いによる合算件数 1,294 件を除く。

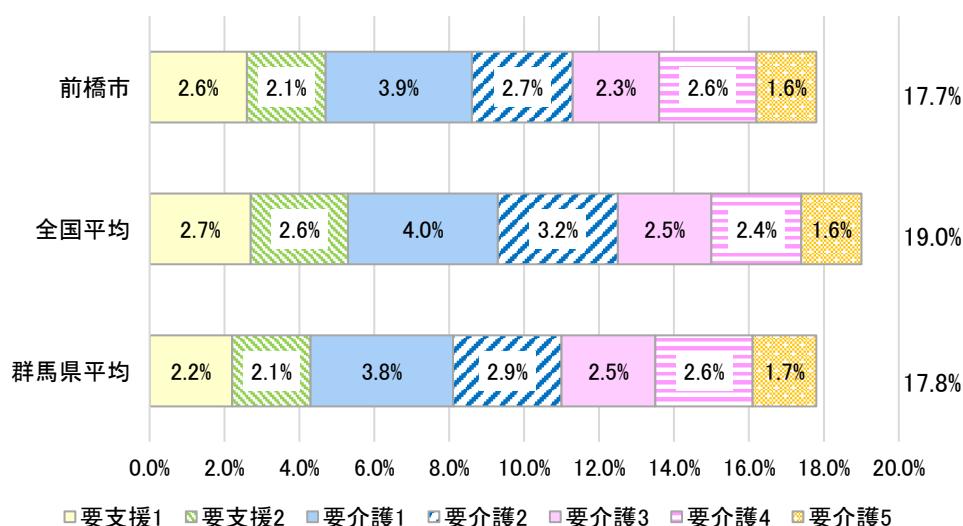
		更新前の介護度							計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
更新後の介護度	非該当	0	0	0	0	0	0	0	0
	要支援1	261	50	25	11	3	2	0	352
	要支援2	59	211	54	11	6	3	1	345
	要介護1	56	62	387	62	19	11	3	600
	要介護2	6	14	172	172	36	20	4	424
	要介護3	2	4	55	85	134	48	8	336
	要介護4	1	1	30	56	101	219	48	456
	要介護5	0	2	8	16	42	139	194	401
計		385	344	731	413	341	442	258	2,914
結果	変更なし	67.8%	61.3%	52.9%	41.6%	39.3%	49.5%	75.2%	54.2%
	改善	0.0%	14.5%	10.8%	20.3%	18.8%	19.0%	24.8%	14.6%
	重度化	32.2%	24.1%	36.3%	38.0%	41.9%	31.4%		31.3%

5) 地域比較から見る前橋市の状況

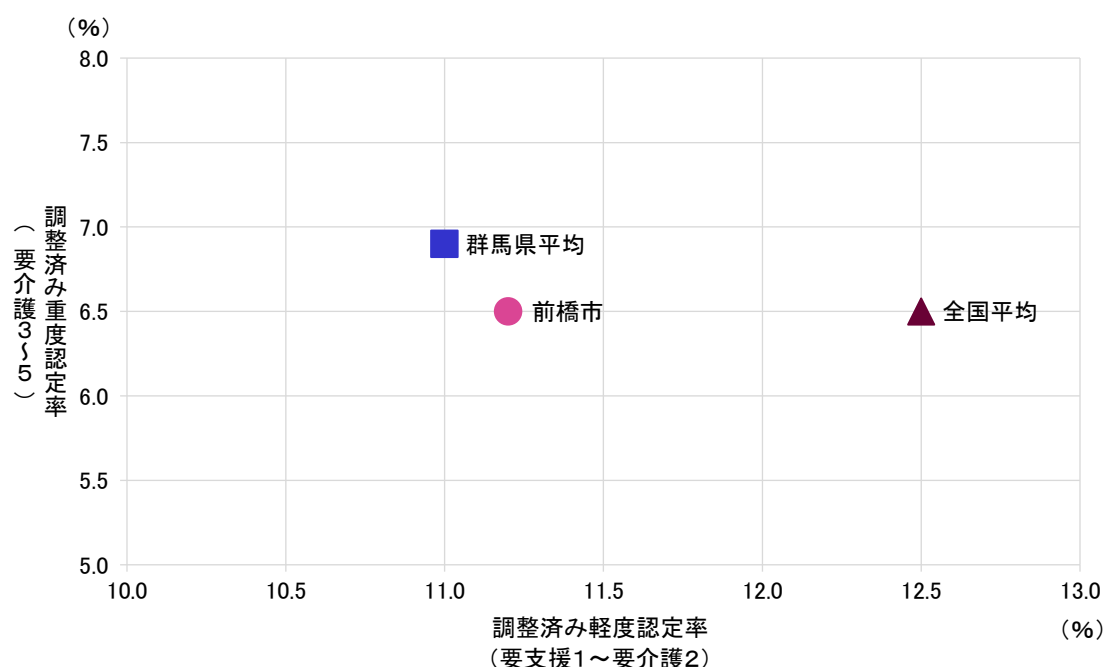
本市の令和4年度の調整済み認定率は、全国平均と比べると17.7%と低率ですが、群馬県平均と同程度となっています。重度認定率は全国平均程度で、軽度認定率は全国平均より低くなっています。軽度認定率が低いのは、総合事業その他の介護予防事業の効果も要因の一つであると考えられます。

要介護度別に見ても、特定の介護度において認定率が高くなっているような特徴は見られませんでした。

図表2-11: 各地域における調整済み認定率(令和4年度)



図表2-12: 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布(令和4年度)



【出典】「介護保険事業状況報告(月報)」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」(令和4年度)

※「調整済み認定率」は、認定率の多寡に影響を及ぼす第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率

※「軽度認定率」は、第1号被保険者に占める要支援1～要介護2の認定者数の割合

※「重度認定率」は、第1号被保険者に占める要介護3以上の認定者数の割合

3 介護保険サービスの利用状況

1) 介護保険サービス利用者数等の推移

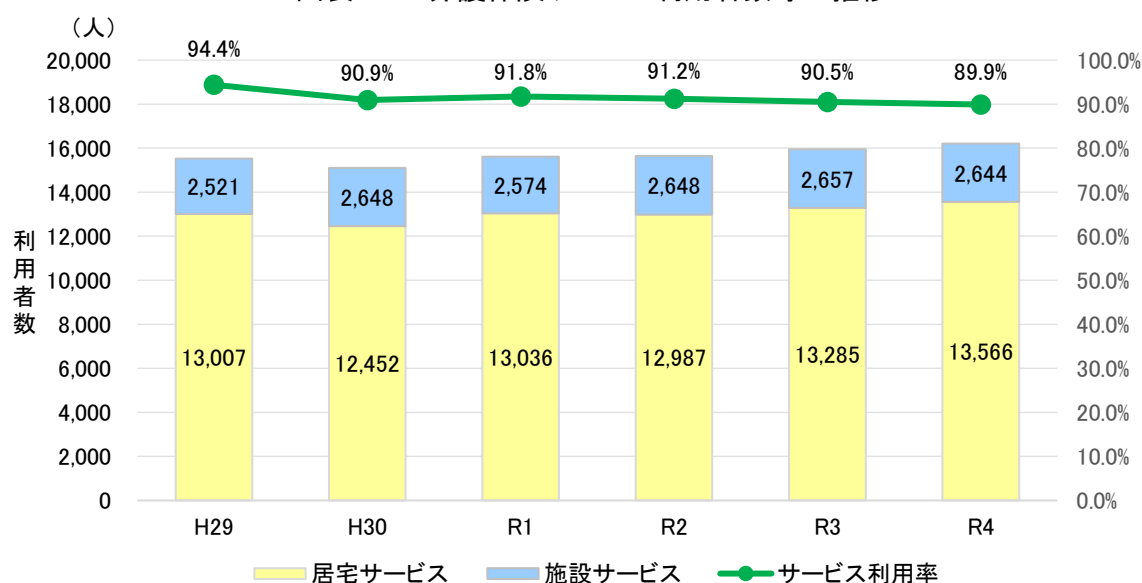
介護保険サービスの利用者は、総合事業開始後の平成30年度以降、認定者数の増加に合わせて、増加を続けています。

要介護度別に見ると、居宅サービスでは、要介護1・3・4の利用者数が大きく増加しています。一方、要支援2と要介護5の利用者数は横ばい傾向にあります。令和4年度の人数で見ると、要介護1の利用者数が最も多く、続いて要介護2の利用者数が多い状況です。

施設サービスの利用では、要介護3・4の利用者数は増加していますが、要介護2・5の利用者数は減少しています。令和4年度の人数で見ると、要介護4の利用者が最も多く、続いて要介護5の利用者が多い状況です。

認定者に占める介護保険サービス利用者の割合は、平成29年度から令和3年度まで90%超の状況で推移していましたが、令和4年度は90%を下回っています。

図表2-13: 介護保険サービス利用者数等の推移



区分	要介護度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
居宅サービス (地域密着型を含む)	要支援1	1,501	905	944	961	1,060	1,104
	要支援2	1,632	1,309	1,389	1,369	1,407	1,325
	要介護1	3,553	3,494	3,580	3,569	3,529	3,719
	要介護2	2,392	2,711	2,920	2,853	2,834	2,794
	要介護3	1,551	1,590	1,665	1,721	1,816	1,894
	要介護4	1,454	1,471	1,530	1,552	1,665	1,728
	要介護5	924	972	1,008	962	974	1,002
	合計	13,007	12,452	13,036	12,987	13,285	13,566
施設サービス	要介護1	154	148	124	134	145	146
	要介護2	255	253	245	224	211	193
	要介護3	498	534	566	576	586	622
	要介護4	830	894	894	961	976	972
	要介護5	784	819	745	753	739	711
	合計	2,521	2,648	2,574	2,648	2,657	2,644
サービス利用者数(総合計)		15,528	15,100	15,610	15,635	15,942	16,210
サービス利用率		94.4%	90.9%	91.8%	91.2%	90.5%	89.9%

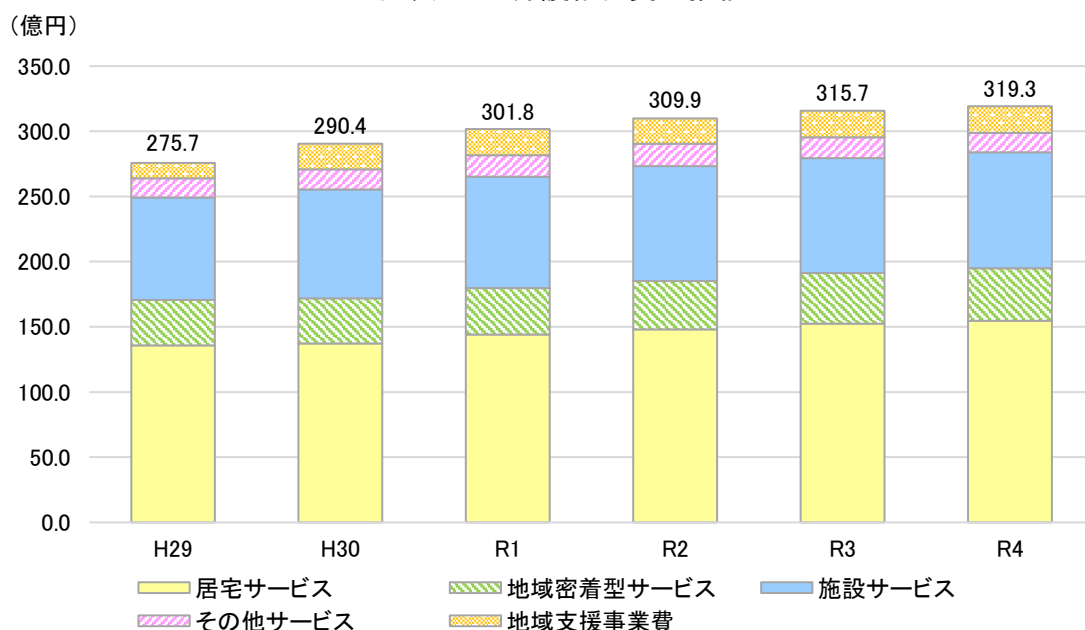
【出典】介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

2) 介護給付費の推移

介護給付費全体の総額は、平成30年度に約290億円でしたが、令和4年度には約320億円になりました。前年比の増加率は年々鈍化し、令和元年度は前年比11.4億円の増加でしたが、令和4年度は前年比3.6億円の増加になっています。

居宅サービスの給付費は、毎年数億円増加していますが、前年比の増加率は年々鈍化傾向にあります。一方、地域密着型サービスの給付費は、年約1億円から1.5億円の増加額で、前年比の増加率で見ると前年比3%から4%で増加しており、増加率では最も大きくなっています。施設サービスは、令和2年度からは伸びが鈍化して微増の傾向にあります。また、総合事業の地域支援事業費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度に一旦減少しましたが、平成30年度から見ると年々増加傾向にあります。

図表2-14: 介護給付費の推移



区分		H29	H30	R1	R2	R3	R4
総額	(億円)	275.7	290.4	301.8	309.9	315.7	319.3
保険給付費計	(億円)	264.0	270.8	281.6	290.4	295.4	298.9
居宅サービス	(億円)	135.7	137.3	144.1	148.0	152.6	154.8
地域密着型サービス	(億円)	34.9	34.6	35.8	37.1	38.6	40.2
施設サービス	(億円)	78.6	83.5	85.4	88.1	88.3	88.9
その他サービス	(億円)	14.8	15.4	16.3	17.1	15.9	15.1
地域支援事業費	(億円)	11.7	19.6	20.2	19.5	20.3	20.4

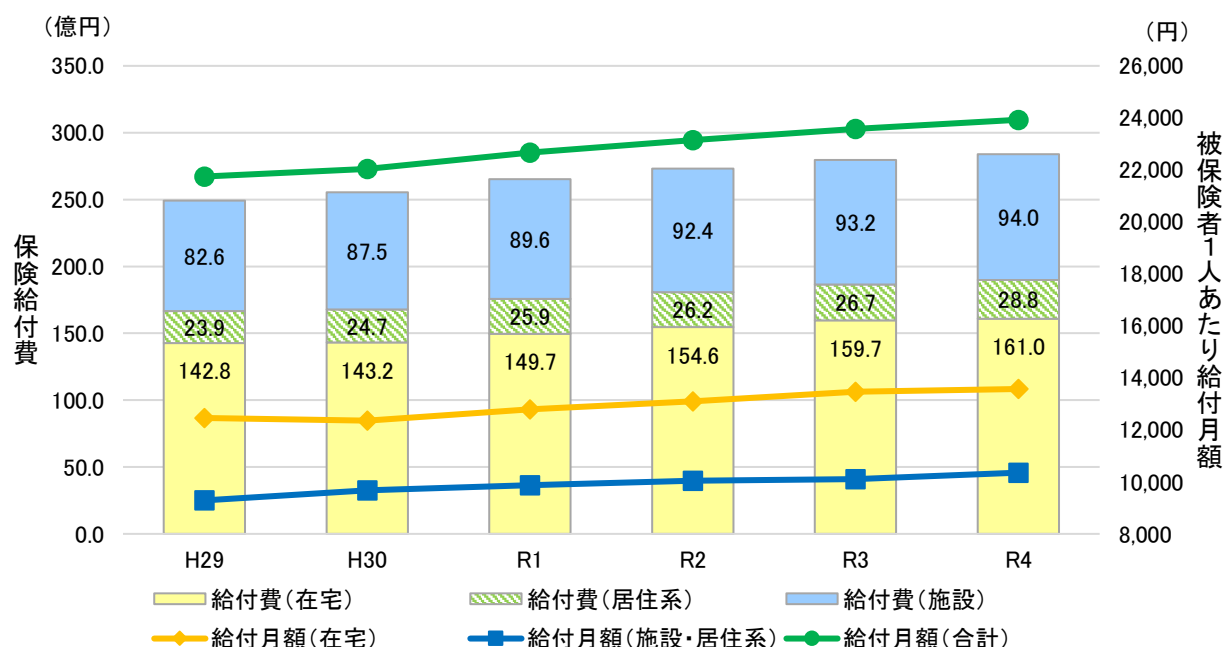
【出典】介護保険事業状況報告

※「その他サービス」は、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費、審査支払手数料の合計額

■第1号被保険者1人あたりの給付月額

令和4年度の第1号被保険者1人あたりの給付月額は23,926円で、その内訳は、在宅サービスが13,572円、施設・居住系サービスが10,354円となっています。合計額を平成30年度と比較すると、4年間で約2,000円増加しています。各サービスの増加額を比較すると、両サービスともに年々増加していますが、在宅サービスの増加額が施設・居住系サービスの増加額を上回っている状況です。

図表2-15: 第1号被保険者1人あたりの給付月額の推移



区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
在宅サービス (円)	12,456	12,355	12,795	13,101	13,471	13,572
施設・居住系サービス (円)	9,288	9,676	9,871	10,049	10,106	10,354
合計 (円)	21,744	22,031	22,666	23,150	23,577	23,926

【出典】介護保険事業状況報告

※「在宅サービス」は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、介護予防支援、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

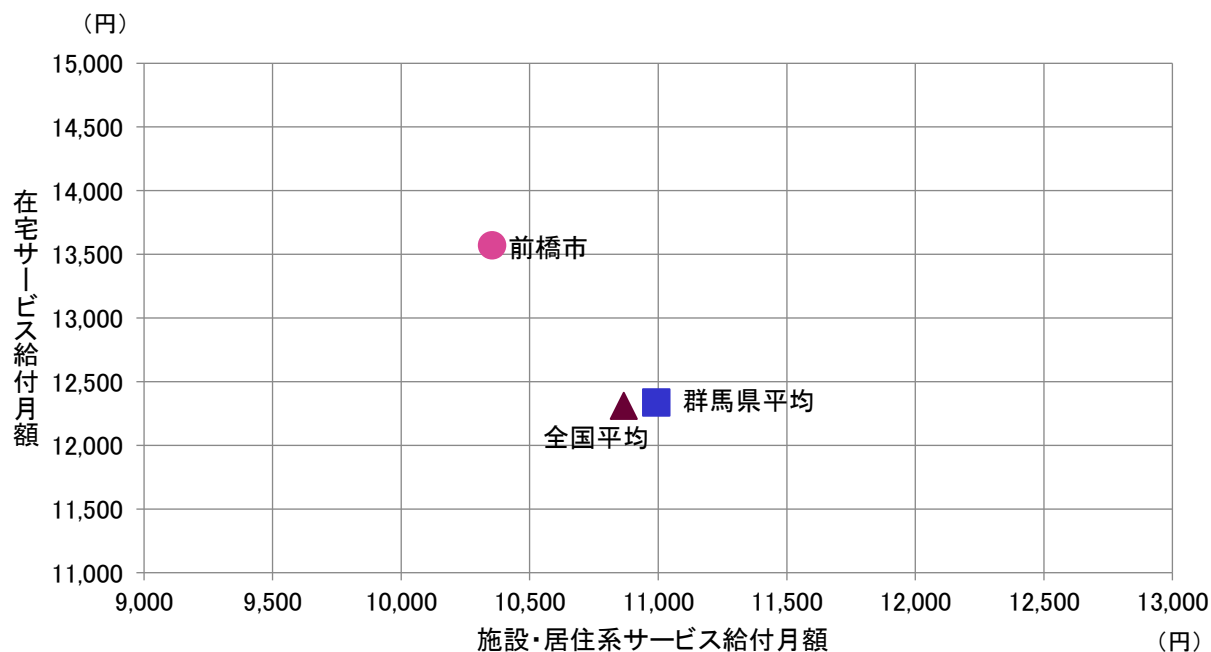
※「施設サービス」は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

※「居住系サービス」は、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

3) 地域比較から見る前橋市の状況

本市の第1号被保険者1人あたりの給付月額において、在宅サービスの給付月額は全国平均よりも約1,200円多く、施設・居住系サービスの給付月額は約500円少ない状況です。総額で見ると全国平均をやや上回っています。しかし、本市の調整済み認定率が全国平均より低率であることを考えると、本市の受給者1人あたりで換算した給付月額は、全国平均より多いことになります。

図表2-16: 第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス、施設・居住系サービス)



【出典】介護保険事業状況報告(月報)(令和4年度)

(1) 在宅サービス

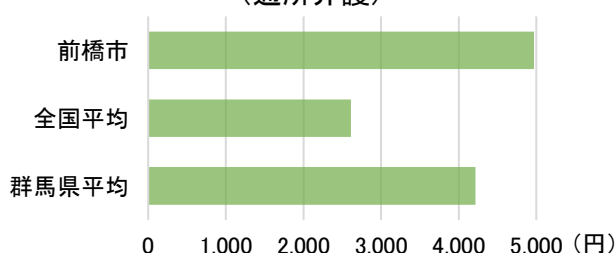
本市では在宅サービスの第1号被保険者1人あたりの給付月額が、全国・群馬県平均より多くなっており、サービス別に確認したところ、通所介護と訪問看護の利用が多いことがわかりました。

その一方で、短期入所生活介護の利用は少ないことがわかりました。

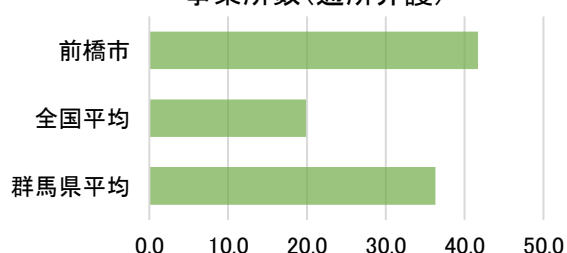
通所サービス

本市の人口10万人あたりの通所介護事業所数は、全国平均を大幅に上回っており、約2倍となっています。また、第1号被保険者1人あたりの給付月額も全国平均の約1.9倍で、本サービス受給者1人あたりに換算しても多い状況です。

図表2-17: 第1号被保険者1人あたりの給付月額
(通所介護)



図表2-18: 人口10万人あたりのサービス提供事業所数 (通所介護)



【出典】図表2-17: 「介護保険事業状況報告(月報)」(令和4年度)

図表2-18: 厚生労働省「介護保険総合データベース」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和3年)

図表2-19は、令和5年6月の通所介護利用者を居住場所別・要介護度別に分けて集計したものです。在宅利用者は、要介護1・2の利用者が全体の約7割を占めており、要介護度が上昇するにつれて利用者が減少しています。しかし、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(以下、「高齢者向け住まい等」という。)に居住している人は、要介護3・4の利用者が最も多くなっています。

また、在宅利用者と高齢者向け住まい等利用者の1月あたりの平均利用回数を比べると、高齢者向け住まい等利用者の合計の利用回数は8回多く、20.2回になっています。これは、1週間に4回から5回利用していることに相当し、どの要介護度においても在宅利用者より利用回数が多くなっています。このことから、高齢者向け住まい等利用者に適切なサービスが提供されているか継続して分析していく必要があります。

図表2-19: 通所介護の居住場所別・要介護度別の利用人数・回数(令和5年6月サービス利用分)

区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用人数 (人)	在宅利用者	1,330	876	486	407	209	3,308
		40.2%	26.5%	14.7%	12.3%	6.3%	100.0%
	高齢者向け 住まい等利用者	183	234	265	353	201	1,236
		14.8%	18.9%	21.4%	28.6%	16.3%	100.0%
利用人数計		1,513	1,110	751	760	410	4,544
平均利用回数 (回)	在宅利用者	10.3	11.5	14.1	16.0	17.5	12.3
	高齢者向け 住まい等利用者	16.3	18.3	21.1	22.1	21.3	20.2
	全体	11.0	12.9	16.6	18.8	19.4	14.5

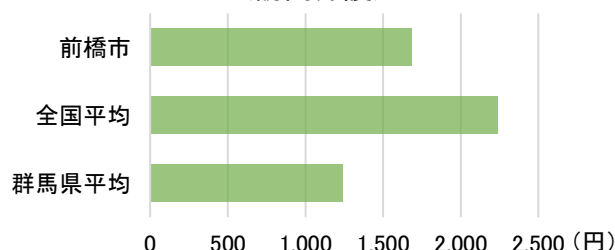
※在宅利用者は、通所介護の報酬請求において同一建物減算を算定していないものを集計しているため、通所介護事業所が同一敷地内に設置されている高齢者向け住まい等に居住しているものを含みます。

※高齢者向け住まい等利用者は、通所介護の報酬請求において同一建物減算を算定しているものを集計しているため、通所介護事業所が同一建物内に設置されている高齢者向け住まい等に居住しているものを指します。

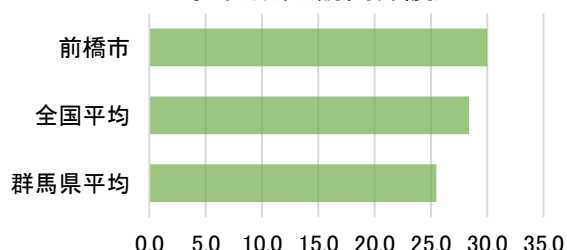
■訪問介護

本市の人口10万人あたりの訪問介護事業所数は、全国平均と同程度です。その一方で、第1号被保険者1人あたりの給付月額、群馬県平均よりは多いものの、全国平均の8割程度にとどまっています。

図表2-20: 第1号被保険者1人あたりの給付月額
(訪問介護)



図表2-21: 人口10万人あたりのサービス提供事業所数(訪問介護)



【出典】図表2-20:「介護保険事業状況報告(月報)」(令和4年度)

図表2-21: 厚生労働省「介護保険総合データベース」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和3年)

図表2-22は、令和5年6月の訪問介護利用者を居住場所別・要介護度別に分けて集計したものです。通所介護の傾向と同様に、高齢者向け住まい等利用者の利用回数は、在宅利用者より多く、要介護3以上では月10回程度多く、月26回から40回になっています。また、本市に所在する訪問介護事業所のうち約3分の1が高齢者向け住まい等の同一建物内又は同一敷地内に設置されている一方、訪問介護員の常勤換算で5未満の事業所は半数近くあり、10未満になると全体の85%を超えています。

これらのことを踏まえると、事業所数は全国平均と同程度ですが、高齢者向け住まい等に併設する事業所と小規模な体制の事業所の割合が高く、時間帯によってはサービス時間の調整が難しくなっています。今後は、訪問介護員の人手不足や高齢化が進んでいくと言われている中で、安定的にサービス提供ができるように取り組む必要があります。

図表2-22: 訪問介護の居住場所別・要介護度別の利用回数(令和5年6月サービス利用分)

区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平均利用回数 (回)	在宅利用者	10.0	12.5	17.5	21.9	33.2	15.3
	高齢者向け 住まい等利用者	12.4	15.1	26.2	33.6	40.9	26.7
	全体	10.4	13.2	21.3	27.9	37.1	19.2

※高齢者向け住まい等利用者は、訪問介護の報酬請求において同一建物減算を算定しているものを集計しているため、訪問介護事業所が同一建物内と同一敷地内に設置されている高齢者向け住まい等に居住しているものと、それ以外の訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物の場合であるものを指します。

図表2-23: 訪問介護事業所の設置場所

設置場所	事業所数	割合
その他一般	65	63.7%
高齢者向け住まい等 同一建物内	33	32.4%
高齢者向け住まい等 同一敷地内	4	3.9%
合計	102	

図表2-24: 訪問介護事業所の規模(常勤換算)

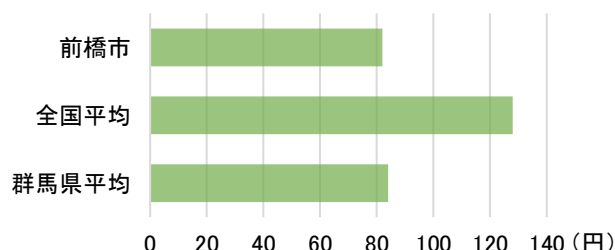
訪問介護員	事業所数	割合
2.5-4.9	49	48.1%
5-9.9	39	38.2%
10-14.9	10	9.8%
15-	4	3.9%
合計	102	

※図表2-23、図表2-24ともに令和5年6月末時点(休止事業所は除く)

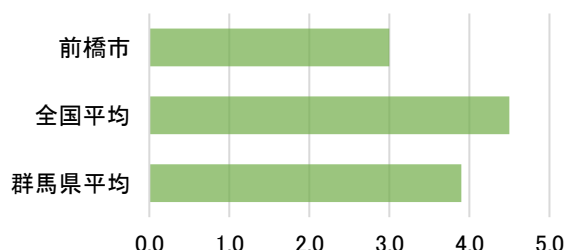
■訪問リハビリテーション

本市の人口10万人あたりの訪問リハビリテーション事業所数は、全国・群馬県平均より少ない状況にあります。また、第1号被保険者1人あたりの給付月額も少なくなっており、全国平均の6割程度にとどまっています。利用者に増加傾向が見られることから、訪問看護などの他のサービスと補完し合いながら、リハビリテーション提供体制の維持に努めることが重要です。

図表2-25: 第1号被保険者1人あたりの給付月額
(訪問リハビリテーション)



図表2-26: 人口10万人あたりのサービス提供
事業所数(訪問リハビリテーション)



【出典】図表2-25:「介護保険事業状況報告(月報)」(令和4年度)

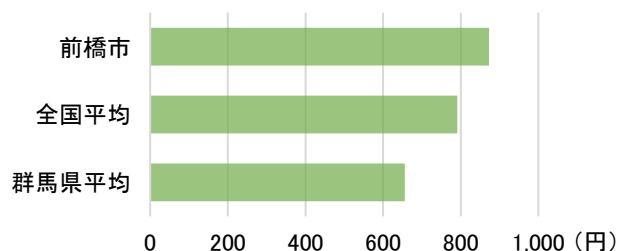
図表2-26:厚生労働省「介護保険総合データベース」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和3年)

■訪問看護

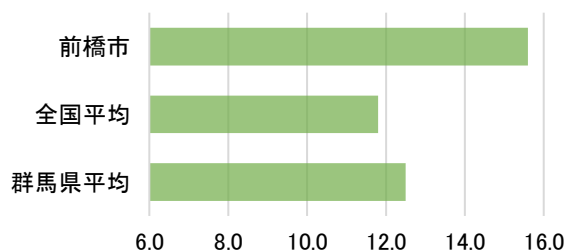
本市の人口10万人あたりの訪問看護事業所数は、全国・群馬県平均より多く、全国平均の約1.3倍です。また、第1号被保険者1人あたりの給付月額も多くなっており、全国平均の約1.1倍になっています。

訪問看護は、在宅生活の限界点を高めるだけでなく、リハビリテーション専門職による訪問看護が行われていることから、訪問リハビリテーションを補完する役割も果たしていると考えられます。

図表2-27: 第1号被保険者1人あたりの給付月額
(訪問看護)



図表2-28: 人口10万人あたりのサービス提供
事業所数(訪問看護)



【出典】図表2-27:「介護保険事業状況報告(月報)」(令和4年度)

図表2-28:厚生労働省「介護保険総合データベース」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和3年)

図表2-29: 訪問看護のサービス種目別の利用件数(令和5年6月サービス利用分)

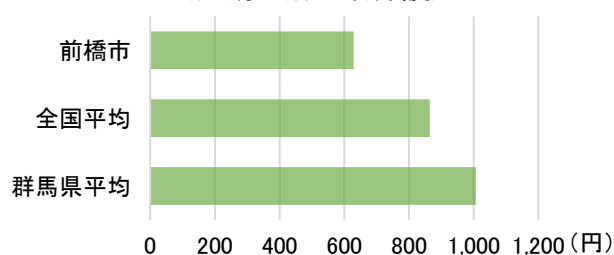
区分	サービス種目件数	サービス回数
訪問看護の全体件数	3,013	18,016
うちリハビリ専門職による 件数(割合)	685 (22.7%)	8,031 (44.6%)

短期入所サービス

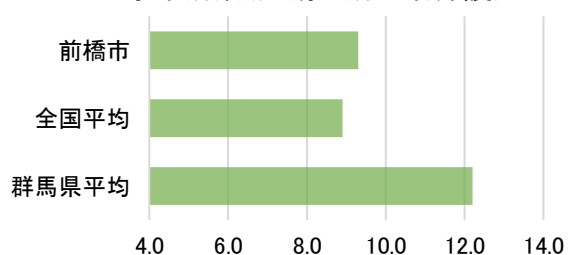
本市の人口10万人あたりの短期入所生活介護事業所数は、全国平均と同程度です。また、第1号被保険者1人あたりの給付月額、全国・群馬県平均よりも少なく、全国平均の7割程度になっています。

第1号被保険者1人あたりの給付月額が少ない理由の一つとして、小規模多機能型居宅介護や高齢者向け住まい等の増加により、利用ニーズが減少してきたことが考えられます。その一方で、一時的に入所が必要な在宅利用者や特別養護老人ホーム入所待機者には引き続き利用ニーズがあることから、供給量を維持していく必要があります。

図表2-30: 第1号被保険者1人あたりの給付月額
(短期入所生活介護)



図表2-31: 人口10万人あたりのサービス提供
事業所数(短期入所生活介護)



【出典】図表2-30:「介護保険事業状況報告(月報)」(令和4年度)

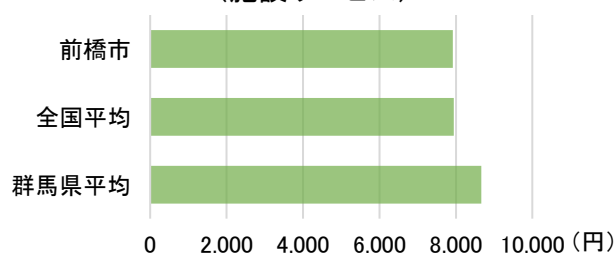
図表2-31: 厚生労働省「介護保険総合データベース」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和3年)

(2) 施設・居住系サービス

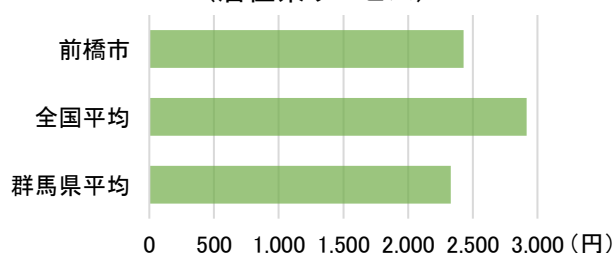
本市の施設・居住系サービスの第1号被保険者1人あたりの給付月額は、施設サービスでは、全国平均と同程度で、群馬県平均よりも少ない状況にあり、居住系サービスでは、群馬県平均よりやや多く、全国平均より少なくなっています。

今後も施設・居住系サービスを提供する施設を計画的に整備するとともに、多様な住まいを確保していく必要があります。

図表2-32: 第1号被保険者1人あたりの給付月額
(施設サービス)



図表2-33: 第1号被保険者1人あたりの給付月額
(居住系サービス)



【出典】図表2-32:「介護保険事業状況報告(月報)」(令和4年度)

図表2-33: 厚生労働省「介護保険総合データベース」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和3年)

4 高齢者向けの住まいの状況

1) 施設サービスの状況

介護保険の施設サービスには、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院の3施設があります。

特別養護老人ホームは、第7期計画期間中に選定した2施設(各定員:25人、70人)が、令和3年6月、令和5年5月にそれぞれ開設しました。また、令和3年6月及び同年7月にも、短期入所生活介護からの転換により定員が追加されました(各定員:4人、5人)。なお、施設の居住形態は、利用者のプライバシーを確保し、できる限り利用者の個別ケアを取り入れる空間整備とするため、個室・ユニット型を基本としていますが、多床室との併用も可とし、短期入所生活介護の併設を条件とする等、利用者の多様なニーズに対応しています。

介護老人保健施設は、第8期計画期間中に1施設が介護医療院へ転換したことにより、定員が39人減少しました。今後は、既存施設の活用を中心に、利用者のニーズを捉えた整備を検討します。

介護医療院は、増加する慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、平成29年の介護保険法改正により創設されました。本市では、令和4年4月に定員39人分を老人保健施設から転換し、定員合計65人分を整備しています。

図表2-34: 施設サービスの定員数の推移

施設区分		R2	R3	R4	R5
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	定員数	1,855	1,889	1,889	1,959
	施設数	26(36)	27(37)	27(37)	28(38)
介護老人保健施設	定員数	1,044	1,044	1,005	1,005
	施設数	12(14)	12(14)	11(13)	11(13)
介護医療院	定員数	26	26	65	65
	施設数	1	1	1	1

(各年9月末時点)

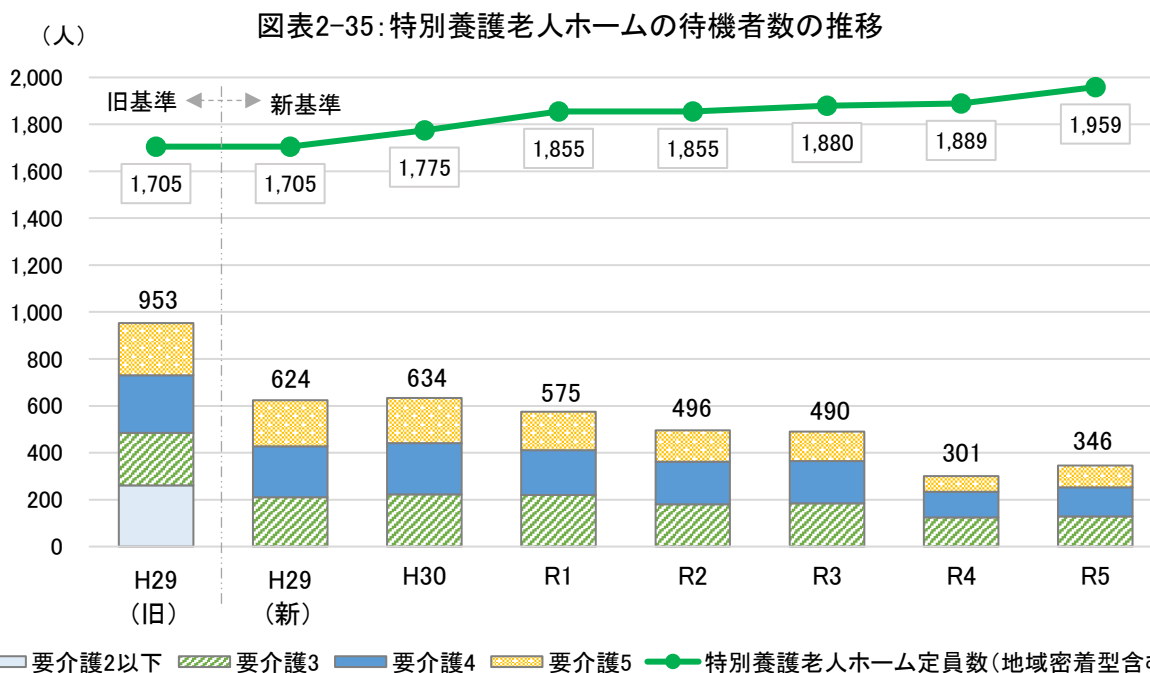
※括弧内は、別指定となっているユニット型施設分を含んだ数値

※介護療養型医療施設は、令和3年に1施設が制度移行から閉所したことにより、本市におけるサービス提供は終了している。

■特別養護老人ホーム待機者の推移

特別養護老人ホーム入所申込状況調査は、毎年5月1日を基準日として群馬県が実施しているもので、県内にある特別養護老人ホームに対して入所の申し込み状況を照会し、その結果に基づいて市町村が調査を行い、複数施設への申込状況や現在の状況などについて整理しています。

本市の特別養護老人ホームの入所待機者数は平成30年度に一旦微増した後、定員数の増加とともに近年は減少傾向が続いておりましたが、令和5年度は前年と比較して約15%の増加に転じました。待機者の内訳は、入所の必要度の高いAグループのうち、在宅で介護を受けている人が19.5%、介護老人保健施設に入所している人が34.5%、病院に入院している人が12.5%となっています。



(各年5月1日時点)

※平成29年度より群馬県の集計方法の基準変更のため、「要介護1・2」と「申込以降、入所を打診したが断られた人」は集計から除外。

図表2-36: 入所申込者の内訳(令和5年5月1日時点)

区 分		入所の希望別グループ ※1			合 計
		Aグループ (今すぐ希望)	Bグループ (今すぐ希望しない)	その他 (希望未定)	
申 込 者 の 状 況	在宅	39人 (19.5%)	45人 (30.8%)	0人 (0.0%)	84人 24.3%
	介護老人保健施設	69人 (34.5%)	38人 (26.0%)	0人 (0.0%)	107人 30.9%
	病院	25人 (12.5%)	15人 (10.3%)	0人 (0.0%)	40人 11.6%
	その他※2	67人 (33.5%)	48人 (32.9%)	0人 (0.0%)	115人 33.2%
	合 計	200人 57.8%	146人 42.2%	0人 0.0%	346人 100%

※1)「群馬県特別養護老人ホーム入所等指針」に基づき、入所申込書の希望入所時期によりグループ分けしたもの。Aグループ「今すぐの入所を希望する」、Bグループ「今すぐの入所は希望しない」。

※2)「その他」は認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等

2) 居住系サービスの状況

認知症対応型共同生活介護は、令和2年度から3事業所を開設し、1事業所が閉所となりました。定員数は合計45人増えましたが、第9期においても整備率の低い地域に対応していく必要があります。また、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は、令和4年に2事業所（合計定員数：140人）が新設、2事業所（合計定員数：70人）がそれぞれ増床しています。その他、令和6年3月に第8期中に選定した1事業所（定員数：80人）が新設予定となっています。

図表2-37: 居住系サービスの状況

区分		R2	R3	R4	R5
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	定員数	468	486	495	513
	事業所数	38	39	39	40
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム・養護老人ホーム)	定員数	730	730	940	940
	事業所数	12	12	14	14

(各年9月末時点)

3) その他の高齢者向け住まいの状況

介護保険の施設サービス以外の高齢者向け住まいとして、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジングがあり、高齢者の多様なニーズに対応しています。有料老人ホームは、定員数(戸数)が増加する一方で、サービス付き高齢者向け住宅は一度減少した後、令和5年度には再び定員数(戸数)が増加しています。養護老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジングは、定員数・施設数ともに増減はありませんが、その他の施設やサービスが充実している中でも、住み慣れた地域で引き続き生活するために維持が必要な住まいです。

図表2-38: 介護保険対象外の高齢者向け住まいの状況

区分		R2	R3	R4	R5
養護老人ホーム (※再掲)	定員数	130	130	130	130
	施設数	2	2	2	2
軽費老人ホーム	定員数	410	410	410	410
	施設数	10	10	10	10
	A型(給食型)	定員数	80	80	80
		施設数	1	1	1
	ケアハウス	定員数	330	330	330
		施設数	9	9	9
有料老人ホーム	定員数	2,847	2,898	3,073	3,245
	施設数	92	93	95	101
	介護付き(※再掲)	定員数	600	600	810
		施設数	10	10	12
	住宅型	定員数	2,223	2,274	2,239
		施設数	81	82	88
	健康型	定員数	24	24	24
		施設数	1	1	1
サービス付き高齢者向け住宅	戸数	1,000	993	986	1,001
	施設数	33	32	31	31
シルバーハウジング	定員数	61	61	61	61
	施設数	1	1	1	1

(各年9月末時点)

5 日常生活圏域の設定

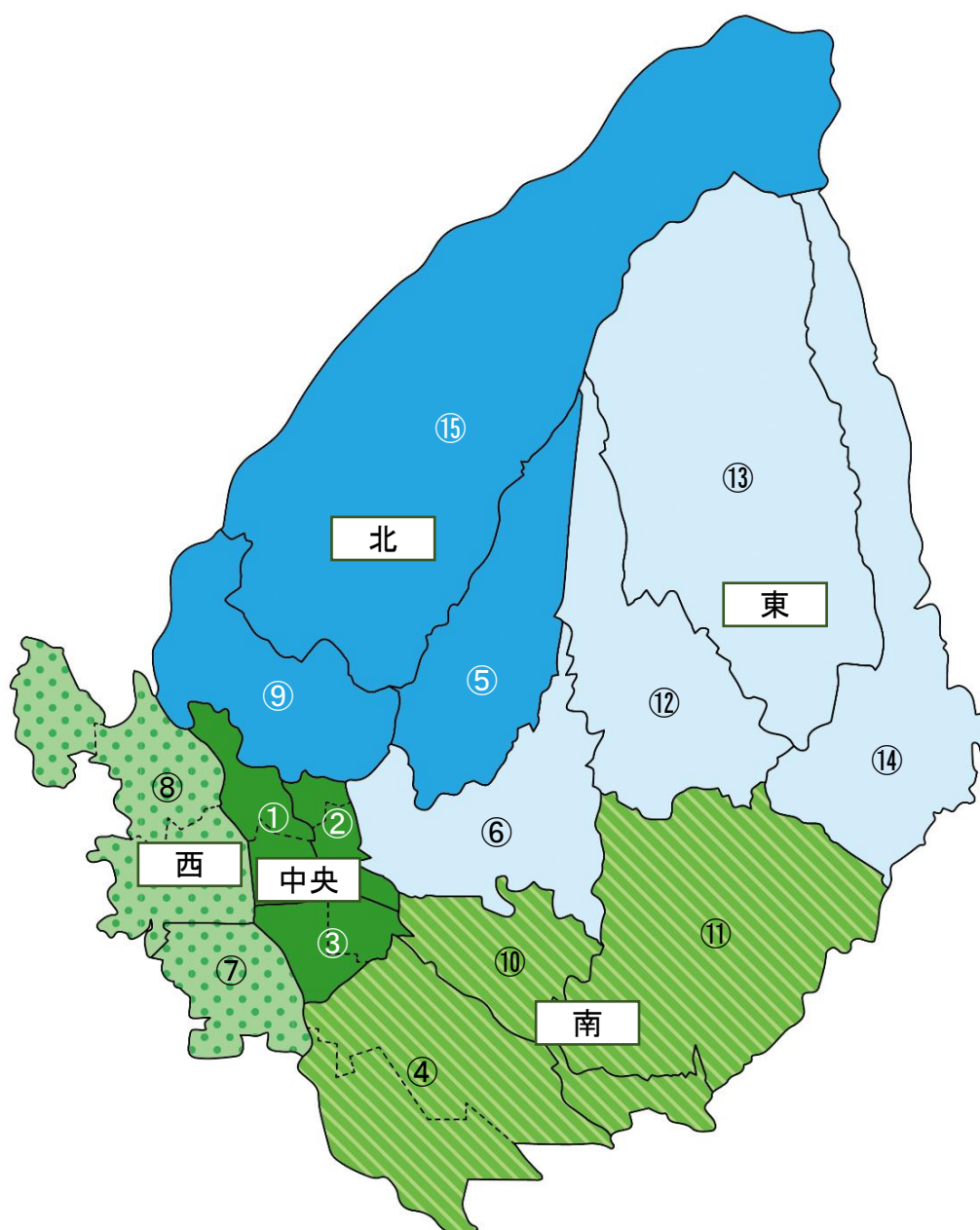
1) 日常生活圏域の設定

身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供をしていくために、「日常生活圏域」を定めています。「日常生活圏域」は、個々の高齢者の状況やその変化に応じた地域包括ケアや認知症ケアを推進するため、日常の生活地域を基本として地域に密着したケアマネジメントを行うことのできる単位で、市内に15圏域を設定しています。

地域包括支援センターや地域密着型サービスは、この圏域単位で計画的に整備を進めています。

また、複数の日常生活圏域を束ねた5つの地域ブロックを設定し、地域ブロック単位で、在宅医療・介護連携等の取組を行っています。

図表2-39: 日常生活圏域と地域ブロック



図表2-40: 日常生活圏域別・地域ブロック別町名一覧

圏域名	ブロック名	町名
① 北部・中部	中央	岩神町一丁目～四丁目、敷島町、昭和町一丁目～三丁目、平和町一丁目～二丁目、住吉町一丁目～二丁目、大手町一丁目～三丁目、紅雲町一丁目～二丁目、千代田町一丁目～五丁目、本町一丁目～二丁目、表町一丁目～二丁目、南町一丁目、緑が丘町
② 若宮・城東・中川	中央	国領町一丁目～二丁目、若宮町一丁目～四丁目、日吉町一丁目～四丁目、城東町一丁目～五丁目、本町三丁目、三河町一丁目～二丁目、朝日町一丁目～四丁目
③ 文京・南部	中央	天川原町一丁目～二丁目、六供町一丁目～五丁目、天川町、文京町一丁目～四丁目、南町二丁目～四丁目
④ 上川淵・下川淵	南	上佐島町、櫛島町、朝倉町、朝倉町一丁目～四丁目、後閑町、下佐島町、宮地町、西善町、山王町、山王町一丁目～二丁目、中内町、東善町、広瀬町一丁目～三丁目、公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町
⑤ 芳賀	北	勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、高花台一丁目～二丁目
⑥ 桂萱	東	三俣町一丁目～三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町一丁目～五丁目、東片貝町、上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、江木町、富田町の一部(東ローズタウン)
⑦ 東	西	箱田町、後家町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、下新田町、上新田町、小相木町、小相木町一丁目、古市町、古市町一丁目～二丁目、江田町、朝日が丘町、光が丘町、大利根町一丁目～二丁目、新前橋町、青葉町
⑧ 元総社・総社・清里	西	元総社町、元総社町一丁目～三丁目、大友町一丁目～三丁目、大渡町一丁目～二丁目、石倉町、石倉町一丁目～五丁目、鳥羽町、下石倉町、総社町総社、総社町一丁目～四丁目、総社町植野、総社町高井、高井町一丁目、総社町桜が丘、問屋町一丁目～二丁目、池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町
⑨ 南橋	北	上細井町、下細井町、北代田町、下小出町一丁目～三丁目、上小出町一丁目～三丁目、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、荒牧町一丁目～四丁目、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、関根町一丁目～三丁目、川原町、川原町一丁目～二丁目、南橋町
⑩ 永明	南	天川大島町、天川大島町一丁目～三丁目、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、野中町、下長磯町、小島田町、駒形町、下大島町、下増田町
⑪ 城南	南	下大屋町、泉沢町、富田町(東ローズタウン除く)、荒口町、荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、筑井町、小屋原町、上増田町、鶴が谷町、神沢の森
⑫ 大胡	東	大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町
⑬ 宮城	東	鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町
⑭ 粕川	東	粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳
⑮ 富士見	北	富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町小沢、富士見町米野、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町市之木場、富士見町山口、富士見町皆沢、富士見町赤城山

2) 地域ブロックごとの特徴

(1) 中央ブロック

中央ブロックは、北部・中部圏域、若宮・城東・中川圏域、文京・南部圏域の3つの日常生活圏域で構成されます。

中心部には商業地が形成されているほか、北側には県庁や市役所等の行政関係施設・公共施設や前橋公園・敷島公園等が、南側にはJR前橋駅を中心とした交通機関が整備され、市民文化会館や県生涯学習センター等の文化施設が並ぶ政治・経済・文化の中心地となっています。

■ブロックの現状とニーズ

中央ブロックの65歳以上の高齢化率は3年前と比較して0.6ポイント、75歳以上では1.1ポイント増えており、高齢化が最も進んでいる地区です。また、単身世帯が多いという特徴があります。

3年前より事業対象者の割合が減少している一方で、要支援1の人が2.3ポイント増えています。サービス利用比率は、地域密着型を含む特別養護老人ホームや短期入所療養介護の利用率が低く、特定施設入居者生活介護の利用率が高い地区となっています。なお、介護医療院が市内で唯一設置されている地区であり、利用率も高くなっています。

ニーズ調査の結果から、何らかの介護・介助は必要でありながら、現在は受けていない人の割合は、若宮・城東・中川圏域を中心に高い傾向が見られました。また、北部・中部圏域では地域の様々なグループ活動に参加する人の割合が高くなっています。

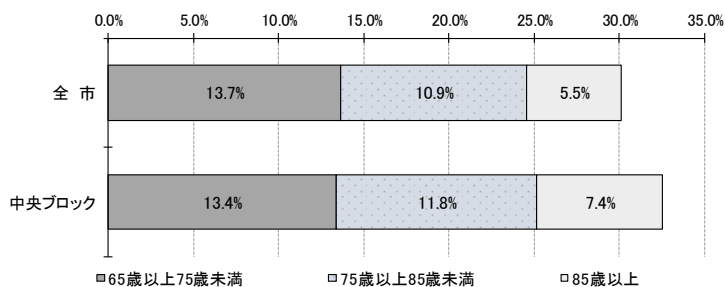
■ブロックの目指すべき方向性

高齢化が進んでおり、単身世帯が多く、支援や介護を必要とする高齢者が増加していることから、必要なサービスに結び付くように生活支援等のサービスの周知を徹底することが重要です。

また、在宅で生活する軽度者が多いことから、重度化防止を図り、住み慣れた地域でできる限り長く自立した在宅生活を維持できるよう支援していくことも求められます。

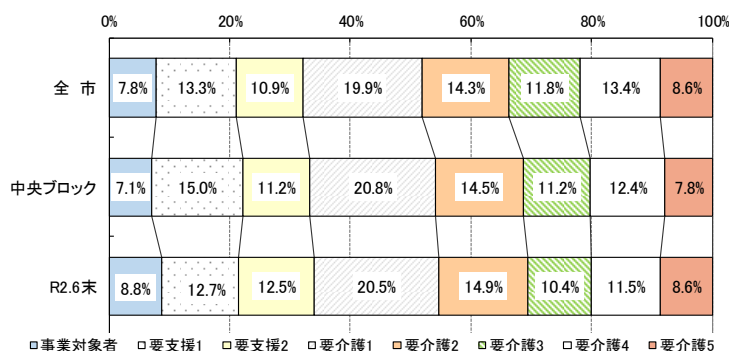
■人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	57,637 人	55,681 人
高齢者人口	18,364 人	18,111 人
高齢化率	31.9 %	32.5 %
75歳以上人口	10,378 人	10,655 人
75歳以上割合	18.0 %	19.1 %
85歳以上人口	4,020 人	4,094 人
85歳以上割合	7.0 %	7.4 %



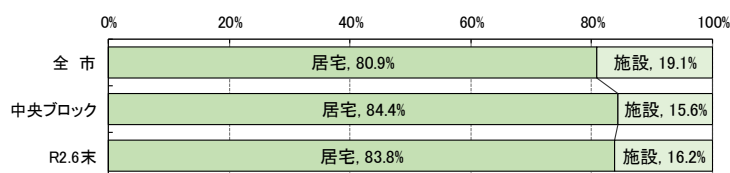
■認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	3,747 人	3,873 人
要支援1	522 人	625 人
要支援2	515 人	468 人
要介護1	843 人	867 人
要介護2	611 人	603 人
要介護3	429 人	466 人
要介護4	473 人	518 人
要介護5	354 人	326 人
事業対象者数	363 人	298 人



■介護保険サービス利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	2,554 人	2,596 人
施設サービス利用者	493 人	481 人
合計	3,047 人	3,077 人
利用者比率	81.3 %	79.4 %



■サービス種類別事業所数・定員・利用者数

サービス種別	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	22 か所	-	2,575 人
居宅サービス			
訪問介護	28 か所	-	1,036 人
訪問入浴介護	1 か所	-	40 人
訪問看護	22 か所	-	784 人
訪問リハ	7 か所	-	75 人
居宅療養管理指導	136 か所	-	1,254 人
通所介護	18 か所	626 人	1,251 人
通所リハ	5 か所	-	351 人
福祉用具貸与	4 か所	-	1,532 人
短期入所生活介護	7 か所	113 人	136 人
短期入所療養介護	2 か所	-	17 人
特定施設	5 か所	440 人	252 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 か所	-	10 人
夜間対応型訪問介護	1 か所	-	1 人
密着デイ	7 か所	82 人	226 人
認知デイ	0 か所	0 人	30 人
小規模多機能	4 か所	116 人	88 人
看護小規模多機能	1 か所	29 人	3 人
グループホーム	7 か所	72 人	126 人
密着特養	1 か所	25 人	18 人

施設種別	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	4 か所	244 人	275 人
介護老人保健施設	1 か所	80 人	188 人
介護医療院	1 か所	65 人	23 人

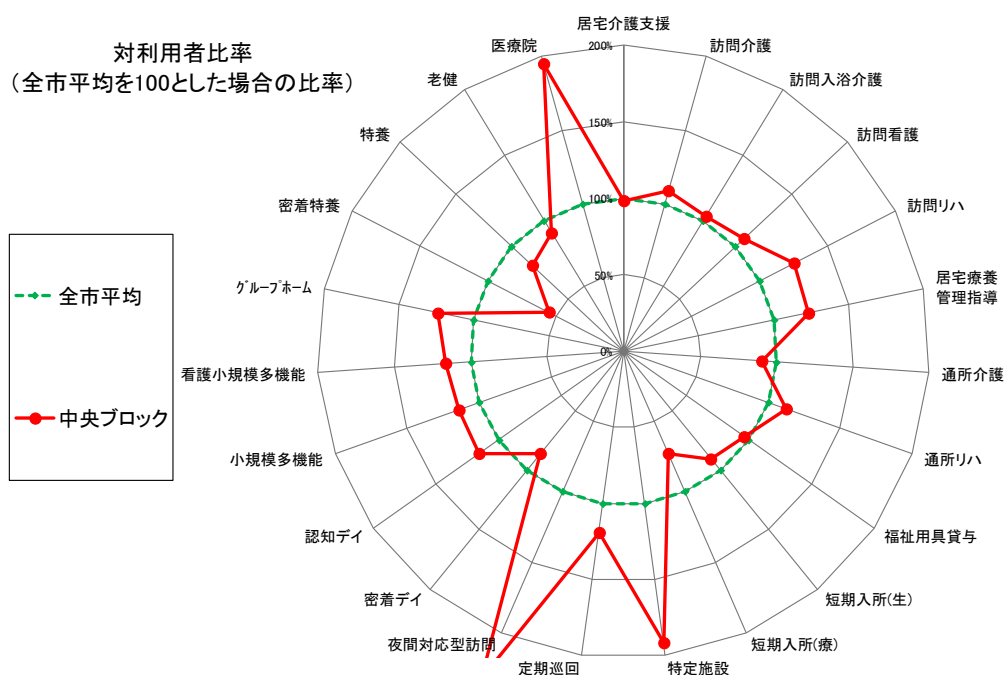
サービス種別	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	27 か所	-	376 人
訪問型サービスA	3 か所	-	3 人
通所介護相当サービス	23 か所	632 人	464 人
通所型サービスA	1 か所	7 人	6 人

※利用者数は当該ブロックに住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

施設種別	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	12 か所	607 人	515 人
サ高住	8 か所	226 人	185 人

※当該ブロックに住所を有する事業所の利用者数

対利用者比率
(全市平均を100とした場合の比率)



(2) 南ブロック

南ブロックは、上川淵・下川淵圏域、永明圏域、城南圏域の3つの日常生活圏域で構成されます。

県営・市営住宅等の住宅団地、JR前橋大島駅周辺の住宅地がある一方で、平坦な農地が広がっている地域でもあります。また、北関東自動車道や国道50号、JR両毛線等の基幹交通も通っていることから、工業団地や郊外型のショッピングモールも整備されています。また、上川淵圏域には、地域医療の拠点の一つである総合病院があるなど、医療機関の充実した地域です。

■ブロックの現状とニーズ

南ブロックは高齢者人口が最も多く、高齢化率は3年前と比較して0.6ポイント上昇しています。また、75歳以上人口が1,000人以上増加しています。

認定者数は3年前より増加し、総数は4,000人を超えています。内訳を見ると、事業対象者数は横ばいに推移しており、要支援2・要介護2の人数は減少傾向にあります。

サービス利用率は、居住系サービスや地域密着型特別養護老人ホーム、介護医療院の利用率が比較的低く、訪問リハビリテーションや短期入所療養介護、看護小規模多機能型居宅介護の利用率が高いことから、サービスを利用しながら在宅で生活を継続している人が多いと考えられます。

ニーズ調査の結果をみると、IADL(手段的日常生活動作能力)が低い人の割合や運動器機能にリスクを抱える人の割合が多くなっています。一方で、グループ活動は盛んな地域です。

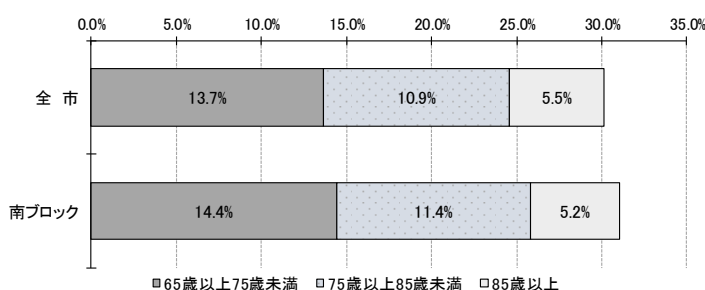
■ブロックの目指すべき方向性

グループ活動への参加意欲のある人が多いため、健康相談等から地域の通いの場への参加へつなげていけるよう支援し、介護予防活動を続けていくことが重要です。

また、在宅で生活する軽度者へ、リハビリテーションサービスや短期入所サービスといった居宅サービスを継続して提供し、住み慣れた地域での生活を維持できるよう支援していく必要があります。

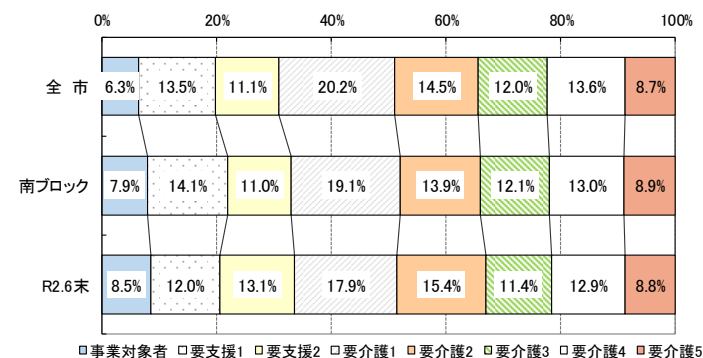
■人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	75,951 人	75,541 人
高齢者人口	23,069 人	23,443 人
高齢化率	30.4 %	31.0 %
75歳以上人口	11,383 人	12,562 人
75歳以上割合	15.0 %	16.6 %
85歳以上人口	3,641 人	3,962 人
85歳以上割合	4.8 %	5.2 %



■認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	3,801 人	4,088 人
要支援1	500 人	625 人
要支援2	543 人	488 人
要介護1	744 人	849 人
要介護2	639 人	617 人
要介護3	475 人	536 人
要介護4	536 人	577 人
要介護5	364 人	396 人
事業対象者数	353 人	352 人



■介護保険サービス利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	2,437 人	2,628 人
施設サービス利用者	659 人	641 人
合計	3,096 人	3,269 人
利用者比率	81.5 %	80.0 %

0%	20%	40%	60%	80%	100%
全 市	居宅, 80.9% 施設, 19.1%				
南ブロック	居宅, 80.4% 施設, 19.6%				
R2.6末	居宅, 78.7% 施設, 21.3%				

■サービス種類別事業所数・定員・利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	31 か所	-	2,872 人
居宅サービス			
訪問介護	22 か所	-	892 人
訪問入浴介護	0 か所	-	38 人
訪問看護	23 か所	-	734 人
訪問リハ	11 か所	-	97 人
居宅療養管理指導	83 か所	-	973 人
通所介護	27 か所	983 人	1,348 人
通所リハ	8 か所	-	325 人
福祉用具貸与	5 か所	-	1,766 人
短期入所生活介護	7 か所	71 人	158 人
短期入所療養介護	4 か所	-	41 人
特定施設	2 か所	100 人	90 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 か所	-	1 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	15 か所	226 人	364 人
認知デイ	0 か所	0 人	13 人
小規模多機能	3 か所	83 人	61 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	4 人
グループホーム	10 か所	117 人	90 人
密着特養	1 か所	20 人	22 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	9 か所	465 人	395 人
介護老人保健施設	4 か所	295 人	224 人
介護医療院	0 か所	0 人	7 人

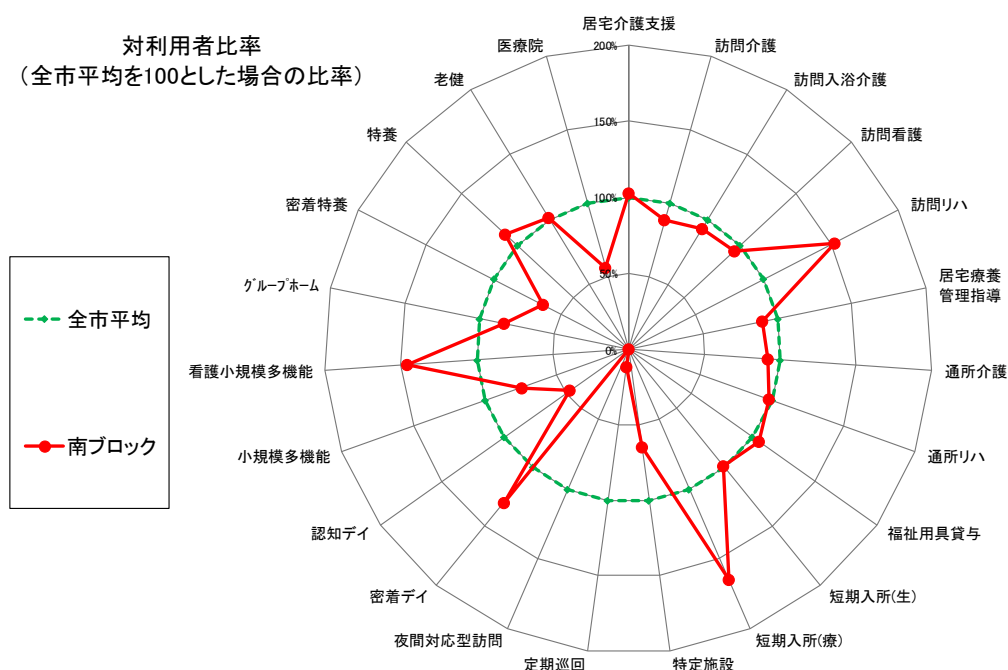
主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	19 か所	-	279 人
訪問型サービスA	0 か所	-	2 人
通所介護相当サービス	37 か所	1,080 人	523 人
通所型サービスA	3 か所	63 人	71 人

※利用者数は当該ブロックに住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	23 か所	766 人	703 人
サ高住	1 か所	50 人	48 人

※当該ブロックに住所を有する事業所の利用者数

対利用者比率
(全市平均を100とした場合の比率)



(3) 北ブロック

北ブロックは、芳賀圏域、南橘圏域、富士見圏域の3つの日常生活圏域で構成されます。

住宅団地や工業団地がある一方で、国道17号、上武道路等の幹線道路も通っており、県総合スポーツセンター、群馬大学共同教育学部の施設等も整備されています。また、嶺公園や赤城山の山林等、豊かな自然環境に囲まれた地域です。加えて、令和5年には新たな道の駅が開設される等、貴重な文化財や自然を活かした観光名所となっています。

■ブロックの現状とニーズ

北ブロックの高齢化率は30.3%と本市の平均値と同程度ですが、3年前と比較して1.2ポイント上昇しています。

認定者数は、要介護5の人数が僅かに減少したことを除き、どの介護度も人数が増加しており、地域全体で高齢化に伴う重度化が進んでいると考えられます。また、他の地区と比較して事業対象者の構成比が多い傾向があります。

サービス利用率をみると、居宅サービスや施設サービスの多くは市平均と同程度に利用されており、特に地域密着型特別養護老人ホームの利用率が高い傾向があります。また、特定施設入居者生活介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型通所介護の利用率が低くなっています。

ニーズ調査の結果からは、経済的に苦しいと感じている人の割合が高い一方で、認知機能に不安がある人の割合は他の地区と比較して低くなっています。

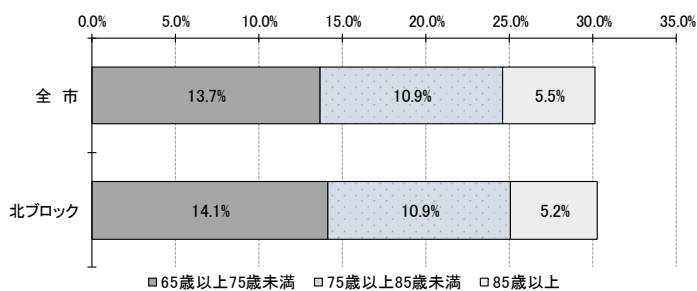
■ブロックの課題・目指すべき方向性

高齢化の進行と認定者の増加が見られることから、早期からの介護予防活動や運動機能の改善に取り組むことによって、重度化防止を図ることが重要です。

また、サービス利用は、一部を除き全市平均的な割合で使用されていますが、今後増加する認定者に備え、整備率の低い地域へのサービス基盤整備や既存サービスの周知を進めることも必要です。

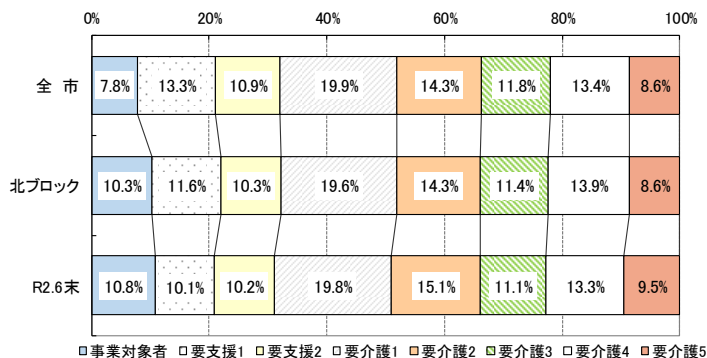
■人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	70,911 人	70,059 人
高齢者人口	20,615 人	21,194 人
高齢化率	29.1 %	30.3 %
75歳以上人口	10,310 人	11,301 人
75歳以上割合	14.5 %	16.1 %
85歳以上人口	3,288 人	3,636 人
85歳以上割合	4.6 %	5.2 %



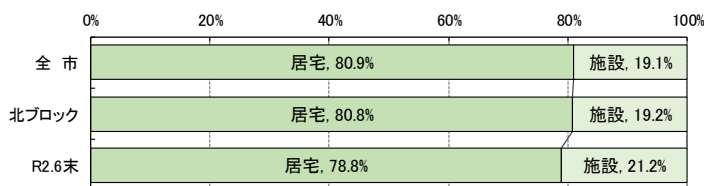
■認定者数・事業対象者数の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	3,153 人	3,463 人
要支援1	358 人	448 人
要支援2	359 人	398 人
要介護1	701 人	757 人
要介護2	535 人	552 人
要介護3	393 人	440 人
要介護4	470 人	536 人
要介護5	337 人	332 人
事業対象者数	380 人	399 人



■介護保険サービス利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	2,070 人	2,254 人
施設サービス利用者	556 人	535 人
合計	2,626 人	2,789 人
利用者比率	83.3 %	80.5 %



■サービス種類別事業所数・定員・利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	25 か所	-	2,489 人
居宅サービス			
訪問介護	23 か所	-	1,010 人
訪問入浴介護	2 か所	-	37 人
訪問看護	19 か所	-	657 人
訪問リハ	2 か所	-	26 人
居宅療養管理指導	75 か所	-	912 人
通所介護	42 か所	1,184 人	1,422 人
通所リハ	4 か所	-	287 人
福祉用具貸与	2 か所	-	1,485 人
短期入所生活介護	5 か所	72 人	124 人
短期入所療養介護	2 か所	-	15 人
特定施設	0 か所	0 人	56 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	1 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	1 人
密着デイ	9 か所	114 人	173 人
認知デイ	2 か所	22 人	19 人
小規模多機能	4 か所	116 人	83 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	1 人
グループホーム	10 か所	126 人	87 人
密着特養	3 か所	60 人	55 人

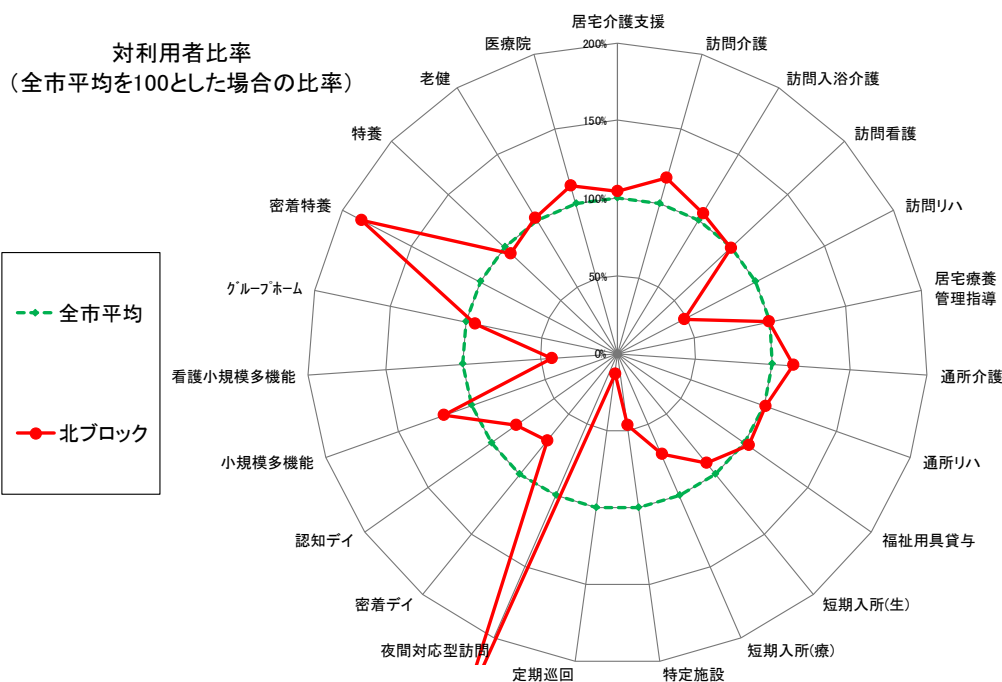
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	5 か所	298 人	288 人
介護老人保健施設	2 か所	180 人	192 人
介護医療院	0 か所	0 人	12 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	22 か所	-	254 人
訪問型サービスA	2 か所	-	5 人
通所介護相当サービス	41 か所	1,056 人	499 人
通所型サービスA	3 か所	51 人	16 人

※利用者数は当該ブロックに住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	25 か所	581 人	506 人
サ高住	8 か所	266 人	208 人

※当該ブロックに住所を有する事業所の利用者数



(4) 東ブロック

東ブロックは、桂萱圏域、大胡圏域、宮城圏域、粕川圏域の4つの日常生活圏域で構成されます。

住宅団地や宅地、教育施設が整備されている一方で、農地が広がる地域です。大胡ぐりんふらわー牧場や薬師沼公園、赤城南面千本桜、ぐんまフラワーパーク、不動大滝等の自然に親しめる観光資源や大胡城跡、膳城跡、滝沢不動尊等の史跡・名勝も多くある地域です。

■ブロックの現状とニーズ

東ブロックの高齢化率は31.4%であり、3年前に比べると1.4ポイント上昇していることから、高齢化の進行が速いことがわかります。

認定者数の構成比では、事業対象者が5.5%と他の地区と比較し最も低い割合となっている一方で、要介護3以上の中重度者は35.9%と高い割合を占めています。

サービスの利用率をみると、看護小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、特別養護老人ホームの利用率が高い傾向があります。その一方で、大胡、宮城、粕川圏域では小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護の整備率が他の地区よりも少なくなっています。

ニーズ調査の結果からは、夫婦のみの世帯割合が高い傾向があります。また、咀嚼機能が低下している人が多く、自分の歯が20本以上ある人の割合も低くなっています。特に大胡・粕川圏域では、IADLが低く認知機能のリスクも高いという特徴があります。

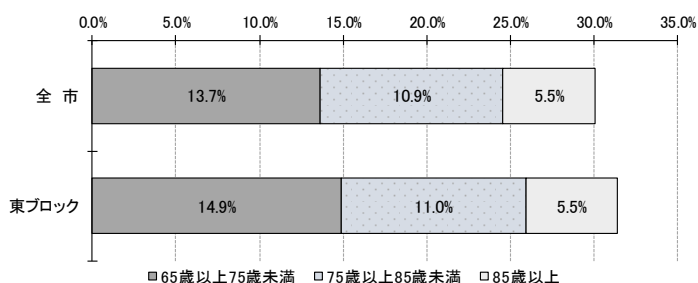
■ブロックの課題・目指すべき方向性

高齢者のみの世帯が多いことから、今後も住み慣れた地域で生活できるように、地域密着型サービスの拠点を整備し、サービス利用の選択肢を増やしていく必要があります。

また、咀嚼機能、認知機能又はIADLの向上のため、地域の介護予防教室やイベント等の周知を行い、住民の介護予防への関心を高めていくことも重要です。

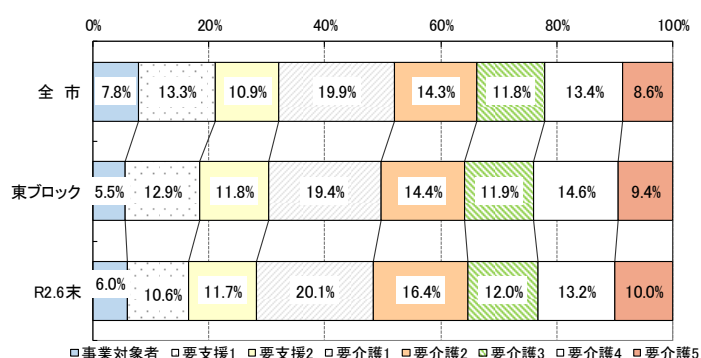
■人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	64,740 人	62,962 人
高齢者人口	19,426 人	19,801 人
高齢化率	30.0 %	31.4 %
75歳以上人口	9,661 人	10,417 人
75歳以上割合	14.9 %	16.5 %
85歳以上人口	3,337 人	3,475 人
85歳以上割合	5.2 %	5.5 %



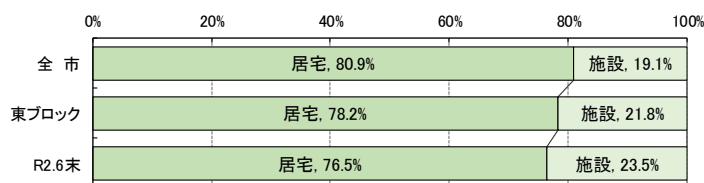
■認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	3,358 人	3,555 人
要支援1	377 人	487 人
要支援2	417 人	445 人
要介護1	719 人	729 人
要介護2	587 人	543 人
要介護3	428 人	448 人
要介護4	473 人	551 人
要介護5	357 人	352 人
事業対象者数	213 人	208 人



■介護保険サービス利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	2,078 人	2,162 人
施設サービス利用者	639 人	602 人
合計	2,717 人	2,764 人
利用者比率	80.9 %	77.7 %



■サービス種類別事業所数・定員・利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	20 か所	-	2,335 人
居宅サービス			
訪問介護	19 か所	-	784 人
訪問入浴介護	1 か所	-	28 人
訪問看護	15 か所	-	661 人
訪問リハ	2 か所	-	26 人
居宅療養管理指導	68 か所	-	769 人
通所介護	29 か所	921 人	1,306 人
通所リハ	2 か所	-	150 人
福祉用具貸与	2 か所	-	1,411 人
短期入所生活介護	9 か所	65 人	154 人
短期入所療養介護	1 か所	-	23 人
特定施設	4 か所	250 人	99 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	12 か所	174 人	326 人
認知デイ	3 か所	45 人	45 人
小規模多機能	2 か所	54 人	35 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	4 人
グループホーム	5 か所	63 人	71 人
密着特養	1 か所	20 人	27 人

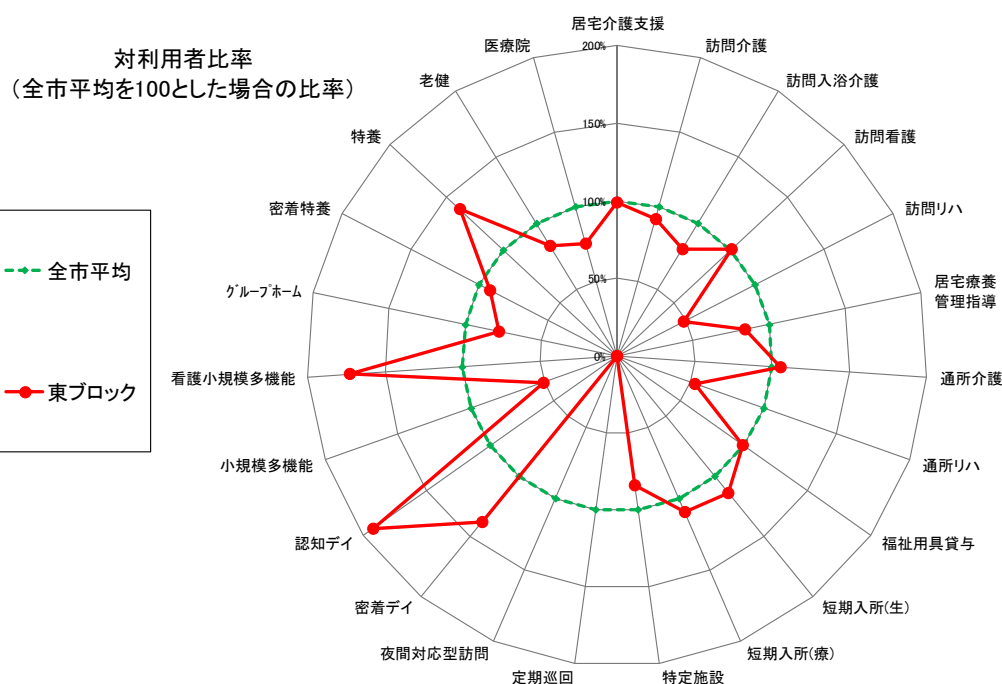
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	8 か所	517 人	420 人
介護老人保健施設	1 か所	80 人	155 人
介護医療院	0 か所	0 人	8 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	19 か所	-	199 人
訪問型サービスA	1 か所	-	1 人
通所介護相当サービス	37 か所	982 人	449 人
通所型サービスA	2 か所	40 人	19 人

※利用者数は当該ブロックに住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	29 か所	857 人	720 人
サ高住	4 か所	91 人	78 人

※当該ブロックに住所を有する事業所の利用者数



(5) 西ブロック

西ブロックは、東圏域、元総社・総社・清里圏域の2つの日常生活圏域で構成されます。

JR新前橋駅・群馬総社駅、関越自動車道前橋インターチェンジがあり、交通の利便性の高い地域です。また、南側には市街化地区や大利根団地等の住宅団地があり、西側には工業団地が整備される一方で、総社二子山古墳をはじめとする歴史資源や自然が残る地域となっています。

■ブロックの現状とニーズ

西ブロックは、高齢化率が25.6%と本市の中で最も低く、高齢化の進行も他の地区と比較して緩やかです。

認定者は2,898人で、3年前からは増加しているものの、市内で最も認定率の低い地区となっています。3年前は事業対象者が10.3%と高い割合でしたが、令和5年度には8.3%と減少しています。一方で要介護3・4の人の割合は微増しています。

サービスの利用率は、ブロック内に市内3事業所のうち1事業所がある定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用率が高い傾向があります。また、小規模多機能型居宅介護と通所リハビリテーションの利用率も高くなっています。

ニーズ調査の結果では、東圏域では、地域活動が活発で、閉じこもりリスクや認知機能リスクが低く、主観的幸福感が高くなっています。元総社・総社・清里圏域では単身世帯が多く、経済的に苦しいと感じている人が多いことに加え、認知機能に不安を抱える人の割合が高いという特徴があります。

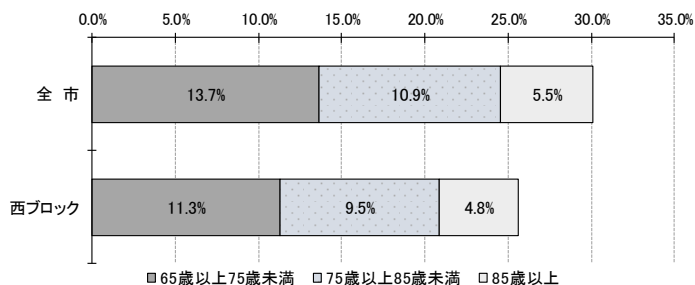
■ブロックの課題・目指すべき方向性

他のブロックと比較して元気な高齢者が多いことから、ボランティア活動などの地域活動を勧奨しながら、住民同士の支え合いにつながるように支援していきます。

また、地域包括支援センターの認知度が低いことから、総合相談を希望する人やサービスを受けたい人へ周知を進めていく必要があります。

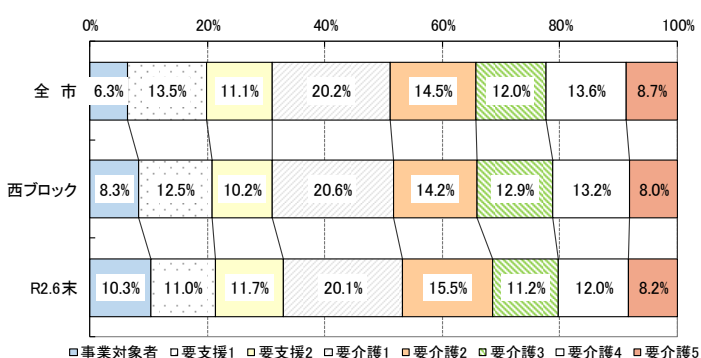
■人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	66,346 人	65,972 人
高齢者人口	16,642 人	16,918 人
高齢化率	25.1 %	25.6 %
75歳以上人口	8,762 人	9,447 人
75歳以上割合	13.2 %	14.3 %
85歳以上人口	2,825 人	3,153 人
85歳以上割合	4.3 %	4.8 %



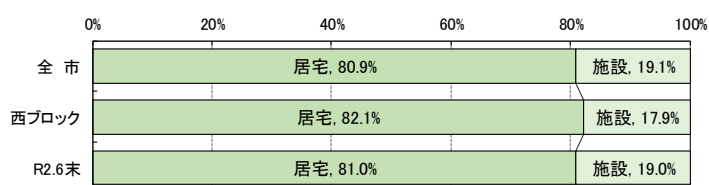
■認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	2,762 人	2,898 人
要支援1	338 人	396 人
要支援2	361 人	323 人
要介護1	620 人	650 人
要介護2	476 人	450 人
要介護3	344 人	407 人
要介護4	370 人	418 人
要介護5	253 人	254 人
事業対象者数	317 人	261 人



■介護保険サービス利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	1,842 人	1,950 人
施設サービス利用者	433 人	424 人
合計	2,275 人	2,374 人
利用者比率	82.4 %	81.9 %



■サービス種類別事業所数・定員・利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	24 か所	-	1,961 人
居宅サービス			
訪問介護	12 か所	-	710 人
訪問入浴介護	1 か所	-	37 人
訪問看護	33 か所	-	546 人
訪問リハ	9 か所	-	55 人
居宅療養管理指導	84 か所	-	821 人
通所介護	23 か所	761 人	1,098 人
通所リハ	7 か所	-	342 人
福祉用具貸与	7 か所	-	1,201 人
短期入所生活介護	6 か所	94 人	129 人
短期入所療養介護	5 か所	-	13 人
特定施設	3 か所	150 人	115 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 か所	-	27 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	9 か所	122 人	138 人
認知デイ	1 か所	3 人	14 人
小規模多機能	5 か所	130 人	91 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	7 か所	117 人	99 人
密着特養	2 か所	30 人	30 人

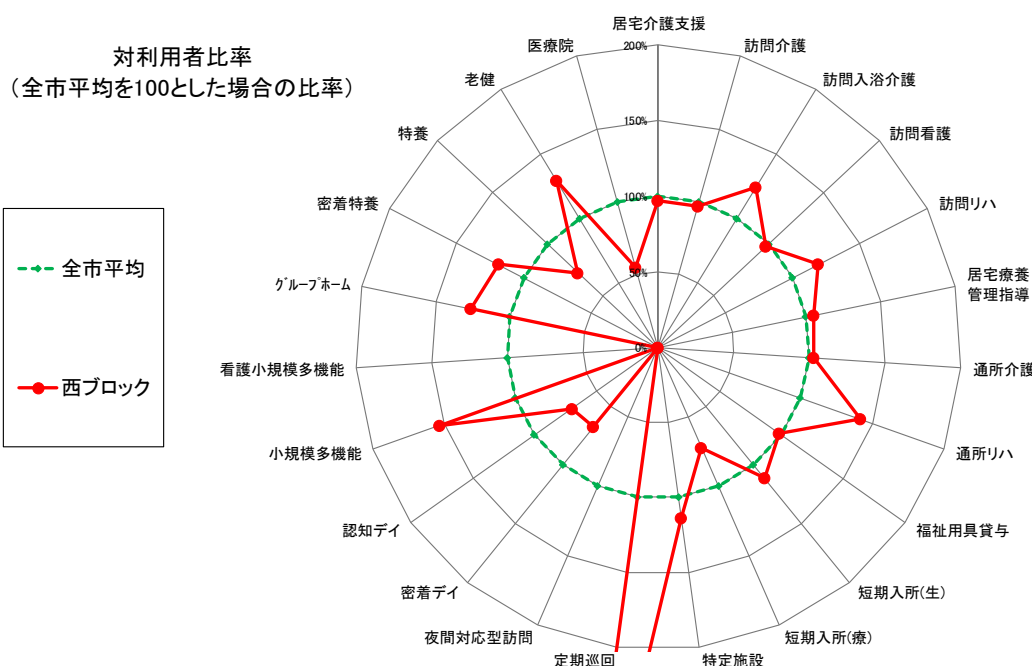
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	4 か所	280 人	188 人
介護老人保健施設	5 か所	370 人	206 人
介護医療院	0 か所	0 人	5 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	9 か所	-	216 人
訪問型サービスA	1 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	26 か所	714 人	298 人
通所型サービスA	2 か所	35 人	20 人

※利用者数は当該ブロックに住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	11 か所	404 人	374 人
サ高住	9 か所	333 人	311 人

※当該ブロックに住所を有する事業所の利用者数



第3章 第8期まえばしスマイルプランの評価

図表3-1: 第8期計画の評価

・ 第8期計画の目標

目標Ⅰ	地域における連携強化
周囲とのつながりの弱い高齢者をはじめとする市民やその家族を地域全体で支えるため、地域における関係機関や多職種、住民間の一層の連携強化を目指します。	
目標Ⅱ	高齢者を支える生活支援体制の構築
地域住民が互いに尊重し合いながら、社会参加・共生する地域社会の実現に向けて、地域の多様な主体による支え合いに向けた取組を一層推進するほか、権利擁護、自然災害や感染症対策に係る体制を整備します。	
目標Ⅲ	介護予防・健康づくりの推進
身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及・啓発を進めるとともに、高齢者の生きがい活動・社会参加を促進します。また、高齢者の健康づくりに関係部門と連携して取り組みます。	
目標Ⅳ	認知症高齢者支援の充実
認知症の発症予防・進行抑制とともに、認知症になっても本人やその家族が地域とともに安心して暮らせる社会に向けた支援を充実させます。	
目標Ⅴ	サービスの充実と暮らしの基盤の整備
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護保険サービスと高齢者福祉サービスを充実させるとともに、高齢者向け住まいを計画的に整備していきます。また、幅広い分野での人材確保及び育成を国・県と連携して進めます。	
目標Ⅵ	安定した介護保険制度の運営
情報分析に基づく給付適正化を実施し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を促すことで、効率的かつ安定的な介護保険事業の運営を目指します。	

・ 指標(※1)の評価方法

評価	一次評価(増減に対する達成度)			二次評価(担当)
	R3	R4	R5	R3～R5
A 順調に進んでいる	30%	60%	90%	 一次評価に基づき、各事情(※2)を考慮して二次評価を実施(※3)
B 概ね順調に進んでいる	20%	45%	75%	
C 少し遅れている	15%	30%	45%	
D 遅れている	0%	0%	0%	

※1)各目標の達成状況を測るために設定した項目(主に各目標内に記載の目標値のあるもの)

※2)(例)新型コロナウイルス感染拡大等により予定事業が実施できなかったものの、代替事業を実施するなどして目標に向けて前進したと評価したもの。

(例)目標に達したものの新たな課題が出てきたもの 等

※3)目標値が無い指標、令和2年度実績の無い指標は二次評価のみ。

1 目標Ⅰ 地域における連携強化

1) 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化

高齢者やその家族を地域全体で支えるため、地域の関係機関や多職種との連携を強化し、相談・見守り体制の充実を図りました。

まず、地域包括支援センターの機能強化に向け、幅広い分野の研修会等への積極的な参加によるスキルアップとともに、センター間や関係機関との意見交換等による連携強化と対応の平準化を図りました。また、地域包括支援センターの認知度向上のため、地域の会議やサロン（高齢者の集いの場）、イベント等に出向き、地域包括支援センターの周知と地域とのネットワーク構築を図りました。さらに、令和4年7月設置の認知症伴走型支援拠点「ibasho」での出張相談会をはじめ、地域に出向いての相談会を開催しました。

しかし、年々相談件数が増加し、複合的な問題を抱える事案も増えている一方で、地域包括支援センターの認知度は計画どおり伸びていません。

次に、地域ケア会議による多職種や地域との連携推進では、地域課題検討会議を試行的に開催し、地域課題の整理及び解決策の検討を行いました。また、地域包括支援センター内に地域ケア会議部会を新設し、各地域包括支援センターから抽出された地域課題の整理や地域ケア推進会議への提起方法などの検討を行いました。しかし、地域課題の整理から解決に向けた対応の流れが明確でないため、地域ケア会議の機能を十分に活かしていない点も見られます。

その他、自立支援型地域ケア個別会議では、専門職からの助言や個別課題から抽出された地域課題等をまとめ、介護支援専門員や各専門職等への情報共有を図りました。

図表3-2: 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化の実績・評価

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
地域包括支援センターの 相談対応案件数 (件/年)	目標	—	7,200	7,250	7,250	B
	実績	7,011	6,675	7,246	8,000	
地域包括支援センターの 認知度 (%)	目標	—	40	45	50	B
	実績	—	33	33.4	—	
地域ケア会議において 明確化された地域課題数 (件/年)	目標	—	5	5	5	C
	実績	1	3	3	3	

2) 医療と介護の連携強化

高齢化が進展し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、医療・介護関係者等との連携・協働を図りました。

まず、在宅医療・介護連携支援体制の充実に向け、「おうちで療養相談センターまえばし」のパンフレットを新たに作成し、介護支援専門員の全体研修会や医療介護関係者が集まる会議等で、多くの職種に対して周知を行いました。また、介護支援専門員を対象に「在宅医療・介護連携に関するアンケート」を実施し、「おうちで療養相談センターまえばし」への相談状況等を確認しました。結果、医師やMSW、病院連携室等の専門職からの新規相談件数は減少し、課題は残るものの、介護支援専門員からの相談は増加したため目標値を達成することができました。

次に、認知症に関する取組の強化に向け、認知症の人の早期発見・早期支援を行う認知症初期集中支援チームの周知強化のため、前橋市医師会や地域包括支援センターの管理者会議、介護支援専門員研修会等で案内チラシを配布しました。支援チーム依頼件数全体に占める、医師からの依頼件数割合は年々増加していますが、支援チームに依頼する医師は固定化しています。また、関係者からの聞き取りにより、周知方法を見直す必要があることが分かりました。その他、効果的な支援につながるよう、支援チーム員と地域包括支援センター職員の連携強化も求められます。

また、看取りに関する取組の強化に向け、市民と専門職の他、学生や地域包括支援センター職員、民生委員を対象に「私の人生ノート」に関する講習会を実施しました。オンラインによる参加もできるよ

うにし、市社会福祉協議会と連携し、サロンを活用した講習会を開催しました。その結果、受講者数を増やすことができましたが、目標値には到達しなかったため、開催方法の工夫や対象者の拡大などの対策を引き続き検討する必要があります。

図表3-3: 医療と介護の連携強化の実績・評価

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
おうちで療養相談センター まえばしへ初めて相談した 専門職の人数 (人/年)	目標	—	25	25	25	A
	実績	60	77	53	50	
認知症初期集中チームへの 医療・介護関係者からの依 頼件数 (件/年)	目標	—	12	13	14	A
	実績	15	15	16	16	
ACPと私の人生ノートに関す る講習会の受講者数 (人)	目標	—	150	200	250	B
	実績	13	65	234	150	

3) 目標 I のまとめ

地域包括支援センターの機能強化については、相談件数の増加、相談内容の複雑化、地域の高齢者相談窓口としての認知度の向上が課題となっています。今後も業務を行う中で課題を発見し、改善していくという流れを継続的に行うことで、地域住民との信頼関係がさらに深まるものと考えます。

地域ケア会議による多職種や地域との連携推進では、地域課題の整理から解決に向けた対応の流れの明確化に取り組んでいます。引き続き、地域ケア会議を実施しながら、評価・改善を繰り返すことで、地域課題の解決のサイクルを創出できるものと考えます。

医療と介護の連携強化については、目標を達成できなかった項目がありましたが、事業評価で洗い出した課題を解決しながら、引き続き、医療と介護を抱える高齢者が住み慣れた場所で生活し続けられる地域を目指していきます。

認知症に関する取組の強化については、認知症初期集中支援チームにより早期発見・早期対応を図っていますが、医療・介護関係者からの依頼件数が伸び悩んでいます。原因を把握し、今後も取組内容の評価・改善を繰り返すことが重要と考えます。

看取りに関する取組の強化については、看取り自体が今後も増加すると予想されることから、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する知識のさらなる普及が求められます。

2 目標Ⅱ 高齢者を支える生活支援体制の構築

1) 地域の多様な主体による支え合いづくりの推進

地域の多様な主体で支え合える体制を目指す生活支援体制整備事業では、自治会単位での町社協設立に向け、市社会福祉協議会や地域包括支援センター等と協力し、地区別に年度ごとに目標設定を行い、各種団体や各地区自治会連合会への事業説明等を行いました。しかし、各地域で実情が異なることから、活動の方向性や進捗に差が出ています。

図表3-4: 地域の多様な主体による支え合いづくりの推進の実績・評価

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
町社協設立モデル事業の 累計申請数	(件) 目標	—	40	—	—	D
	実績	20	35	—	—	
支え合い活動助成金の累計申請数	(件) 目標	—	—	50	60	—
	実績	—	—	—	—	
地域資源情報の累計把握数	(件) 目標	—	740	760	780	C
	実績	715	695	711	725	

2) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくり

高齢者が尊厳のある自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスに関する情報提供・相談機能の強化の他、権利擁護に関する取組を行いました。

まず、成年後見制度の利用促進では、令和3年設置の中核機関「あんしんサポートまえばし」や本市で実施している成年後見制度の利用相談・支援体制の周知を進めました。その結果、地域包括支援センターでの相談件数は増加しましたが、中核機関との連携は十分とは言えません。

次に、高齢者虐待への対応では、虐待の未然防止や早期通報のため、市民生委員・児童委員連絡協議会地区会長会議等を通じて地域包括支援センターの業務内容を説明しました。一方で、虐待の事実を把握するまでに時間を要する事例や高齢者虐待防止法適用外の事例が増えています。また、地域包括支援センターにおける対応内容に格差が生じないよう、対応力の標準化も求められます。

図表3-5: 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくりの実績・評価

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
地域包括支援センターにおける 成年後見制度に関する延べ相談件数	(件/年) 目標	—	130	140	150	A
	実績	138	211	209	240	
成年後見制度 市長申立て相談件数	(件/年) 目標	—	6	7	8	A
	実績	8	27	21	22	
認知症高齢者等成年後見制度利用助成事業 後見人等の報酬費用の申請件数	(件/年) 目標	—	20	20	22	B
	実績	15	26	16	19	
地域包括支援センターにおける高齢者虐待に 関する延べ相談件数	(件/年) 目標	—	1,600	1,700	1,800	B
	実績	2,161	2,407	2,018	1,620	
高齢者虐待に関する通報件数	(件/年) 目標	—	85	90	90	B
	実績	85	72	81	75	

3) 目標Ⅱのまとめ

生活支援体制整備では、地域の実情の違い等により全体的に少し進捗は遅れていますが、市社会福祉協議会や地域包括支援センターとの協力体制が整備されていますので、地域の関係者と十分に連携しながら、粘り強く取り組み続けることが重要です。成年後見制度の利用促進では、複合的な事案への対応、包括的な支援体制の構築、周知不足などの課題解決に向けて、連携の強化や周知の充実に注力する必要があります。高齢者虐待防止では、今後も未然防止と早期発見のための具体的な取組を行う中で、課題を発見し、改善するという流れを継続的に行っていくことが重要です。

3 目標Ⅲ 介護予防・健康づくりの推進

1) 介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」）を実施し、要支援状態からの自立や重度化の予防を目指したサービスの提供を行いました。

まず、介護予防・生活支援サービス事業として、訪問型サービス、通所型サービス、配食サービスを提供しましたが、訪問型サービスAでは、サービス内容の制限により、介護予防訪問介護相当サービスへの切り替えを選ぶ利用者がいることから、利用者が減少しています。また、配食サービスでも、対象者の見直しや物価高騰の影響により、利用回数の減少が見られます。

次に、介護予防事業の対象者の把握のため、ひとり暮らし高齢者調査において、調査結果のうち介護予防が必要な対象者を抽出し、専門職による個別の健康訪問相談を実施しましたが、目標には達していません。

さらに、介護予防の普及啓発のために、ピンシャン！元気体操教室や健康教室、健康相談を実施しました。これまで全6コースとしていた一般介護予防教室は、令和5年度から「シニア元気アップ教室」として、1つに統合して取り組んでいます。体操教室の参加者数は計画値を大幅に上回っている一方で、感染症対策のために対面教室の定員数に上限があることが課題となっています。また、健康教室や一般介護予防教室等ではリピーターが多いため、新規参加者を増やすための取組が必要です。

地域介護予防活動支援事業では、ピンシャン体操クラブの設立支援やはつらつかフェの新規登録による通いの場の拡大、また、介護予防サポーターの育成及び認知症サポーターの養成に取り組みました。概ね計画どおり進めていますが、ピンシャン体操クラブの担い手不足が課題となっています。

その他、地域リハビリテーション活動支援事業では、リハビリ専門職による住民主体で運営される通いの場等への派遣の他、介護予防サポーター養成研修等をオンラインで実施し、概ね目標としていた対象者数に対して支援を行いました。また、地域にリハビリ専門職を派遣している支援施設に対するアンケートの他、市民向けに事業を普及啓発する冊子を作成しました。今後、より多くの対象者に関わるためには、事業の効率化を進めていく必要があります。

図表3-6: 介護予防の推進の実績・評価

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

指標		第7期	第8期				評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)		
訪問型サービス							
訪問型サービスA 利用者数 (人/月)	目標	—	35	41	47	D	
	実績	30	22	17	12		
	訪問型サービスC 利用者数 (人/年)	目標	—	5	5	A	
		実績	7	11	10		8
通所型サービス							
通所型サービスA 利用者数 (人/月)	目標	—	180	180	180	C	
	実績	145	124	125	135		
通所型サービスC 参加実数 (人/年)	目標	—	96	120	132	B	
	実績	40	38	48	45		
その他の生活支援サービス(配食サービス)							
実利用者数 (人/年)	目標	—	520	530	530	D	
	実績	503	477	414	359		

(2) 一般介護予防事業(介護予防把握事業)

指標		第7期	第8期			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	評価
介護予防事業の対象者の把握数 (人/年)	目標	—	3,500	3,722	3,747	D
	実績	—	172	47	52	

※実績値は、R3:ピンシャン！元気体操教室参加者に健康に関するアンケート調査の実施数。R4:ひとり暮らし高齢者調査の結果から、「相談相手がいない」「健康に関する不安がある」人を個別訪問した人数。R5:老人福祉センターで実施した歩行測定会の結果からフレイルの傾向のある人へ個別に健康相談をした人数。

(3) 一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)

指標			第7期	第8期			評価
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
ピンシャン！元気体操教室							
延べ参加者数	(人/年)	目標	—	30,000	30,000	50,000	A
		実績	26,188	34,346	60,477	68,700	
高齢者健康教育(教室)							
市主催・老セン:延べ利用者数	(人/年)	目標	—	3,700	3,700	5,000	A
		実績	2,076	3,126	6,323	6,744	
高齢者健康相談							
市主催・老セン:延べ利用者数	(人/年)	目標	—	9,000	9,000	9,000	D
		実績	5,534	4,973	5,433	3,474	
一般介護予防教室							
参加者数	(人/年)	目標	—	1,000	1,000	1,500	D
		実績	456	575	710	500	

(4) 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)

指標		第7期	第8期				評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)		
ピンシャン体操クラブ							
体操クラブ活動数	(クラブ)	目標	—	70	73	76	C
		実績	67	66	64	65	
はつらつかフェ							
はつらつかカフェ設置数	(か所)	目標	—	27	28	29	A
		実績	26	26	31	32	
介護予防サポーター育成							
介護予防サポーター活動者数	(人/年)	目標	—	750	800	850	D
		実績	774	736	738	685	
認知症サポーター養成							
認知症サポーター養成数	(人/年)	目標	—	800	900	1,000	A
		実績	909	1,314	1,357	1,200	
介護予防活動ポイント制度							
活動ポイント数(活動数)	(ポイント)	目標	—	4,400	6,600	11,000	A
		実績	2,713	4,429	10,223	15,000	

(5) 一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)

指標			第7期	第8期			評価
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
地域ケア会議・通いの場でリハビリ専門職が関わった対象者数	(人/年)	目標	—	350	600	880	B
		実績	307	408	873	812	

2) いきがい活動・社会参加の促進

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者が地域の中でいきいきと過ごせるように、高齢者の社会活動の促進を図りました。

まず、介護予防活動ポイント制度の活動者数の増加を促進するため、介護予防活動ポイント登録研修を実施し、さらに、担い手不足の課題を関係機関と連携して対策を検討し、目標値を達成しました。

次に、高齢者の集う居場所づくりのため、ピンシャン元気ひろばの推進や、男性を中心とした体操クラブの立ち上げ支援、また、ピンシャン体操クラブの担い手情報交換会への参加勧奨を行いました。

また、認知症カフェについて、市ホームページや広報により周知を行ったほか、ドラッグストアの利用の開始やNPO法人の活動拡大等により認知症カフェを新規登録しました。参加者数は3年前と比べて増加していますが、目標値には達していません。

その他、はつらつかカフェの設置箇所の地域偏在の解消と、コロナ禍以降、再開できていない法人への働きかけや、ピンシャン体操クラブの担い手不足が課題となっています。また、会場への通いやすさの改善や新規参加者を増やすことも重要です。

図表3-7:いきがい活動・社会参加の促進の実績・評価

(1) 有償ポイント(介護予防活動ポイント制度)

指標		第7期	第8期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	評価	
介護予防活動ポイント交換者 (活動者数)	(人/年)	目標	—	140	210	350	A
		実績	177	208	312	500	

(2) 人が集う居場所づくり(通いの場設置数・活動者数)

指標			第7期	第8期			評価
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
はつらつかフェ設置数	(か所)	目標	—	27	28	29	A
		実績	26	26	31	32	
体操クラブ活動数	(クラブ)	目標	—	70	73	76	C
		実績	67	66	64	65	
認知症カフェ(はつらつかフェ含む) 延べ参加者数	(人/年)	目標	—	1,000	2,500	6,000	C
		実績	1,203	1,848	3,254	4,000	
その他の住民主体の通いの場の把握数	(か所)	目標	—	30	45	60	D
		実績	0	20	16	20	
老人福祉センター利用者満足度	(%)	目標	—	93	94	95	A
		実績	95	91	94	95	

3) 高齢者の健康づくり

介護予防と保健事業の担当部門で連携し、国保データベースシステムの分析結果から、ハイリスクアプローチとして、低栄養リスクのある高齢者が多い圏域への訪問指導を行いました。また、ポピュレーションアプローチとして、専門職がふれあい・いきいきサロンに出向き、フレイル予防教室の実施やフレイルの傾向がある人の把握等を行いました。しかし、関わることでできた高齢者数は、目標に達していません。

訪問指導の受入れやサロンの教室へ2日間にわたり参加することが困難な場合に、対象者の把握が難しい等の課題があります。今後は、事業内容の見直しとともに、周知活動を進めていく必要があります。

図表3-8: 高齢者の健康づくりの実績・評価

指標		第7期	第8期			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	評価
①ハイリスクアプローチ: 圏域ごと1～2人	(人/年)	目標	110	145	200	C
②ポピュレーションアプローチ: 1 圏域20人		実績	87	69	100	

4) 目標Ⅲのまとめ

法人主体のはつらつかフェやオンライン参加を併用したピンシャン！元気体操教室は、コロナ禍であっても設置数や参加者が増え、順調に事業を進められました。また、市民が主体となる介護予防活動も毎年活動数を拡大しています。

一方で、高齢者の健康づくりでは、訪問指導の実施や2日間の教室への参加が困難なことから、目標の人数に達していません。高齢者自身が健康づくりに対して前向きに取り組めるように、事業内容を工夫して実施する必要があります。

高齢者自身が主体となって長期的に健康づくりを進め、介護予防の効果を得るには、市や法人だけでなく、地域住民の自主グループの育成や活動の継続が重要です。ニーズ調査における「地域の住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に『参加者』として参加してみたいと思いますか」という問いでは、全体の52.4%が「是非参加したい」「参加してもよい」との回答があり、市民からも地域活動への関心が高いことがうかがえます。

こうしたことから、市民のニーズを引き続き把握し、生きがい活動に結び付けるとともに、市と地域住民、法人が協働して、地域の介護予防、健康づくりに取り組むことが重要と考えます。

4 目標Ⅳ 認知症高齢者支援の充実

1) 認知症との共生

認知症であっても住み慣れた地域で尊厳が守られ、自分らしい暮らしを継続していけるよう、市民の認知症に対する理解促進を図るとともに、認知症の人とその家族等の介護者に対し支援を行いました。

まず、認知症に対する理解促進のため、認知症ケアパスを各地域包括支援センター等で配布しましたが、関係機関に対しての設置依頼のみで周知が十分であったとは言えないことから、今後は定期的な内容の改定のほか、設置場所を拡大する必要があります。

次に、認知症高齢者のSOSネットワーク体制の構築のため、見守りキーホルダー配付やまちの安全ひろメールの配信、緊急ラジオ放送、GPS端末の貸出を実施しました。また、全ての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しました。さらに、新たに設置した認知症伴走型支援拠点「ibasho」を活用して、地域包括支援センターの出張相談会、NPO法人の認知症相談及び認知症の普及啓発を行っています。

しかし、相談件数の増加、相談内容の多様化・複雑化から、広報や各種冊子、SNS等を活用した幅広い周知のほか、関係機関との連携や支援体制の構築を一層進める必要があります。

また、感染症対策を講じながら、新規登録の認知症カフェを増やしてきましたが、新規参加者を増やすことが課題となっています。

そして、認知症本人の視点を取り入れた施策の推進に向けて、認知症本人ミーティングを開催しました。今後も、市民への周知、参加しやすい開催場所の検討、開催後に本人視点の施策につなげていくことが求められます。

図表3-9: 認知症との共生の実績・評価

(1) 認知症ケアパスの活用

指標		第7期	第8期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	評価	
(認知症ケアパス) 市民への配布数	(冊/年)	目標	—	8,150	8,200	8,250	D
		実績	6,000	6,800	7,000	7,000	

(2) 認知症高齢者見守りネットワークの整備

指標		第7期		第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)		
SOSネットワーク体制の構築							
累計事前登録者数	(人)	目標	—	490	500	520	A
		実績	439	478	500	530	
まちの安全ひろメール登録者数	(人)	目標	—	16,900	17,000	17,100	C
		実績	17,017	16,970	17,013	15,235	
SOSネットワーク事業による 発見率	(%)	目標	—	18	22	26	C
		実績	10	5	9	6	
GPS端末貸出事業							
行方不明後1時間以内に 発見された延べ件数割合	(%)	目標	—	80	82	84	B
		実績	82	91	72	83	
介護負担が軽減した介護者数 (アンケートによる)	(人)	目標	—	20	23	26	B
		実績	—	28	26	20	
認知症地域支援推進員等設置事業							
認知症に関する相談件数	(件/年)	目標	—	2,150	2,200	2,250	A
		実績	4,057	4,221	3,944	4,100	
認知症サポーター養成							
認知症サポーター養成数	(人/年)	目標	—	800	900	1,000	A
		実績	909	1,314	1,357	1,200	

(3) 認知症カフェの推進

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
認知症カフェ(はつらつカフェ含む) 延べ参加者数	目標	—	1,000	2,500	6,000	D
	実績	1,203	1,848	3,254	4,000	

(4) 認知症本人ミーティングの開催

指標		第7期	第8期			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	評価
本人視点を取り入れた施策の企画・立案数	目標	—	課題抽出	企画・施策案	1	A
	実績	—	アンケート調査	1	1	

2) 認知症の予防

認知症の人の早期発見・早期対応を目的に、医療・介護の専門職による認知症初期集中支援チーム体制を構築しています。

しかし、把握した時点で認知症状が進行している人や精神疾患が疑われる人等、対応に苦慮する事例があるほか、把握した対象事例数が少ないため、事業対象となる事案をいかに早期に把握するかが課題となっています。

図表3-10: 認知症の予防の実績・評価

指標		第7期	第8期			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	評価
支援チームの介入により新たな医療・介護サービスにつながった人の割合 (%)	目標	—	61	62	63	B
	実績	82	77	50	50	

3) 目標Ⅳのまとめ

認知症支援として、主に認知症を持つ高齢者及びその家族等の介護者を支えるための体制構築と、当事者以外の市民への理解促進、そして、症状前又は初期症状の高齢者に対する初期集中支援に取り組んでいます。

認知症高齢者見守りネットワークの整備では、事前登録者数を計画どおり増やすことができましたが、今後も認知症高齢者等の増加が見込まれることから、さらに多くの人を把握する必要があります。もとより、高齢者の早期発見には、地域住民にも普段から認知症支援について関心を持ってもらうことが不可欠なことから、事業の改善とともに、認知症ケアパスの周知や認知症サポーターの育成等により、認知症の症状や対応方法についての市民の理解促進に努めることが最も重要と考えます。

初期集中支援では、市や地域包括支援センター、前橋市医師会が連携して、早期発見、早期対応に向けた支援を行っていますが、対象となる高齢者の把握等に課題があるため、解決に向けた検討を続ける必要があります。

さらに、令和4年度より開始した伴走型支援事業や本人ミーティングを活用し、本人の視点を取り入れた企画立案を進めることも重要です。

5 目標Ⅴ サービスの充実と暮らしの基盤の整備

1) 介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの確保

介護保険サービスを受けられない高齢者でも支援が必要な人へ、様々な高齢者福祉サービスを提供し、在宅生活の充実を図りました。

まず、高齢者配食サービスでは、対象者の見直しや物価高騰の影響により利用者数は計画どおり増えていません。また、養護老人ホームで行う生活管理指導短期宿泊においても、対象要件を縮小したことにより、利用者数が減少し、目標値に達していません。

次に、見守り・安否確認サービスとして、緊急通報システムの設置や電話訪問等を行いました。サービス周知のため、市民生委員・児童委員協議会地区会長会にて、新任の民生委員に対して緊急通報システムの周知を行うとともに、市社会福祉協議会が作成した電話訪問事業のチラシを地域包括支援センターの窓口等で配布しました。見守り・安否確認サービスの利用者は増加しているものの、真に必要な人に認知されるように、今後も広く事業を周知していくことが必要です。

さらに、高齢者福祉サービスの周知のため、市民向けにサービスをまとめた冊子「高齢者福祉のしおり」や、民間活力により作成した介護サービス事業者ガイドブックを配布しました。その他、Instagram（インスタグラム）によるイベント等の周知を開始しました。しかし、ニーズ調査の結果、高齢者福祉サービスの認知度は50%を下回ったことから、サービスの周知につながる多様な手段を引き続き検討していくことが重要です。

図表3-11: 介護保険給付対象外の高齢者福祉サービス事業の実績・評価

(1) 日常生活での支援サービス

指標		第7期	第8期				評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)		
高齢者支援配食サービス							
実利用者数	(人/年)	目標	—	690	700	710	D
		実績	689	673	565	503	
生活管理指導短期宿泊							
利用者数	(人/年)	目標	—	20	25	25	B
		実績	13	9	3	3	
緊急通報システム設置件数	(件)	目標	—	240	250	260	A
		実績	266	317	385	450	
電話訪問実登録者数	(人)	目標	—	70	75	80	B
		実績	60	57	72	71	

(2) 高齢者福祉サービスの周知方法

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
高齢者福祉サービスの認知度 (%)	目標	—	—	50	60	C
	実績	—	47	42.1	※2月末に入力	

※R3・R4はニーズ調査、R5は市民アンケートの結果を掲載。

2) 介護保険サービスの充実

要支援・要介護認定を受けた高齢者が、より快適な日常生活を送れるよう、介護保険サービスの提供と充実を図りました。

介護保険施設と地域密着型サービスの整備については、以下の表のとおり、概ね計画どおり進めています。介護老人福祉施設増床分については、令和4年度中の募集では応募がなく計画どおり整備が進まなかったため、令和5年度に再募集を行い、第8期計画期間中での事業者選定を行いました。

図表3-12:介護保険サービスの充実の実績・評価

(1) リハビリテーション提供体制の確保(P43再掲)

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
地域ケア会議・通いの場でリハビリ専門職が関わった対象者数 (人/年)	目標	—	350	600	880	B
	実績	307	408	873	812	

(2) 介護保険施設・地域密着型サービスの整備

指標		第7期		第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)		
介護保険施設等の整備							
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(人)	目標	—	1,959	1,989	1,989	A
		実績	1,959	1,959	1,959	1,989	
介護医療院 (介護老人保健施設からの転換)	(人)	目標	—	65	65	65	A
		実績	26	65	65	65	
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	(人)	目標	—	840	920	920	B
		実績	680	810	890	890	
地域密着型サービスの整備							
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	(人)	目標	—	504	522	522	B
		実績	486	495※	513	513	
小規模多機能型居宅介護	(人)	目標	—	499	528	528	A
		実績	499	499	517	528	

※R4.3.31施設廃止により、-1施設・-9人

3) 介護人材の確保・育成及び介護現場における業務の効率化

高まる介護需要に対応するため、市内関係機関や介護サービス事業所等と連携し、人材の育成を図るとともに、就労支援に取り組みました。介護に関する入門的研修は計画どおり進めましたが、7日間の日程で行う訪問型サービスA従事者養成研修は目標値には届いていません。他方、介護に関する入門的研修では、受講者の年齢層が高齢化し、申し込み人数が伸び悩んでいます。また、訪問型サービスA従事者養成研修では、研修修了者に向けて実施している雇用説明会に参加する指定事業所が少なく、研修修了後に就労先を見つけにくくなっています。

図表3-13:介護人材の確保・育成の実績・評価

指標		第7期	第8期				評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)		
介護に関する入門的研修							
研修修了者数 (人/年)	目標	—	55	55	55	A	
	実績	49	38	27	54		
訪問型サービスA従事者養成研修							
研修修了者数 (人/年)	目標	—	30	30	30	C	
	実績	0	6	29	10		

4) 目標Vのまとめ

見守り・安否確認サービスは利用者が増加していますが、一方で対象要件を見直した日常生活での支援サービスは目標を達していません。対象要件に該当する市民が必要なサービスを受けられるように、行政機関以外の場所やインターネットも活用し、より効果的な情報発信の手段を模索していく必要があります。また、介護保険施設の整備では、令和5年度に介護老人福祉施設増床分の再募集を行い、計画の予定数を選定し、概ね計画どおり整備を進めました。

さらに、介護保険施設等の整備と並行して、介護人材の確保・育成も重要です。研修の参加者が目標に達していないため、参加者数の増加と、研修修了後の就労機会の提供に向けた取組を進めます。

6 目標Ⅵ 安定した介護保険制度の運営

1) 介護給付の適正化(介護給付適正化計画)

情報分析に基づいた介護給付適正化事業に取り組むことにより、持続可能な介護保険制度の運営を図りました。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化では、認定調査票の全数点検で把握した課題と分析結果について認定調査員へ研修を実施し、適正な調査票作成の指導・助言を行いました。介護認定審査会では、認定結果実績を検証して審査会委員へ研修を実施するとともに、審査会委員の入替を行うことで合議体の編成を整理し、審査の平準化を図りました。

また、令和4年度から、調査員システム及び審査会システムの導入に取り組み、認定事務のデジタル化を進め、業務の効率化を図りました。

(2) ケアプランの点検

ケアプランの点検では、本市で導入した介護給付適正化総合支援パッケージシステム(以下、「パッケージシステム」という。)を活用して抽出した対象者について、「自立支援に資するケアマネジメント」を実践できているか、利用者の状態に適合したサービスが提供されているか点検し、ヒアリングシートの提出や面談等を通して、介護支援専門員へ指導・支援を行いました。また、国が示している高齢者向け住まい等入居者に焦点を当てたケアプラン点検も実施しました。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修等の点検では、申請書類の全数点検のほか、必要に応じてリハビリ専門職等とともに現地調査を行いました。福祉用具貸与調査では、重度寝たきり状態への福祉用具貸与の利用実態調査を行いました。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検では、国保連合会の介護給付適正化システム(以下、「適正化システム」という。)を活用し、介護サービス事業所の請求内容の点検を行い、重複請求等の請求誤りを早期に発見し、事業所へ過誤申立を促しました。また、医療情報との突合では、適正化システムで突合した医療と介護の給付実績からサービスの整合性を点検し、重複請求等疑義のあるものについては、介護サービス事業所へ確認を行い、請求誤りの過誤申立を促しました。

(5) 介護給付費通知の送付

介護給付費通知の送付では、介護保険や総合事業の利用者に、利用月・サービス事業所・サービス種類・自己負担額・費用総額を記載したハガキを送付し、利用者や家族がサービス内容を確認する機会を提供しました。

(6) 給付実績の活用

給付実績の活用では、パッケージシステムを用いて過誤の可能性が高い給付実績を抽出し、介護サービス事業所へ確認を行い、請求誤りの過誤申立を促しました。また、運営指導の機会を利用して、事業所単位でのケアプラン点検を行い、適正な給付になっているか確認を行いました。

(7) その他の適正化事業

その他の適正化事業では、介護支援専門員や介護サービス事業者を対象に、介護給付適正化事業の目的、事業の実施結果(ケアプラン点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合等)を伝達する居宅介護支援事業者等説明会について、新型コロナウイルス感染症対策により、対面での開催をホームページ上に資料を掲載して配布する書面開催に変え実施しました。

図表3-14: 介護給付の適正化(介護給付適正化計画)の実績・評価

(1) 要介護認定の適正化

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
調査票の全数点検	目標	—	全数	全数	全数	A
	実績	全数	全数	全数	全数	
認定調査員研修会の実施 (回/年)	目標	—	2	2	2	A
	実績	1	2	1	2	
介護認定審査員研修・連絡調整会議 における各委員の最低参加回数 (回/年)	目標	—	1	1	1	A
	実績	1	1	1	1	
介護認定審査会合議体委員の入替 (回/年)	目標	—	改選	1	改選	A
	実績	1	改選	1	改選	

(2) ケアプランの点検

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
ケアプラン点検数 (うち、有老等に焦点を当てた点検数) (件/年)	目標	—	60(0)	80(20)	80(20)	A
	実績	73	74(11)	85(30)	81(56)	

(3) 住宅改修等の点検

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
住宅改修における現地調査数 (件/年)	目標	—	4	4	4	A
	実績	8	4	4	2	
福祉用具貸与における実態調査数 (件/年)	目標	—	1	1	1	A
	実績	2	1	1	1	

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
点検帳票数	目標	—	5	5	5	B
	実績	5	5	5	5	
医療情報との突合月数	目標	—	毎月実施	毎月実施	毎月実施	A
	実績	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	

(5) 介護給付費通知の送付

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
周知方法の工夫	目標	—	周知方法の 検討等	検討結果の 実施	検討結果の 実施	A
	実績	広報・ホーム ページ	周知方法の 検討等	検討結果の 実施	検討結果の 実施	

(6) 給付実績の活用

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
事業所単位での確認・指導回数 (回/年)	目標	—	1	2	2	A
	実績	0	1	2	2	

(7) その他の適正化事業

指標		第7期	第8期			評価
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	
説明会の開催回数 (回/年)	目標	—	1	1	1	B
	実績	資料配布	資料配布	資料配布	資料配布	

2) 目標Ⅵのまとめ

介護給付適正化の主要5事業を柱と設定した目標への取組として、まず、要介護認定における認定調査及び審査会運営の適正化については、厚生労働省の業務分析データにおいて全国と比較して大きな乖離が見られないことから、客観的かつ正確な要介護認定が全国平均水準で確保されています。今後は、業務効率化の視点から、新たに導入した調査員システムと審査会システムを活用したDX化に継続して取り組み、認定事務の適正化を進めます。

また、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、給付実績の活用については、パッケージシステム等を活用し、疑義のあるものについては事業所へ確認を行っていますが、介護保険サービス利用者が年々増え続けている中で、より効率的・効果的に実施することも課題となっています。

今後は、介護給付適正化主要5事業における国の見直しの方向性を受けて事業を統合・再編するとともに、国保連合会の帳票や導入しているパッケージシステム等を活用して多角的な給付実績の分析や点検を行い、結果を事業者へフィードバックしていくことで、事業者が理解を深めながら適正なサービス実施につなげていくことが必要です。

第4章 基本理念と施策目標

1 基本理念

すべての高齢者が住み慣れた地域で「いきいきと暮らせる高齢社会」を実現するため、まず、市民一人一人が生涯にわたり、家庭・職場・地域において持てる力を十分に発揮する必要があります。さらに、互いに「思いやり・支えあい・助け合い」ながら、自分らしく安心していきいきとした生活を送れる福祉施策を推進することが重要です。したがって、基本理念を次のように定めます。

- 1 生きがいのある生活を送るための施策の充実
- 2 いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進
- 3 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立
- 4 利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり

1) 生きがいのある生活を送るための施策の充実

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、高齢者の生きがいづくりや学びの環境及び施設環境を整え、社会参加を促すとともに、就業機会を確保すること等が重要です。

また、地域社会の中で思いやりを持って協力し合い、高齢者とともに支え合う福祉意識の高揚を図り、市民の自主的、自発的な福祉活動への理解と参画を求めることが重要です。

2) いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進

高齢者が心身共にいきいきと自立した生活を送るためには、健康の保持が大切です。そのため、「健康まえばし21」を基本に、生涯を通じた地域ぐるみの健康づくりを総合的に進める必要があります。

また、高齢者ができる限り介護が必要な状態に陥ることなく、健やかで活力ある自立した生活を送ることができるよう、総合事業や高齢者の社会参加を通じて、積極的な介護予防を推進していきます。

3) 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立

生活に何らかの支援が必要となった場合にも、住み慣れた家庭や地域で生活が続けたいという高齢者のニーズに応え、必要な福祉サービスを「いつでも・どこでも・だれでも」利用できる体制を構築する必要があります。そのため、要介護者等ができる限り住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域密着型サービスの整備等を通じて、地域特性や利用者のニーズに応じて提供される多様な柔軟なサービスを提供していくことが求められます。また、地域包括ケアシステムの深化に向けて、在宅医療と介護の連携や生活支援体制の整備、地域ケア会議の推進など、各事業を一層推進し、これまで在宅では介護が難しかった高齢者も在宅生活を維持できるよう、包括的に介護や生活支援を受けられる体制を作っていくことが重要です。

4) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり

介護保険制度の導入により、福祉サービスの多くは行政等がサービスを決定する仕組みから、多様な事業者が提供する様々なサービスの中から利用者が自ら選択してサービスを利用する仕組みへと変化しました。そのため、利用者が適切な選択・判断をするために必要な情報の提供と、利用者の権利を保護する仕組みづくりが重要です。

2 施策目標

第8期計画の取組に対する評価、本市の高齢者の状況、国の基本指針の見直しなどを踏まえ、第8期計画の方向性を維持し、第9期計画の目標を以下の5つに設定します。

目標Ⅰ 地域の連携強化と生活支援体制の構築

周囲とのつながりの弱い高齢者をはじめとする市民やその家族を地域全体で支えるため、地域における関係機関や多職種、住民間の一層の連携強化を目指します。

また、地域住民が互いに尊重し合いながら、社会参加・共生する地域社会の実現に向けて、地域の多様な主体による支え合いに向けた取組を一層推進するほか、権利擁護、自然災害や感染症対策に係る体制を整備します。

目標Ⅱ 介護予防・健康づくりの推進

身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及・啓発を進めるとともに、高齢者の生きがい活動・社会参加を促進します。また、高齢者の健康づくりに関係部門と連携して取り組みます。

目標Ⅲ 認知症高齢者支援の充実

認知症の発症予防・進行抑制とともに、認知症になっても本人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会に向けた支援を充実させます。

目標Ⅳ サービスの充実と暮らしの基盤の整備

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護保険サービスと高齢者福祉サービスを充実させるとともに、高齢者向け住まいを計画的に整備していきます。また、幅広い分野での人材確保及び育成を国・県と連携して進めます。

目標Ⅴ 安定した介護保険制度の運営

情報分析に基づく給付適正化を実施し、利用者が真に必要とする過不足のないサービス提供を促すことで、効率的かつ安定的な介護保険事業の運営を目指します。

第5章 施策目標に向けた具体的な取組

1 目標Ⅰ 地域の連携強化と生活支援体制の構築

1) 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化

高齢者やその家族を地域全体で支えるため、地域における関係機関や多職種との連携を強化し、相談・見守り体制を充実していきます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

■概要

身近な生活圏域における地域包括ケアの中核を担う拠点として地域包括支援センターを12か所（直営1か所、委託11か所）設置しているほか、地域包括支援センターでの支援につなげる相談窓口として地域包括支援ランチを10か所設置しています。直営の地域包括支援センター中央は、各地域包括支援センターの質の向上・均質化のための支援を行う基幹型地域包括支援センターの機能も兼ねています。

地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置し、「総合相談・支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」等の包括的支援事業を担っています。

これまでも、地域包括支援センターの業務の実践に活かすことのできる研修会等を企画・運営し、職員のスキルアップを図ってきました。

また、基幹型地域包括支援センター職員（保健師、社会福祉士）をブロック担当として配置し、各地域包括支援センターとの連携や、地域ケア会議、高齢者虐待対応等の後方支援の強化を図ってきました。

■課題

多様化・複雑化する相談内容や福祉ニーズに対応するため、基幹型地域包括支援センター職員の一層のスキルアップを図り、各地域包括支援センターへの支援体制を強化する必要があります。また、各地域包括支援センターにおいても、相談支援窓口としての機能を高めていくことが求められます。

さらに、地域包括支援センターに寄せられる相談は増加傾向にあるものの、相談窓口としての認知度は令和4年度調査において約3割にとどまっており、十分に周知できていません。

■今後の方針

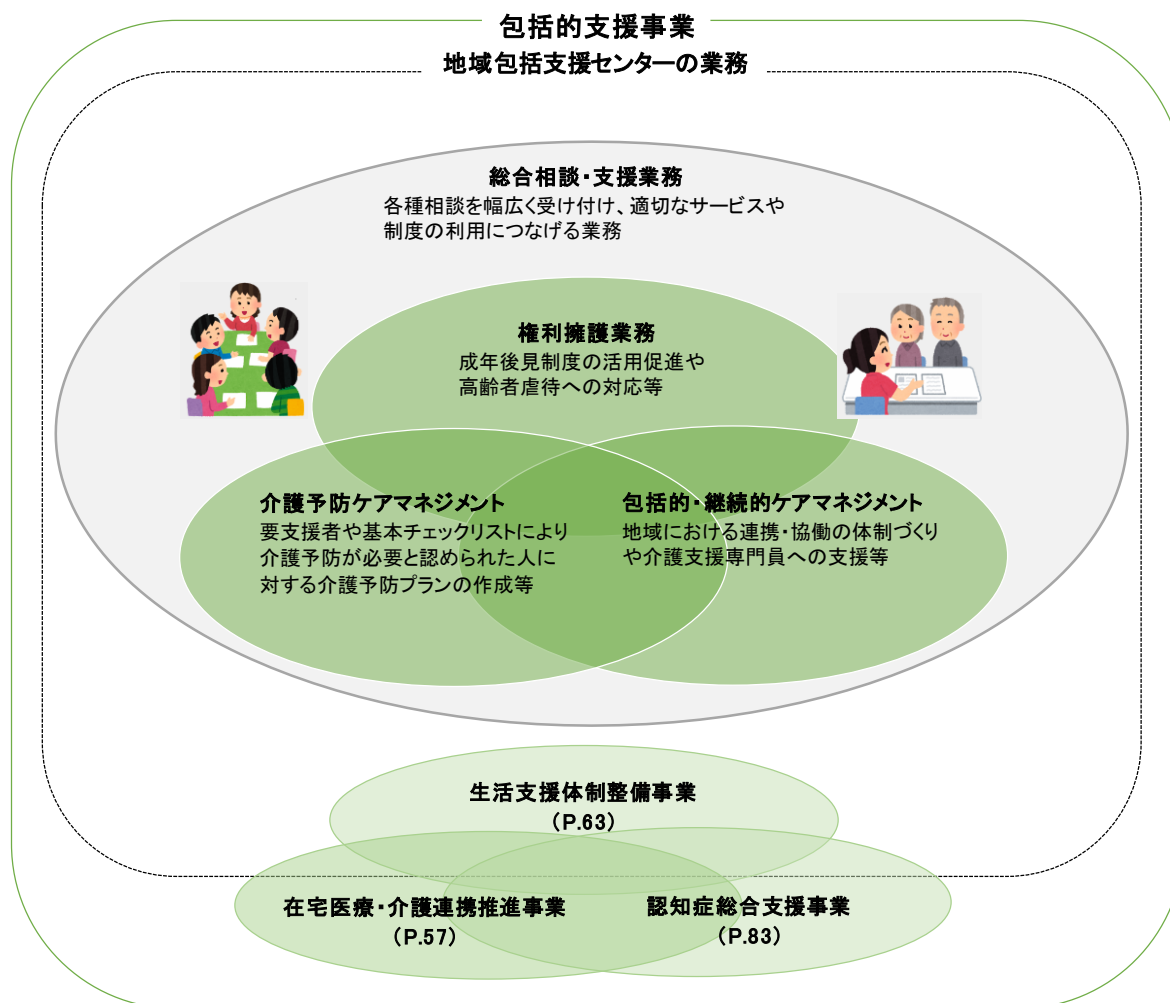
引き続き、基幹型地域包括支援センターの担当者間で定期的に研修や事例検討を重ね、各地域包括支援センターの支援体制を強化します。委託地域包括支援センターにおいても、研修等により職員の対応力向上及び平準化を図るとともに、地域の介護支援専門員への支援も強化していきます。

また、パンフレット配布の他、各地域での活動等への参加により、多くの市民に地域包括支援センターを知ってもらえるよう周知を強化していきます。

図表5-1: 地域包括支援センターの機能強化に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談対応実件数 (件/年)	8,000	8,100	8,200	8,300
ネットワーク構築関係業務に関する会議・ 研修会等実施数 (件/年)	30	30	30	30

図表5-2: 地域包括支援センターの各業務と各事業の関係性



(2) 地域ケア会議による多職種や地域との連携推進

■概要

地域ケア会議は、多職種や地域との連携により、「個別事例の課題の解決」「ネットワーク構築」「地域課題発見」「政策形成・地域づくり・地域資源開発」という重層的な機能を有しています。個別事例の検討を始点として、個別課題を積み重ねることで、地域課題を発見し、その課題の分析と検討を通じて、政策形成へつなげていくことを目指しています。また、各会議の開催は、関係者の理解と協力を得ながら進めており、地域包括ケアシステムの構築に向けた連携の強化の一端を担っています。

なお、自立支援型地域ケア個別会議は、平成30年度から市の主催・運営により実施していましたが、令和4年度から各地域包括支援センターが主催・運営を行うことで開催回数が増加しました。

■課題

各会議の参加者の連携が深まり、課題の解決に向け取り組んでいます。高年齢者の生活が多様化していることを踏まえると、課題の掘り起こしは未だ十分ではありません。

また、第8期計画では地域包括支援センターごとに個別事例の問題を収集して地域課題の把握を行ったため、今後は課題解決に向けた検討を進める必要があります。

さらに、自立支援型地域ケア個別会議を通して、地域の専門職が介護予防に資する視点を共有していますが、会議後に各専門職団体への情報共有が十分にできていないことも課題です。

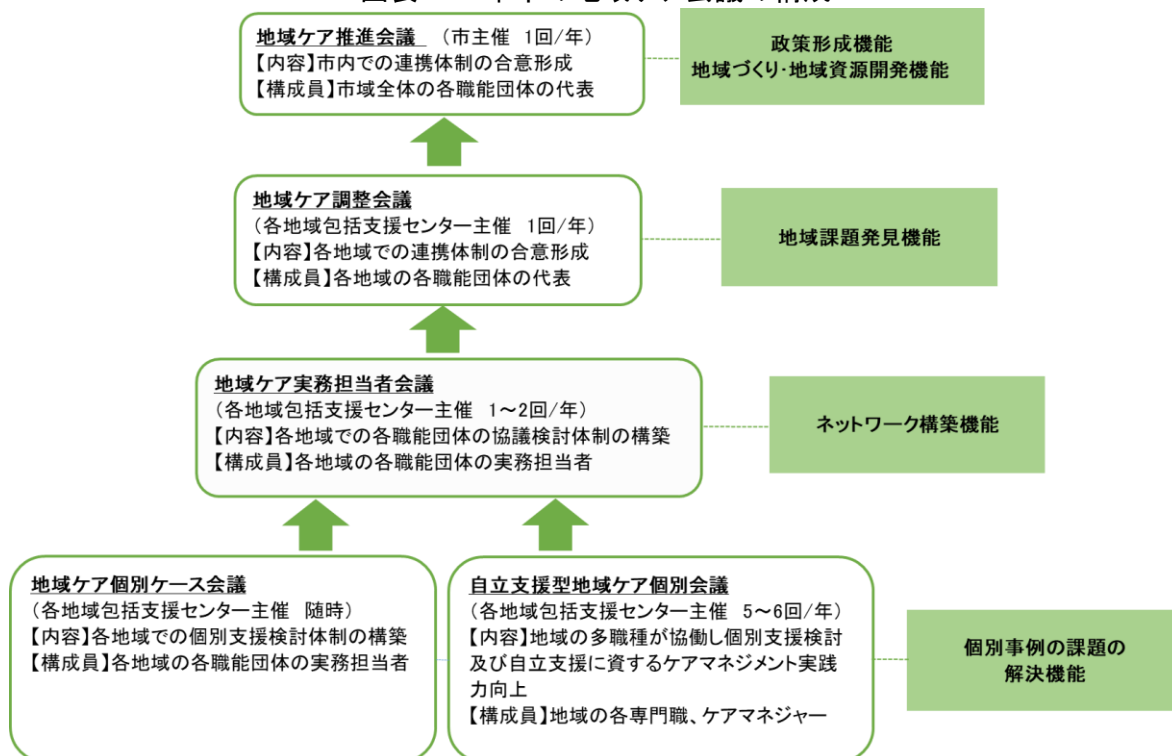
■今後の方針

各会議で抽出された課題について、地域包括支援センターや市社会福祉協議会等の関係機関と情報共有を行い、生活支援体制整備事業や在宅医療・介護連携推進事業と連動しながら、地域課題の把握と解決に向けた取組を強化していきます。また、専門職団体へ自立支援型地域ケア個別会議の周知及び情報共有を行い、地域の専門職の自立支援に関する理解や実践力向上につなげます。

図表5-3: 地域ケア会議による多職種や地域との連携推進に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援型地域ケア個別会議開催回数 (回/年)	12	12	12	12

図表 5-4: 本市の地域ケア会議の構成



(3) 民生委員・児童委員による相談・見守り体制の充実

■概要

民生委員・児童委員は関係行政機関の業務に協力するとともに、援助を必要とする人からの相談や福祉サービスについての情報提供を行うなど、地域のつなぎ役として地域福祉の推進に努めています。

■課題

人口減少と少子高齢化の進展に加え、地域コミュニティの衰退などから、地域社会における課題が多様化・複雑化する中で、民生委員・児童委員の高齢化や成り手不足などから地域における民生委員・児童委員活動を適切に行うことが困難な状況が生じていることが課題となっています。

■今後の方針

民生委員・児童委員活動を広く周知するとともに、個々人の資質向上に向け取り組んでいきます。

また、高齢者の増加や地域社会が抱える課題が複雑化する中で、求められる活動は増加傾向にあります。地域包括支援センターや福祉事業者、自治会、地域福祉を推進する関係者等との有機的な連携を図ることで、民生委員・児童委員活動の負担を軽減し、活動しやすい環境の整備に努めています。

2) 医療と介護の連携強化

高齢化が進展し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療・介護連携における本市の目指すべき姿(図表5-8)の実現のため、医療・介護関係者等との連携・協働を引き続き推進していきます。

(1) 在宅医療・介護連携支援体制の充実

■概要

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護関係者と本市の目指すべき姿を共有しつつ、多職種協働により在宅医療と介護を一体的かつ継続的に提供する体制づくりに取り組んでいます。

本市は前橋市医師会「おうちで療養相談センターまえばし」へ事業を委託しており、医療介護関係者が参加する会議や研修等を通して多職種の顔の見える関係づくりを推進しています。また、市内を5つのブロックに分けて、地域ごとの医療と介護の連携に関する課題や対応策の検討のため、「医療と介護の連携会議(5ブロック会議)」を開催しています。

■課題

医療・介護関係者が参加する会議等において、各々の現状や役割等を共有することにより、連携を円滑に進める関係づくりが進んでいる一方で、その効果は会議参加者個人や参加職能団体等の一部に限定されています。

■今後の方針

5ブロック会議において、会議の開催目的と本市の目指すべき姿を共有し、参加者個人からその職能団体へのフィードバックを促すとともに、各職能団体が地域での役割を意識できるように働きかけを行った上で、多職種連携の推進に取り組めます。また、5ブロック会議参加者だけでなく各地域の医療機関と介護サービス事業所等を対象に研修会や情報交換会等を開催し、5ブロック会議で出た各地域の課題を共有しながら、様々な専門職と協議していきます。

図表5-5: 在宅医療・介護連携支援体制の充実に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療と介護の連携会議(5ブロック会議) 開催数 (件/年)	10	10	10	10

(2) 認知症に関する取組の強化

■ 概要

地域の医療・介護関係者との連携や多職種のネットワークの活用により、認知症の人を適切な医療・介護サービスに速やかにつなぐことができるよう取り組んでいます。また、前橋市医師会とも連携し、かかりつけ医からの情報連携体制を構築しています。

■ 課題

認知症初期集中支援チーム等の認知症に関する既存の取組・制度について、地域の医療・介護関係者への周知と支援が必要な人を早期に適切な医療・介護サービスへつなぐための連携が十分とは言えません。

■ 今後の方針

地域の医療・介護関係者に対する既存の取組・制度についての周知活動の見直しや地域における多職種のネットワークの強化により、情報共有による連携を図り、認知症の人を適切な医療・介護サービスに速やかにつないでいきます。

図表5-6: 認知症に関する取組の強化に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中チームへの 医療・介護関係者からの依頼割合 (%)	35	36	37	38

(3) 看取りに関する取組の強化

■ 概要

看取りに関する本市の目指すべき姿を実現するため、現状把握と課題抽出を行い、医療と介護の関係者が参加する会議等において課題に対する対応策の検討を行っています。

■ 課題

人生の最終段階において、本人の望む場所での看取りを実現するためには、医療と介護の専門職や地域住民が在宅での療養や終末期ケア、看取りなどについて、より多くの理解や関心を高めていくことが欠かせません。

一方で、ニーズ調査において、半数以上の人々が「人生の最期を自宅で迎えたい」、8割近くの人々が「延命治療を望まない」と回答したものの、実際、令和3年度に在宅で最期を迎えた人は2割弱にとどまっています。さらに、保健医療に関する県民意識調査(令和5年4月)の本市の状況では、「死期が近くなった場合についての話し合いをしたことはない」と回答した方は7割程度に上っています。

■ 今後の方針

医療・介護が必要な状態になっても最期まで住み慣れた地域で本人が望む看取りが行える体制を構築するため、市民に向けた看取りに対する認識や理解を深めるための講習会を実施するとともに、医療・介護関係者に対してもACP(アドバンス・ケア・プランニング)や「私の人生ノート」等に関する講習会を行うことで、看取りに対する理解を醸成していきます。

図表5-7: 看取りに関する取組の強化に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ACPと私の人生ノートに関する講習会の 受講者数 (人/年)	150	170	200	200

図表5-8: 在宅医療・介護連携推進事業にかかる前橋市の目指すべき姿

【前橋市の目指すべき姿(在宅医療・介護連携推進事業)】

「医療と介護を必要とする状態の高齢者が、医療と介護サービスを一体的に利用でき、
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能なかぎり、最期まで続ける事ができる地域」

【医療と介護の連携が求められる4つの場面】

日常の療養支援

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で安心して生活ができるようにする。



入退院支援

入退院の際に医療・介護の関係者が情報共有を行うことで、本人や家族の意向に沿い、望む場所で支援を受けながら生活できるようにする。



急変時の対応

医療・介護・救急が連携することにより、急変時に対象者本人(意思が示せない場合は、家族等)の意思が尊重された対応を踏まえた適切で迅速な対応が行われるようにする。



看取り

地域の住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解をした上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・看護・介護関係者が対象者本人(意思が示せない場合は、家族等)と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援する。

3) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくり

サービスに関する情報提供や相談機能の強化と、権利擁護に関する仕組みづくりにより、高齢者が尊厳のある自立した日常生活を営むことができるようになります。

(1) 情報提供・相談機能の強化

■概要

高齢者施策に関する多様な情報を利用者が的確に選択できるように、本市の高齢者福祉サービス等をまとめた「まえばし高齢者福祉のしおり」や介護保険制度の概要を説明した「みんなの介護保険利用ガイドブック」、地域包括支援センターの役割・連絡先等を掲載したパンフレット等を発行しています。また、介護サービス事業所の名称や所在地、連絡先等の情報をサービス別にホームページで公表するとともに、令和4年度より民間企業との協働による、介護サービス事業者ガイドブックを発行するなど、情報を整理して提供しています。

さらに、図表5-9のとおり、サービス利用に関する相談への対応を迅速かつ円滑に行います。また、苦情に対しては、関係者間で改善のための検討・調整を行っています。その他、利用者が適切なサービスを受けられるよう、その調整を担う介護支援専門員に対して、地域包括支援センターが中心となり、情報提供と技術向上の支援を行っています。

■課題

複雑化する医療・介護サービスについて市民理解を深めていくには、これらの情報提供のさらなる充実が求められます。

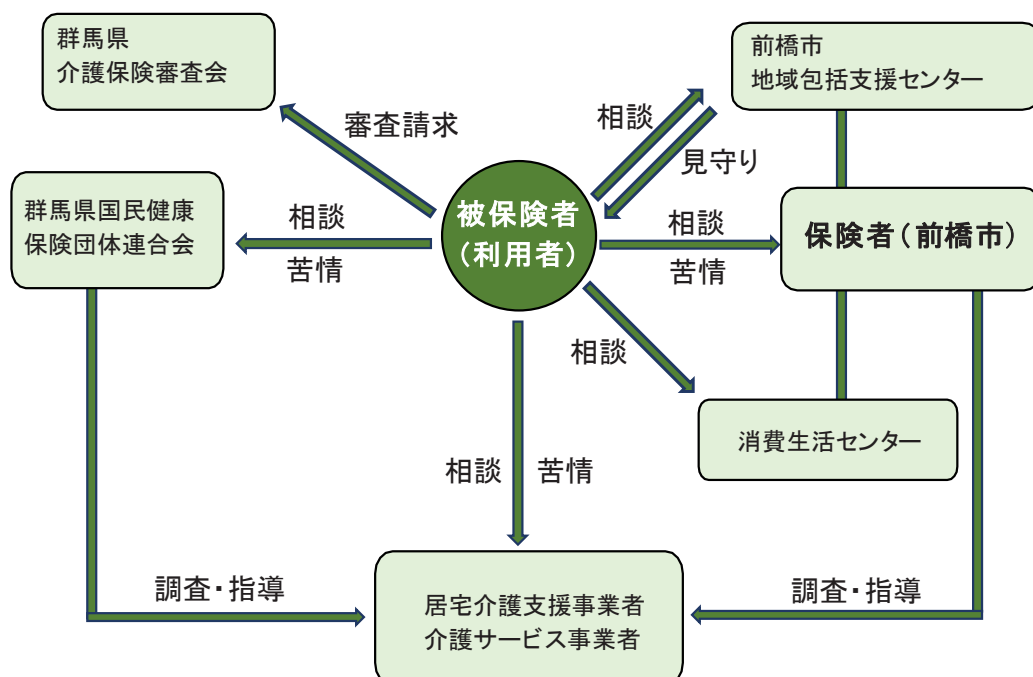
また、居宅介護支援事業所の規模や介護支援専門員の経験年数等により、ケアマネジメントに差が生じることのないように、業務を円滑に実践するための情報提供や研修、相談対応等の支援を継続する必要があります。

■今後の方針

高齢者福祉サービスに関する情報提供の手段とその効果について、サービスの認知度をアンケートにより確認しながら、実効性のある情報提供を検討し続けます。

また、介護支援専門員によるケアマネジメントのさらなる質の向上に向け、基幹型地域包括支援センターがリーダーシップを発揮しながら各地域包括支援センターと連携し、介護支援専門員に対して情報提供や研修を行うとともに、介護支援専門員だけでは解決困難な事案については、個別相談・指導等のほか、地域ケア個別ケース会議を開催するなどの支援を行います。

図表5-9: 介護保険に関する相談・苦情対応体制



(2) 成年後見制度の利用促進

■ 概要

認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、市民や福祉関係者へ周知し、その利用促進に取り組んでいます。また、本人や親族の代わりに市長が家庭裁判所に申し立てる「市長申立て」や、成年後見人等の報酬費を助成する「成年後見制度利用助成」では、経済的な理由等により利用が困難な人への支援を行っています。

また、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの中核機関である「あんしんサポートまえばし」により、市や権利擁護関係機関・団体（家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、地域包括支援センター等）と連携して、制度に関する相談や広報などの利用促進に取り組んでいます。

■ 課題

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が増加している中、成年後見制度の利用が必要な人を早期に把握し、相談につなげるために、福祉関係者のみならず市民に対しても、権利擁護支援の必要性や成年後見制度について広く周知・啓発する必要があります。

また、権利擁護に関する相談は、複合的な課題を抱えている人が多く、成年後見制度の利用だけでは生活の安定が図れない場合もあります。

■ 今後の方針

成年後見制度を必要とする人の早期把握と早期相談につなげるため、権利擁護についての市民向け講座や福祉関係者向け研修会等を開催し、周知・啓発を強化します。

また、複合的な課題を抱える事案については、中核機関が中心となり、後見人等を支援する体制を整えていきます。さらに、権利擁護関係機関・団体との情報共有や連携協力体制を構築し、地域包括支援センター（1次相談窓口）と「あんしんサポートまえばし」（2次相談窓口）が、各々の役割を担い、連携することで相談機能の強化を図ります。

図表5-10: 成年後見制度の利用促進に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターにおける 成年後見制度に関する延べ相談件数 (件/年)	240	245	250	255
市長申立て件数 (件/年)	20	20	20	20
認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業 における後見人等の報酬費用の補助件数 (件/年)	19	20	21	22
成年後見制度利用促進事業 「(市民向け)権利擁護講座」参加者数 (人/年)	35	36	37	38
成年後見制度利用促進事業 「支援者向け研修会」延べ参加者数 (人/年)	150	155	160	165

(3) 高齢者虐待への対応

■概要

高齢者の尊厳の保持や権利擁護のため、高齢者虐待の未然防止とともに早期発見・早期対応を目的とした体制整備の充実に取り組んでいます。民生委員、自治会等の地域組織、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業所、医療機関等の関係者との連携を図り、虐待を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)や本市の「高齢者虐待アクションマニュアル」に基づき、速やかに訪問等で事実確認を行い、虐待の有無、緊急性の判断、対応方針の決定等を経て、事案に即した適切な対応を行っています。

また、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターとの連携及び後方支援等を行っています。

■課題

虐待を未然に防止することが最も重要ですが、地域包括支援センターへの相談・通報件数及び虐待判断件数は、依然として高止まりしています。養護者本人が虐待の認識のない事例や高齢者自身が虐待の事実を訴えず、深刻な状況になるまで発見につながらない事例も少なくありません。また、問題が多様化・複雑化しており、高齢者虐待防止法に規定する虐待かどうか判断し難い事例も増えてきています。さらに、多様な事案に迅速かつ適切に対応するため、地域包括支援センター職員の虐待対応に対するスキルアップや、多職種や関係機関と調整・協働できる人材の育成が求められています。

他方、介護サービス事業所やその他高齢者施設(以下、「事業所等」という。)に関しては、令和6年度から各事業所等における虐待の防止のための措置(虐待防止検討委員会の開催や指針の整備、研修の定期的な実施等)が義務付けられるため、適切に実施されるよう求めていく必要があります。

■今後の方針

市民に対して権利擁護意識の啓発、認知症への正しい理解や介護に関する知識を深める情報提供、虐待相談窓口の周知等を行い、虐待の未然防止を図ります。また、居宅介護支援事業所などの関係者と連携し、虐待に関する早期相談の啓発、迅速かつ適切な対応ができる体制づくりを進めていきます。高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判断し難い事案であっても、高齢者の権利侵害や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合は、各地域包括支援センターと連携し、同法の取扱いに準じた必要な対応を行っていきます。その他、高齢者虐待の対応の標準化を図るために、「高齢者虐待アクションマニュアル」を活用して、地域包括支援センターや地域の関係者等、相談業務に関わる人の知識・技術の向上を図ります。

さらに、事業所等に対しては、虐待の未然防止のための適切な運営体制の確保を求めるとともに、高齢者の権利が侵害されていると確認した場合には、高齢者の安全を最優先に考え、必要な対応を行っていきます。

図表5-11: 高齢者虐待防止等への対応に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターにおける 高齢者虐待に関する延べ相談件数(※1) (件/年)	1,000	1,000	1,000	1,000
高齢者虐待に関する通報件数 (件/年)	90	90	95	95
虐待の事実があると判断された事例における 虐待の深刻度の平均値(※2) (ポイント)	2.0	2.0	1.9	1.9

※1)第8期において、虐待通報を受けて相談対応したものはすべて相談件数に含んでいたが、第9期の目標値より、事実確認の結果、虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されず虐待ではないと判断したものは、以降の対応を相談件数に含まない。

※2)深刻度は、厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」に基づき、1(軽度)、2(中度)、3(重度)、4(最重度)の4段階。

4) 地域の多様な主体による支え合いづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを維持・継続するために、地域の多様な主体で支え合える体制の構築を進めています。

(1) 生活支援体制整備の推進

■ 概要

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らし続けられるよう、社会参加を通じた介護予防の促進(自助)及び互いに支え合う地域の構築(互助)を目指し、地域住民が主体となって多様な主体と協働し、地域の課題や支え合いの仕組みづくりについて話し合い、高齢者を支える地域の体制づくりを進めています。

地域で対応困難な市全域に共通する課題について検討する場を「第1層協議体」、地区社会福祉協議会を中心に地区ごとに町での取組や課題を共有し、活動を推進する場を「第2層協議体」、町の困りごとを抽出し、課題解決に取り組む実際の活動の場を「第3層協議体」と位置づけ、各層で組織・機能の充実に向けた協議を進めています。

令和4年度より、「第3層協議体(町・自治会)」の活動を推進するための具体的な取組の一つとして、市社会福祉協議会が、各自治会単位で交流・見守り・支え合い活動を継続的に行うことを目的に、町社協の活動促進に取り組んでいます。

■ 課題

第3層協議体の推進を重点に事業を展開しましたが、多様な活動につながった町と、担い手不足などの理由から事業の理解が進まない町があり、進捗に差が出ています。引き続き、地域住民の事業への理解を進めるとともに、担い手の支援・発掘を行っていく必要があります。

また、事業を進めるに当たっては、各町へのアプローチとともに、より大きな単位(第1層・第2層協議体)の活動を促進し、各町の課題や活動を共有し、補完する仕組みを作ることも重要です。

■ 今後の方針

市、市社会福祉協議会、地域包括支援センターの三者で協働し、元気な高齢者を中心とした人が担い手として活躍できる社会参加を進め、生きがいや介護予防につながるよう支援していきます。

市では、事業周知や支え合い活動の共有、協働する三者間の方針決定・共有・意識の統一を行います。また、地域で活動する自治会関係者や民生委員などと連携して事業を推進します。

市社会福祉協議会では、各地区に配置した生活支援コーディネーターを中心に、地域資源や担い手の把握・開発、地域との情報共有及び連携強化を進めながら、住民主体の支え合い活動の創出を支援します。その他、第2層協議体の活動を活性化し、担当圏域に関わるニーズや課題を第1層協議体(市)へ共有する仕組みづくりを進めていきます。

地域包括支援センターでは、地域資源に関する情報の把握と整理、並びに地域ケア会議などで把握したニーズ・課題に関する各町や協議体との共有・連携を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援します。

図表5-12: 生活支援体制整備の推進に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体による支えあい活動の累計件数 (件)	50	60	70	80
地域資源情報の累計把握数 (件)	725	740	755	770

5) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や感染症の流行を踏まえ、関係部局や関係機関、介護サービス事業所等と連携し、次の取組を進めます。

(1) 地震・台風等への対応

「前橋市国土強靱化地域計画」及び「前橋市地域防災計画」に基づき、地域防災力の向上を図るとともに、要配慮者対策や社会福祉施設等の耐震化に取り組むなど、防災担当部局をはじめとする関係部局と連携をとりながら、災害に強いまちづくりを進めます。

自助・共助の意識醸成(防災啓発及び防災訓練の実施)

高齢者やその家族が、「自らの命は自らが守る」という自助の防災意識を高め、逃げ遅れの防止や家庭内備蓄の充実につながるよう、各種広報や出前講座を通じた防災啓発に取り組めます。

また、地域全体で高齢者への支援が行われるよう、地域における自主防災活動などを促進し、共助による防災力を高めます。

公助の体制づくり(関係機関等と連携した支援・応援体制の構築)

■事業所への支援

介護サービス事業所等において非常災害対策計画の策定・確認や防災訓練が定期的に行われるよう促すとともに、研修や講演会等を開催し、防災対策の充実を支援します。また、介護サービス事業所等施設の安全対策として、防災拠点となる施設の耐震化や非常時用の設備の整備に関する補助制度の周知等を行います。

そして、災害発生時に介護サービス事業所等の被災状況確認や安否確認を速やかに行えるよう、市と事業所との間の連絡・報告体制の整備を進めます。また、市全体における防災備蓄を充実させるとともに、指定避難所を拠点とした物資配送・配布体制を構築し、発災時に必要な支援が行える仕組みを整えます。

さらに、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある介護サービス事業所等に対しては、法令に基づく避難確保計画の作成と防災訓練の定期的な実施を促進し、災害警戒時の安全確保対策の徹底に努めます。

■在宅高齢者への支援

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを推進する中で、地域の自治会や民生委員、地域包括支援センター等と連携しながら、日頃の見守り活動を行うとともに災害時においてきめ細かな声掛けや支援活動が展開される仕組みづくりに努めます。

また、特別な配慮が必要となる高齢者に災害警戒時や災害発生時に必要な支援を行うため、避難行動要支援者制度や高齢者避難情報コールサービス等の制度を活用し、地域全体で高齢者を支える体制を構築します。

(2) 感染症対策に係る体制整備

本市では、新型インフルエンザ等(令和2年以降に流行した新型コロナウイルス感染症等の類似感染症を含む。)の発生時において、市民の生命・健康保持と市民生活への影響を最小限に留めるという観点から、発生段階別の対策、通常業務の中止・縮小を含めた見直し、重要業務の継続等とともに、それらの実施のための体制確保を適切に行います。

事業所への支援

感染症の予防と発生に備えた研修・訓練を定期的を実施します。また、サービス継続のため、必要物品の備蓄及び事業者間の協力体制の整備や県及び保健所等の関係部局との連携、介護サービス事業所等との連絡・報告体制の整備を進めていきます。

在宅高齢者への支援

感染予防の啓発や迅速かつ適切な情報提供により、高齢者の感染予防を行いながら、他者や地域との関わりを保ち、孤立を防ぐ取組を検討します。

また、介護に関わる職種や介護サービス事業所等への情報提供をするとともに、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業所間の連携を支援し、必要に応じて代替サービスを提案していきます。

さらに、在宅医療・介護連携の強化により、介護に関わる専門職に対して、感染拡大防止や感染した場合でも適切な対応ができるよう支援を行っていきます。

なお、介護予防活動等の各取組で高齢者と接する場合には、感染状況に応じた感染症対策(消毒や飛沫防止、オンラインによる活動等)を行います。

6) とともに生きるまちづくり

高齢者が自立した日常生活や社会生活を送るために、高齢者だけでなく誰もが安全に安心して生活できるようなまちづくりを推進していきます。

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進

路線バスの利便向上

■概要

持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図るため、前橋市地域公共交通計画を策定し、交通再編の有効化及び他サービスと連携したMaaS(マース)環境の構築を進めています。

■課題

バスの運転手不足による路線の減便・廃線が生じているほか、バス路線を維持するための行政補助額も増加しています。また、公共交通不便地域における移動手段の確保や利用者目線の分かりやすい情報案内を行うこと等も課題となっています。

■今後の方針

公共交通網の抜本的な再編を実施し、都心幹線の横展開、広域幹線の充実化、幹線道路までの移動手段の整備、異なる公共交通の利用に係る利便性の向上を進めます。また、GunMaaSの高度化により、利用しやすい公共交通を推進します。

マイタク(でまんど相乗りタクシー)の運行

■概要

移動困難者対策として、75歳以上の高齢者、65歳以上で運転免許証を所有していない人、障害者や要介護等認定者、運転免許証返納者等に対してタクシー運賃の一部を支援することで、外出の機会を創出しています。

■課題

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、高齢者の外出自粛等の影響により利用回数が減少傾向にあります。また、郊外部に居住する長距離移動者が利用しにくいという課題もあります。

■今後の方針

市内全体の公共交通網との整合性を加味しつつ、長距離移動や相乗りに対する支援の拡充について検討し、さらなる利用者の利便性向上を図ります。

交通安全出前講座の実施と交通安全推進の取組

■概要

高齢者向け交通安全教育や出前講座を実施するとともに、警察及び交通安全協会と連携した交通安全啓発活動や高齢者ミーティング(サポートカー乗車体験や交通安全講話)、前橋市老人クラブ連合会と連携した高齢者交通安全推進大会等を行い、高齢者の交通安全を推進しています。

■課題

交通安全教育や啓発活動を実施しているものの、市内における高齢運転者の加害事故割合は増傾向にあります。また、本市は過度な車依存社会であり、自家用車を手放すと生活できないという現状も高齢者の事故件数が減らない要因の一つと考えられます。

■今後の方針

交通安全推進の取組を継続するとともに、交通安全教育について、受動的に出前講座の依頼を待つだけでなく、能動的に老人福祉センター等に働きかけて講座を実施します。さらに、市独自の高齢者向け運転チェックシートを作成する等、新たな取組で高齢者の交通安全意識の向上を図っていきます。

■概要

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域の課題解決に向けた自主的な取組を行う団体及び市民を支援しています。

■課題

各登録団体の活動状況及び成果を把握する必要があるほか、専門性のある相談にも対応できるよう、市民活動支援センター職員のスキルアップが求められます。

■今後の方針

各登録団体及び市民活動団体に対し、活動状況調査を実施し現状把握を行うとともに、できることから支援を行っていきます。また、市民活動支援センター職員の質の向上を図るため、スキルアップ研修に参加できる体制を整備していきます。

図表5-13:ひとにやさしいまちづくりの推進に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
路線バスの利便向上				
市民一人あたりの委託路線バス使用回数 (回/年)	3.1	3.2	3.3	3.4
交通安全出前講座の実施と交通安全推進の取組				
高齢者向け教室・行事の開催数 (回/年)	12	13	14	15

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

■概要

支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現に向けた取組を推進します。

■課題

福祉の支援を必要とする人に対し、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後も、ニューノーマルとなった新しい日常に順応しつつ、地域での支え合いやつながりのための支援、各種福祉サービスの提供等の対応ができるようにする必要があります。

■今後の方針

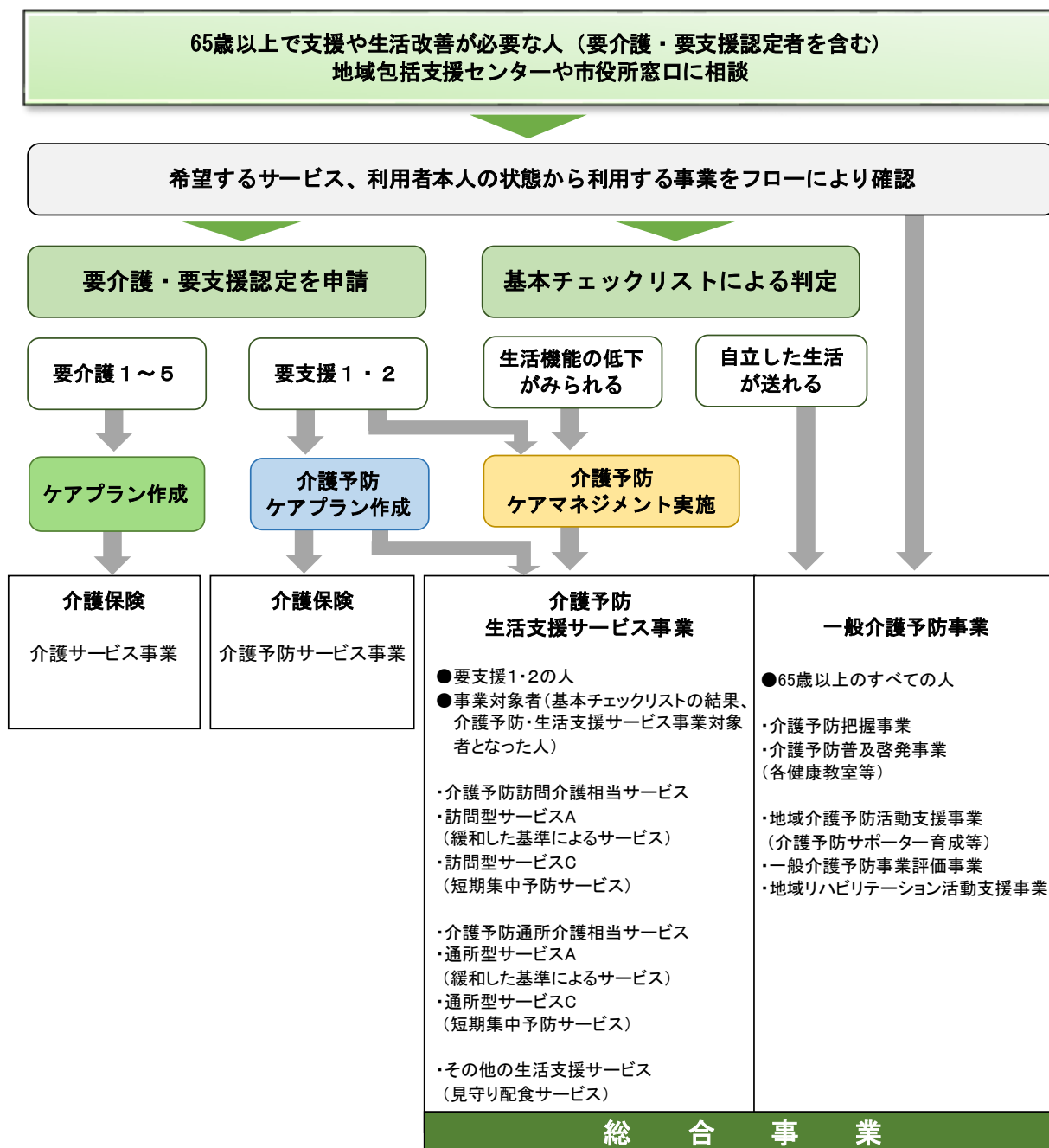
上位計画の「前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画」における基本理念「つながって支え合う地域共生のまち まえばし」の下、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めることより、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを形成し、地域共生社会の実現を目指します。

2 目標Ⅱ 介護予防・健康づくりの推進

1) 介護予防の推進

総合事業では、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を行い、要支援状態からの自立や、重度化の予防を目指したサービスを提供しています。また、本市では、支援を受けるだけでなく、「参加」や「活動」の視点を取り入れ、元気な高齢者が役割を持ちながらいきいきとした生活を続けていけるよう支援しています。

図表5-14:本市における総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

■概要

訪問型サービスは、要支援者や事業対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスです。本市では、介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA(生活援助のみのサービス)、訪問型サービスC(短期集中予防サービス)を提供しています。

■課題

訪問型サービスAは、サービス提供内容が生活援助等に限定されることから、身体状況が悪化すると介護予防訪問介護相当サービスに移行してしまうために利用者が減少しています。

訪問型サービスCは、利用者数が伸びていないことと、今後、介護リスクの高い人の利用が見込まれることから、利用者ニーズの把握や実施プログラムにおける適切な量の設定方法も課題です。

■今後の方針

在宅生活を維持するために必要なサービスを提供できるよう、介護予防訪問介護相当サービス事業を継続しながら、訪問型サービスAについて利用者のニーズ等を考慮した見直しを検討します。

また、訪問型サービスCについては、訪問の際に助言を行いながら、他の既存事業の利用を勧めるなど、サービス終了後の支援の継続につなげます。同時に、地域包括支援センター等と連携し、対象者の把握や事業周知に努めます。

通所型サービス

■概要

通所型サービスは、要支援者や事業対象者に対し、通所介護施設等において、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練を提供するサービスです。本市では、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA(ミニデイサービス)、通所型サービスC(短期集中予防サービス)を提供しています。

■課題

介護予防通所介護相当サービスから、通所型サービスA・Cや一般介護予防事業、地域の通いの場への移行が進んでいません。

また、通所型サービスCは、介護保険サービスと一般高齢者向けサービスの境界に位置づけられるサービスであることから、そのサービスに適した対象者を把握していく必要があります。さらに、サービス利用者の中長期的な状態の把握も欠かせません。

■今後の方針

在宅生活を維持するために必要なサービスを提供できるよう、介護予防通所介護相当サービスは事業を継続しながら、通所型サービスAについて、利用者のニーズや指定事業所の意向を考慮した事業の見直しを検討します。

また、通所型サービスCについては、これまでの事業実施で一定の効果が認められている整形外科疾患及びフレイルの傾向にある高齢者へのアプローチを重点的に行うとともに、サービス終了後の運動継続・社会参加を促していきます。さらに、利用者の介護度や健康状態に対する経年的な評価を行います。

その他の生活支援サービス(見守り配食サービス)

■概要

事業対象者又は要支援者で、在宅での調理や買い物が困難と判断された単身世帯等の高齢者や、低栄養の予防・改善が必要な高齢者に対し、身体の状態を考慮した食事を提供することにより、食の自立を支援するとともに配達時に見守りを行います。

■課題

今後も高齢者のみ世帯等の増加により一定の需要が見込まれる中、物価高騰により利用者の負担の増加が懸念されます。

■今後の方針

配食を必要とする人のサービス利用につながるように、制度の周知を徹底するとともに、サービスの内容も定期的に検討していきます。低栄養の予防・改善についても、利用者の健康状況を踏まえ、サービス利用の効果判定を行いながら、利用者の食の改善や見守りを通じて在宅生活を支援します。

図表5-15: 介護予防・生活支援サービス事業に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスC 利用者数 (人/年)	8	8	8	8
通所型サービスA 利用者数 (人/月)	135	140	145	150
通所型サービスC 利用者数 (人/年)	45	50	50	50
見守り配食サービス 低栄養の利用者の延べ訪問件数 (件/年)	40	40	40	40

(2) 一般介護予防事業(介護予防把握事業)

■概要

各種教室や商業施設・市有施設等で歩行測定会(高齢者の歩行測定・フレイルチェック)を定期的実施し、介護予防の必要性が高い人や健康不安を抱えている高齢者を把握して、必要に応じて通所型・訪問型サービスや介護予防事業、地域の通いの場等の利用につなげています。

■課題

令和4年度に介護予防把握事業として位置付けていた「ひとり暮らし高齢者調査」が終了となったことから、歩行測定会によるハイリスク者の把握を進める必要があります。

■今後の方針

介護予防に関心の無い層でも参加しやすいように、商業施設や地域の公民館等に出向いての歩行測定会を実施し、国保データベース(以下、「KDB」という。)も参考にしながら測定結果を集計・分析し、必要性のある高齢者には、個別の訪問や通知により、総合事業や地域の通いの場へつなぐためのアプローチを行います。

図表5-16: 一般介護予防事業(介護予防把握事業)に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歩行測定会参加者(フレイルチェック実施)数 (人/年)	500	500	500	500
上記のうち介護予防サービスに繋がった人数 (人/年)	10	10	10	10

(3) 一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)

ピンシャン！元気体操教室

■概要

誰もが気軽に介護予防の取組を続けられるよう、65歳以上の市民が無料で利用できる市有施設において、市オリジナルの介護予防体操「ピンシャン！元気体操」を実施しています。

■課題

市有施設の定員数に上限があることや感染症対策の継続の必要性から、参加できる人数に制限があります。また、教室に参加した後に介護予防の効果を測定していくことも必要です。

■今後の方針

会場ごとの実施規模を維持しながら、「ピンシャン体操クラブ」への参加を促していきます。

また、複数の会場をオンラインで結び同時に実施するサテライト型体操教室の周知や開催回数の見直し等により、参加者数の増加へつなげていきます。さらに、リピーターにフレイルチェック及び歩行測定等を行うことで、介護予防の効果を測定し、評価していきます。

一般介護予防教室

■概要

介護予防の普及啓発のため、専門職により、65歳以上の人なら誰でも参加できる運動・口腔・栄養・社会参加等の介護予防教室を実施しています。

■課題

参加者が自身の生活や健康状態を振り返るとともに、教室終了後も生活の中で介護予防活動を継続できるよう支援する必要があります。また、参加者の地域に偏りが見られます。

■今後の方針

参加者に対して、6か月後の身体の変化を確認するフォローアップ講座への参加を働きかけます。また、教室終了後に通いの場での活動を促す等、既存事業と連携した継続的な介護予防活動を支援していきます。また、KDBの分析から開催場所を検討し、新規参加者を増やしていきます。

高齢者健康教育

■概要

ふれあい・いきいきサロン、老人クラブ等団体からの要請に応じ、保健師等の専門職が地区公民館等で講話を実施しています。また、各老人福祉センターとみやぎふれあいの郷では定期的に健康教育を実施しています。

■課題

効果的な啓発ができるように、講話のテーマについて各団体に提案していくことが必要です。

■今後の方針

認知症や低栄養、オーラルフレイルなどといった高齢者の健康課題を重点テーマとする内容に見直し、高齢者の通いの場となっているサロン等の担い手や関係機関に対して、重点テーマの教室開催を周知していきます。

■概要

高齢者の健康の保持・増進、疾病予防、介護予防を目的に、各老人福祉センターとみやぎふれあいの郷で、専門職が健康・疾病等に関する相談に応じ、心身の状況に合わせた助言や支援を行います。また、必要に応じ、訪問や電話相談も対応しています。

■課題

相談者の多くが老人福祉センター等の利用者であり、リピーターが多いため、会場に来ることができない相談・助言希望者のニーズを把握し、新規利用者を増やしていく必要があります。

■今後の方針

健康相談の開催場所や実施頻度などの相談体制の見直しを図るとともに、一般介護予防教室や健康教育の参加者へ必要に応じて健康相談を案内するなど、新規利用者の増加につなげていきます。

また、引き続き老人福祉センターの看護師等との連携を強化しながら、専門職による相談の質を維持していきます。

図表5-17: 一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピンシャン！元気体操教室				
延べ参加者数 (人/年)	68,700	70,000	70,000	75,000
参加者のフレイルチェック実施数 (人/年)	50	50	50	50
一般介護予防教室				
実施回数 (回/年)	45	50	50	55
延べ参加者数 (人/年)	500	700	800	900
高齢者健康教育(教室)				
市主催:延べ参加者数 (人/年)	2,142	2,500	2,500	2,500
老人福祉センター:延べ参加者数 (人/年)	4,602	5,000	5,000	5,000
高齢者健康相談				
市主催:延べ利用者数 (人/年)	400	400	400	400
老人福祉センター:延べ利用者数 (人/年)	3,074	4,500	4,500	4,500

(4) 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)

ピンシヤン体操クラブ

■概要

高齢者が介護予防活動に積極的に参加する自発的な地域社会を構築することを目的として、介護予防サポーターが中心となり、「ピンシヤン！元気体操」を地域の公民館等で継続的に実施するピンシヤン体操クラブの新規立ち上げや活動を支援しています。

■課題

活動が少ない地区では新規グループの立ち上げ支援が必要です。また、新規グループに対しては、活動状況を定期的に確認し、効果のフィードバックを行う等、活動を継続するための支援が必要です。

■今後の方針

時間や内容を緩和した「ピンシヤン元気ひろば」への登録も推進し、新規立ち上げ数の増加を目指します。また、ふれあい・いきいきサロンやその他の自主グループ等と一体となって、地域の居場所づくりを進めます。さらに、活動中の体操クラブへの実績評価と参加者の効果判定を定期的に行い、活動の継続を支援します。

はつらつカフェ

■概要

高齢者支援・介護に関して活動実績のある法人が、閉じこもりや認知症予防を目的として、高齢者やその家族等、誰もが気軽に歓談・相談等が行える身近な通いの場を設置した場合に、運営費の一部を補助しています。

■課題

通いの場の利用促進を図るための市民への周知方法や、参加者の固定化により新規参加者が入りにくいことが課題です。

■今後の方針

介護予防に資する通いの場の設置箇所数を日常生活圏域内ごとに把握し、歩いて通える範囲(徒歩15分以内)に1か所以上の設置を目指します。また、委託先のNPO法人等を集めた情報交換会で施設ごとの取組を共有するとともに、医療機関等へのポスター掲示、市役所窓口でのチラシ配布、広報、SNSの活用等により、幅広く周知を行います。

介護予防サポーター育成

■概要

おおむね60歳以上の市民を対象に、介護予防推進の担い手となる介護予防サポーターを養成し、高齢者の新たな役割づくり、生きがいづくりにつなげています。介護予防サポーターとして登録した後は、各圏域で定例会を年3回以上開催し、地域の文化祭、運動会、自主活動等により、住民が徒歩で通える地区単位での介護予防の普及啓発を行っています。

■課題

日常生活圏域での活動を中心としている一方で、活動者数の減少や活動内容の縮小が見られる圏域もあることから、地域活動の活性化が必要です。

■今後の方針

サポーター数を増やし、活動を継続しやすくするため、各地区の公民館など居住地域内でオンラインにより養成研修を受講できる方法(サテライト開催)を継続するとともに、日常生活圏域ごとの育成活動を強化していきます。また、スキルアップ研修や情報交換会の定期的な開催、永年活動者の表彰など、モチベーションを高めるための支援を行っていきます。

■概要

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族等の見守り及び支援を行う認知症サポーターを養成しています。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民が主体的に展開していくための知識や対応、認知症サポーターとしての心構え等を学ぶ講座を開催し、受講者には認知症サポーターの証であるサポーターカードを配付しています。対象は①市民、②出前講座等で希望した団体、③介護予防サポーター養成中級研修の参加者、④企業・商店、⑤小・中学校などです。また、認知症サポーターの中で、ステップアップ講座を受講した人は、認知症の人とその家族等の支援を実践的に行う「オレンジパートナー」として登録し、市主催事業への協力や活動報告会などの活動をしています。

■課題

認知症にやさしいまちづくりを進めるためには、養成講座をあらゆる年齢層、職域に拡充する必要がありますが、新規の生活関連企業への周知が広がっていません。また、市以外の養成講座の開催が固定の認知症キャラバン・メイトによるものに偏っています。

■今後の方針

すべての世代(特に若年層・壮年層)並びに小売業や金融機関、公共交通機関等の職域に対して養成講座の周知を進めていきます。また、認知症キャラバン・メイトの活動状況を把握し、支援します。さらに、認知症本人のニーズに合った活動の展開ができるよう、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター、認知症キャラバン・メイトと連携して、オレンジパートナーとともに地域で活躍できる場づくりを進めていきます。

介護予防活動ポイント制度 ※P.76にも掲載

■概要

高齢者自身の介護予防及び生きがいづくりのため、制度に登録した高齢者が地域の介護予防活動や地域貢献活動に参加した場合、その実績に応じてポイントを付与し、ポイント数に応じた買い物券等を交付することで、高齢者の地域での活動参加を促進しています。活動先となる施設に対しては定期的な情報提供とアンケート調査や聴き取り等を行っています。

■課題

新型コロナウイルス5類移行後も、高齢者施設等でのボランティアの受入制限が続いており、活動率が大幅に減少しています。また、毎月実施している介護予防活動ポイント登録研修の受講者数が伸び悩んでいることから、新規登録者数も増えていません。その他、手作業による活動時のポイント付与及び活動後の物品交換に時間を要しています。

■今後の方針

令和5年度より、従来のポイント活動以外のボランティアについても幅広く紹介するように登録研修の内容を見直したほか、受講者の年齢制限を撤廃したことで、登録研修への参加者が大幅に増えたため、現状の研修内容を継続します。また、事務の効率化と登録者の利便性を高めるため、交換物品に「めぶくPay(電子地域通貨)」の導入を進めていきます。

図表5-18: 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピンシャン体操クラブ 活動数 (件/年)	65	68	71	74
はつらつカフェ設置数 (か所)	32	34	36	38

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サポーター育成				
新規登録数 (人/年)	50	50	50	50
累計登録数 (人)	1,420	1,470	1,520	1,570
活動者数 (人/年)	685	745	795	845
認知症サポーター養成				
養成数 (人/年)	1,200	1,200	1,400	1,600
うち養成講座(企業・職域区分)の養成数 (人/年)	350	400	450	500
オレンジパートナー新規養成数 (人/年)	20	20	20	20
介護予防活動ポイント制度				
活動ポイント数(活動数) (ポイント)	15,000	17,000	18,000	19,000
ポイント交換者(活動者数) (人/年)	500	530	560	590
登録者数 (人)	1,238	1,320	1,400	1,480

(5) 一般介護予防事業(一般介護予防事業評価事業)

■概要

一般介護予防事業を含めた総合事業全般が計画どおりに実施できているか、また、事業ごとに期待していた効果が出ているかを評価し、その結果に基づき事業全体の改善を行います。

■課題

各事業で評価項目の統一が進んでおらず、事業ごとの効果の比較が困難なため、採取したデータから予防事業の効果を十分に分析・評価できていません。

■今後の方針

令和5年度より、歩行速度・握力等の体力測定結果及び後期高齢者質問票と基本チェックリストを合わせた前橋版フレイルチェックを各事業で共通して使用することになったため、継続してデータの集積を行います。また、入力・集計の効率化とデータ分析による事業の集中化を目的に、「高齢者フレイル予防モデル事業」を進めています。今後、事業の効果分析・評価方法を確立し、一般介護予防事業の改善につなげます。

図表5-19: 一般介護予防事業(一般介護予防事業評価事業)に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
前橋版フレイルチェック実施数 (件/年)	500	500	500	500

(6) 一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)

■概要

地域における介護予防の取組を強化するため、通所サービス、訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体で運営される通いの場等へリハビリ専門職を派遣し、本人とその家族への直接的な指導を行うとともに、それぞれの場の運営に携わる関係職種に対しても助言等を行います。

■課題

事業の一環として地域の公民館等で体力測定を行うプログラムを実施しているものの、一部のリハビリ専門職の派遣に偏りがあるなど、派遣元となる施設との協力体制の構築が不十分です。

■今後の方針

医療機関・施設への周知を継続して行うことで、事業への理解を深めてもらい、より多様な専門職が携わることのできる体制を整えていきます。また、1回の派遣が少人数でも対応できる講話や相談等にプログラム内容を見直すとともに、体力測定等の評価は別の機会を設けるなど、事業の効率化により、リハビリ専門職一人当たりが関わる対象者数の増加を図ります。

図表5-20: 一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場でリハビリ専門職が関わった 対象者数 (人/年)	812	830	860	890

※「通いの場」は、ピンシヤン体操クラブと認知症カフェのことを指します。

2) いきがい活動・社会参加の促進

高齢者が自らの社会における役割を見つけ、いきがいを持ちながら社会参加活動等を行うことができるよう支援していきます。

(1) 有償ポイント ※P.74の再掲

■概要

高齢者自身の介護予防及び生きがいづくりのため、制度に登録した高齢者が地域の介護予防活動や地域貢献活動に参加した場合、その実績に応じてポイントを付与し、ポイント数に応じた買い物券等を交付することで、高齢者の地域での活動参加を促進しています。活動先となる施設に対しては定期的な情報提供とアンケート調査や聴き取り等を行っています。

■課題

新型コロナウイルス5類移行後も、高齢者施設等でのボランティアの受入制限が続いており、活動率が大幅に減少しています。また、毎月実施している介護予防活動ポイント登録研修の受講者数が伸び悩んでいることから、新規登録者数も増えていません。その他、手作業による活動時のポイント付与及び活動後の物品交換に時間を要しています。

■今後の方針

令和5年度より、従来のポイント活動以外のボランティアについても幅広く紹介するように登録研修の内容を見直したほか、受講者の年齢制限を撤廃したことで、登録研修への参加者が大幅に増えたため、現状の研修内容を継続します。また、事務の効率化と登録者の利便性を高めるため、交換物品に「めぶくPay(電子地域通貨)」の導入を進めていきます。

図表5-21:有償ポイントに関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動ポイント数(活動数) (ポイント/年)	15,000	17,000	18,000	19,000
ポイント交換者(活動者数) (人/年)	500	530	560	590
登録者数 (人)	1,238	1,320	1,400	1,480

(2) 人が集う居場所づくり

■概要

ピンシャン体操クラブ・はつらつカフェ・認知症を語るカフェ・地区公民館での活動等、高齢者が集う居場所づくりを推進していきます。また、通いの場として、ふれあい・いきいきサロンや老人クラブをはじめとする地域活動、老人福祉センターの自主活動の把握も行っています。

■課題

多世代交流も見据えながら、高齢者の多様なニーズに合う通いの場の設置を促進する必要があります。

■今後の方針

誰もが気軽に歩いて通える通いの場が設置されるように、市社会福祉協議会等の関係団体と連携しながら居場所づくりを進め、把握した情報を市民及び関係者へ発信します。また、引き続き、通いの場の設置圏域や活動内容等の実態を把握・評価し、多世代交流を目的とした市内のこども食堂や子育てサロン等との統合も検討しながら、交流の場の拡充を目指します。

図表5-22:人が集う居場所づくり(はつらつカフェ等)に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場の設置数 (か所)	839	850	870	890
通いの場に参加する累計高齢者数 (人)	12,979	15,000	17,000	19,000

(3) 老人クラブ活動の推進

■概要

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者自らのいきがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとする地域を豊かにする活動を行っています。本市では、各単位老人クラブと前橋市老人クラブ連合会に対し、高齢者の社会参加活動を支援するための補助金を交付しています。

■課題

高齢化の進展により老人クラブの加入対象者は増加している一方で、会員数の減少傾向や役員のなり手不足等から解散する単位老人クラブが増加しています。

■今後の方針

単位老人クラブや前橋市老人クラブ連合会と連携しながら、老人福祉の増進を目的とする事業の振興を図るとともに、補助金関係書類の作成支援や補助対象要件の見直しなどで、クラブの継続的な活動につなげていきます。

(4) 老人福祉センターの充実

■概要

老人福祉センターは、「しきしま」「ひろせ」「おおとも」「かすかわ」「ふじみ」の5か所設置されており、指定管理者により管理運営されています。高齢者の健康増進、教養の向上、各種相談、レクリエーション等を総合的に提供する高齢者のいきがい活動の拠点であるとともに、介護予防活動を継続的に行える拠点としての役割も担っています。

■課題

高齢者の生活スタイルや価値観が多様化しており、老人福祉センター以外を拠点とする活動も普及していることから、活動内容を充実する必要があります。また、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や利用者ニーズに応じた送迎バスの運行も課題となっています。

■今後の方針

利用者アンケート等を活用し、高齢者のライフスタイルに応じた活動内容の充実や介護予防事業の活動拠点としての機能強化を図り、利用者の増加と満足度の向上につなげていきます。また、地域とのつながりを強めながら、災害時の福祉避難所としての機能を強化していきます。さらに、施設の適切な維持管理や送迎バスの運行方法を見直すことで、利用者の利便性と安全性の向上を図っていきます。

図表5-23: 老人福祉センターの充実に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	180,000	185,000	190,000	195,000

(5) シルバー人材センターの充実

■概要

シルバー人材センターは、高齢者の安定した雇用の確保・促進のため、働く意欲を持つ高齢者を対象に、豊かな経験と能力を活かして、自らのいきがいや社会参加等を実現する職業機会を提供しています。その役割は今後さらに重要になると考えられるため、本市では実情に応じた支援をしています。

■課題

全国的には会員数が減少傾向にある中で、前橋市シルバー人材センターではほぼ横ばいで推移していますが、就業機会が得られず退会する人も見受けられます。

■今後の方針

前橋市シルバー人材センターが行うチラシ・パンフレットを用いたPR活動等による入会促進活動や派遣事業の拡充による就業機会及び自主財源の確保等、自主的な努力を尊重しつつ、引き続き実情に応じて必要な支援を行います。

(6) 学習活動・地域活動支援の充実

■概要

明寿大学や各公民館の講座による高齢者の学習の場を提供します。また、自主学習グループの活動支援や出前講座の実施等による生涯学習の推進を行います。学びの成果を地域へ還元できる機会を提供することにより「地域で活躍する人材づくり」の支援を行います。

■課題

過去3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響による自主学習グループ活動の自粛や休止、会員の高齢化に伴う会員数の減少、また、地域の生涯学習拠点である公民館での新たな学習機会の確保や交流の場をどのように提供していくかが課題となっています。

加えて、地域人材育成のための各種公民館講座開設には、公民館職員の資質向上を図るための研修をさらに充実させることが求められています。

■今後の方針

自主学習グループ数や会員数の増加、高齢者の地域参画や地域での活躍につながる各種公民館事業を実施し、地域活動を支援していきます。その中で、地域の課題(ニーズ)に合わせた講座学習を充実させていきます。

(7) 軽スポーツの推進と生涯スポーツの普及・振興

■概要

多世代がともに楽しむことができる軽スポーツにより、市民一人一人の健全な余暇活動の推進と健康の維持増進を図っています。また、軽スポーツの楽しさやスポーツへの関心を高めるため、市民軽スポーツフェスティバルや生涯スポーツ大会等を開催するとともに、軽スポーツ教室等も実施し、スポーツの機会を提供しています。

■課題

競技主管団体の役員の高齢化及び競技志向の高まりによる参加者の固定化が見受けられます。また、市民の余暇活動の多様化もあって参加者の減少が続いているため、周知方法も含め、どのように軽スポーツへ興味・関心を持ってもらえるか検討が必要です。

■今後の方針

市民軽スポーツフェスティバル等の開催を継続するとともに、地域での軽スポーツ教室を充実させ、スポーツの機会を提供していきます。その中で、子どもが参加できる種目の新設や参加しやすい環境づくり等により、新規参加者の確保を進めます。さらに、他部署や他団体と連携して、大会・教室等の開催をより広く周知していきます。

図表5-24: 軽スポーツの推進と生涯スポーツの普及・振興に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
軽スポーツフェスティバル参加者 (人/年)	800	900	1,000	1,100

3) 高齢者の健康づくり

(1) 「健康まえばし21」の推進

■ 概要

前橋市健康増進計画「健康まえばし21」は、生涯を4つのライフステージに分け、健康づくりの7分野(栄養・食生活、運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯と口の健康、健康診査)ごとに目標を定め、各種健(検)診の受診勧奨や保健指導により、市民一人一人の主体的な健康づくりを推進しています。

■ 課題

糖尿病・高血圧・歯周病などの生活習慣病対策やこころの健康づくりに向けて、より効果的に取り組む必要があります。誰もが健康になれる社会の実現のためには、各個人が主体的に取り組むだけでなく、企業との連携による環境づくりも必要です。

■ 今後の方針

本計画の基本理念に基づき、地域に根差した身近な健康情報や健康データに基づく地区ごとの対策強化を進め、各種団体や関係機関とも連携し、健康づくりに取り組みやすい環境の整備を図ります。

図表5-25: 各種健(検)診・保健指導の概要

名称	概要	対象者
健康診査・保健指導		
特定健康診査	生活習慣病や疾病による生活機能低下の予防に向けて、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の早期発見のために行う健康診査	40歳以上の市民のうち、国民健康保険の被保険者
特定保健指導	特定健診において、メタボリックシンドローム該当者・予備群となった人に対し、生活習慣改善に向けて助言・指導を行う保健指導	40歳以上の市民のうち、国民健康保険の被保険者
後期高齢者医療健康診査	75歳以上の後期高齢者医療加入者を対象に行う健康診査	後期高齢者医療保険の被保険者
健康増進健康診査	生活保護受給者等のためのを対象に行う健康診査	生活保護受給者等
健康増進健診事後指導	健康増進健診の受診者を対象に行う保健指導	生活保護受給者等
がん検診		
胸部(結核・肺がん)検診	がん検診は自覚症状のないうちに早期発見・治療を行うことで、がんによる死亡率を減少させることを目的としている。	40歳以上の男女
胃がん検診		40歳以上の男女 ※2年に1度
大腸がん検診		40歳以上の男女
子宮頸がん検診		20歳以上の女性 ※2年に1度
乳がん(甲状腺)検診		40歳以上の女性 ※2年に1度
前立腺がん検診		50歳以上の男性
その他の検診		
骨粗しょう症検診	職場などで検査を受けることができない市民等へ受診機会を提供する。	40・45・50・55・60・65・70歳の 節目年齢の女性
肝炎(C型・B型)ウィルス 検診		40歳または41歳以上で過去 に検診を受けていない男女
歯科健康診査		
成人歯科健康診査	口腔内の健康維持を目的に実施する歯科の健康診査	20・25・30・35・40・45・50・ 55・60・65・70歳の節目年齢 の男女
健康増進歯科健康診査		前年度に75歳に達した生活 保護受給者等

(2) 健康づくり組織活動の支援

保健推進員

■概要

保健推進員は「健康なまちづくり」を目指して、あらゆる世代に必要な健康情報の提供・周知や検診の受診勧奨を行う等、市民と行政をつなぐパイプ役として、地域社会における保健活動の重要な役割を担っています。地区担当保健師と一緒に各地区で健康教室等を開催し、「健康まえばし21」の周知を図っています。また、地域の方々へ成人健康診査の受診勧奨を行うとともに健康情報等を伝えています。

■課題

自治会や地域の各種団体が抱えている課題と同様、人材確保の難しさや保健推進員全体の高齢化等により、委嘱を受けた本人の負担感が増えています。

■今後の方針

市の保健師などで構成する地区担当体制を整備し、各地区における協働体制を確保することにより、地域での健康づくり活動の充実を図っていきます。

食生活改善推進員

■概要

食生活改善推進員は、自らより良い健康生活の実践者となり、健康的な食生活の実践につなげるための「食生活改善活動」を担っており、地域保健の向上を図るとともに、生活習慣病予防や食育の周知を目的とした各種栄養教室を開催し、正しい情報の提供を行っています。

■課題

各種栄養教室の開催や対話・訪問活動を実施していますが、世代による食への意識の差や生活習慣・食習慣の違い等から、幅広い年齢層への食に関する働きかけが困難となっています。また、会員の高齢化による退会等によって、会員数の少ない地区が生じており、人材の確保が困難となっています。

■今後の方針

幅広い年齢層への食に関する意識の向上や働きかけを強化していきます。また、養成講座である健康大学の周知を図り、人材の確保に努めます。

(3) 予防接種・結核健診の推進

定期予防接種

高齢者のインフルエンザの発症・重症化及び肺炎球菌による肺炎の予防とまん延防止のため、予防接種法に基づく予防接種を実施し、費用の一部を補助しています。今後も、対象者へ予診票を個別郵送して予防接種の勧奨を行い、接種率を維持していきます。

新型コロナウイルスワクチンについては、国の方針を踏まえて、安定的な接種体制を確保し、円滑な接種を実施していきます。

任意予防接種への一部助成

带状疱疹の発症予防のため、带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を実施しています。带状疱疹は、80歳までに約3人に1人が発症するといわれており、強い痛みを伴うことが多く、痛みが長期にわたって続く人がいることから、ワクチン接種による発症予防に取り組んでいます。

結核健康診断

結核の早期発見・早期治療とまん延防止のため、感染症法(※)に基づく結核健康診断を肺がん検診も兼ねた胸部検診として実施しています。結核についての啓発とともに、健診の受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(4) 介護予防と保健事業の連携

■概要

KDBに集約されている健診・医療・介護情報から健康課題を持つ後期高齢者を把握し、国民健康保険課、健康増進課、後期高齢者医療広域連合と連携しながら、介護予防事業を促進しています。ハイリスクアプローチでは、低栄養のリスクのある人を対象として、管理栄養士・保健師を中心とする専門職が訪問指導を行っています。また、ポピュレーションアプローチでは、地区公民館に通う高齢者を対象に、専門職による助言やフレイル予防教室等、既存の介護予防事業を実施しています。

■課題

高齢者本人が健康維持に対する関心を持つことが重要なことから、自身の健康に関する気づきを得られるように積極的に働きかけていくことが必要です。

■今後の方針

ハイリスクアプローチでは、引き続き、健康課題を持つ圏域に対する訪問指導を行います。

また、ポピュレーションアプローチでは、関係部門と協議を行い、対象となる通いの場を選定し、健康課題を共有しながら、介護予防事業の利用を勧奨していきます。さらに、フレイルチェック、歩行測定やフレイル予防教室の実施を通して、健康維持に対する関心を高めていきます。

図表5-26:介護予防と保健事業の連携に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ポピュレーションアプローチ:1圏域20人 (人/年)	100	140	180	220

3 目標Ⅲ 認知症高齢者支援の充実

認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても尊厳を保持されながら希望を持って暮らすことができる社会（共生社会）を目指し、「共生」と「予防」を軸に施策を進めます。

1) 認知症との共生

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で生きるという意味です。生活上の困難が生じた場合でも、周囲や地域の理解と協力のもと、認知症の本人が希望をもって前を向き、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

(1) 認知症ケアパスの活用

■概要

認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスが受けられるかが記載されている「認知症ケアパス」を作成し、地域包括支援センター等で配布することにより、市民の認知症に対する理解促進を図り、認知症の人とその家族等を支援しています。

令和4年度より新たに郵便局にも設置したほか、認知症地域支援推進員とケアパスの内容、活用方法などについて意見交換を行っています。

■課題

認知症の施策やサービス、対応に関するニーズは年々変化しており、それに合わせた内容への改定が求められています。さらに、認知症の人とその介護者がより暮らしやすい地域をつくるためには、配布先拡大とともに、ケアパスを活用した取組を検討する必要があります。

■今後の方針

毎年度改定を行っています。より適した内容に改定するため、庁内関係各課や関係機関との連携を強化するとともに、今後も認知症の人の意見やニーズを把握する機会を設けていきます。

また、認知症ケアパス作成の効果を測るため、市民への配布数について、市有施設や医療機関、地域包括支援センター等の設置場所と連携して把握していきます。

さらに、認知症ケアパスの活用により、介護予防サポーターや認知症サポーター等、認知症の人とその介護者を支援する人の知識を深めていきます。

図表5-27: 認知症ケアパスの活用に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民への配布数 (冊/年)	7,000	7,500	8,000	8,500



※認知症ケアパスより抜粋

(2) 認知症高齢者等見守りネットワークの整備

SOS ネットワーク体制の構築

■概要

SOSネットワークとは、高齢者等が行方不明となった場合、警察や地域の関係団体等が連携し、速やかに行方不明者を発見・保護する仕組みのことで、本市では行方不明時の「メール配信」「ラジオ放送」のほか、行方不明のおそれのある人のために、登録番号を付した「見守りキーホルダー」を配付する「事前登録」を行っています。

■課題

警察への手配により保護につながったものの、認知症の本人から氏名、住所、連絡先等の確認が取れないため、家族等の介護者への引き渡しまでに時間を要する事例があります。そのため、事前登録により支援が必要な人の情報をより多く把握するとともに、地域で生活する認知症高齢者が外出を続けられるよう、地域ぐるみで見守る体制の一層の強化が求められています。

■今後の方針

認知症高齢者等の行方不明者のより迅速な発見・保護につながるよう、警察や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携を深めることで、メール受信登録者や事前登録者を増やし、SOSネットワーク体制を強化していきます。また、事前登録により認知症の人を把握した際には、地域包括支援センターや介護支援専門員等と連携し、住み慣れた地域で生活し続けられるよう認知症の人とその家族等を支援していきます。

GPS 端末貸出事業

■概要

介護している家族等が位置情報を検索できるように、行方不明となるおそれのある高齢者等にGPS端末を貸与することで、行方不明時の早期発見と家族等の負担軽減を図っています。

■課題

対象者によってはGPS端末の携行が難しい場合があります。また、利用者の利用実態の把握が不十分です。

■今後の方針

利用している高齢者等が行方不明時に早期発見されるよう、介護者から利用実態について情報収集する機会を設け、介護者から得た情報を参考にしながら個別の状態・状況に応じた携行方法を提案していきます。また、介護者の負担軽減に向け、警察、地域包括支援センター、介護支援専門員等と連携し、より多くの人に有効活用されるような事業の周知・啓発はもちろん、地域の見守り体制の構築も進めていきます。さらに、貸出申請の受付が認知症の人を把握する機会となるため、地域包括支援センターや介護支援専門員等と連携し、住み慣れた地域で生活し続けられるよう認知症の人とその家族等を支援していきます。

認知症地域支援推進員等設置事業

■概要

認知症の状態に応じた医療・介護・生活支援のサービスが有機的に連携して提供される地域体制の構築に向けた支援や、認知症の人とその家族等を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員(以下、「推進員」という。)を令和5年度より全ての地域包括支援センターに配置しています。

■課題

推進員の役割や活動が確立していないため、引き続き調整や検討が必要です。

■今後の方針

より有効的に認知症施策を機能させるため、現行の認知症事業に参加しながら、推進員の役割や活動について検討を重ねていきます。また、推進員を中心とした認知症に関する相談体制の充実、認知症の人とその家族等を地域で支える体制づくりを進めていきます。

■概要

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族等の見守り及び支援を行う認知症サポーターを養成しています。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民が主体的に展開していくための知識や対応、認知症サポーターとしての心構え等を学ぶ講座を開催し、受講者には認知症サポーターの証であるサポーターカードを配付しています。対象は①市民、②出前講座等で希望した団体、③介護予防サポーター養成中級研修の参加者、④企業・商店、⑤小・中学校などです。また、認知症サポーターの中で、ステップアップ講座を受講した人は、認知症の人とその家族等の支援を実践的に行う「オレンジパートナー」として登録し、市主催事業への協力や活動報告会などの活動をしています。

■課題

認知症にやさしいまちづくりを進めるためには、養成講座をあらゆる年齢層、職域に拡充する必要がありますが、新規の生活関連企業への周知が広がっていません。また、市以外の養成講座の開催が固定の認知症キャラバン・メイトによるものに偏っています。

■今後の方針

すべての世代(特に若年層・壮年層)並びに小売業や金融機関、公共交通機関等の職域に対して養成講座の周知を進めていきます。また、認知症キャラバン・メイトの活動状況を把握し、支援します。さらに、認知症本人のニーズに合った活動の展開ができるよう、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター、認知症キャラバン・メイトと連携して、オレンジパートナーとともに地域で活躍できる場づくりを進めていきます。

図表5-28: 認知症高齢者等見守りネットワークの整備に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
SOSネットワーク体制の構築				
事前登録制度利用者数 (人)	340	345	350	355
GPS端末貸出事業				
利用者数 (人)	70	70	70	70
介護負担が軽減した介護者の割合 (アンケートによる) (%)	75	75	75	75
認知症地域支援推進員等設置事業				
認知症に関する相談人数 (人/年)	650	700	750	800
認知症サポーター養成(再掲)				
養成数 (人/年)	1,200	1,200	1,400	1,600
うち養成講座(企業・職域区分)の養成数 (人/年)	550	600	700	800
オレンジパートナー新規養成数 (人/年)	20	20	20	20

(3) 認知症カフェの推進

■概要

認知症の人やその家族・知人、医療やケアの専門職、認知症について関心や不安を持っている人等、誰もが気軽に集まり、相談・交流することができる「認知症を語るカフェ」を月1回開催しています。業務の一部を前橋地域リハビリテーション広域支援センターに委託し、地域包括支援センターやオレンジパートナーと協働して運営しています。また、補助事業として実施している「はつらつカフェ」は、社会福祉法人や介護サービス事業者、ボランティアが連携し、身近な通いの場として誰もが気軽に相談・相談等できる場となっており、認知症の人等が集える機能を持たせて設置を推進しています。

■課題

地域で生活する認知症高齢者等の増加に伴い、認知症の人とその家族等の介護者の外出・交流や、相談・支援の場づくりが急務となっており、参加者数を増やすとともに、相談・支援体制を強化する必要があります。また、新規参加者が少なく、参加者が固定化しているカフェもあります。

■今後の方針

「認知症を語るカフェ」の会場や開催回数、周知方法等を見直していきます。また、「はつらつカフェ」を日常生活圏域ごとに1か所以上の設置を目標に整備を進めるとともに、委託先のNPO法人等を集めた情報交換会で各々の取組を共有しながら、医療機関等へのポスター掲示や市窓口の各カフェ紹介コーナー、SNS等を活用した幅広い周知を行います。

さらに、早期の相談と支援につながる体制づくりのため、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム等の関係機関・関係者との連携強化を進めていきます。

図表5-29: 認知症カフェの推進に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規設置数(はつらつカフェ含む) (か所/年)	2	2	2	2
延べ参加者数(はつらつカフェ含む) (人/年)	4,000	4,000	4,500	5,000

(4) 認知症本人ミーティングの開催

■概要

認知症と向き合っている本人が、同じ状況にある仲間と出会い、自らの体験や希望を主体的に本音で語り合い、本人視点の施策を実現できる場を提供しています。

■課題

目的に合致した本人参画のため、周知方法や開催場所、内容の見直しが求められています。

■今後の方針

地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、認知症の人と家族の会、地域密着型サービス連絡協議会、若年性認知症支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等と連携し、認知症本人による主体的活動をサポートしながら、ミーティングで汲み取った本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映します。また、日常生活圏域の商業施設や通いの場との連携を進めていきます。

図表5-30: 認知症本人ミーティングの開催に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数 (人/年)	50	60	70	80
本人視点を取り入れた施策の企画・立案数 (件/年)	1	2	3	3

2) 認知症の予防

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。認知症の人の早期発見・早期対応、高齢者の運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会的な孤立の解消等に取り組めます。

(1) 認知症初期集中支援チーム体制の充実

■概要

認知症の人の早期発見・早期対応により本人やその家族等の自立した生活を支援するため、医療・介護の専門職の支援チームが自宅を訪問し、集中的・包括的に関わることで適切な医療や介護を受けられる体制の構築を図っています。より早期に支援チームが介入できるよう、前橋市医師会と連携し、かかりつけ医からの依頼により対象事例を把握できる体制となっています。

■課題

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、支援チームが把握した対象事例数は未だ少なく、支援が必要な人を十分に把握しているとは言えません。また、支援チームによる支援終了後に、本人と家族の自立した生活に向けた支援を継続できる連携体制を構築することも重要です。

■今後の方針

認知症の人を早期に把握するため、情報共有が深められる連携体制の構築を一層進めるとともに、市民や介護支援専門員等の高齢者に関わる専門職、関係機関等への事業周知を強化し、支援チームの認知度を高めていきます。

また、支援チームや地域包括支援センター、介護支援専門員等の間で、支援チーム介入時から協働することの重要性を認識し、本人と家族の自立生活に向けたサポートが継続されるよう連携していきます。さらに、人材の確保・育成とともに、チーム員会議や支援チームの活動等に必要な事項を協議する検討委員会の意見を取り入れ、対応力の向上を図ります。

図表5-31：認知症初期集中支援チーム体制の充実に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援チームが把握した対象事例数 (件/年)	40	41	42	43
支援チームの介入により新たな医療・ 介護サービスにつながった人の割合 (%)	50	65	65	65

(2) 発症遅延と重症化予防に効果的なサービスの提供

■概要

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても重症化を防ぐため、専門職による介護予防教室や健康相談等を開催しています。また、外出や人との交流の機会を増やすことで認知症予防につなげるため、身近な「通いの場」づくりを進めています。その他、高齢者の難聴が認知症の発症リスクと関係していることから、「聴こえのチェックリスト」等を活用し、難聴の早期発見と補聴器の適正使用に関する支援を行っています。

■課題

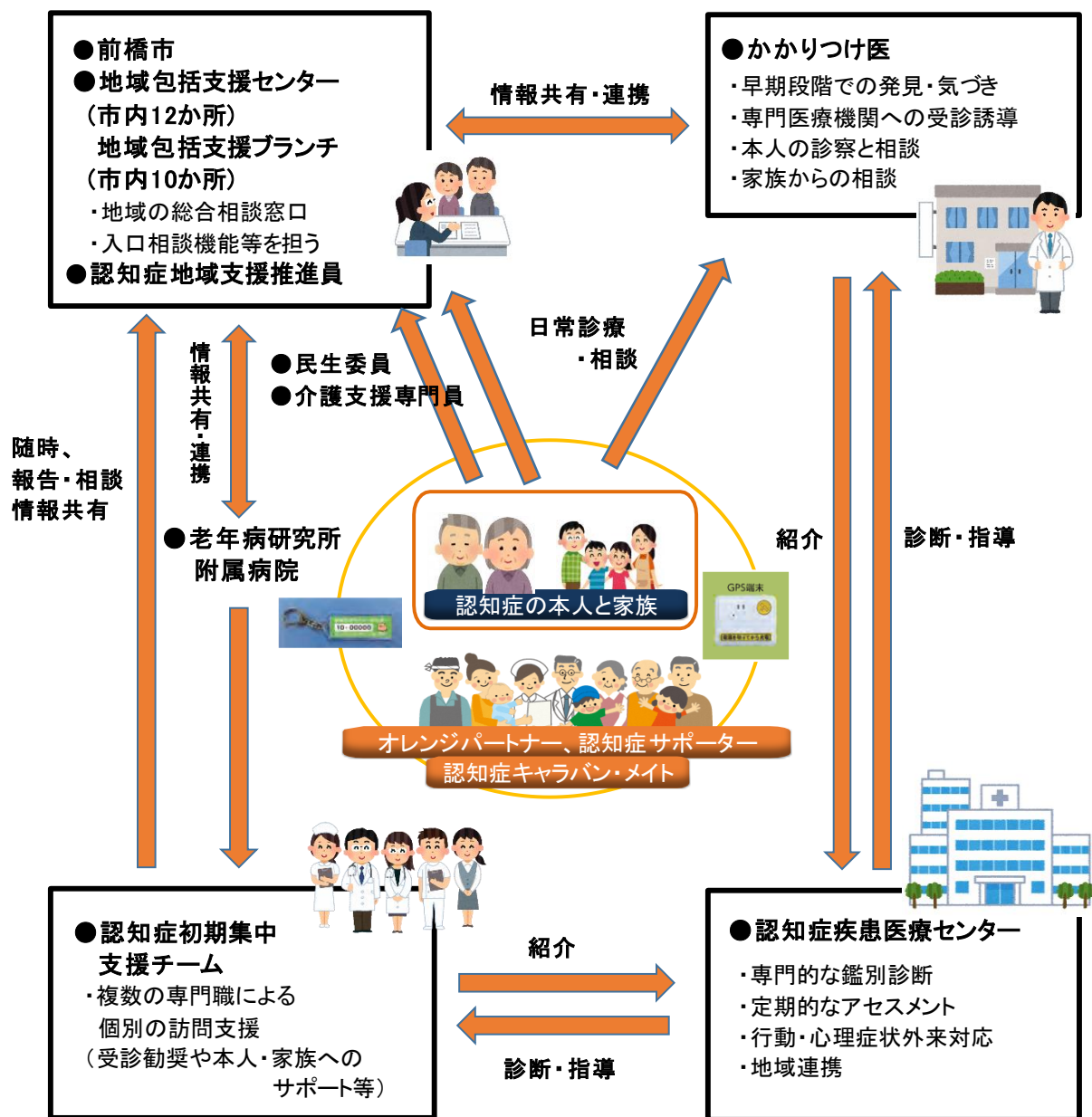
高齢化の進展に伴い、認知症発症のリスクが高い人の把握をより一層進める必要があります。また、難聴放置が人との会話や社会的な孤立・抑うつ傾向を招くなど、日常生活に様々な影響を及ぼすことについて市民への周知が不十分です。

■今後の方針

認知症予防の必要性の高い人をより多く、より早期に把握し、発症遅延や発症リスク低減、重症化防止に向けた取組につなげるため、専門職による健康相談や健康教室等の他、認知症予防のみならず介護予防にも資する居場所づくりを推進し、把握した情報を市民や関係者へ発信していきます。ま

た、聴力と認知症の因果関係やチェックリストを活用した難聴の早期発見、補聴器の適正利用について周知・啓発を進めます。

図表5-32：認知症の本人と家族等の支援体制イメージ



4 目標Ⅳ サービスの充実と暮らしの基盤の整備

1) 介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの確保

介護保険認定非該当(自立)者やひとり暮らしの高齢者等で、日常生活に何らかの支援を必要とする人のために、介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスを提供しています。ニーズ調査の結果、事業の認知度が低いことが課題となっていることから、必要な人がサービスを受けることができるように、引き続き、広報、ホームページ又はSNS等の多様な媒体を活用し、関係機関に対しても定期的に情報提供を行っていきます。また、今後のひとり暮らし高齢者の増加を見据え、他市の事例研究を行いながら、より効果的な施策を模索していきます。

(1) 日常生活での支援サービス

高齢者が日常生活を円滑に送れるように支援するため、各種サービスを提供します。

はり・きゅう・マッサージ施術料助成

70歳以上の高齢者で希望する人に対し、市と契約をしているはり・きゅう・マッサージの施術所で1回2,500円のサービスを1,500円で利用できる1,000円の助成券を交付することにより、高齢者の心身ともに健康でいきいきとした在宅生活を支援しています。

ひとり暮らし高齢者公衆浴場利用券給付

ひとり暮らし高齢者で希望する人に対し、公衆浴場環境衛生同業組合に加盟する一般公衆浴場で利用できる無料入浴券を交付することにより、快適な生活の維持といきいきの増進を図るとともに、一般公衆浴場の利用を促進しています。

補聴器購入費助成

聴覚障害による身体障害者手帳の該当にならない中等度難聴の高齢者に対し、管理医療機器認定を受けた補聴器の購入費用を一部助成することで、閉じこもりを防ぎ、積極的な社会参加を促すとともに、認知症の予防が期待できるため支援しています。

布団乾燥サービス

高齢者のみの市民税非課税世帯に属し、在宅で布団を干すことが困難な高齢者に対し、市と委託契約している民間事業者が月1回自宅を訪問し、布団や毛布等の寝具の乾燥を行い、衛生的で快適な生活の維持を図っています。

布団丸洗いサービス

高齢者のみの市民税非課税世帯に属し、在宅で寝具の衛生管理が困難な寝たきり等の高齢者に対し、市と委託契約している民間事業者が年3回自宅を訪問し、布団や毛布等の寝具の丸洗いを行い、衛生的で快適な生活の維持を図っています。

見守り配食サービス(地域支援事業)

配食を希望する事業対象者・要支援者で、在宅での調理や買い物が困難と判断された単身世帯等の高齢者や、低栄養の予防・改善が必要な高齢者に対し、身体状況を考慮した食事を提供することにより、食の自立を支援するとともに配達時に見守りを行っています。

おむつサービス(地域支援事業)

在宅で過ごす要介護3以上でおむつを用いて常時排泄する高齢者で、宿泊サービスの利用日数等が基準を超えない市民税非課税の人に対し、1か月あたり上限3,000円分の紙おむつ等を年4回に分け、安否確認を兼ねて自宅に配送することで、日常生活を支援するとともに、介護者の身体的・経済的負担の軽減を図っています。

出張理・美容サービス

在宅で過ごす要介護3以上の高齢者で、宿泊サービスの利用日数等が基準を超えない人に対し、理容・美容業生活衛生同業組合と協力し、自宅で理容・美容サービスを受けられる利用券を交付することで、衛生的で快適な生活の維持を図っています。

生活援助員派遣(シルバーハウジング運営事業)(地域支援事業)

市営住宅広瀬団地内の高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談等のサービスを提供することにより、自立して安全で快適な生活を営むことができるように支援しています。

生活管理指導短期宿泊

要介護認定は非該当(自立)であるが、基本的な生活習慣の維持が困難で、一時的な養護管理が必要な高齢者に対し、養護老人ホーム等での短期宿泊を通じて、日常生活に対する指導・支援等を行っています。

(2) 見守り・安否確認サービス

ひとり暮らしの高齢者が在宅生活を続けられるように、見守りサービスを提供します。

緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で身体状況に不安がある高齢者に対し、自宅に緊急通報装置を設置することで、健康相談や安否確認、孤立死防止のための見守りを行っています。

ひとり暮らし高齢者訪問

前橋市老人クラブ連合会の会員や地域ボランティア等が、自治会、民生委員等の協力を得ながら、地域のひとり暮らし高齢者を訪問して、安否確認を行い、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援します。

(3) 高齢者向けの住まい

介護保険対象外の住まいとして、以下の居住施設があります。

養護老人ホーム

市内に2施設(定員130人)が整備されており、2施設ともに自施設内に職員を配置し、「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、支援や介護保険サービスとしての介護を要する入所者に対応しています。

軽費老人ホーム

市内にA型が1か所(定員80人)、ケアハウスが9か所(定員計330人)が整備されています。いずれも「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていませんが、ケアハウスは必要に応じて介護保険サービスを利用できます。

(4) 介護者への支援サービス

家族等の介護者への支援のため、地域包括支援センターでの相談・支援体制の充実(P.54)や成年後見制度の利用促進(P.61)、認知症高齢者等見守りネットワークの構築(P.84)を図っています。

その他、経済的に支援することにより、精神的な負担軽減と在宅生活の継続を図っています。

介護者慰労金支給

宿泊サービスの利用日数や入院入所等の日数が基準を超えない要介護4以上の高齢者を在宅で介護している人に対し、年額80,000円の慰労金を支給します。

図表5-33:介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの確保に関する目標

目標		令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守り配食サービス					
	低栄養の利用者の延べ訪問件数 (人/年)	40	40	40	40
生活管理指導短期宿泊					
	受入施設数 (か所)	4	4	4	4
	利用者数 (人/年)	3	5	5	5
緊急通報システム					
	設置件数 (件/年)	450	550	650	750
	受信件数 (件/年)	1,260	1,450	1,650	1,850
養護老人ホーム	定員数 (人)	130	130	130	130
	施設数 (か所)	2	2	2	2
軽費老人ホーム	定員数 (人)	410	410	410	410
	施設数 (か所)	10	10	10	10
A型(給食型)	定員数 (人)	80	80	80	80
	施設数 (か所)	1	1	1	1
ケアハウス	定員数 (人)	330	330	330	330
	施設数 (か所)	9	9	9	9
高齢者福祉のしおり ホームページ閲覧数		2,200	2,250	2,300	2,350

2) 介護保険サービスの充実 ※P.125用語集「2)介護保険のサービス一覧」を参照

介護保険サービスを利用するためには、要支援・要介護認定を受ける必要があります。快適な日常生活を送れるよう、引き続き、介護保険サービスの質の確保に努めていきます。

(1) 介護予防サービス

要支援1又は要支援2と判定された人は、以下の介護予防サービスを受けることができます。

介護予防サービス

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

要支援者へのその他のサービス

介護予防支援、介護予防住宅改修

(2) 介護サービス

要介護1から要介護5と判定された人は、以下の介護サービスを受けることができます。

居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（原則、要介護3以上の人が利用可）

要介護者へのその他のサービス

居宅介護支援、住宅改修

施設サービス

介護老人福祉施設（原則、要介護3以上の人が利用可）、介護老人保健施設、介護医療院

(3) リハビリテーション提供体制の確保

■ 概要

要支援・要介護者がそれぞれの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

■ 課題

介護保険サービスの対象となる「生活機能」が低下した高齢者に対しては、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけを目指すのではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけて、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要です。

■ 今後の方針

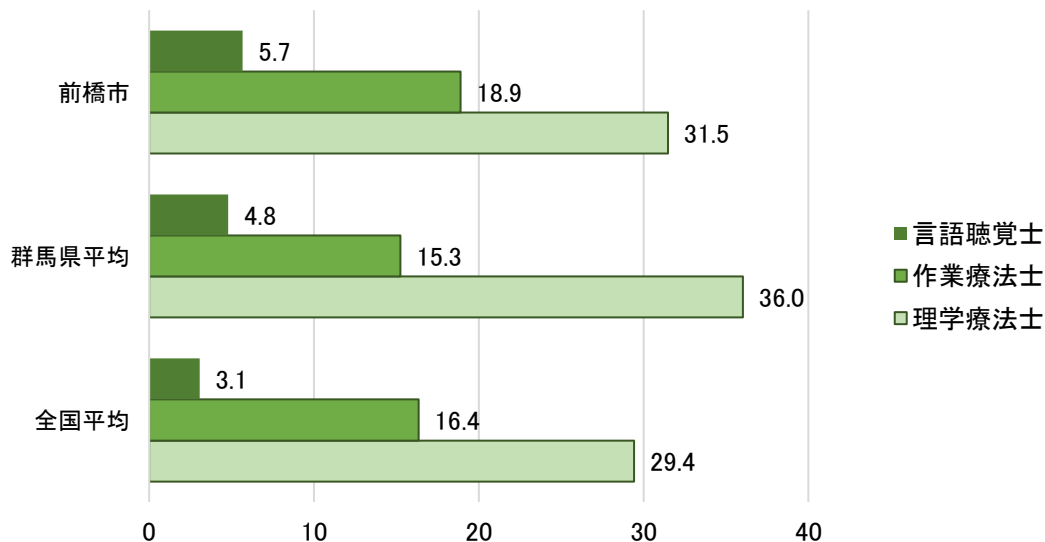
本市における認定者1万人あたりのリハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の従業員数は、いずれも全国平均を上回っていることから、体制の維持に努めます。また、要支援・要介護状態になる前の支援として、地域リハビリテーション活動支援事業（P.76に掲載）を推進していきます。

図表5-34：リハビリテーション提供体制の確保に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場でリハビリ専門職が関わった 対象者数 (人/年)	812	830	860	890

※「通いの場」は、ピンシャン体操クラブと認知症カフェのことを指します。

図表5-35：認定者1万人あたりの従業員数



【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成29年）

(4) 介護保険施設等の整備

中長期的な介護需要や有料老人ホーム等の利用状況等を踏まえて、介護保険施設等の整備を進めます。

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

緊急性の高い入所待機者が早期に入所できることを基本に、今後開設予定の施設を含めた定員数及び既存施設の入所率の向上を鑑み、また、今後の医療からの追加的需要、さらに国及び県の方針等を踏まえ、地域密着型の特別養護老人ホーム1施設を新設します。

■介護老人保健施設

市内施設にて空床がある一方で、5年以上の長期入所者も一定数おり、医療的ケアが必要な長期療養者のための施設が不足していることから、介護医療院への一部転換を行います。

■介護医療院

介護老人保健施設の長期入所者や、医療処置等が必要で特別養護老人ホームでの受入れが困難な人の増加が見込まれることから、介護老人保健施設から介護医療院への転換を行います。

■特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)

本市の居住系サービスの給付額が全国平均より少ない状況にあることや、利用者負担及び利用者に対するケアの観点から、既存の有料老人ホーム等から特定施設入居者生活介護への転換を行います。

図表 5-36: 介護保険施設等の整備の目標量(年度別)

施設（サービス）区分		単位	第8期計画	第9期計画				令和8年度末 （予定）
			令和5年度末	計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	広域型	施設数	27(30)	0	0	0	0	27(30)
		定員数	1,834	0	0	0	0	1,834
	地域密着型	施設数	1(8)	1	0	1	0	2(8)
		定員数	155	29	0	29	0	184
	合計	施設数	28(38)	1	0	1	0	29(38)
		定員数	1,989	29	0	29	0	2,018
介護老人保健施設		施設数	11(13)	－	0	－	0	11(13)
		定員数	1,005	－12	0	－12	0	993
介護医療院		施設数	1	1	0	1	0	2
		定員数	65	12	0	12	0	77
特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホーム）		施設数	13	3	0	3	0	16
		定員数	890	120	0	120	0	1,010

※施設数、定員数は選定見込み数値

※括弧内は別指定となっているユニット型施設分を含んだ数値

※特定施設入居者生活介護は、養護老人ホーム(2施設、130人分)を含まない

(5) 地域密着型サービスの整備

可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、圏域別高齢者人口と定員数等の地域バランスやニーズ調査の結果等を考慮し、地域密着型サービスの整備を推進します。なお、整備の際は公募により事業者を募集し、国・県の補助金を活用することで、参入を促進します。

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者数は今後も増加が見込まれる中、ニーズ調査の結果から、東ブロック(桂萱・大胡・宮城・粕川圏域)全体で認知症リスクが高い傾向が見られました。また、東ブロックと富士見圏域における整備率が低くなっています。このことから、認知症対応型共同生活介護の需要に応えるため、整備率の低い4圏域(大胡・宮城・粕川・富士見圏域)を優先圏域として1事業所を新設(定員:18人)し、市内全域で既存の2事業所を増床(定員:各9人)します。

■小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護がない大胡・宮城・粕川圏域と1事業所のみで富士見圏域を優先圏域として、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護1事業所(登録定員:29人)を新設します。なお、市域の整備状況も勘案し、新設の認知症対応型共同生活介護との併設を条件とします。

■定期巡回・随時対応型訪問看護

ニーズ調査の結果をもとに、在宅生活の支援に係るサービス需要の増加を見据え、地域密着型サービスを普及促進し、住宅生活の限界点を高めるため、1事業所を新設します。

図表5-37: 地域密着型サービスの整備の目標量(年度別)

施設(サービス)区分	単位	第8期計画	第9期計画				令和8年度末 (予定)
		令和5年度末	計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	事業所数	40	1	1 ※1	—	0	41
	定員	513	36	18	18	0	549
小規模多機能型居宅介護	事業所数	19	1	1 ※2	0	0	20
	登録定員	528	29	29	0	0	557
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	(1)	(1) ※2	0	0	1(2)
	登録定員	29	(29)	(29)	0	0	29(58)
定期巡回・随時対応型訪問看護看護	事業所数	4	1	1	0	0	5

※1) 大胡・宮城・粕川・富士見圏域を優先

※2) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)と小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の併設、大胡・宮城・粕川・富士見圏域を優先

※事業所数、(登録)定員は選定見込み数値

3) 介護人材の確保・育成及び介護現場における業務の効率化

令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、今後さらに介護サービス需要が高まることが見込まれます。本市では、関係機関や介護サービス事業所と連携し、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保や業務効率化に向けた取組を進めるとともに、人材の定着や育成等も視野に入れた取組を検討していきます。

(1) 多様な担い手の育成

介護に関する入門的研修

■概要

介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ機会を提供し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進します。

■課題

受講者の約6割が60歳以上で占められており、介護分野への興味・関心が比較的薄い50代以下の若年層の参加が少ないことが課題となっています。

■今後の方針

受講者を増やすだけでなく、幅広い年代の人に受講してもらうため、広報やホームページ、SNSを活用して広く周知を行います。研修終了後には、「介護に関するスキルアップ研修」や「介護職員初任者研修」の案内を行い、研修修了者のスキルアップに繋げていきます。

介護に関するスキルアップ研修

■概要

介護に関する入門的研修に比べ、より実践的な知識や技術を学べる「介護に関するスキルアップ研修」を実施します。従来「訪問型サービスA従事者養成研修」として実施していた研修を組み替えて、「介護に関する入門的研修」に「訪問型サービスA従事者養成研修」のカリキュラムを組み込んで実施します。研修修了者は訪問型サービスAの従事者の資格も取得することができます。

従来実施していた研修修了者の中には「介護職員初任者研修」の受講やボランティア活動への希望をする等、幅広い介護の担い手の養成にも一定の効果をあげています。

■課題

介護に関する入門的研修と同様に、介護分野への興味・関心が比較的薄い50代以下の若年層の参加が少ないことが課題となっています。

■今後の方針

受講者を増やすだけでなく、幅広い年代の人に受講してもらうため、広報やホームページ、SNSを活用して広く周知を行います。また、研修修了者の活躍の場を広げるため、介護職員初任者研修の受講案内のほか、マンパワーセンターと連携した求職登録の案内、介護福祉士等届出制度の周知を続けていきます。

介護職魅力発信事業

■概要

若年層に向け、高齢者や介護の理解に加え、介護職が学生の進路や就職選択の一つになるように、その魅力を伝えるための冊子を作成しています。作成した冊子は、市関係機関や各地域包括支援センター、ハローワークなどに設置しています。また、市社会福祉協議会ボランティアセンターの実施する福祉教育の中で、介護の魅力を説明しながら配付しています。

なお、令和5年度より、介護の日「11月11日」に合わせて、冊子のデータを市内全中学生向けに送付しています。

■課題

より多くの人に配布できるように、市内介護サービス事業所等と連携しながら新たな周知先を広げていく必要があります。

■今後の方針

今後も継続して冊子を作成・周知し、介護職の魅力を発信します。また、一定の評価ができるように、アンケートを実施していきます。

図表5-38: 多様な担い手の育成に関する目標

目標		令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護に関する入門的研修					
研修修了者数	(人/年)	54	55	55	60
介護に関するスキルアップ研修修了者数					
研修修了者数	(人/年)	—	25	25	25

(2) 介護現場における業務の効率化

文書負担の軽減

介護職員の負担軽減のためには、介護現場での業務以外の業務を簡素化していくことも重要ですが、指定申請関係等で必要となる書類の多さや指定権者によって提出内容が異なることも業務負担の一因となっています。主な文書負担の軽減策として、国の「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において負担軽減策の方向性が示されました。

本市においても、この対応方針を踏まえて、指定申請や報酬請求等の際に、国が定める標準様式の利用や「電子申請・届出システム」を導入することで、文書負担の軽減を図るとともに、関連する諸手続きについても介護サービス事業者の負担の軽減につながるよう見直しを進めていきます。

介護現場におけるロボット・ICT活用の促進

介護人材を確保するためには、介護職員の負担軽減を目的とした見守りをはじめとする介護ロボットやICT活用によるコミュニケーションの円滑化等、環境を整備することも重要です。本市では、群馬県介護基盤等整備事業費補助金を財源として、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入支援事業を実施しています。また、県が実施する群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金による介護従事者の確保に関する事業(介護ロボット等導入支援事業)についても、事業周知に協力するとともに、導入を促していきます。

5 目標Ⅴ 安定した介護保険制度の運営

1) 介護給付の適正化(介護給付適正化計画)

情報分析に基づく介護給付の適正化を、目標と計画性をもって取り組むことにより、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

第9期計画においては、国の主要事業の見直しの方向性を受けて、費用対効果が見えにくく任意事業となった「介護給付費通知」を廃止するなど、事業を統合・再編し、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業を実施するほか、そのフィードバックについても実施していきます。

(1) 要介護認定の適正化

■概要

要支援・要介護認定の申請があったときは、認定調査員による認定調査を実施するとともに、主治医意見書の作成を依頼します。その後、認定調査の結果と主治医意見書による一次判定、保健・医療・福祉の専門家で構成された介護認定審査会による二次判定が行われ、最終的な要介護状態と認定有効期間等が決定されます。そのため、認定調査員、審査会委員への研修・情報提供の実施や職員による調査結果の全数点検を通じて、適切かつ公平な要介護認定の確保を図っています。

■課題

認定調査は全国一律の方法により行われていますが、本市では職員・会計年度任用職員のほか、一部調査を事業所等に委託しており、調査に携わる者が多いことから、調査における視点の統一化を図っていくことが必要です。

また、二次判定を行っている介護認定審査会は、24合議体(120人)により構成されているため、審査基準を平準化し、公平な審査による適切な介護度の判定をしなければなりません。

■今後の方針

引き続き職員が調査結果を全数点検し、状況把握と分析を行います。把握した課題と分析結果は、認定調査員を対象とした研修を通じて伝達し、統一した視点による適切かつ公平な調査を実施します。

介護認定審査会については、合議体間の判定の差を分析し、研修等を通じて情報提供していきます。また、デジタル化による効率的な審査を実施し、質の高い議論を行います。さらに、審査基準の平準化と議論の活発化を図るため、1年を経過した段階で合議体委員の入替を行います。

図表5-39: 要介護認定の適正化に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査票の全数点検	全数	全数	全数	全数
認定調査員研修会の実施 (回/年)	2	2	2	2
介護認定審査員研修・連絡調整会議 における各委員の最低参加回数 (回/年)	1	1	1	1
介護認定審査会合議体委員の入替 (回/年)	改選	1	改選	1

(2) ケアプラン等の点検

■概要

ケアプランの点検については、介護支援専門員が「自立支援に資するケアマネジメント」を適切な過程を経て実践できているか、また、利用者の状態に適合したサービスが提供されているかを点検し、ヒアリングシートの提出や面談等を通じて「気づき」を促す指導・支援を実施しています。

住宅改修等の点検については、在宅の要支援・要介護者が住宅改修費の支給又は福祉用具の貸与・購入費の支給を受ける場合に、「自立支援」の観点から見て適切な内容となっているかを点検しています。申請書類の点検を基本としていますが、必要に応じて事業者等への聞き取り調査やリハビリ専門職等による現地調査を実施しています。

■課題

ケアプランの点検については、導入しているパッケージシステムにより様々な視点から点検対象を抽出し、効率的な点検につなげることができていますが、高齢者向け住まい等入居者の対象者選定についてはさらなる工夫が必要です。また、点検をより効果的なものにするために、ヒアリングシートを活用しながら指導・支援の機会として面談の実施につなげていく必要があります。

住宅改修等の点検については、利用者が多い福祉用具貸与について、認定状況に応じて利用内容を適切に見直して給付されているかなど、導入しているパッケージシステムを活用し、定期的に利用状況調査を行う必要があります。

■今後の方針

ケアプランの点検については、ケアプランに位置付けられたサービスが利用者の自立支援に資する内容になっているかを常に視点として持ちながら、引き続き点検を実施します。また、本市が指定したケアプラン、居宅介護支援事業所単位でのケアプラン、高齢者向け住まい等入居者に焦点をあてたケアプラン等対象を変えて実施し、必要に応じて面談を行います。

住宅改修等の点検においては、福祉用具貸与の利用状況調査を毎年度継続して実施します。また、住宅改修・福祉用具購入費の支給についても、申請書類の全件点検を継続しつつ、利用者の身体状況や生活環境に合った内容になっているかを確認する必要があるときは、リハビリ専門職等による現地調査を行います。

図表5-40: ケアプラン等の点検に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検数 (うち、高齢者住まい等入居者の点検数) (件/年)	81 (56)	70 (20)	70 (20)	70 (20)
住宅改修における現地調査数 (件/年)	2	4	4	4
福祉用具貸与における実態調査数 (回/年)	1	1	1	1

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

■概要

縦覧点検：国保連合会の適正化システムを活用して、受給者ごとに複数月にまたがる介護保険サービスの利用状況（介護サービス事業所からの請求明細書内容）や提供されたサービスの整合性、算定期間・日数等の点検を行い、重複請求等の請求誤りを早期に発見して過誤申立を促しています。

医療情報との突合：適正化システムで突合した医療と介護の給付実績から、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検し、重複請求等疑義のあるものについて介護サービス事業所に確認を行い、請求誤りの過誤申立を促しています。

■課題

縦覧点検については、国保連合会が処理する以下の4帳票を基本に点検していますが、適正化システムから出力される帳票は10帳票あり、他の帳票の活用も検討する必要があります。

- ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
- ・重複請求縦覧チェック一覧表
- ・算定期間回数制限チェック一覧表
- ・単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表

■今後の方針

縦覧点検については、国保連合会処理分以外の帳票の活用方法を検討し、費用対効果が期待される帳票に重点を置いた点検を推進します。

医療情報との突合については、引き継ぎ点検を実施します。

図表5-41：縦覧点検・医療情報との突合に関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検 点検帳票数	5	5	5	5
医療情報との突合 点検件数の実施率(点検件数/出力件数) (%)	100	100	100	100

(4) 適正化事業のフィードバック

■概要

介護支援専門員や介護サービス事業者に、適正化事業の目的、ケアプラン点検等の結果、適正化による過誤申立の実施結果などを周知・伝達することで、ケアマネジメントに関する認識の共有とサービス提供の適正化を図っています。

■課題

コロナ禍を経て、介護サービス事業者への周知・伝達をどのような方法で行うのか、また、適正化事業の目的や取組及び周知内容等について、事業者の理解度を把握していく必要があります。

■今後の方針

ケアプラン点検及びその他の適正化事業の結果や過誤の多い内容等を、介護サービス事業者等にフィードバックします。周知・伝達方法としては、対面での説明会開催の他、ホームページ上への資料掲載やSNS等の活用、オンラインによる説明案内など、インターネットを活用した方法も検討して実施します。また、アンケート等により理解度を確認するなどの方策も検討していきます。

図表5-42：適正化事業のフィードバックに関する目標

目標	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
適正化事業の周知回数 (回/年)	1	1	1	1

2) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度について、各方面に情報発信していくことで理解を深めてもらい、サービスの質の向上や適切な利用など、制度の円滑な運営を目指します。

(1) 制度の広報・啓発

介護保険の保険者として、市民に制度の理解と介護予防に向けた広報啓発を継続的に行っていくことが重要です。

そのため、広報やホームページへの掲載、市民向けの「みんなの介護保険利用ガイドブック」パンフレットの発行に加え、令和4年度から民間企業との協働発行による介護サービス事業者ガイドブックを新たに作成、窓口での介護サービス事業所パンフレット棚の設置、出前講座の実施など、各種情報提供を適切に行い、あらゆる機会を捉えて制度の仕組みやその内容の周知・啓発に努めます。

(2) サービスの質の向上に向けた取組

介護サービス事業者に対し、法令等の各種情報の提供や運営に関する指導・助言を行い、サービスの質の確保・向上に努めます。また、地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議に市職員や地域包括支援センターの職員が参加し、事業所が実施した自己評価の評価・点検を行い、サービスの改善及び質の向上を図ります。また、介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進のため、介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告を受けて、事故情報を適切に分析し、介護サービス事業者へフィードバックを行います。

(3) 低所得者等への対応

介護保険サービスの利用について過大な負担にならないよう、法令等に基づく軽減策を実施します。

施設サービス及び短期入所サービスの負担額軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費（滞在費）・食費について、世帯・本人の所得等に応じた利用者負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減

収入等が低く、特に生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者負担額を軽減します。

高額介護（予防）サービス費

1か月に支払った介護保険サービス費の利用者負担の合計額が、所得区分ごとに定められた世帯単位又は個人単位の負担限度額を超えた場合、申請手続きを行うことにより、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給します。

高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の利用者負担の1年間の世帯合計額が、所得区分ごとに定められた負担限度額を超えた場合、申請手続きを行うことにより、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

資料編

1 用語集

1) 五十音順 ※アルファベットは「ワ行」の次から記載

● ア行

アセスメント
介護・福祉の分野では、利用者が何を求めているのか正しく知ること、それが生活全般の中でどのような状況から生じているかを確認することを指す。援助活動を行う前に行われる評価・課題分析のこと。
運営指導
介護サービス事業所等に市職員が訪問し、法令・基準等に基づく適切かつ適正な運営ができていないか点検及び指導を行うもの。
運営推進会議
地域密着型サービス運営事業者が、事業所の提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質を確保することを目的として設置するもの。利用者・家族、地域住民の代表者、市職員等で構成される。
おうちで療養相談センターまえばし
前橋市医師会が市の委託を受けて設置している機関。地域包括ケアシステムの構築を目指して、医療職と介護職の連携を進め、「在宅療養の推進」「病院・診療所連携の推進」「在宅療養・介護連携推進」に取り組んでいる。医療機関や介護サービス事業所の相談窓口にもなっている。
オレンジパートナー
認知症サポーターで、認知症支援を実践するための「ステップアップ講座」を修了した人。「オレンジパートナーまえばし」というチームを作り、認知症の普及啓発活動の協力や地域での見守りや話し相手、本人の困りごとの手伝いなどを行う。

● カ行

介護支援専門員（ケアマネジャー）
要介護又は要支援と認定された利用者及びその家族からの相談対応と、利用者がその心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるように市町村、介護サービス事業者、施設等との連絡調整を行い、ケアプランを作成する専門職。なお、介護支援専門員で、一定期間の実務経験があり、かつ所定の研修を受けることにより「主任介護支援専門員」となることができる。
介護報酬
介護サービス事業者が利用者に介護保険サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる報酬のこと。算定は、サービスの種類により定められる単位数に、地域ごとの1単位単価を乗じて行う。
介護福祉士
社会福祉士及び介護福祉士法により定められた介護分野の専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある人に対し心身の状況に応じた介護を行い、本人及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。身の回りの世話の介護のみならず、高齢者や障害者等の生き方や生活全体に関わることで、本人と家族の自立に向けた支援を行う。
介護予防ケアマネジメント
介護予防給付によるサービスの利用がなく、総合事業のみを利用する場合において、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行うもの。

基本チェックリスト
65歳以上の高齢者が元気で生活するための心身機能や生活機能を自己診断するもの。
協議体
各地域における生活支援コーディネーターと、地縁団体や生活支援・介護予防サービスの提供主体等が情報共有及び連携強化の場として参画している中核となるネットワークのこと。
ケアマネジメント
生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。
ケアプラン(介護サービス計画)
介護サービスの利用計画のこと。利用者の希望や心身の状況等に応じ、どのような介護サービスをいつ、どのくらい利用するかを決める。
軽費老人ホーム
家庭環境、住宅事情等の理由により、在宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所できる施設。給食サービスが付いている「A型」、自炊が原則の「B型」、高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車椅子での生活が容易であるなどの工夫された住宅としての機能があり、給食等のサービスを提供する「ケアハウス」の3種類があり、市内にはA型とケアハウスがある。
権利擁護
利用者の尊厳や権利を守るために、苦情相談への対応、介護支援専門員への支援、認知症等により物事を判断できなくなった人の支援、高齢者虐待への対応等を行うこと。
言語聴覚士(ST:Speech-Language-Hearing Therapist)
言葉によるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職。
現物給付
利用者が所得に応じてかかった費用の1割から3割の利用料を支払うことで介護保険サービスそのものが給付されること。
後期高齢者
75歳以上の高齢者
高齢化率
高齢者人口(65歳以上人口)が総人口に占める割合のこと。
高齢者避難情報コールサービス
洪水や土砂災害の発生が想定される区域に居住し、携帯電話を保有しておらず「緊急速報メール」等を受信できない高齢者世帯に対して、自宅固定電話に避難情報等をシステムから電子音声で一斉に伝達するサービス。
国保データベースシステム(KDB)
「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や個人の健康に関する情報を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保険事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
国保連合会(国民健康保険団体連合会)
国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者が共同で必要な事業を行うことを目的として設立された団体。国及び都道府県知事の指導監督を受ける公法人であり、全国の都道府県で設立されている。保険医療機関等から提出される国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る医療費の明細書(レセプト)の内容が適切かを審査した後、内容が適切なレセプトについては市町村・国保組合等に診療報酬等を請求し、保険医療機関等に支払っている。また、医療費の審査支払以外に介護保険制度、障害者総合支援制度に基づく明細書の審査支払業務も行う。

● サ行

作業療法士 (OT: Occupational Therapist)
からだやこころに障害のある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰ができるように、食事や歯磨きなどの日常生活動作、家事動作、趣味活動、遊び、スポーツなどといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う専門職。
サービス付き高齢者向け住宅
日常生活や介護に不安のある、単身又は夫婦のみの世帯の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる賃貸住宅等。バリアフリー構造や高齢者の生活にふさわしい居室の広さや設備を備え、安否確認、生活相談等の見守りサービスが付帯しているが、介護サービスについては、外部の事業者と別途契約する必要がある。
事業対象者
市町村が実施する総合事業の対象者。「基本チェックリスト」による判定で該当となった人。
社会福祉協議会
社会福祉法に基づき、すべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている非営利の民間組織。
社会福祉士
社会福祉士及び介護福祉士法により定められた福祉分野の専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、福祉サービスの提供を行う。また、医師その他の保健医療サービス提供者等との連携、調整等を行う。
常勤換算
事業所における非正規・パートタイム等の職員の総労働時間が、フルタイムの正規職員何人分に相当するかを計算して置き換え、職員数を算出すること。事業所運営基準が満たされているかの判断をする際に必要となる。 計算方法:「常勤職員の人数」+「(非常勤職員の勤務時間)÷(常勤職員が勤務すべき時間)」
シルバー人材センター
健康で働く意欲のある原則60歳以上の人が、豊かな経験・技能等を活かし、就業等を通じて社会参加し生きがいの充実を図ることを目的に法律で指定されている、非営利の公益社団法人。原則として市区町村単位に置かれ、独立した運営を行っている。
シルバーハウジング
自治体等による賃貸住宅で、60歳以上の人の身体特性に配慮したバリアフリー仕様の住宅。本市には、広瀬市営住宅団地に61戸あり、生活援助員による相談、安否確認、緊急時対応サービス等が受けられる。
生活支援コーディネーター
地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人。
成年後見制度
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。本人の判断能力等に応じて、家庭裁判所が「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任し、選任された者が本人の利益を考え、本人に代わって法律行為をしたり、本人が行う法律行為に同意したり、取り消したりすることによって本人を保護する。また、十分な判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ代理人(任意後見人)に自らの財産管理等に関して代理権を付与する契約を交わすこともできる。
成年後見人
認知症等により判断能力に欠けるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者(成年被後見人)の財産に関するすべての法律行為について代理権を有する者。
前期高齢者
65歳以上75歳未満の高齢者

総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)
地域支援事業の一部として市が行う介護予防事業や生活支援サービスの総称。介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人なら誰でも利用できる「一般介護予防事業」の2種類がある。
● 夕行
第1号被保険者
介護保険の被保険者のうち65歳以上の人
第2号被保険者
介護保険の被保険者のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者
退院調整
病院に入院していた患者が退院する際に、本人や家族の意向を踏まえ、地域の医療機関や介護保険サービスと連携し、退院後の生活環境を整えること。
ダブルケア
子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。
団塊ジュニア世代
日本で第二次ベビーブームが起きた昭和46(1971)年から昭和49(1974)年までに生まれた世代。「団塊の世代」の子にあたる世代。
団塊の世代
日本で第一次ベビーブームが起きた昭和22(1947)年から昭和24(1949)年までに生まれた世代。
地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。
地域支援事業
被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。地域支援事業は、「総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つで成り立っている。
地域資源
地域で高齢者福祉に寄与する、公的なサービス以外の、団体や企業等が提供しているインフォーマルなサービスのこと。
地域包括ケアシステム
高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を安心して続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される体制。
地域包括支援センター
身近な生活圏域における地域包括ケアの中核を担う拠点として整備され、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員という3つの専門職種が配置され、各々の専門性を生かし、①総合相談・支援及び権利擁護②包括的・継続的ケアマネジメント(介護支援専門員への助言・支援等)③介護予防ケアマネジメントの各機能を担っている。本市には12か所ある。
地域包括支援ランチ
各地域の地域包括支援センターと連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、高齢者の生活を支えるための総合相談窓口。本市には10か所ある。
地区社会福祉協議会(地区社協)
地域の生活課題を地区の住民で「共有」し、「互助」で助け合う仕組みを作り、住民で対応できない場合は「公助」につなげていく、自主的な組織。本市には23の地区社協があり、それぞれの地域特性を生かした特色のある取組を展開している。

調整交付金
市町村間の保険料基準額の格差を是正するために国が交付するもので、国が負担する給付費の25%（施設給付費は20%）のうち5%が、後期高齢者加入割合や所得段階別の第1号被保険者の分布状況を考慮し、調整して配分される。
同一建物減算
通所系サービスでは、事業所と同一建物に居住する利用者に対して、サービスを提供した場合に減算となり、訪問系サービスでは、事業所と同一建物に居住する利用者の他に、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者や、敷地外に所在する同一建物に居住する利用者が一定数を超えると減算になる。
特定入所者介護（予防）サービス費
低所得の利用者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）の限度額を超える分が施設等に直接支給されるもの。

● ナ行

日常生活圏域	
個々の高齢者の状況やその変化に応じた地域包括ケアや認知症ケアを推進するため、日常生活地域を基本として地域に密着したケアマネジメントを行うための単位で、本市では15圏域を設定している。	
認知症	
正常に働いていた脳の機能が何らかの脳の障害により低下し、記憶や判断力等への影響がみられ、日常生活や社会生活に支障をきたす状態。	
認知症キャラバン・メイト	
認知症サポーター（P74・P85）を養成する「認知症サポーター養成講座」の地域や職域での開催を企画、立案し、講師役を務める人。	
認知症高齢者自立度	
認知症の高齢者に係る介護の度合いを分類したもの。判定基準は以下のとおり。	
ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
	b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
	a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
	b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
認知症施策推進大綱	
認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するために、令和元年6月に取りまとめられた国の大綱。	
認知症地域支援推進員	
市町村ごとに、地域包括支援センター等に配置され、「医療・介護等の支援ネットワーク構築」や「地域において生きがいをもった生活を送ることを支援する社会参加活動のための体制整備」、「相談支援・支援体制構築」等の推進役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。	

認知症伴走型支援事業
認知症の人やその家族の支援体制の充実を図るため、地域の介護サービス事業所における既存資源を活用し、認知症の人とその家族に対する専門的な相談・助言等を日常的かつ継続的に行う伴走型支援拠点の整備を推進する。
認定調査
要支援・要介護認定の申請を受けた市町村が、認定調査員を訪問調査に派遣し、本人や家族に聞き取りを行うこと。市町村の職員や市町村から委託された調査員が自宅等を訪問し、心身や日常生活の様子(74項目の基本調査と特記事項)について、確認や聞き取り調査を行う。
認定率
「第1号被保険者」に占める「第1号被保険者の認定者数」の割合。

● ハ行

ハイリスクアプローチ／ポピュレーションアプローチ
ハイリスクアプローチとは、健康診査や保健指導等により疾患発症の危険性が高いと判明した特定の対象者に介入するもの。ポピュレーションアプローチとは、普及啓発や環境整備により集団全体の健康づくり・介護予防を目指すもの。
8050問題
進学や就職の失敗等をきっかけに家にこもって外部との接触を断ち、いわゆる「ひきこもり」となった子が年齢を重ね「50」代となり、その子の生活を高齢となった「80」代の親が支えるという社会問題。親が無収入、病気や要介護状態になり、社会的・経済的に一家が孤立・困窮する例が増加している。
非公開型医療介護専用SNS
病院、診療所、薬局、介護サービス事業所等で働く医療介護従事者間の多職種連携を支援する非公開型のコミュニケーションツール。患者・要介護者等の本人や家族とのコミュニケーションにも活用できる。パソコン・タブレット・スマートフォン等で簡単に操作できる。
避難行動要支援者制度
要介護者や障害者、その他災害発生時に自力で避難することが困難な人の情報を事前に登録しておき、日頃の見守り活動や、もしものときの助け合いにつなげることを目的とした制度。
ピンシャン！元気体操
「立ち上がる」「上に手を伸ばす」「歩く」等、普段の生活の中での動作を安全に、楽に行えることを目的とした、本市オリジナルの介護予防の体操。実施場所として、65歳以上の市民が市有施設において無料で参加できる市主催の「ピンシャン！元気体操教室」と、介護予防サポーターが中心となり地域の公民館等で開催している「ピンシャン体操クラブ」、少人数短時間で行う「ピンシャン元気ひろば」がある。さらに、65歳以上世帯へのDVD貸出、オンライン配信、動画配信も行っている。
フレイル
加齢とともに心身の活力が低下した、健康な状態と要介護状態の中間の状態。早期の適切な対策により回復の可能性がある。
ふれあい・いきいきサロン
地域を拠点にその地域に住む住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくり・居場所づくりの活動。活動内容は高齢者サロンに限らず子育てサロンや障害者サロンもある。
保健師
保健師助産師看護師法に基づき、厚生労働大臣の免許を受けて、保健指導に従事する専門職。生活習慣病、児童虐待、高齢者や障害者の孤立、自殺対策を含むあらゆる年代のメンタルヘルス、感染症、自然災害、健康格差等の問題を解決するため、当事者である個人や家族を支援するとともに、地域社会全体を支援するための知識や技術を持つ公衆衛生(地域保健)の専門家。
保険者
介護保険の実施主体のこと。法令により市町村又は特別区と定まっている。

● マ行

町社協
地域福祉を推進する関係者が連携を図り、交流・見守り活動などの福祉活動を継続的に実践できるようにするとともに、住民による地域福祉活動への参加を促進することを目的とした本市独自の取り組み。
マンパワーセンター（群馬県福祉マンパワーセンター）
社会福祉を担うマンパワーの養成・確保及び資質の向上を目的とした事業を展開している。指定管理者は、群馬県社会福祉協議会が担っている。
みやぎふれあいの郷
市民の福祉の向上及び市民の交流を図るために設置された施設。高齢者の生きがい活動及び介護予防拠点としての機能も併せ持つ。
民生委員・児童委員
民生委員と児童委員は兼務となっており、厚生労働大臣から委嘱されている。民生委員としては、それぞれの地域において住民の立場に立った相談を受け、場合によっては必要な援助につなげることで社会福祉の増進に努め、児童委員としては、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、また子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う。
明寿大学
昭和46年に生涯学習の一環で市中央公民館の高齢者教室として創設され、年間20回前後の学習日のある4年制の教室のこと。令和2年度の定員は全学年で440人となっており、講座やクラブ活動等により楽しみながら学び、自己実現とともにその成果を地域に還元することを目指している。
めぶくPay
「めぶくアプリ」から登録できる電子決済サービスで、クレジットカードや銀行口座などからチャージすることにより、市内の加盟店舗で利用できる前橋市の電子地域通貨。本市独自の電子ポイント「めぶくポイント」の運用と併せて、市民へ支給する各種給付金の電子化を目指している。

● ヤ行

有料老人ホーム
高齢者を1人以上入居させ、①入浴、排せつまたは食事の介護②食事の提供③その他厚生労働省令で定める日常生活上の必要な援助のいずれかのサービスを提供する施設。 ・介護付：介護が必要となっても、当該施設が提供する「特定施設入居者生活介護」を利用しながら居室で生活を継続することが可能。（特定施設入居者生活介護の指定を受けていないと「介護付」と表示することはできない。） ・住宅型：介護が必要となった場合、訪問介護等の介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能。 ・健康型：介護が必要となった場合には、契約を解除し退去する必要がある。
ユニット
介護保険施設におけるおおむね10人以下の生活単位で、共同生活室とこれに近接する少数の居室等によって一体的に構成される場所。
要介護度
要介護認定において判定される介護の必要性の程度のこと。軽い順に要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の区分がある。
養護老人ホーム
環境上の理由及び経済的な理由によって在宅で養護を受けることが困難な高齢者が健康状態、所得要件、住環境等の審査を受け、入所判定委員会で必要とされた場合に措置入所する施設。
要支援・要介護認定者
被保険者が介護保険の給付を受けるために、保険者が介護の必要の程度を認定した人。「要支援」は2段階で認定され、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態、「要介護」は5段階で認定され、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態のこと。

要配慮者(災害時要配慮者)

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害が発生した場合に、情報把握、避難、生活手段確保等の活動が円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれる人。

● ラ行

理学療法士(PT:Physical Therapist)

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力の回復や維持、障害の悪化予防を目的に、運動療法等により自立した生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

老人クラブ

地域を基盤とする高齢者(おおむね60歳以上)の自主的な組織。高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を目的としている。

老人福祉センター

老人福祉法の規定に基づき老人の福祉を図るために設置された施設で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する。

● ワ行

私の人生ノート

前橋市医師会を中心に専門職の意見を反映して作成したエンディングノート。人生の最終段階を迎えるときに備え、これまでの人生を振り返り、医療・介護の希望を、本人と家族・医療・介護関係者等で繰り返し話し合うことにより、最善の医療・ケアにつなげる。長寿包括ケア課・地域包括支援センター・おうちで療養センターまえばしにて配布している。

● A

ACP(アドバンス・ケア・プランニング:Advance Care Planning)

「人生会議」のこと。将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体にその家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスのこと。

● B

BMI(Body Mass Index)

体重と身長から算出される肥満度を表す体格指数。体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出し、25以上を肥満、18.5未満を低体重と分類している。

● D

DX(デジタル・トランスフォーメーション:Digital Transformation)

デジタル化を手段として、人々の生活をより良い状態へ変革することを指す。本市では、令和2年度に策定された自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づき、デジタル技術の活用によって市職員の企画力を高め住民の利便性を向上できるように業務効率化とその環境構築を進めている。

● I

IADL(Instrumental Activities of Daily Living:手段的日常生活動作)

ADL(日常生活動作:着る、食べる、排せつ、入浴等、普段の生活の中で行う動作)を元にした社会生活上の複雑な動作。例えば、買い物、掃除、金銭管理、交通機関の利用等。

Instagram(インスタグラム)

写真・動画の共有ソーシャル・ネットワークサービス。本市では高齢者福祉・介護に関連するイベントの告知や、研修の案内、老人福祉センターの紹介など、高齢者本人やそのご家族、高齢者福祉に関心のある人に向けて情報を発信している。

● M

MaaS(マース:Mobility As A Service)

利用者一人一人の移動ニーズに合わせて、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。群馬県では「GunMaaS(グンマース)」として、1つのアプリ上でデマンドバスやタクシーの予約、交通チケットの購入等ができるサービスを提供している。

MSW協会

医療保健福祉で働くソーシャルワーカー(MSW:Medical Social Worker)が集まり活動している団体。MSWは、保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決等を援助し、社会復帰の促進を図っている。

● N

NPO(Non-Profit Organization)

継続的かつ自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

● P

PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)を繰り返すことにより、業務を継続的に改善していく手法。

2) 介護保険のサービス一覧

①居宅サービス

要介護者が在宅での生活が続けながら利用できる介護サービス。なお、要支援者が受けられるサービスは介護予防サービス。

訪問介護（対象者：要介護1～5）
訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話を行う。
訪問入浴介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
介護職員と看護職員が移動入浴車等で居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行う。
訪問看護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
看護師等が医師の指示に基づいて居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が医師の指示に基づいて居宅を訪問し、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
病院・診療所等の医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が、通院が困難な人の自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護（対象者：要介護1～5）
デイサービスセンター（通所介護施設）等で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練等を日帰りで行う。
通所リハビリテーション（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
介護老人保健施設や病院等で、心身機能の維持・回復や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う。
短期入所生活介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援や機能訓練等が受けられる。
短期入所療養介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療等が受けられる。
特定施設入居者生活介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
介護保険の「特定施設」として指定を受けた定員30人以上の有料老人ホームや養護老人ホーム等の入居者が、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられる。
福祉用具貸与（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
心身の状況や希望・環境に合わせて、適切に車いすや特殊寝台等の福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、貸与する。
特定福祉用具購入費支給（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
貸与になじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具を、都道府県等の指定を受けた福祉用具販売事業者から購入したとき、申請により購入費（同一年度で10万円を上限）から利用者負担の割合分を除いた額を支給する。
住宅改修費支給（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
手すりの取り付けや段差の解消等の一定の住宅改修をしたとき、申請により工事費（20万円を上限）から利用者負担の割合分を除いた額を支給する。

②地域密着型サービス

要介護者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性や利用者のニーズに応じて提供される多用で柔軟な介護サービス。なお、要支援者が受けられるサービスは地域密着型介護予防サービス。原則として、その市町村の被保険者のみが利用可能。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（対象者：要介護1～5）
重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
夜間対応型訪問介護（対象者：要介護1～5）
訪問介護員（ホームヘルパー）が夜間に定期的な巡回または随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、緊急時の対応等を行う。
認知症対応型通所介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
認知症高齢者が、認知症対応型のデイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を日帰りで受けられる。
地域密着型通所介護（対象者：要介護1～5）
定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等へ通い、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を日帰りで受けられる。
小規模多機能型居宅介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
通いを中心として、利用者の心身の状況や希望に応じて訪問や宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを受けられる。
看護小規模多機能型居宅介護（対象者：要介護1～5）
医療ニーズの高い要介護者が、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた複合的なサービスを受けられる。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（対象者：要支援2、要介護1～5）
認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、少人数で共同生活を送りながら、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受けられる。
地域密着型特定施設入居者生活介護（対象者：要介護1～5）
介護保険の「特定施設」として指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームや養護老人ホーム等の入居者が、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられる。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（対象者：原則として、要介護3～5）
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所する定員29人以下の特別養護老人ホームで、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けられる。

③施設サービス

要介護者が介護保険施設に入所し、それぞれの機能に応じて提供される介護サービス。

介護老人福祉施設（対象者：原則として、要介護3～5）
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所する定員30人以上の特別養護老人ホームで、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けられる。
介護老人保健施設（対象者：要介護1～5）
病状が安定している人が在宅復帰を目指す施設で、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を受けられる。
介護医療院（対象者：要介護1～5）
長期の療養を必要とする人のための施設で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を受けられる。

④ケアマネジメント

居宅介護支援（対象者：要介護1～5）

在宅の要介護者が、居宅サービスや地域密着型サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類や内容等を定めた「居宅サービス計画」を作成し、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等と連絡調整等を行うとともに、必要な場合は施設等の紹介等を行う。

介護予防支援（対象者：要支援1・2）

在宅の要支援者が、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類や内容等を定めた「介護予防サービス計画」を作成し、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等と連絡調整を行う。

3) 総合事業のサービス一覧

①訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

旧介護予防訪問介護に相当するサービス。ホームヘルパーが訪問し、主に更衣、入浴介助等の身体介護や、掃除、洗濯、買物、調理等の生活援助を行う。

訪問型サービスA

主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービス。本市では、市主催の研修を受講したホームヘルパーが対象者宅を訪問し、掃除・調理・買い物・洗濯等の家事支援を提供している。

訪問型サービスC

短期集中予防サービス。専門職（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等）が自宅に訪問し、身体のこと、食事のこと、口腔のこと、認知症予防や閉じこもり予防等について、3か月程度の短期間に集中して実施している。

②通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス

旧介護予防通所介護に相当するサービス。通所介護施設において、日帰りで食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練等を受けるサービス。

通所型サービスA

主に雇用されている労働者又は労働者にボランティアが補助的に加わった主体により提供される、緩和した基準によるサービス。本市では、週1回、2時間程度のミニデイサービスとして実施。主な内容は、ピンシャン！元気体操等の運動プログラム、社会参加するための情報提供、社会活動に参加することを想定した模擬活動、その他介護予防に資する集団プログラム等。

通所型サービスC

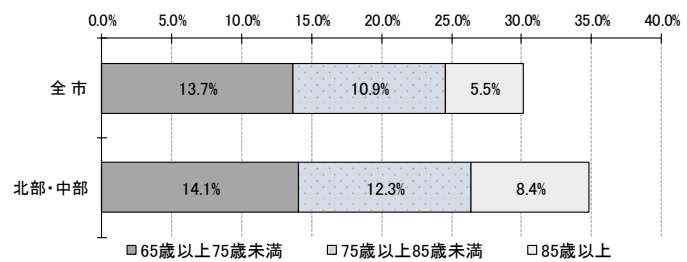
短期集中予防サービス。3か月間の短期間で集中的に専門職が関わることで、運動機能をはじめ栄養、口腔機能、生活習慣などの改善に取り組む教室形式のサービス。

2 日常生活圏域別データ

1) 北部・中部

①人口等

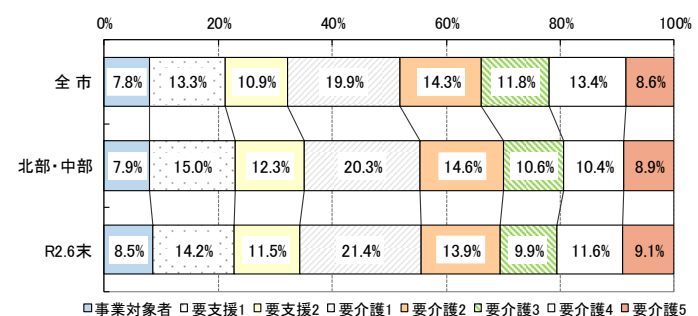
区分	R2.6末	R5.6末
人口	17,578 人	16,869 人
高齢者人口	5,955 人	5,877 人
高齢化率	33.9 %	34.8 %
75歳以上人口	3,449 人	3,504 人
75歳以上割合	19.6 %	20.8 %
85歳以上人口	1,404 人	1,424 人
85歳以上割合	8.0 %	8.4 %



全市と比較して高齢化率が4.7%高く、75歳以上の割合が高い。

②認定者・事業対象者の構成

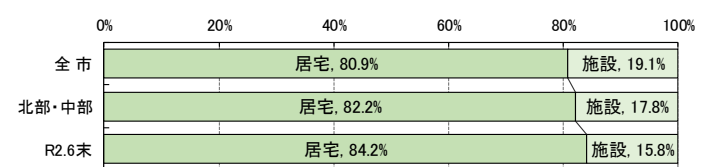
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,298 人	1,321 人
要支援1	202 人	215 人
要支援2	163 人	176 人
要介護1	303 人	291 人
要介護2	197 人	210 人
要介護3	140 人	152 人
要介護4	164 人	149 人
要介護5	129 人	128 人
事業対象者数	120 人	113 人



全市に比べ、特に要支援1及び要支援2の割合が高い。

③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	898 人	889 人
施設サービス利用者	169 人	192 人
合計	1,067 人	1,081 人
利用者比率	82.2 %	81.8 %



※4施設…特別養護老人ホーム(広域型・地域密着型)、介護老人保健施設、介護医療院

④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	8 か所	—	890 人
居宅サービス			
訪問介護	9 か所	—	326 人
訪問入浴介護	1 か所	—	11 人
訪問看護	6 か所	—	258 人
訪問リハ	4 か所	—	20 人
居宅療養管理指導	54 か所	—	434 人
通所介護	6 か所	229 人	416 人
通所リハ	4 か所	—	150 人
福祉用具貸与	1 か所	—	507 人
短期入所生活介護	4 か所	58 人	44 人
短期入所療養介護	2 か所	—	7 人
特定施設	2 か所	220 人	85 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 か所	—	3 人
夜間対応型訪問介護	1 か所	—	1 人
密着デイ	3 か所	35 人	73 人
認知デイ	0 か所	0 人	5 人
小規模多機能	1 か所	29 人	37 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	1 人
グループホーム	2 か所	18 人	41 人
密着特養	1 か所	25 人	7 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	2 か所	120 人	89 人
介護老人保健施設	1 か所	80 人	83 人
介護医療院	1 か所	65 人	13 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	8 か所	—	146 人
訪問型サービスA	1 か所	—	0 人
通所介護相当サービス	8 か所	229 人	173 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	3 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

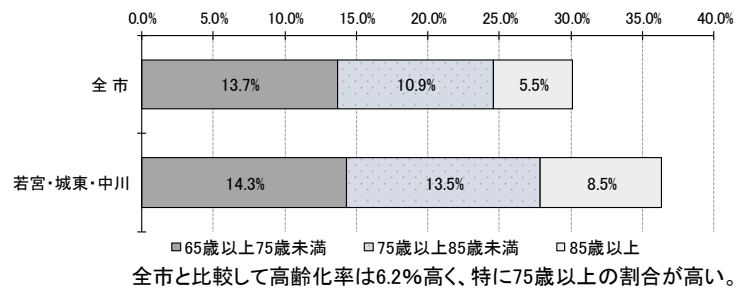
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	5 か所	345 人	302 人
サ高住	4 か所	99 人	89 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

2) 若宮・城東・中川

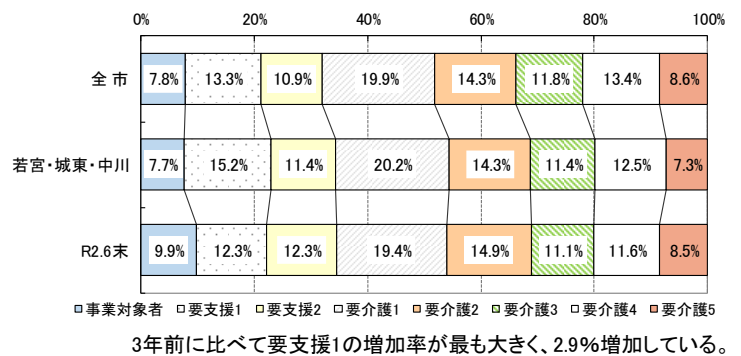
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	16,527 人	15,881 人
高齢者人口	5,960 人	5,772 人
高齢化率	36.1 %	36.3 %
75歳以上人口	3,419 人	3,494 人
75歳以上割合	20.7 %	22.0 %
85歳以上人口	1,331 人	1,348 人
85歳以上割合	8.1 %	8.5 %



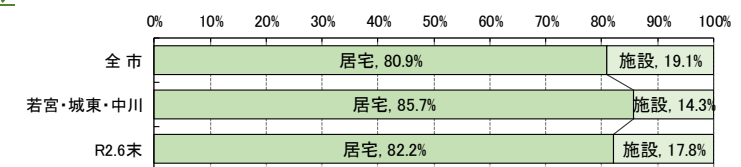
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,287 人	1,332 人
要支援1	176 人	220 人
要支援2	176 人	164 人
要介護1	277 人	291 人
要介護2	213 人	207 人
要介護3	158 人	164 人
要介護4	166 人	181 人
要介護5	121 人	105 人
事業対象者数	141 人	111 人



③居宅と4施設の利用率（6月利用分）

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	858 人	900 人
施設サービス利用者	186 人	150 人
合計	1,044 人	1,050 人
利用者比率	81.1 %	78.8 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	6 か所	-	897 人
居宅サービス			
訪問介護	10 か所	-	342 人
訪問入浴介護	0 か所	-	21 人
訪問看護	8 か所	-	294 人
訪問リハ	2 か所	-	30 人
居宅療養管理指導	48 か所	-	405 人
通所介護	9 か所	278 人	444 人
通所リハ	1 か所	-	103 人
福祉用具貸与	0 か所	-	523 人
短期入所生活介護	2 か所	45 人	45 人
短期入所療養介護	0 か所	-	6 人
特定施設	3 か所	220 人	97 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	6 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	3 か所	37 人	73 人
認知デイ	0 か所	0 人	15 人
小規模多機能	1 か所	29 人	29 人
看護小規模多機能	1 か所	29 人	1 人
グループホーム	2 か所	27 人	40 人
密着特養	0 か所	0 人	8 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	54 人	91 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	47 人
介護医療院	0 か所	0 人	4 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	11 か所	-	131 人
訪問型サービスA	2 か所	-	3 人
通所介護相当サービス	12 か所	309 人	155 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	1 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数（現物給付分）

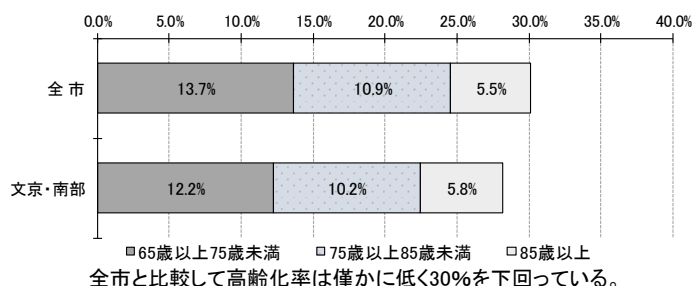
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	4 か所	190 人	155 人
サ高住	3 か所	93 人	72 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

3) 文京・南部

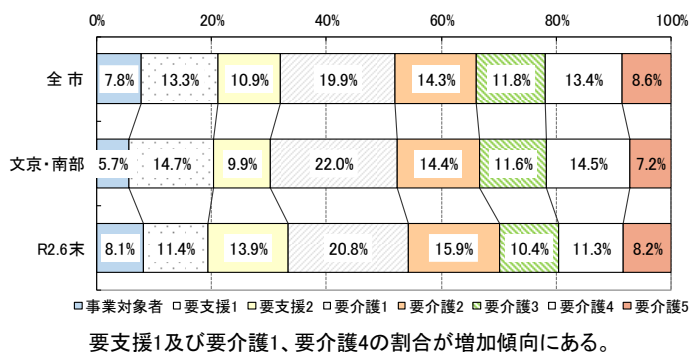
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	23,532 人	22,931 人
高齢者人口	6,449 人	6,462 人
高齢化率	27.4 %	28.2 %
75歳以上人口	3,510 人	3,657 人
75歳以上割合	14.9 %	15.9 %
85歳以上人口	1,285 人	1,322 人
85歳以上割合	5.5 %	5.8 %



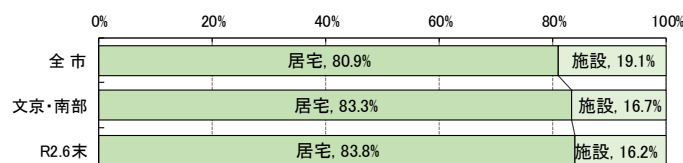
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,162 人	1,220 人
要支援1	144 人	190 人
要支援2	176 人	128 人
要介護1	263 人	285 人
要介護2	201 人	186 人
要介護3	131 人	150 人
要介護4	143 人	188 人
要介護5	104 人	93 人
事業対象者数	102 人	74 人



③居宅と4施設の利用率(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	798 人	807 人
施設サービス利用者	154 人	162 人
合計	952 人	969 人
利用者比率	81.9 %	79.4 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	8 か所	-	788 人
居宅サービス			
訪問介護	9 か所	-	368 人
訪問入浴介護	0 か所	-	8 人
訪問看護	8 か所	-	232 人
訪問リハ	1 か所	-	25 人
居宅療養管理指導	34 か所	-	415 人
通所介護	3 か所	119 人	391 人
通所リハ	0 か所	-	98 人
福祉用具貸与	3 か所	-	502 人
短期入所生活介護	1 か所	10 人	47 人
短期入所療養介護	0 か所	-	4 人
特定施設	0 か所	0 人	70 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	1 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	1 か所	10 人	80 人
認知デイ	0 か所	0 人	10 人
小規模多機能	2 か所	58 人	22 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	1 人
グループホーム	3 か所	27 人	45 人
密着特養	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	70 人	95 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	58 人
介護医療院	0 か所	0 人	6 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	8 か所	-	99 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	3 か所	94 人	136 人
通所型サービスA	1 か所	7 人	2 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

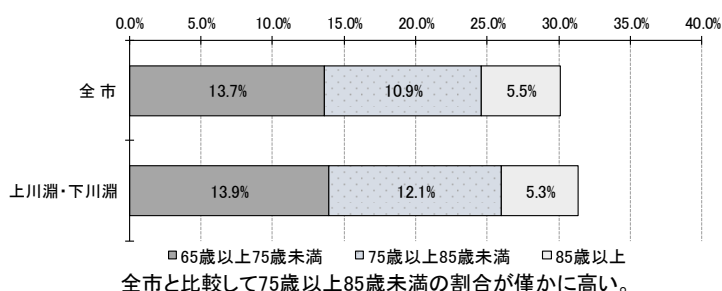
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	3 か所	72 人	58 人
サ高住	1 か所	34 人	24 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

4) 上川淵・下川淵

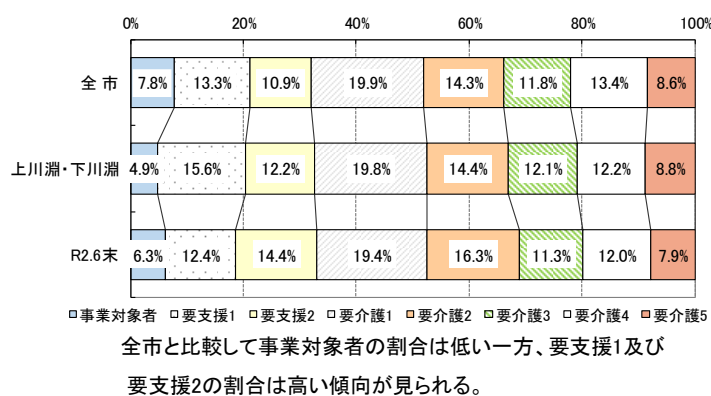
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	34,338 人	33,994 人
高齢者人口	10,602 人	10,655 人
高齢化率	30.9 %	31.3 %
75歳以上人口	5,380 人	5,920 人
75歳以上割合	15.7 %	17.4 %
85歳以上人口	1,644 人	1,808 人
85歳以上割合	4.8 %	5.3 %



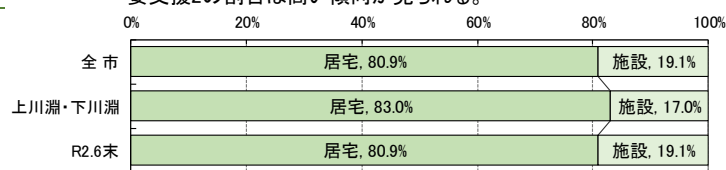
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,802 人	1,923 人
要支援1	238 人	315 人
要支援2	277 人	247 人
要介護1	374 人	401 人
要介護2	314 人	292 人
要介護3	217 人	244 人
要介護4	230 人	246 人
要介護5	152 人	178 人
事業対象者数	121 人	99 人



③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	1,176 人	1,261 人
施設サービス利用者	278 人	259 人
合計	1,454 人	1,520 人
利用者比率	80.7 %	79.0 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	12 か所	-	1,310 人
居宅サービス			
訪問介護	11 か所	-	454 人
訪問入浴介護	0 か所	-	17 人
訪問看護	9 か所	-	332 人
訪問リハ	4 か所	-	53 人
居宅療養管理指導	44 か所	-	488 人
通所介護	14 か所	528 人	630 人
通所リハ	4 か所	-	199 人
福祉用具貸与	4 か所	-	841 人
短期入所生活介護	4 か所	34 人	78 人
短期入所療養介護	1 か所	-	10 人
特定施設	1 か所	50 人	41 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 か所	-	1 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	4 か所	66 人	154 人
認知デイ	0 か所	0 人	5 人
小規模多機能	2 か所	58 人	45 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	2 人
グループホーム	6 か所	63 人	39 人
密着特養	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	5 か所	230 人	173 人
介護老人保健施設	1 か所	95 人	76 人
介護医療院	0 か所	0 人	7 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	11 か所	-	150 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	17 か所	564 人	187 人
通所型サービスA	1 か所	25 人	14 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

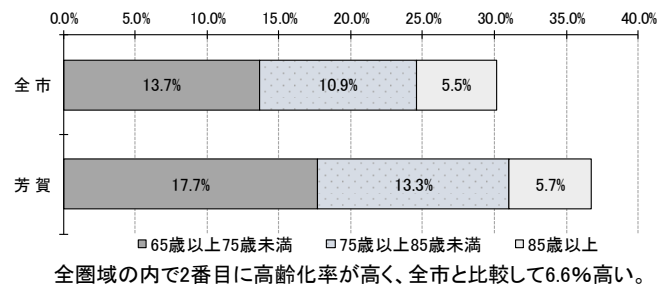
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	9 か所	342 人	318 人
サ高住	0 か所	0 人	0 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

5) 芳賀

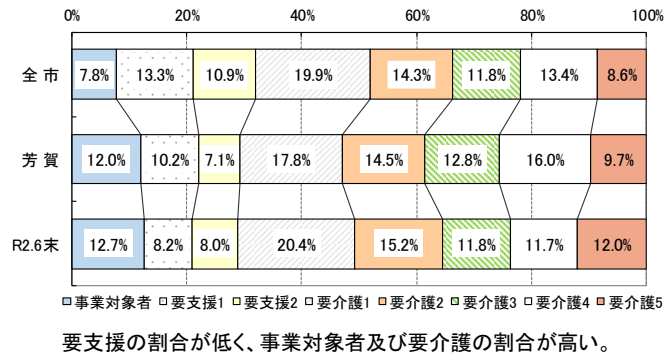
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	9,368 人	8,991 人
高齢者人口	3,292 人	3,304 人
高齢化率	35.1 %	36.7 %
75歳以上人口	1,562 人	1,713 人
75歳以上割合	16.7 %	19.1 %
85歳以上人口	495 人	515 人
85歳以上割合	5.3 %	5.7 %



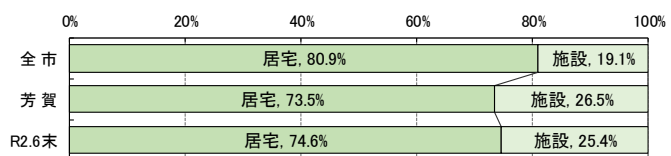
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	501 人	535 人
要支援1	47 人	62 人
要支援2	46 人	43 人
要介護1	117 人	108 人
要介護2	87 人	88 人
要介護3	68 人	78 人
要介護4	67 人	97 人
要介護5	69 人	59 人
事業対象者数	73 人	73 人



③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	308 人	338 人
施設サービス利用者	105 人	122 人
合計	413 人	460 人
利用者比率	82.4 %	86.0 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	4 か所	-	384 人
居宅サービス			
訪問介護	3 か所	-	172 人
訪問入浴介護	0 か所	-	7 人
訪問看護	2 か所	-	85 人
訪問リハ	0 か所	-	5 人
居宅療養管理指導	3 か所	-	135 人
通所介護	6 か所	176 人	226 人
通所リハ	1 か所	-	34 人
福祉用具貸与	0 か所	-	222 人
短期入所生活介護	1 か所	12 人	18 人
短期入所療養介護	1 か所	-	3 人
特定施設	0 か所	0 人	6 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	1 か所	15 人	15 人
認知デイ	1 か所	12 人	8 人
小規模多機能	1 か所	29 人	8 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	2 か所	27 人	9 人
密着特養	1 か所	20 人	18 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	58 人	63 人
介護老人保健施設	1 か所	100 人	40 人
介護医療院	0 か所	0 人	1 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	24 人
訪問型サービスA	0 か所	-	1 人
通所介護相当サービス	5 か所	150 人	83 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	3 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

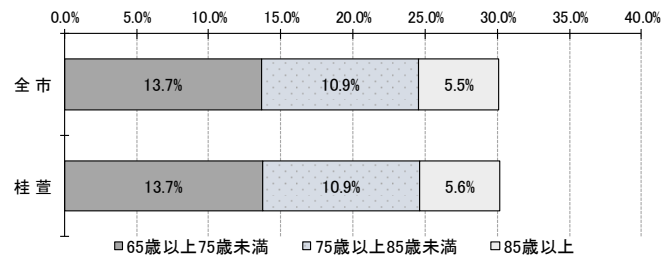
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	5 か所	120 人	106 人
サ高住	0 か所	0 人	0 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

6) 桂萱

①人口等

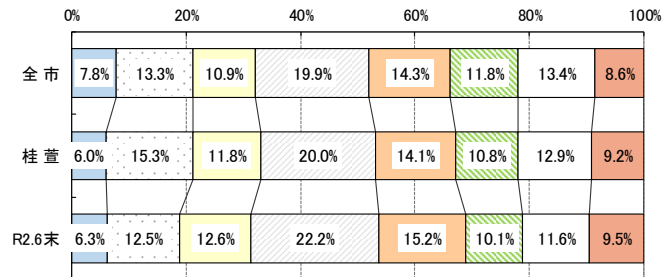
区分	R2.6末	R5.6末
人口	28,629 人	28,055 人
高齢者人口	8,400 人	8,474 人
高齢化率	29.3 %	30.2 %
75歳以上人口	4,311 人	4,623 人
75歳以上割合	15.1 %	16.5 %
85歳以上人口	1,467 人	1,569 人
85歳以上割合	5.1 %	5.6 %



全市と同等の高齢化率で、年代の分布も平均的な割合となっている。

②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,538 人	1,643 人
要支援1	205 人	267 人
要支援2	207 人	206 人
要介護1	365 人	349 人
要介護2	249 人	246 人
要介護3	165 人	189 人
要介護4	191 人	226 人
要介護5	156 人	160 人
事業対象者数	103 人	104 人

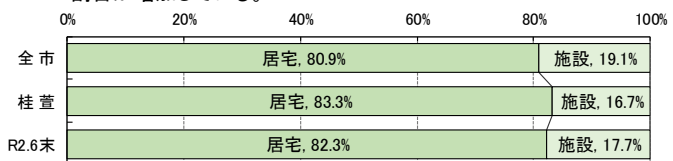


事業対象者 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

3年前と比較して要介護の割合が減少している一方で、要支援1の割合が増加している。

③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	995 人	1,066 人
施設サービス利用者	214 人	214 人
合計	1,209 人	1,280 人
利用者比率	78.6 %	77.9 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	12 か所	-	1,128 人
居宅サービス			
訪問介護	15 か所	-	449 人
訪問入浴介護	0 か所	-	16 人
訪問看護	9 か所	-	357 人
訪問リハ	1 か所	-	14 人
居宅療養管理指導	46 か所	-	431 人
通所介護	12 か所	461 人	580 人
通所リハ	2 か所	-	77 人
福祉用具貸与	1 か所	-	699 人
短期入所生活介護	4 か所	34 人	54 人
短期入所療養介護	1 か所	-	9 人
特定施設	3 か所	200 人	62 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	6 か所	94 人	134 人
認知デイ	3 か所	45 人	39 人
小規模多機能	2 か所	54 人	23 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	4 人
グループホーム	2 か所	36 人	42 人
密着特養	0 か所	0 人	5 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	3 か所	200 人	145 人
介護老人保健施設	1 か所	80 人	60 人
介護医療院	0 か所	0 人	4 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	15 か所	-	130 人
訪問型サービスA	1 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	16 か所	504 人	235 人
通所型サービスA	1 か所	25 人	11 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

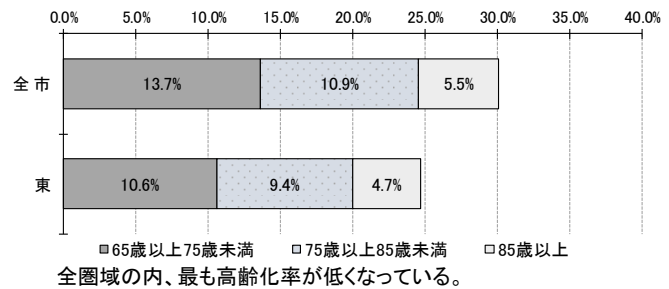
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	16 か所	605 人	513 人
サ高住	1 か所	16 人	12 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

7) 東

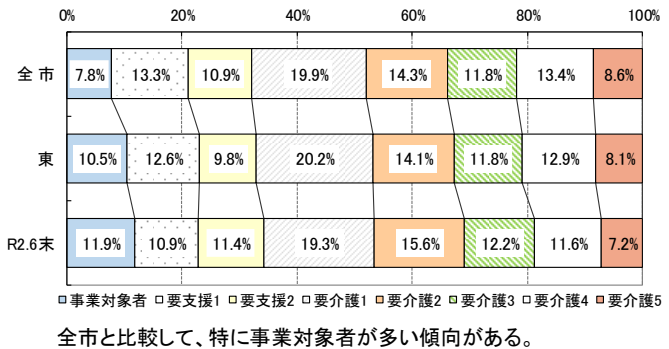
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	32,372 人	32,019 人
高齢者人口	7,784 人	7,912 人
高齢化率	24.0 %	24.7 %
75歳以上人口	4,195 人	4,521 人
75歳以上割合	13.0 %	14.1 %
85歳以上人口	1,317 人	1,504 人
85歳以上割合	4.1 %	4.7 %



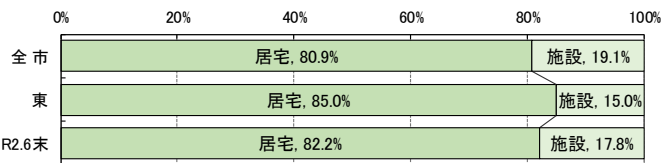
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,253 人	1,318 人
要支援1	155 人	185 人
要支援2	162 人	145 人
要介護1	274 人	298 人
要介護2	222 人	207 人
要介護3	173 人	174 人
要介護4	165 人	190 人
要介護5	102 人	119 人
事業対象者数	169 人	155 人



③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	853 人	924 人
施設サービス利用者	185 人	163 人
合計	1,038 人	1,087 人
利用者比率	82.8 %	82.5 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	8 か所	-	927 人
居宅サービス			
訪問介護	4 か所	-	342 人
訪問入浴介護	1 か所	-	15 人
訪問看護	12 か所	-	276 人
訪問リハ	4 か所	-	24 人
居宅療養管理指導	40 か所	-	426 人
通所介護	6 か所	225 人	511 人
通所リハ	3 か所	-	144 人
福祉用具貸与	0 か所	-	557 人
短期入所生活介護	2 か所	30 人	64 人
短期入所療養介護	1 か所	-	5 人
特定施設	1 か所	50 人	61 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	2 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	4 か所	56 人	67 人
認知デイ	1 か所	3 人	12 人
小規模多機能	3 か所	83 人	52 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	4 か所	45 人	43 人
密着特養	1 か所	20 人	18 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	60 人	75 人
介護老人保健施設	1 か所	70 人	67 人
介護医療院	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	92 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	8 か所	201 人	163 人
通所型サービスA	1 か所	15 人	8 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

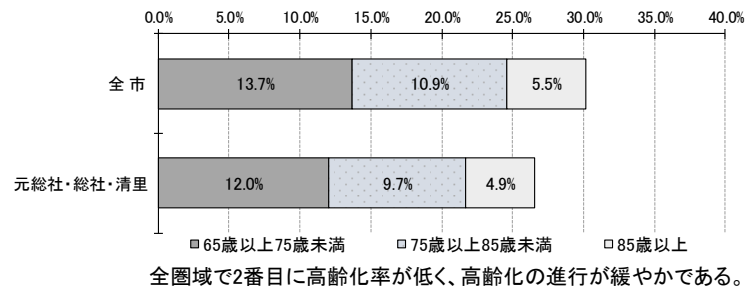
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	2 か所	169 人	159 人
サ高住	3 か所	110 人	104 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

8) 元総社・総社・清里

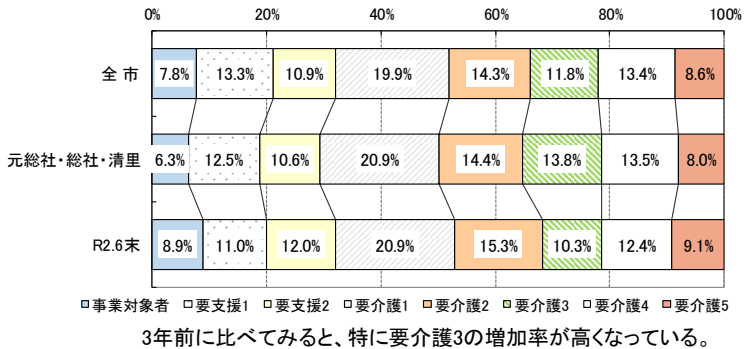
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	33,974 人	33,953 人
高齢者人口	8,858 人	9,006 人
高齢化率	26.1 %	26.5 %
75歳以上人口	4,567 人	4,926 人
75歳以上割合	13.4 %	14.5 %
85歳以上人口	1,508 人	1,649 人
85歳以上割合	4.4 %	4.9 %



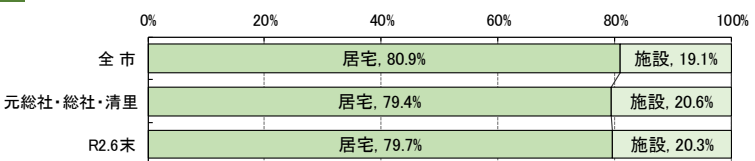
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,509 人	1,580 人
要支援1	183 人	211 人
要支援2	199 人	178 人
要介護1	346 人	352 人
要介護2	254 人	243 人
要介護3	171 人	233 人
要介護4	205 人	228 人
要介護5	151 人	135 人
事業対象者数	148 人	106 人



③居宅と4施設の利用率(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	989 人	1,026 人
施設サービス利用者	252 人	266 人
合計	1,241 人	1,292 人
利用者比率	82.2 %	81.8 %



④サービス種別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	16 か所	-	1,034 人
居宅サービス			
訪問介護	8 か所	-	368 人
訪問入浴介護	0 か所	-	22 人
訪問看護	21 か所	-	270 人
訪問リハ	5 か所	-	31 人
居宅療養管理指導	44 か所	-	395 人
通所介護	17 か所	536 人	587 人
通所リハ	4 か所	-	198 人
福祉用具貸与	7 か所	-	644 人
短期入所生活介護	4 か所	64 人	65 人
短期入所療養介護	4 か所	-	8 人
特定施設	2 か所	100 人	54 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 か所	-	25 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	5 か所	66 人	71 人
認知デイ	0 か所	0 人	2 人
小規模多機能	2 か所	47 人	39 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	3 か所	72 人	56 人
密着特養	1 か所	10 人	12 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	3 か所	220 人	113 人
介護老人保健施設	4 か所	300 人	139 人
介護医療院	0 か所	0 人	2 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	6 か所	-	124 人
訪問型サービスA	1 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	18 か所	513 人	135 人
通所型サービスA	1 か所	20 人	12 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

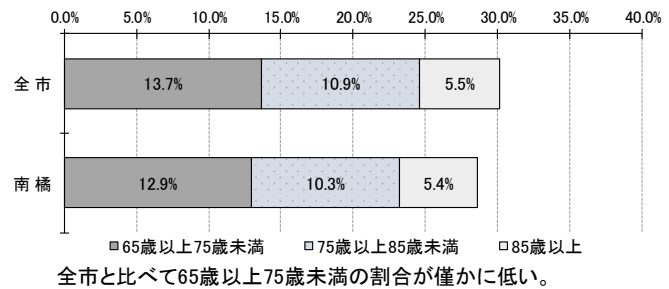
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	9 か所	235 人	215 人
サ高住	6 か所	223 人	207 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

9) 南橋

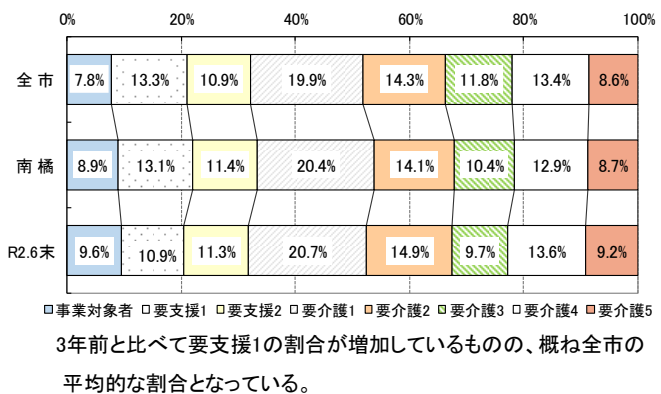
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	39,095 人	38,833 人
高齢者人口	10,728 人	11,099 人
高齢化率	27.4 %	28.6 %
75歳以上人口	5,603 人	6,081 人
75歳以上割合	14.3 %	15.7 %
85歳以上人口	1,800 人	2,096 人
85歳以上割合	4.6 %	5.4 %



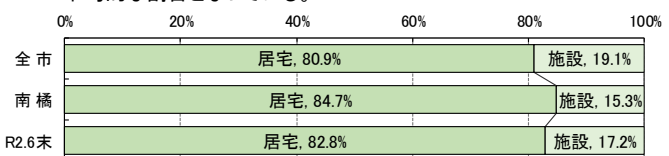
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,754 人	1,939 人
要支援1	212 人	279 人
要支援2	220 人	242 人
要介護1	401 人	435 人
要介護2	290 人	300 人
要介護3	189 人	222 人
要介護4	263 人	275 人
要介護5	179 人	186 人
事業対象者数	186 人	190 人



③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	1,202 人	1,297 人
施設サービス利用者	249 人	234 人
合計	1,451 人	1,531 人
利用者比率	82.7 %	79.0 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	14 か所	-	1,407 人
居宅サービス			
訪問介護	16 か所	-	595 人
訪問入浴介護	2 か所	-	23 人
訪問看護	14 か所	-	411 人
訪問リハ	2 か所	-	20 人
居宅療養管理指導	62 か所	-	551 人
通所介護	27 か所	756 人	808 人
通所リハ	3 か所	-	184 人
福祉用具貸与	1 か所	-	854 人
短期入所生活介護	2 か所	30 人	69 人
短期入所療養介護	1 か所	-	3 人
特定施設	0 か所	0 人	38 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	1 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	6 か所	79 人	105 人
認知デイ	1 か所	10 人	8 人
小規模多機能	2 か所	58 人	51 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	1 人
グループホーム	6 か所	81 人	56 人
密着特養	1 か所	20 人	19 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	2 か所	120 人	126 人
介護老人保健施設	1 か所	80 人	81 人
介護医療院	0 か所	0 人	8 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	16 か所	-	164 人
訪問型サービスA	2 か所	-	2 人
通所介護相当サービス	26 か所	664 人	263 人
通所型サービスA	1 か所	26 人	12 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

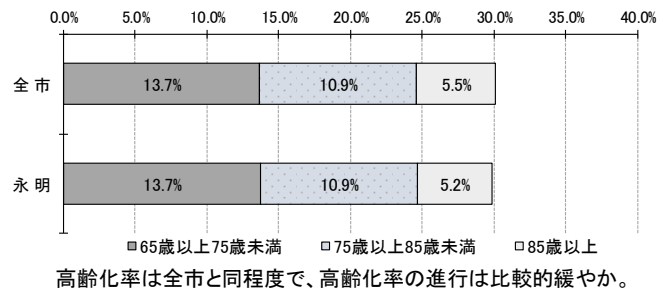
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	16 か所	341 人	290 人
サ高住	6 か所	203 人	151 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

10) 永明

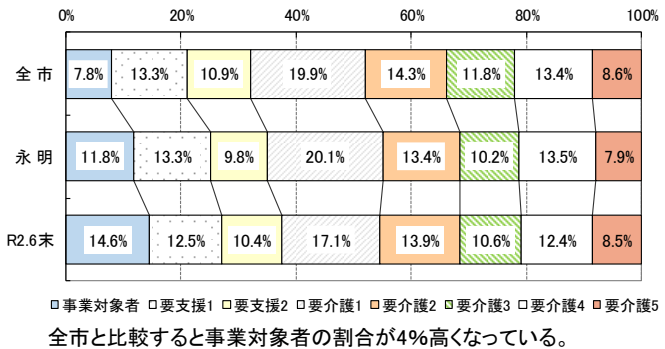
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	23,721 人	23,724 人
高齢者人口	6,945 人	7,078 人
高齢化率	29.3 %	29.8 %
75歳以上人口	3,421 人	3,823 人
75歳以上割合	14.4 %	16.1 %
85歳以上人口	1,081 人	1,233 人
85歳以上割合	4.6 %	5.2 %



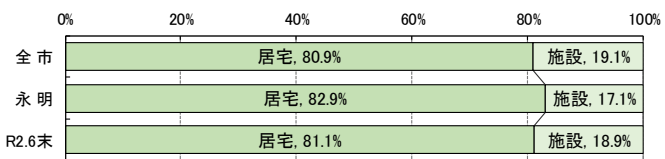
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,003 人	1,198 人
要支援1	147 人	181 人
要支援2	122 人	133 人
要介護1	201 人	273 人
要介護2	163 人	182 人
要介護3	125 人	139 人
要介護4	145 人	183 人
要介護5	100 人	107 人
事業対象者数	171 人	161 人



③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	675 人	807 人
施設サービス利用者	157 人	166 人
合計	832 人	973 人
利用者比率	83.0 %	81.2 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	10 か所	-	918 人
居宅サービス			
訪問介護	4 か所	-	248 人
訪問入浴介護	0 か所	-	11 人
訪問看護	6 か所	-	275 人
訪問リハ	3 か所	-	22 人
居宅療養管理指導	21 か所	-	283 人
通所介護	4 か所	147 人	379 人
通所リハ	2 か所	-	89 人
福祉用具貸与	0 か所	-	536 人
短期入所生活介護	1 か所	5 人	38 人
短期入所療養介護	1 か所	-	15 人
特定施設	1 か所	50 人	32 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	7 か所	96 人	139 人
認知デイ	0 か所	0 人	4 人
小規模多機能	1 か所	25 人	10 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	2 人
グループホーム	2 か所	36 人	36 人
密着特養	0 か所	0 人	2 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	85 人	85 人
介護老人保健施設	1 か所	100 人	79 人
介護医療院	0 か所	0 人	0 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	90 人
訪問型サービスA	0 か所	-	2 人
通所介護相当サービス	10 か所	228 人	190 人
通所型サービスA	1 か所	20 人	42 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

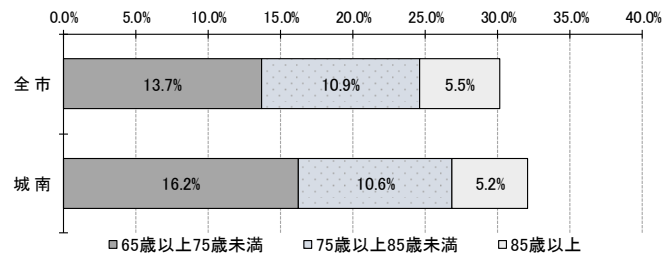
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	7 か所	231 人	209 人
サ高住	1 か所	50 人	48 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

11) 城南

①人口等

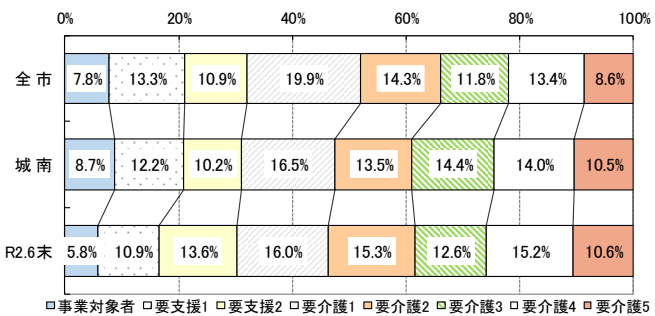
区分	R2.6末	R5.6末
人口	17,892 人	17,823 人
高齢者人口	5,522 人	5,710 人
高齢化率	30.9 %	32.0 %
75歳以上人口	2,582 人	2,819 人
75歳以上割合	14.4 %	15.8 %
85歳以上人口	916 人	921 人
85歳以上割合	5.1 %	5.2 %



全市に比べて僅かに高齢化率が高く、特に65歳以上75歳未満の割合が2.5%高い。

②認定者・事業対象者の構成

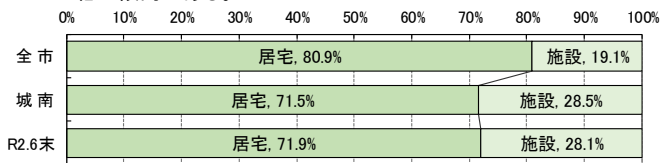
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	996 人	967 人
要支援1	115 人	129 人
要支援2	144 人	108 人
要介護1	169 人	175 人
要介護2	162 人	143 人
要介護3	133 人	153 人
要介護4	161 人	148 人
要介護5	112 人	111 人
事業対象者数	61 人	92 人



全市と比べて要介護3以上の割合が高い一方で、要介護1の割合は低い傾向がある。

③居宅と4施設の利用率(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	586 人	560 人
施設サービス利用者	229 人	223 人
合計	815 人	783 人
利用率比率	81.8 %	81.0 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	9 か所	-	644 人
居宅サービス			
訪問介護	7 か所	-	190 人
訪問入浴介護	0 か所	-	10 人
訪問看護	8 か所	-	127 人
訪問リハ	4 か所	-	22 人
居宅療養管理指導	18 か所	-	202 人
通所介護	9 か所	308 人	339 人
通所リハ	2 か所	-	37 人
福祉用具貸与	1 か所	-	389 人
短期入所生活介護	2 か所	32 人	42 人
短期入所療養介護	2 か所	-	16 人
特定施設	0 か所	0 人	17 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	4 か所	64 人	71 人
認知デイ	0 か所	0 人	4 人
小規模多機能	0 か所	0 人	6 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	2 か所	18 人	15 人
密着特養	1 か所	20 人	17 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	3 か所	150 人	137 人
介護老人保健施設	2 か所	100 人	69 人
介護医療院	0 か所	0 人	0 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	5 か所	-	39 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	10 か所	288 人	146 人
通所型サービスA	1 か所	18 人	15 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

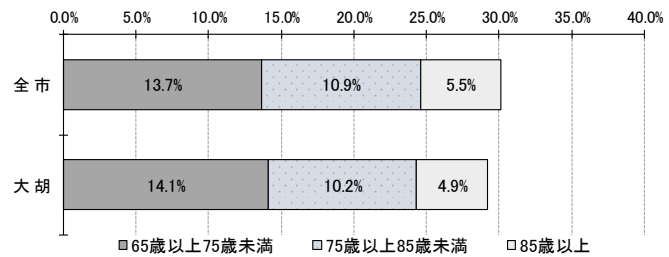
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	7 か所	193 人	176 人
サ高住	0 か所	0 人	0 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

12) 大胡

①人口等

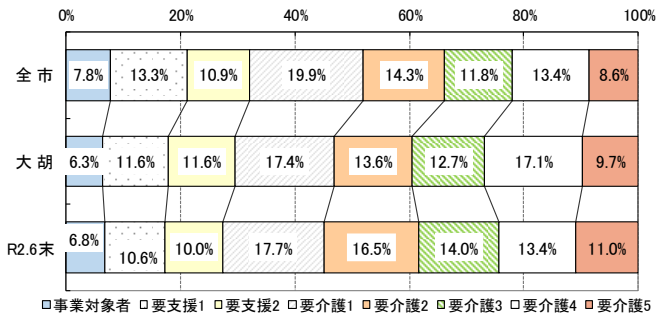
区分	R2.6末	R5.6末
人口	17,988 人	17,550 人
高齢者人口	4,932 人	5,133 人
高齢化率	27.4 %	29.2 %
75歳以上人口	2,402 人	2,654 人
75歳以上割合	13.4 %	15.1 %
85歳以上人口	835 人	863 人
85歳以上割合	4.6 %	4.9 %



全市と同程度の高齢化率だが、85歳以上の割合は低い傾向がある。

②認定者・事業対象者の構成

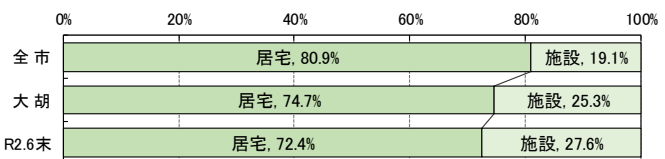
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	794 人	841 人
要支援1	90 人	104 人
要支援2	85 人	104 人
要介護1	151 人	156 人
要介護2	141 人	122 人
要介護3	119 人	114 人
要介護4	114 人	154 人
要介護5	94 人	87 人
事業対象者数	58 人	57 人



全市と比べて要介護1以上の割合が高い傾向がある。

③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	478 人	487 人
施設サービス利用者	182 人	165 人
合計	660 人	652 人
利用者比率	83.1 %	77.5 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	2 か所	-	536 人
居宅サービス			
訪問介護	1 か所	-	112 人
訪問入浴介護	1 か所	-	3 人
訪問看護	5 か所	-	146 人
訪問リハ	1 か所	-	6 人
居宅療養管理指導	15 か所	-	192 人
通所介護	10 か所	262 人	308 人
通所リハ	0 か所	-	25 人
福祉用具貸与	1 か所	-	318 人
短期入所生活介護	3 か所	16 人	47 人
短期入所療養介護	0 か所	-	3 人
特定施設	1 か所	50 人	27 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	4 か所	56 人	98 人
認知デイ	0 か所	0 人	6 人
小規模多機能	0 か所	0 人	9 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	1 か所	9 人	13 人
密着特養	0 か所	0 人	4 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	3 か所	197 人	122 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	38 人
介護医療院	0 か所	0 人	1 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	0 か所	-	35 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	13 か所	286 人	112 人
通所型サービスA	1 か所	15 人	2 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

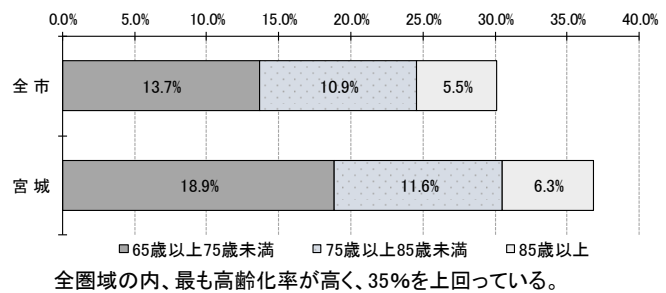
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	9 か所	171 人	140 人
サ高住	2 か所	55 人	48 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

13) 宮城

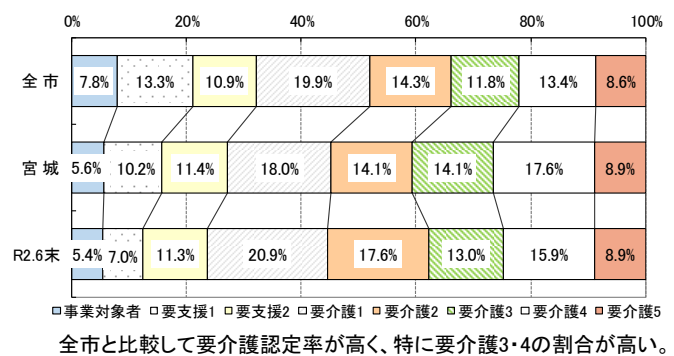
①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	7,552 人	7,182 人
高齢者人口	2,582 人	2,645 人
高齢化率	34.2 %	36.8 %
75歳以上人口	1,196 人	1,289 人
75歳以上割合	15.8 %	17.9 %
85歳以上人口	461 人	455 人
85歳以上割合	6.1 %	6.3 %



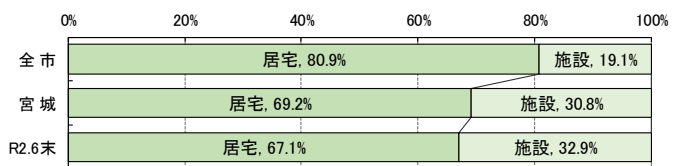
②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	435 人	455 人
要支援1	32 人	49 人
要支援2	52 人	55 人
要介護1	96 人	87 人
要介護2	81 人	68 人
要介護3	60 人	68 人
要介護4	73 人	85 人
要介護5	41 人	43 人
事業対象者数	25 人	27 人



③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	247 人	252 人
施設サービス利用者	121 人	112 人
合計	368 人	364 人
利用者比率	84.6 %	80.0 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	3 か所	-	287 人
居宅サービス			
訪問介護	0 か所	-	83 人
訪問入浴介護	0 か所	-	6 人
訪問看護	0 か所	-	71 人
訪問リハ	0 か所	-	2 人
居宅療養管理指導	1 か所	-	52 人
通所介護	2 か所	75 人	167 人
通所リハ	0 か所	-	27 人
福祉用具貸与	0 か所	-	162 人
短期入所生活介護	1 か所	10 人	24 人
短期入所療養介護	0 か所	-	8 人
特定施設	0 か所	0 人	2 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	1 か所	10 人	42 人
認知デイ	0 か所	0 人	0 人
小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	1 か所	9 人	10 人
密着特養	1 か所	20 人	18 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	50 人	67 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	27 人
介護医療院	0 か所	0 人	0 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	1 か所	-	20 人
訪問型サービスA	0 か所	-	1 人
通所介護相当サービス	3 か所	85 人	46 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	5 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

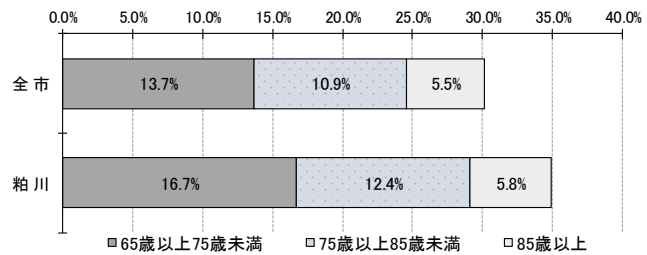
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	0 か所	0 人	0 人
サ高住	0 か所	0 人	0 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

14) 粕川

①人口等

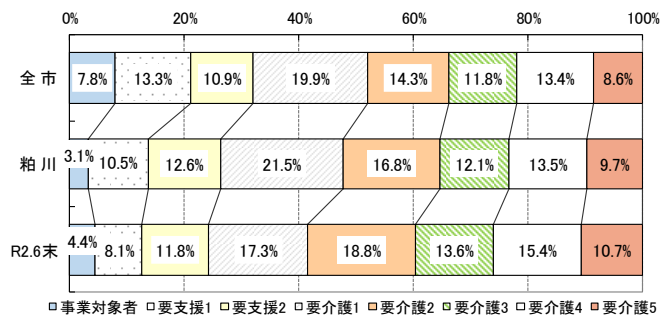
区分	R2.6末	R5.6末
人口	10,571 人	10,175 人
高齢者人口	3,512 人	3,549 人
高齢化率	33.2 %	34.9 %
75歳以上人口	1,752 人	1,851 人
75歳以上割合	16.6 %	18.2 %
85歳以上人口	574 人	588 人
85歳以上割合	5.4 %	5.8 %



全市と比較して高齢化率が高くなっており、特に65歳以上75歳未満の割合が多い。

②認定者・事業対象者の構成

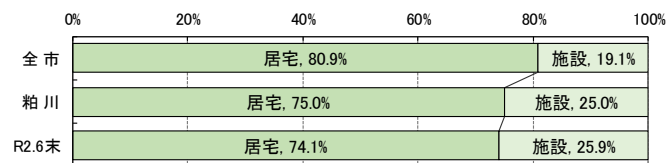
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	591 人	616 人
要支援1	50 人	67 人
要支援2	73 人	80 人
要介護1	107 人	137 人
要介護2	116 人	107 人
要介護3	84 人	77 人
要介護4	95 人	86 人
要介護5	66 人	62 人
事業対象者数	27 人	20 人



全市に比べ事業対象者の割合が低い一方、要介護の割合は高い。

③居宅と4施設の利用率(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	358 人	357 人
施設サービス利用者	125 人	119 人
合計	483 人	476 人
利用者比率	81.7 %	77.3 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	3 か所	-	384 人
居宅サービス			
訪問介護	3 か所	-	140 人
訪問入浴介護	0 か所	-	3 人
訪問看護	1 か所	-	87 人
訪問リハ	0 か所	-	4 人
居宅療養管理指導	6 か所	-	94 人
通所介護	5 か所	123 人	251 人
通所リハ	0 か所	-	21 人
福祉用具貸与	0 か所	-	232 人
短期入所生活介護	1 か所	5 人	29 人
短期入所療養介護	0 か所	-	3 人
特定施設	0 か所	0 人	8 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	1 か所	14 人	52 人
認知デイ	0 か所	0 人	0 人
小規模多機能	0 か所	0 人	3 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	1 か所	9 人	6 人
密着特養	0 か所	0 人	0 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	70 人	86 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	30 人
介護医療院	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	14 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	5 か所	107 人	56 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	1 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

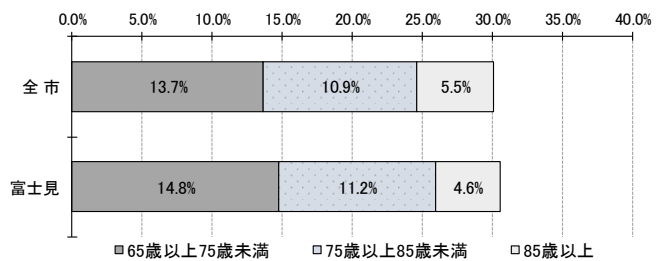
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	4 か所	81 人	67 人
サ高住	1 か所	20 人	18 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

15) 富士見

①人口等

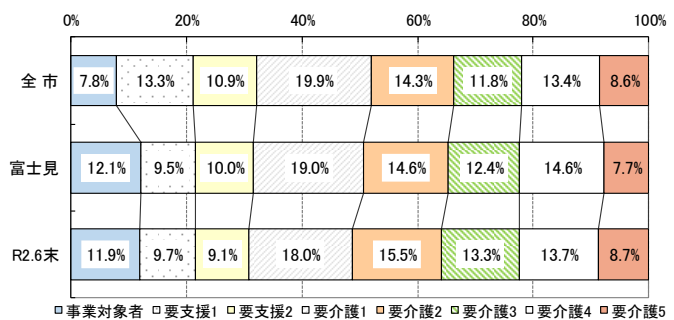
区分	R2.6末	R5.6末
人口	22,448 人	22,235 人
高齢者人口	6,595 人	6,791 人
高齢化率	29.4 %	30.5 %
75歳以上人口	3,145 人	3,507 人
75歳以上割合	14.0 %	15.8 %
85歳以上人口	993 人	1,025 人
85歳以上割合	4.4 %	4.6 %



おおむね平均的な高齢化率であるものの、3年前より75歳以上85歳未満の割合が増加傾向にある。

②認定者・事業対象者の構成

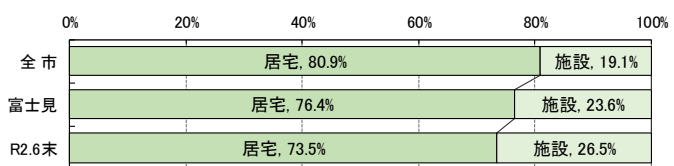
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	898 人	989 人
要支援1	99 人	107 人
要支援2	93 人	113 人
要介護1	183 人	214 人
要介護2	158 人	164 人
要介護3	136 人	140 人
要介護4	140 人	164 人
要介護5	89 人	87 人
事業対象者数	121 人	136 人



全市に比べ事業対象者の割合が高く、要支援1の割合が低い。

③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	560 人	619 人
施設サービス利用者	202 人	191 人
合計	762 人	810 人
利用者比率	84.9 %	81.9 %



④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	7 か所	-	698 人
居宅サービス			
訪問介護	4 か所	-	243 人
訪問入浴介護	0 か所	-	7 人
訪問看護	3 か所	-	161 人
訪問リハ	0 か所	-	1 人
居宅療養管理指導	10 か所	-	226 人
通所介護	9 か所	252 人	388 人
通所リハ	0 か所	-	69 人
福祉用具貸与	1 か所	-	409 人
短期入所生活介護	2 か所	30 人	37 人
短期入所療養介護	0 か所	-	9 人
特定施設	0 か所	0 人	12 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	1 人
密着デイ	2 か所	20 人	53 人
認知デイ	0 か所	0 人	3 人
小規模多機能	1 か所	29 人	24 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	2 か所	18 人	22 人
密着特養	1 か所	20 人	18 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	2 か所	120 人	99 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	71 人
介護医療院	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	66 人
訪問型サービスA	0 か所	-	2 人
通所介護相当サービス	10 か所	242 人	153 人
通所型サービスA	2 か所	25 人	1 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数
(現物給付分)

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	4 か所	120 人	110 人
サ高住	2 か所	63 人	57 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

1) 調査概要

①調査の目的

第9期まえばしスマイルプランの策定にあたり、要介護状態になる前の65歳以上の高齢者について、日常生活圏域における高齢者の生活の実態やニーズ、地域の課題を把握し、それらを反映した施策を検討することを目的としています。

②調査の対象

- ・要支援者 500人(無作為抽出)
- ・事業対象者 500人(無作為抽出)
- ・上記及び要介護者以外の高齢者 4,000人(無作為抽出)

③調査の方法

郵送

④調査の期間

令和4年12月

図表7-1: ニーズ調査の概要

圏域名	1号 被保険者	調査対象				調査人数				回収数				回収率
		一般	事業	要支援	総数	一般	事業	要支援	総数	一般	事業	要支援	総数	
北部・中部	5,860	4,433	127	391	4,951	238	30	30	298	146	25	21	192	64.4%
若宮・城東・中川	5,746	4,344	127	364	4,835	233	29	29	291	157	16	17	190	65.3%
文京・南部	6,444	5,151	75	300	5,526	262	33	33	328	165	24	22	211	64.3%
上川淵・下川淵	10,609	8,652	111	558	9,321	430	54	54	538	303	35	30	368	68.4%
芳賀	3,292	2,689	82	103	2,874	134	17	17	168	89	10	9	108	64.3%
桂萱	8,397	6,699	106	441	7,246	340	43	43	426	203	33	23	259	60.8%
東	7,860	6,421	168	335	6,924	319	40	40	399	214	26	28	268	67.2%
元総社・総社・清里	8,783	7,109	110	396	7,615	356	45	45	446	217	28	19	264	59.2%
南橘	10,963	8,939	193	469	9,601	444	55	55	554	288	41	40	369	66.6%
永明	6,735	5,454	165	285	5,904	273	34	34	341	187	17	16	220	64.5%
城南	5,993	4,888	102	237	5,227	243	30	30	303	154	19	22	195	64.4%
大胡	4,976	4,101	64	216	4,381	202	25	25	252	125	17	16	158	62.7%
宮城	2,648	2,177	26	96	2,299	108	13	13	134	58	6	11	75	56.0%
粕川	3,534	2,920	19	138	3,077	144	18	18	180	96	11	12	119	66.1%
富士見	6,774	5,666	146	220	6,032	274	34	34	342	158	24	17	199	58.2%
合計	98,614	79,643	1,621	4,549	85,813	4,000	500	500	5,000	2,560	332	303	3,195	63.9%

2) 調査結果

調査票の回収数は3,195通で、回収率は63.9%でした。各項目の結果は以下のとおりです。

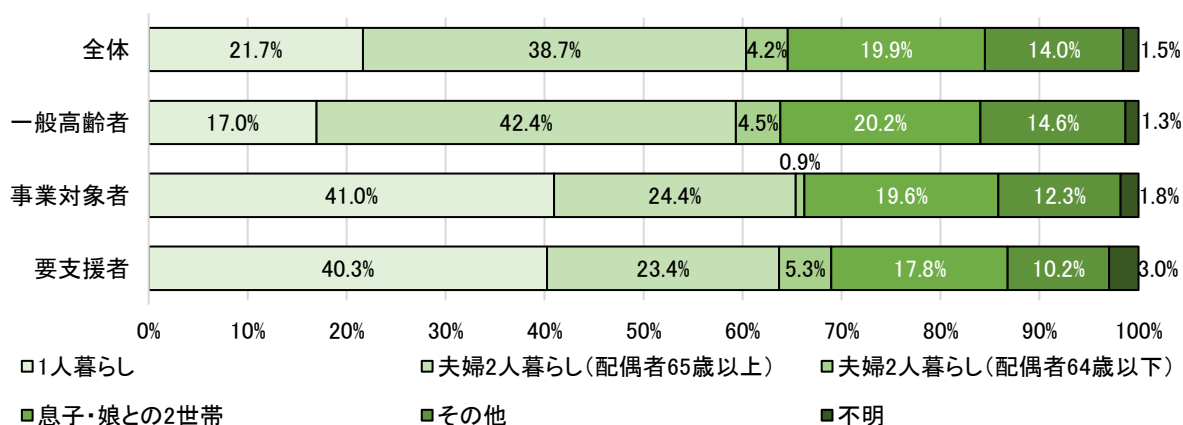
(1) 家族や生活状況について

①家族構成

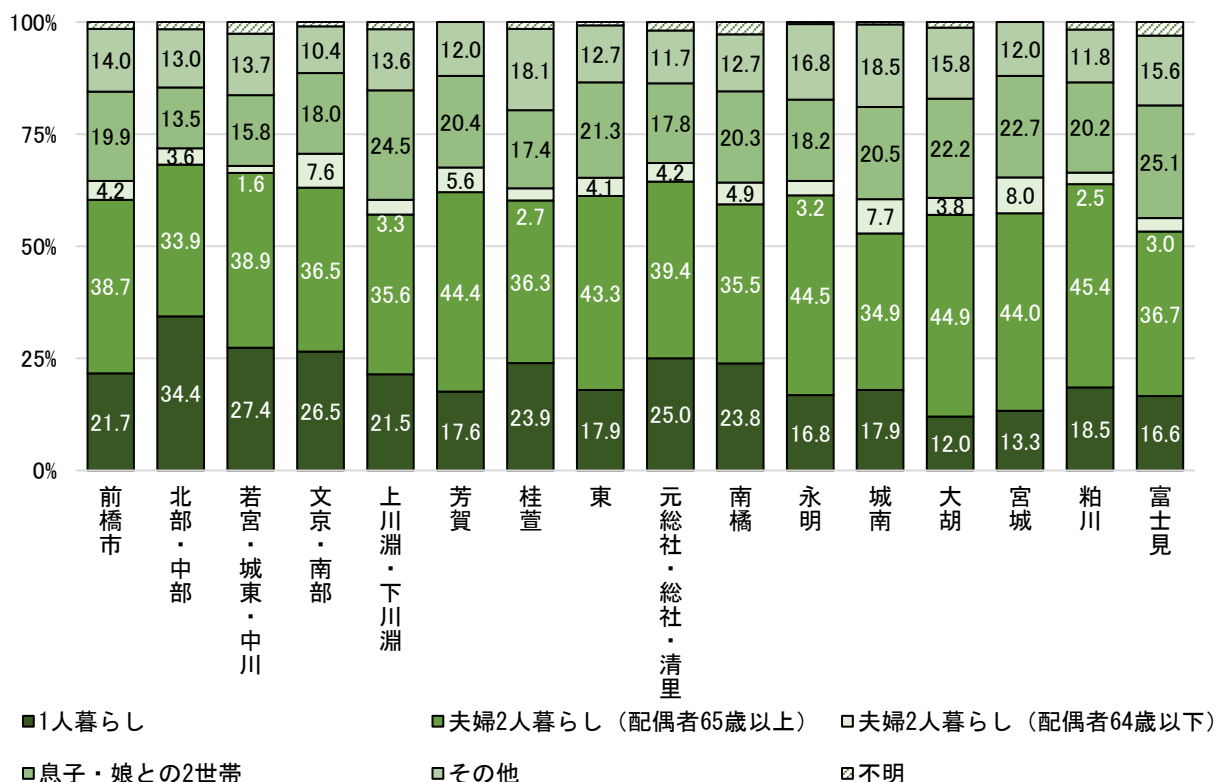
前橋市全体では、高齢者のみの世帯が60.4%という結果でした。事業対象者・要支援者の約40%がひとり暮らしであり、一般高齢者と比較して僅かに多い割合となっています。

圏域別に見ると、北部・中部地区ではひとり暮らしの割合が34.4%と最も多く、一方で、大胡、宮城地区ではひとり暮らしの割合が12.0%、13.3%と少なくなっています。また、北部・中部以外の地区では、それぞれ高齢者のみの夫婦2人暮らし世帯の割合が最も多くなっています。

図表7-2: 家族構成



図表7-3: 圏域別の家族構成(%)



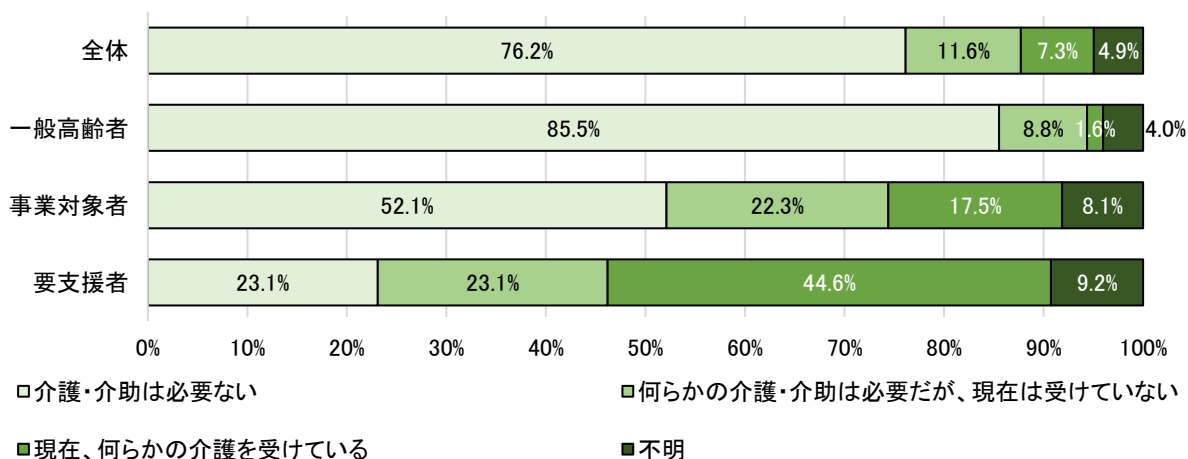
※高齢者のみの世帯はひとり暮らしと夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）の合計

②介護・介助の必要性

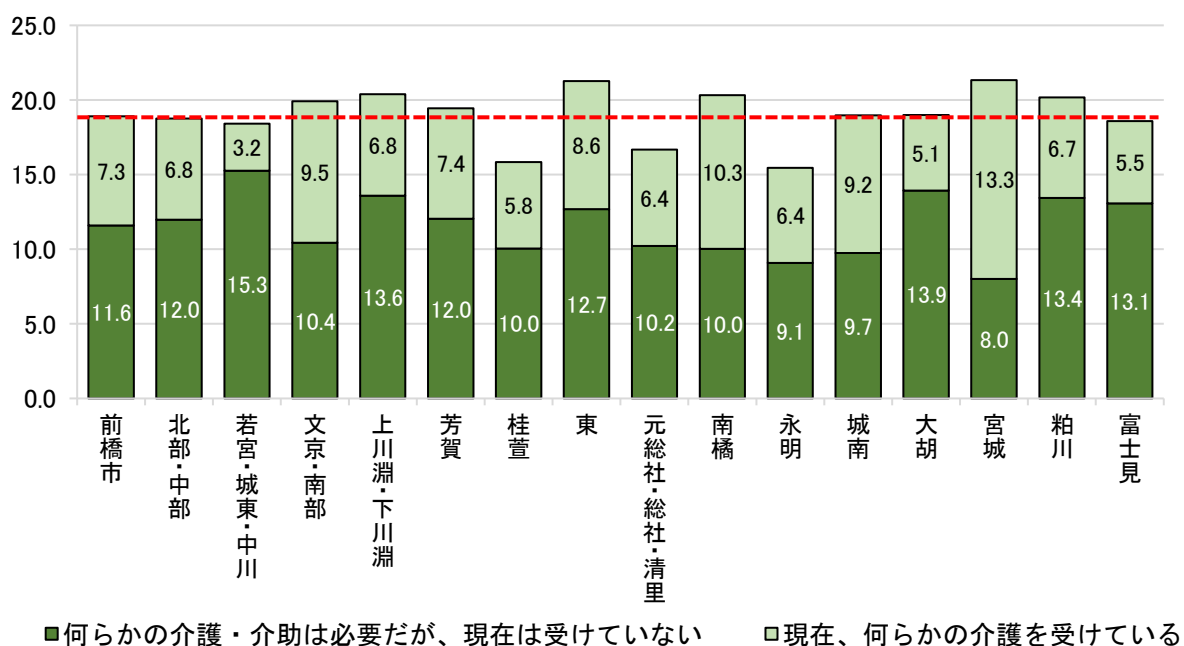
市内全体では、一般高齢者の約10%、事業対象者及び要支援者でそれぞれ約20%が「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答しています。

圏域別にみると、若宮・城東・中川地区では、「現在、何らかの介護を受けている」高齢者の割合が最も少なく、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答した人の割合が最も多くなっています。

図表7-4:「普段の生活で介護・介助が必要か」の集計結果



図表7-5:介護が必要な高齢者の割合(%)

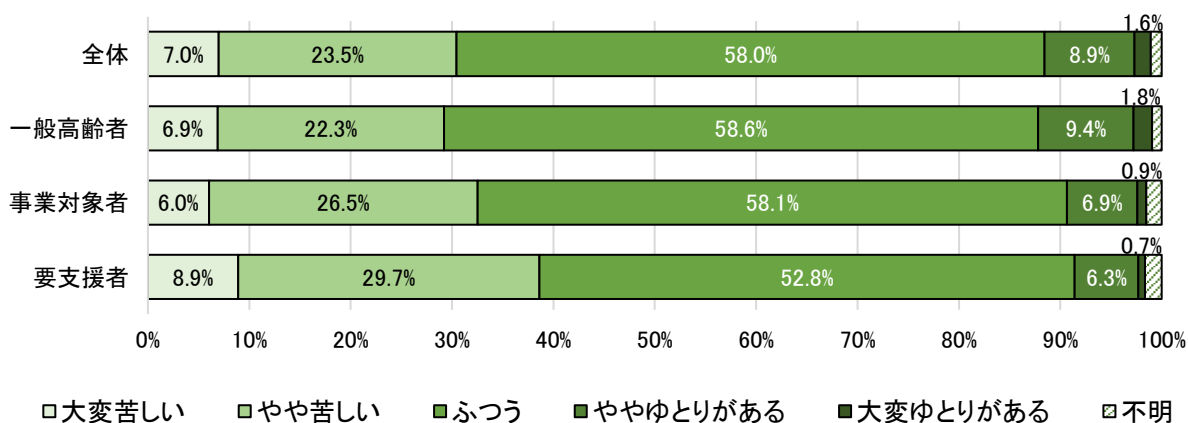


③経済的な暮らしの状況

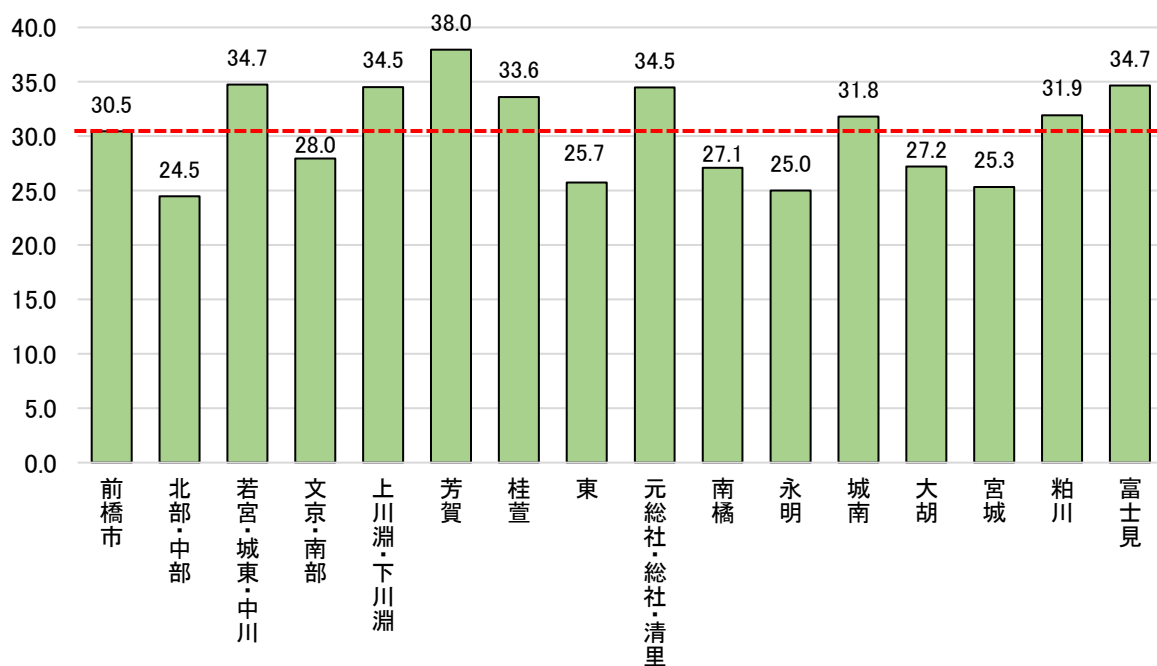
全体の約30%が現在の暮らしが苦しいと感じていると回答しています。また、要支援者になると、経済的に苦しい人が僅かに増加していますが、介護保険の利用状況による大きな差はありません。

圏域別に見ると、芳賀地区は現在の暮らしが苦しいと感じている人の割合が38%と多く、北部・中部、東、永明、宮城地区は現在の暮らしが苦しいと感じている人の割合が少なくなっています。

図表7-6: 現在の暮らしが苦しいと感じる高齢者の割合



図表7-7: 圏域別の現在の暮らしが苦しいと感じる高齢者の割合(%)



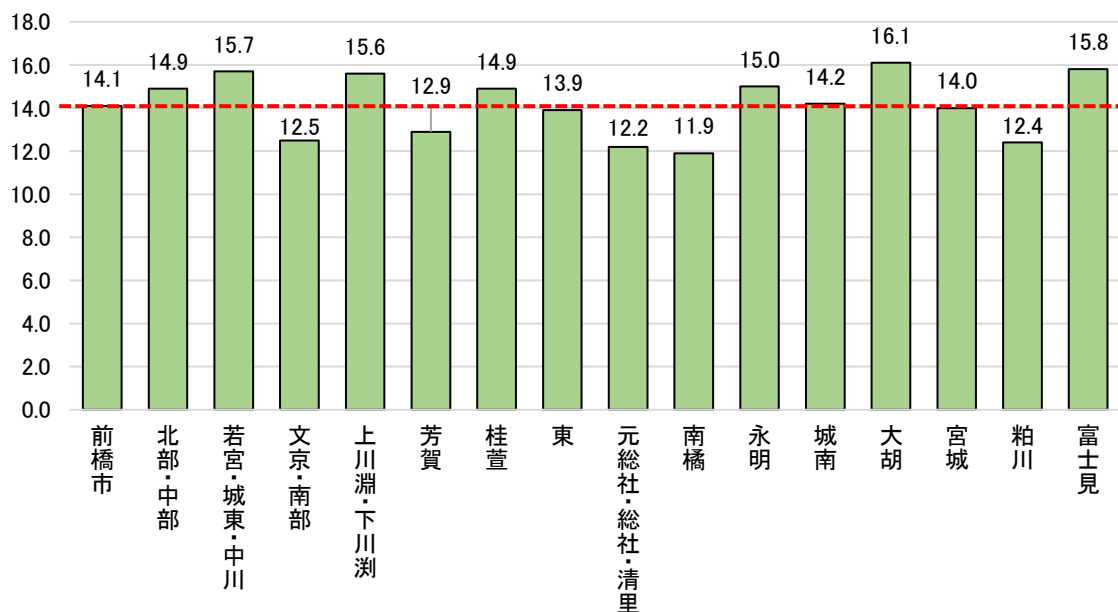
(2) 身体機能について

①運動器機能リスク

全体では、約14%の人の運動器機能が低下してきています。

圏域別に見ると、特に若宮・城東・中川、上川淵・下川淵、大胡、富士見地区は運動器機能リスクを抱えている人が多い一方で、文京・南部、芳賀、元総社・総社・清里、南橘、粕川地区は比較的元気な人が多いと推察されます。大胡地区はグループ活動への参加状況が低く、閉じこもりリスクも高いことから、外出する機会が少ないことも原因の一つに考えられます。

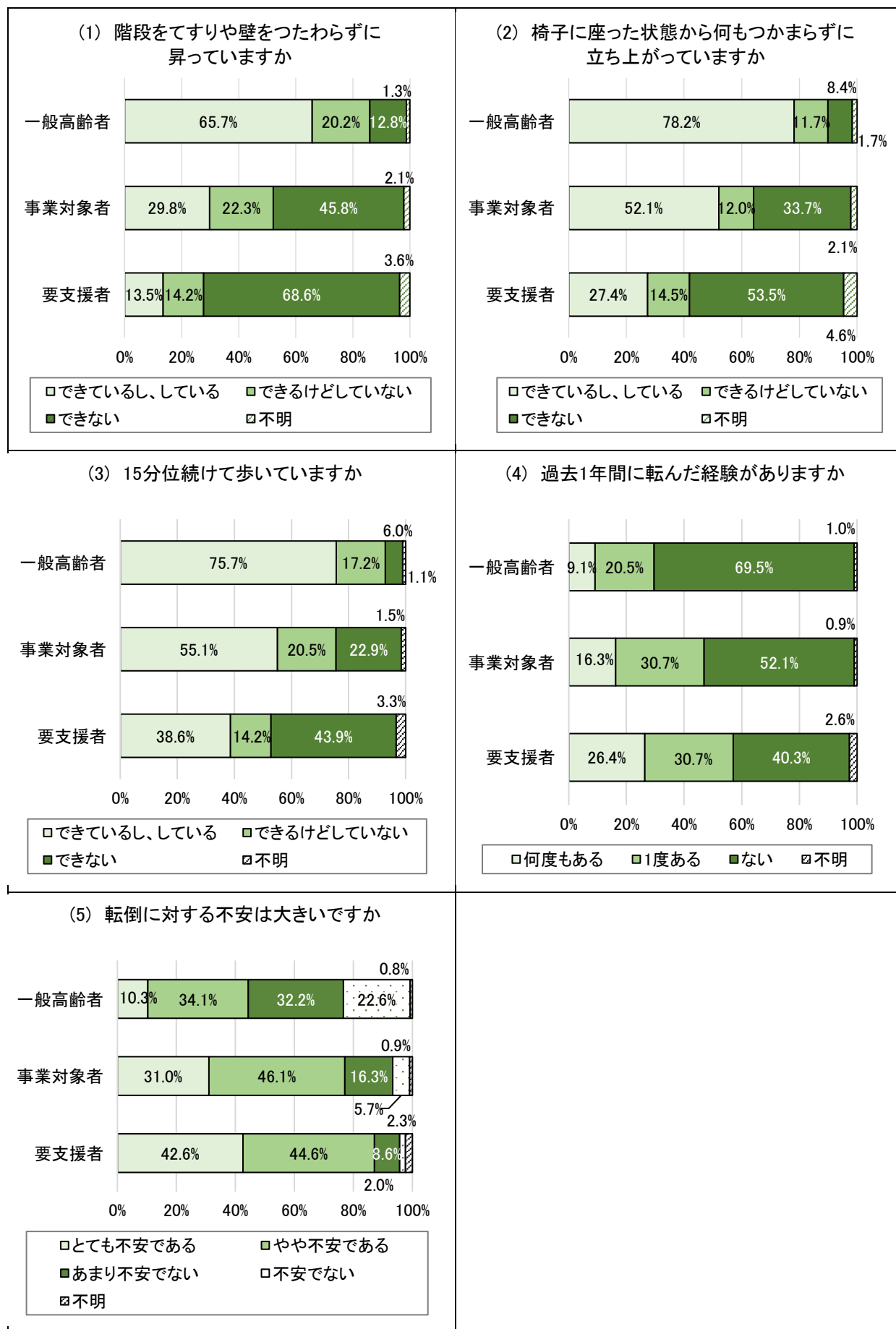
図表7-8:運動器機能リスク高齢者の割合(%)



※運動器機能リスク高齢者の割合は、図表7-9の5項目において、下表から色付きの項目を3つ以上選択した回答数から作成。

	設問内容	回答	
1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「できているし、している」 又は 「できるけどしていない」	「できない」
2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「できているし、している」 又は 「できるけどしていない」	「できない」
3	15分位続けて歩いていますか	「できているし、している」 又は 「できるけどしていない」	「できない」
4	過去1年間に転んだ経験がありますか	「何度もある」又は 「1度ある」	「ない」
5	転倒に対する不安は大きいですか	「とても不安である」又は 「やや不安である」	「あまり不安でない」 「不安でない」

図表7-9: からだを動かすことへの区分別集計結果

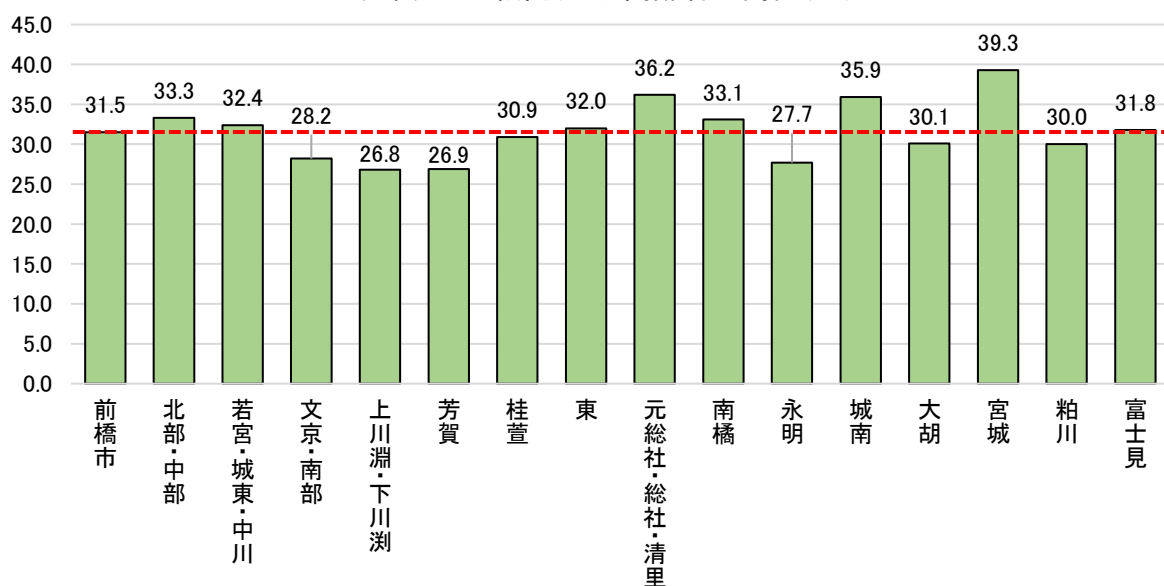


②転倒リスク

全体では、約30%の高齢者が、過去1年間に転倒した経験があると回答しました。図表7-9(5)において、要支援者のうち、約90%が転倒に対して不安を感じており、過去1年間の転倒経験が「何度もある」又は「1度ある」人は約60%となっています。

圏域別に見ると、宮城地区は転倒リスクを抱えている人の割合が最も多くなっています。その一方で、特に上川淵・下川淵、芳賀地区は他の圏域よりも転倒リスクが低く、30%を下回りました。転倒リスクの高い元総社・総社・清里地区は、運動器機能リスクは低い傾向にあるため、必ずしも相関関係にはないと考えられます。

図表7-10: 転倒リスク高齢者の割合(%)



※転倒リスク高齢者の割合は、「過去1年間に転んだ経験があるか」の設問に対し、「何度もある」又は「1度ある」を選択した回答数より作成。

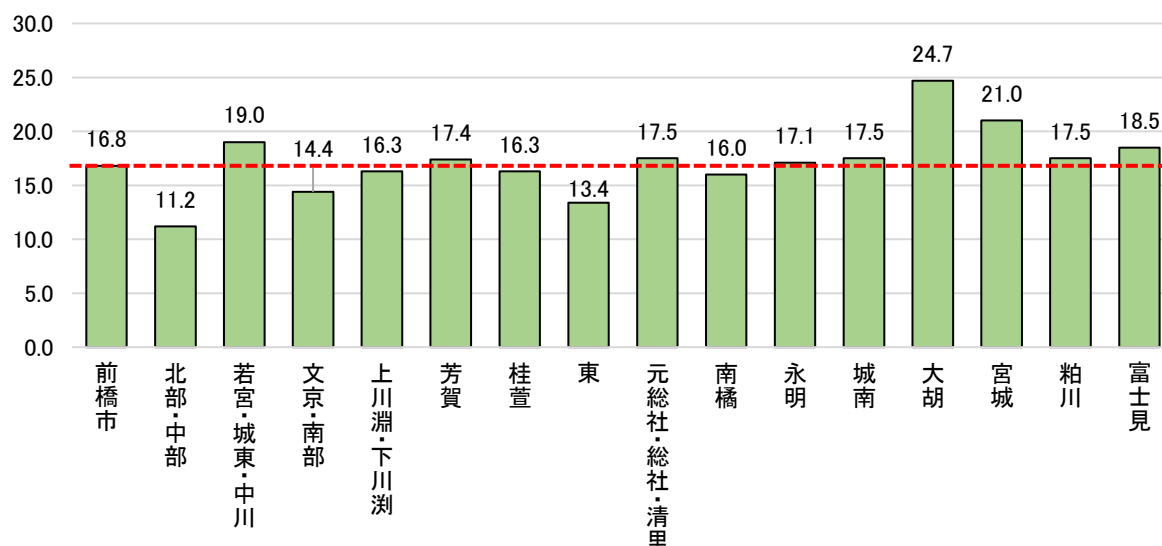
③閉じこもりリスク

全体では、約17%の人が外出の機会が少なく、閉じこもりリスクを抱えています。事業対象者、要支援者は、一般高齢者と比べ週5回以上外出する人の割合が大幅に少ない状況です。

圏域別に見ると、大胡地区は閉じこもりリスクを抱えている人の割合が特に多くなっています。一方で、北部・中部、文京・南部、東地区は割合が少なくなっており、15%を下回っています。

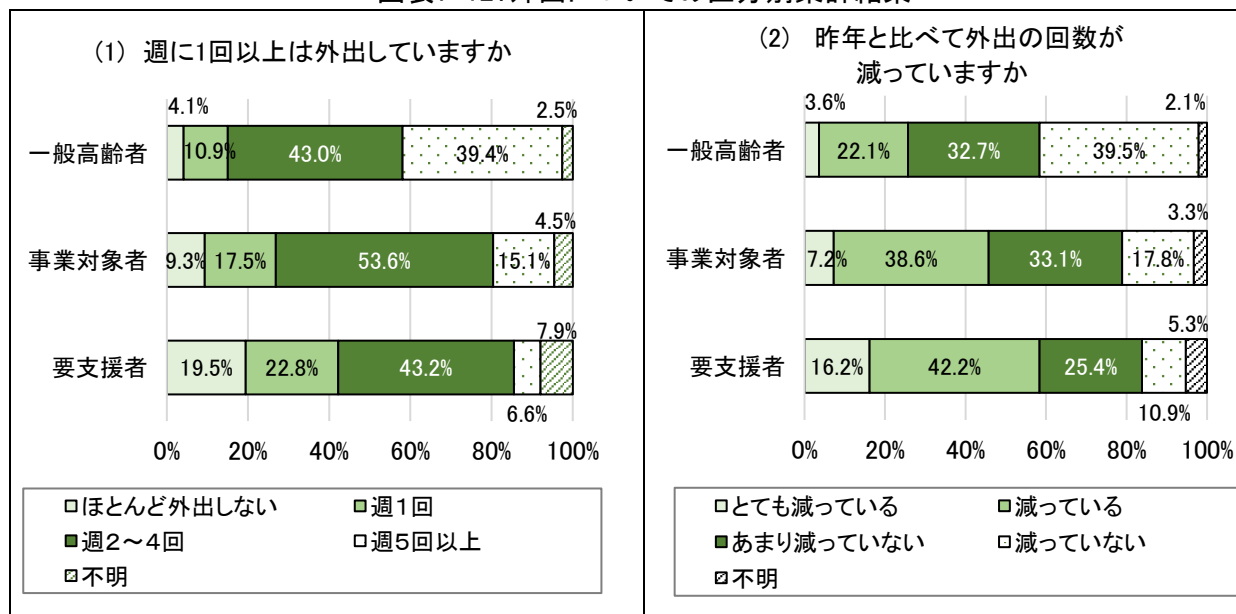
外出回数の減少は、身体的な理由だけでなく、コロナ禍における自粛の傾向や居住地区の交通事情、商業地域の分布、通いの場等の環境も影響があると想定されます。

図表7-11：閉じこもりリスク高齢者の割合（％）



※閉じこもりリスク高齢者の割合は、下表「(1) 週に1回以上は外出していますか」から「週1回」又は「ほとんど外出しない」を選択した回答数より作成。

図表7-12：外出についての区分別集計結果



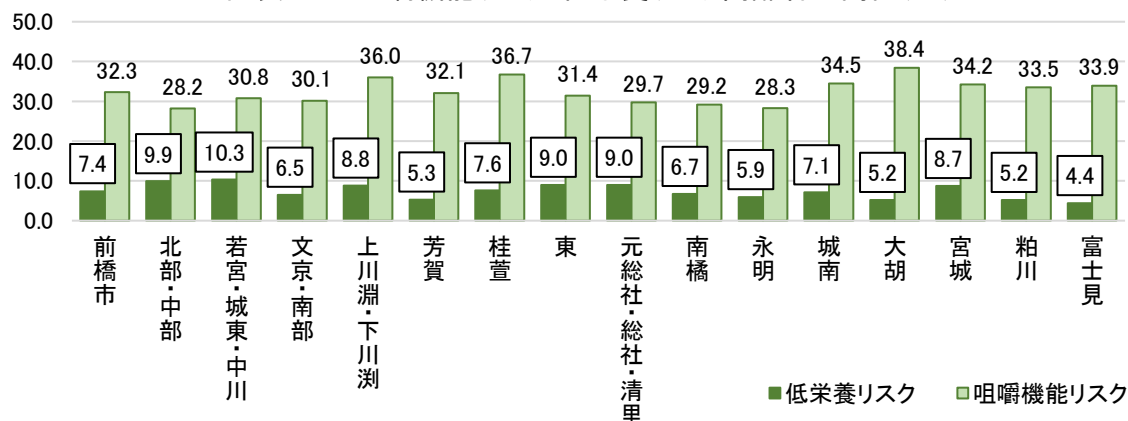
(3) 食事について

①咀嚼機能リスク・低栄養リスク

咀嚼機能については、一般高齢者でも約34%が、半年前に比べて固いものが食べにくくなったと感じています。圏域別では、上川淵・下川淵、桂萱、大胡地区の咀嚼機能リスクが高く、一方で北部・中部、永明地区では低くなっています。大胡地区は図表7-15を見ると、自分の歯が20本以上ある人の割合も低くなっているため、口腔ケアを周知していく必要があります。

低栄養リスクを抱える人の割合は、若宮・城東・中川地区が最も高く約10%になっています。一方で、富士見地区は栄養改善リスクを抱える人の割合が最も低く約4%でした。

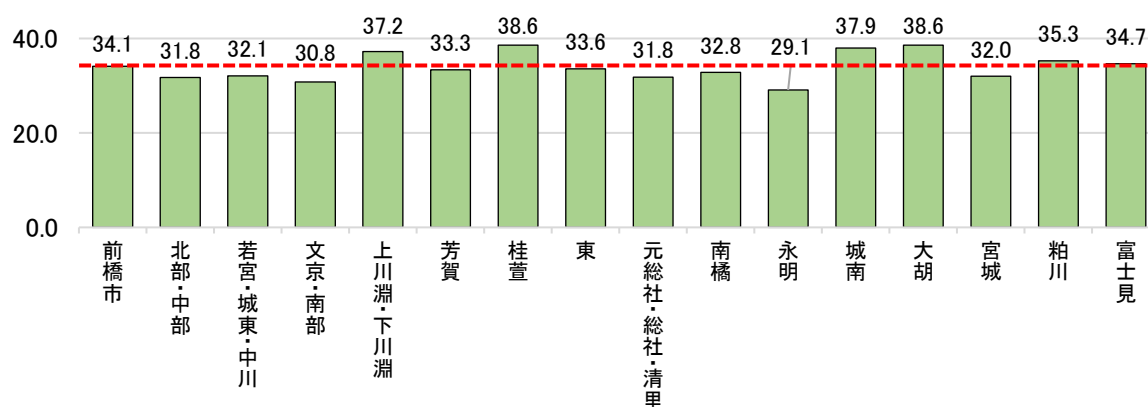
図表7-13:咀嚼機能リスク・低栄養リスク高齢者の割合(%)



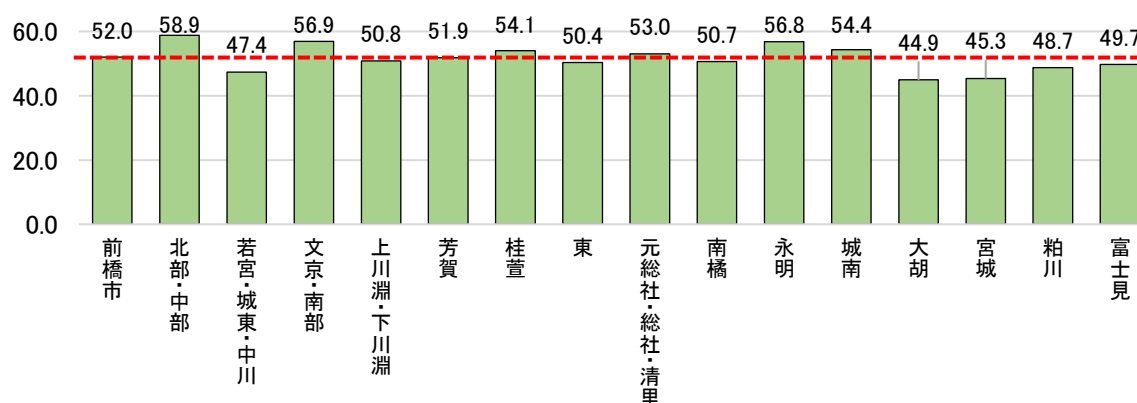
※咀嚼リスク高齢者の割合は、下表7-14で「はい」を選択した回答数より作成。

※低栄養リスク高齢者はBMIが18.5未満の高齢者数より作成。 BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) × 身長(m)

図表7-14:半年前に比べて固いものが食べにくくなった人の集計結果(%)



図表7-15:自分の歯が20本以上の人の集計結果(%)



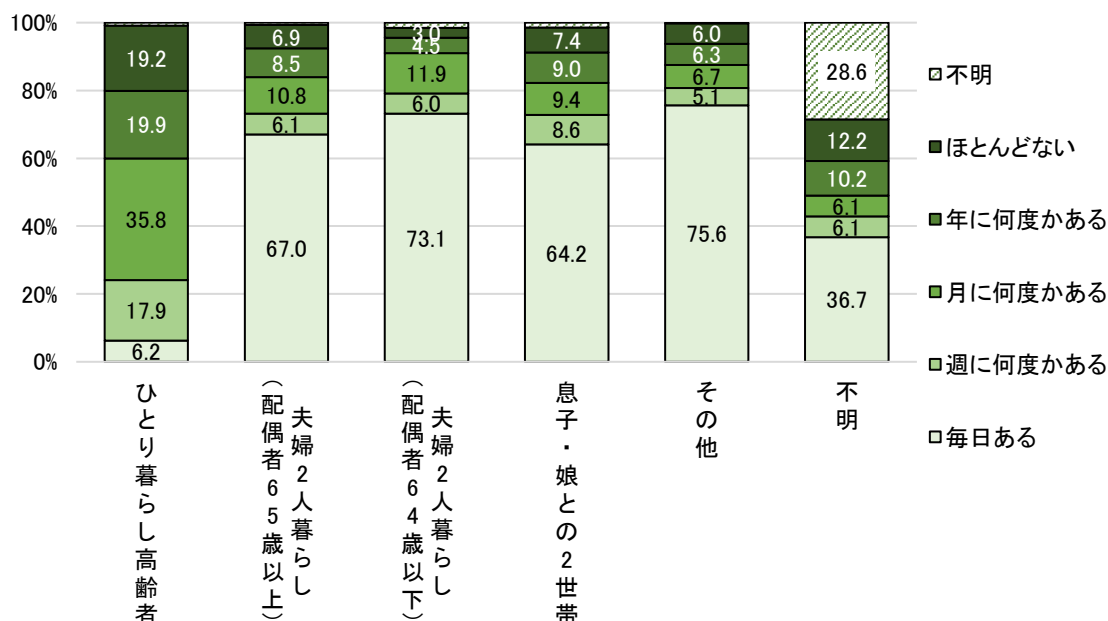
③孤食の状況

市全体では、毎日誰かと食事を共にする機会がある人の割合は50%を超えています。

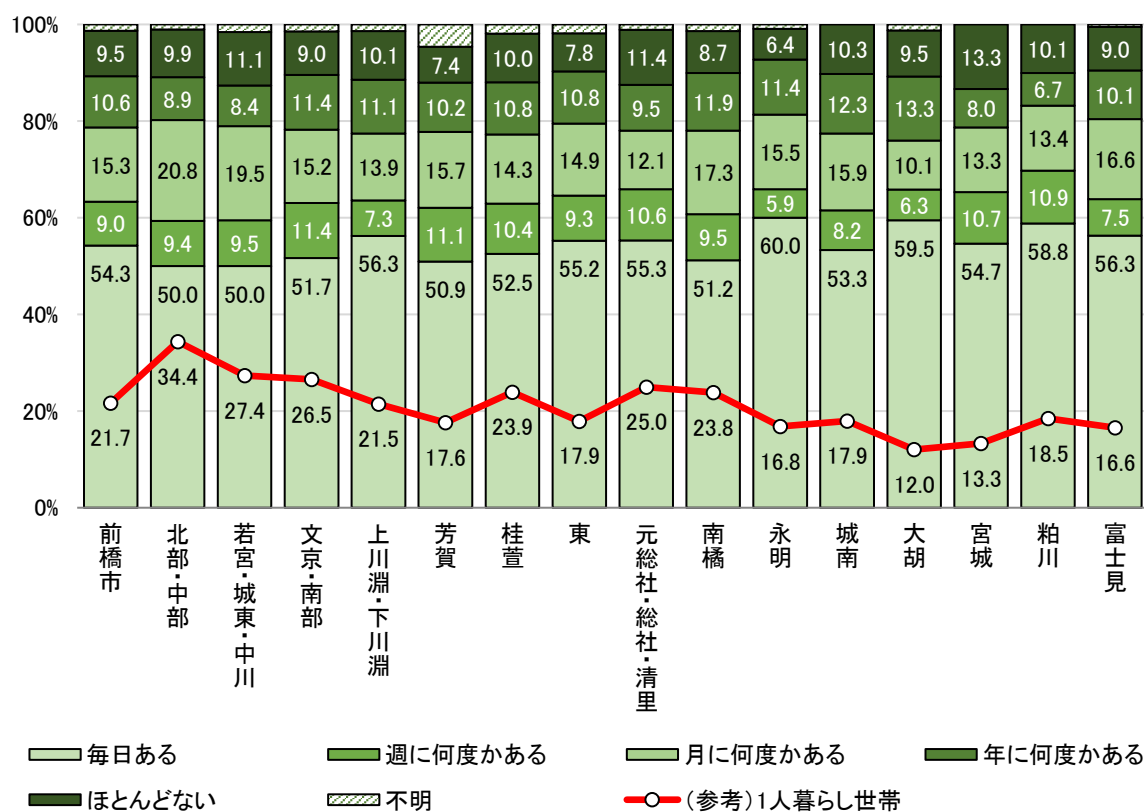
ひとり暮らし高齢者は他の家族構成に比べて、毎日食事を共にする割合が極端に低くなっています。

圏域別にみると、月に一回以上、誰かと食事を共にする機会がある人の割合は、粕川地区が最も高く、約83%でした。ひとり暮らし高齢者の多い北部・中部や若宮・城東・中川地区は、他の圏域と比較して毎日誰かと食事をする人の割合が低くなっています。また、地域のグループ等の活動状況と関係があることも考えられます。

図表7-16:【家族構成別】誰かと食事を共にする機会がある割合(%)



図表7-17:【圏域別】誰かと食事を共にする機会がある割合(%)



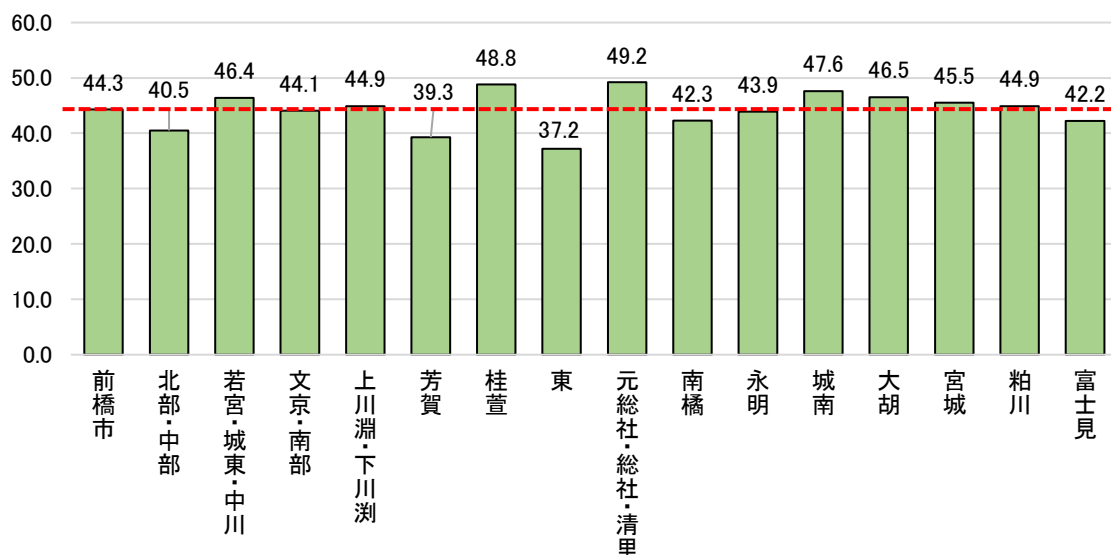
(4) 日常生活について

①認知機能について

一般高齢者では約45%の人が、事業対象者、要支援者になると約60%の人が、物忘れが多いと感じています。

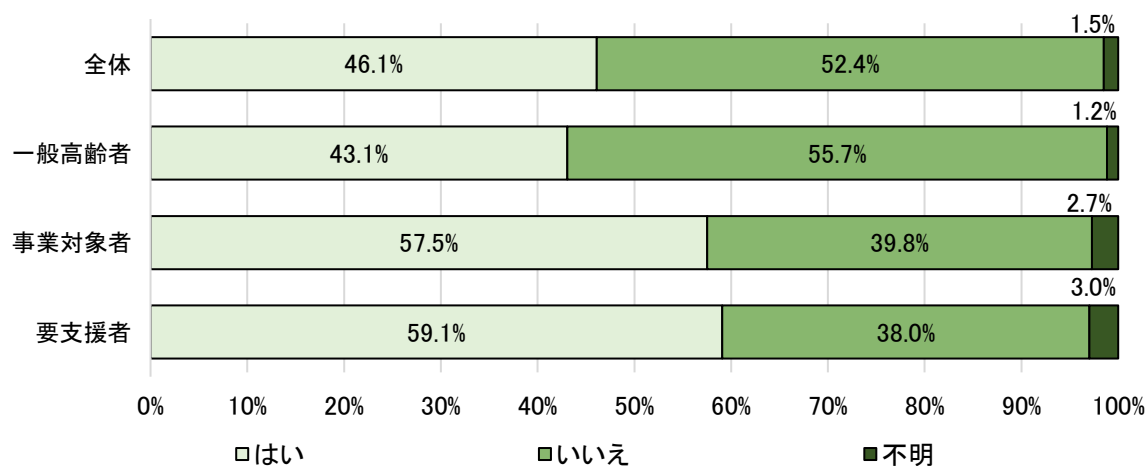
圏域別に見ると、元総社・総社・清里地区では認知機能に不安のある人の割合が最も高く、次いで桂萱地区の割合が高くなっています。反対に、東地区は認知機能の不安がある人の割合が最も低くなっています。

図表7-18認知症リスク高齢者の割合(%)



※認知症リスク高齢者の割合は、図表7-19で「はい」を選択した回答数より作成。

図表7-19:「物忘れが多いと感じるか」の集計結果(%)

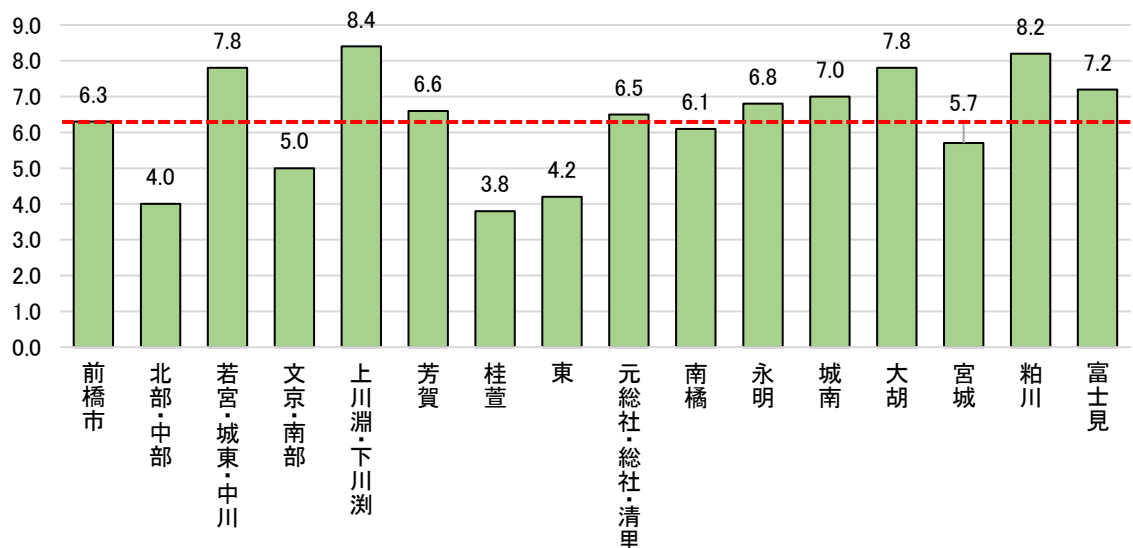


(5) IADL(手段的日常生活動作能力)について

要支援者は、外出に困難を抱える割合が多い一方で、食事の用意や金銭管理は、約60%の人が自ら行うことができるとの回答がありました。

圏域別にみると、上川淵・下川淵、粕川地区はIADLが低い人の割合が多くなっています。

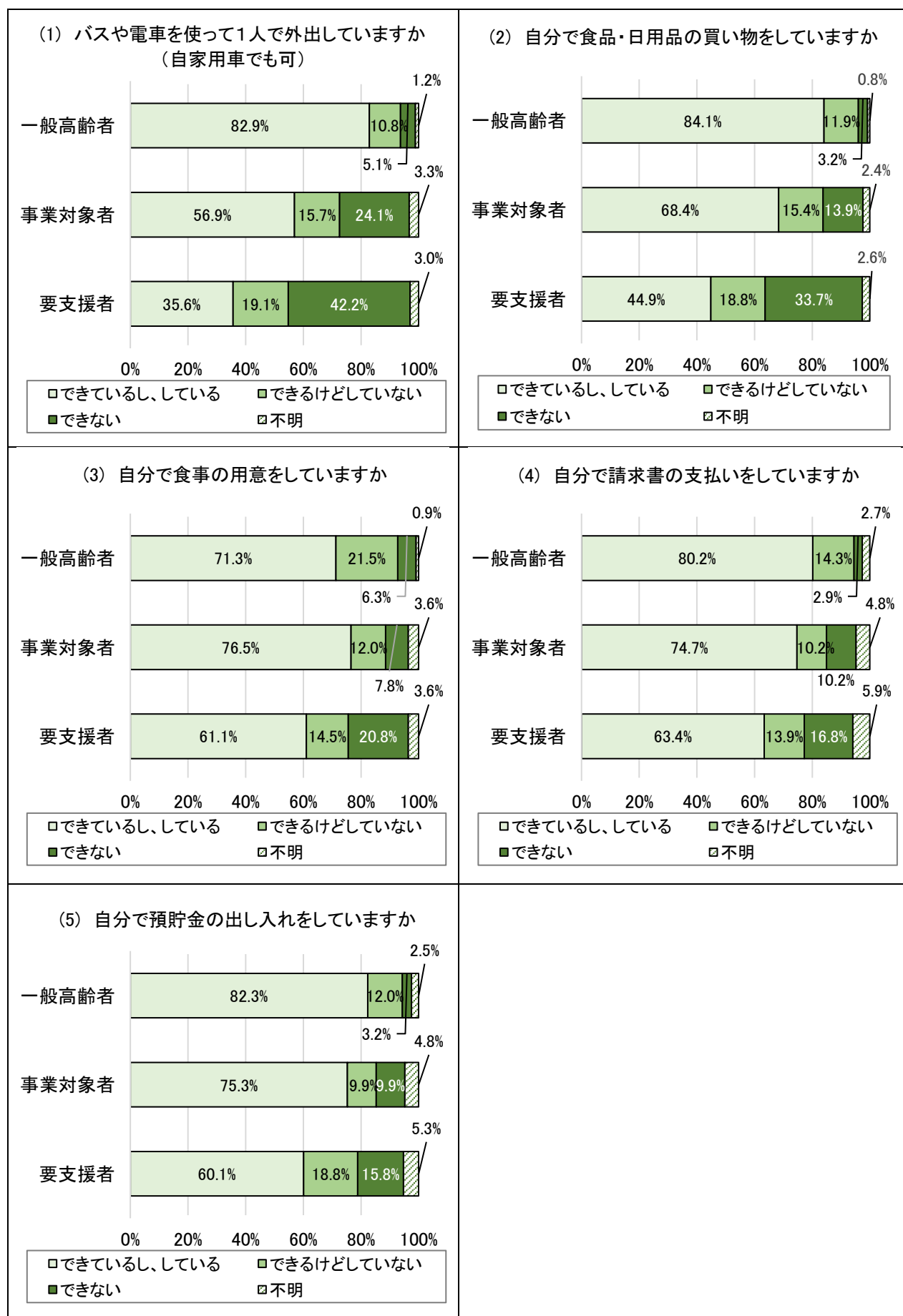
図表7-20:IADLが低い高齢者の割合(%)



※IADLが低い高齢者の割合は、図表7-21の項目において、下表から色付きの項目を3つ以上選択した回答数から作成。

	設問内容	回答	
1	バスや電車を使って一人で外出していますか	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」
2	自分で食品・日用品の買物をしていますか (自家用車でも可)	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」
3	自分で食事の用意をしていますか	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」
4	自分で請求書の支払いをしていますか	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」
5	自分で預貯金の出し入れをしていますか	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」

図表7-21:IADL(手段的日常生活動作能力)についての区分別集計結果



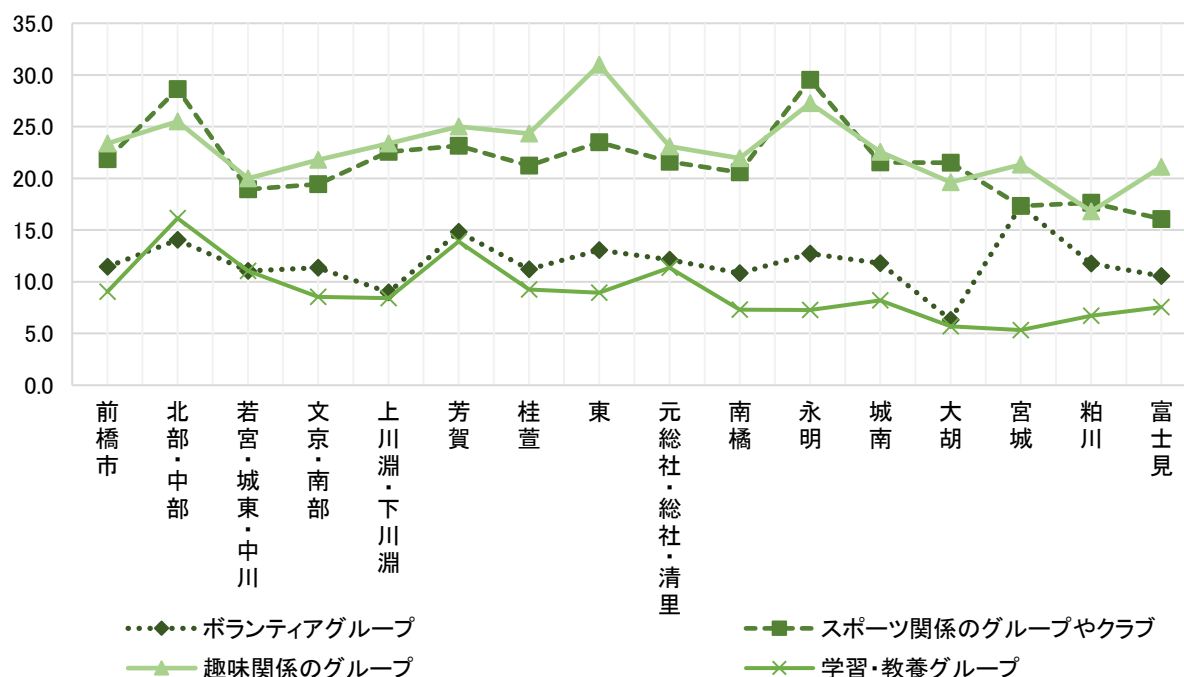
(6) 地域での活動について

①グループ等への参加状況

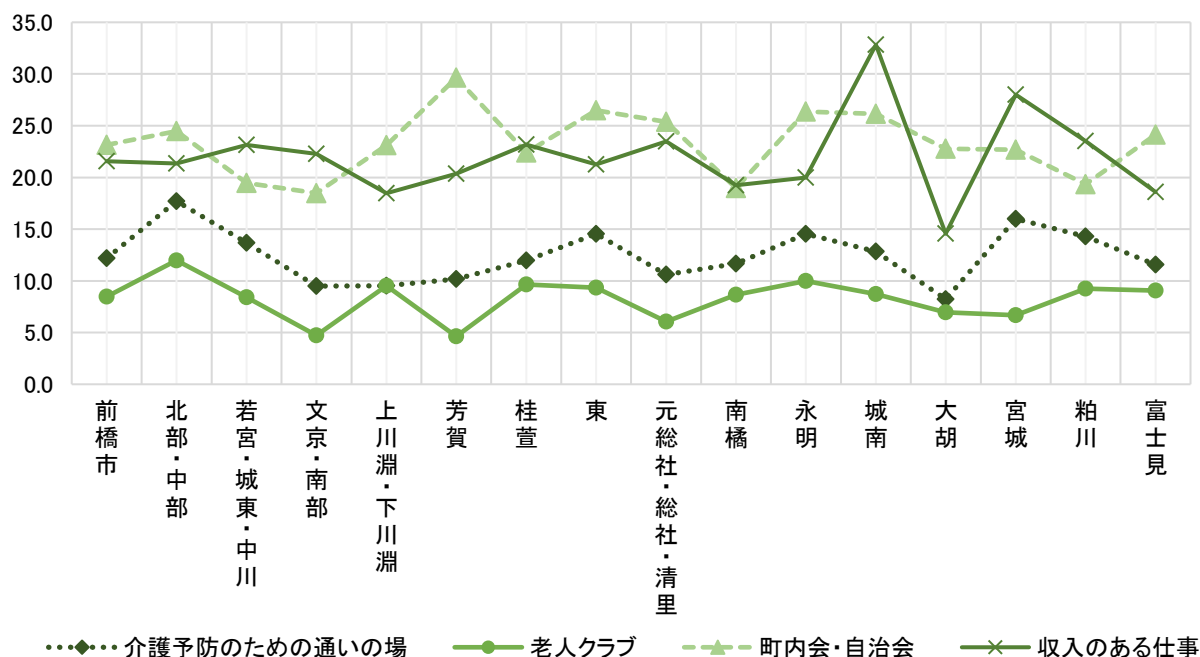
図表7-22を見ると、スポーツや趣味のグループには5人に1人が参加している一方、ボランティア、学習・教養のグループへの参加は低い傾向にあります。また、図表7-23では、町内会・自治会及び収入のある仕事を行う人の割合が比較的に多くなっています。また、通いの場の参加者の割合は老人クラブより多い傾向です。

圏域別に見ると、北部・中部地区は地域でさまざまな活動に参加している高齢者の割合が多くなっています。また、東地区は趣味関係のグループが多く、城南地区は収入のある仕事に取り組む人の割合が多い状況です。

図表7-22: 地域での活動に参加している高齢者の割合(%)



図表7-23: 地域での活動に参加している高齢者の割合(%)

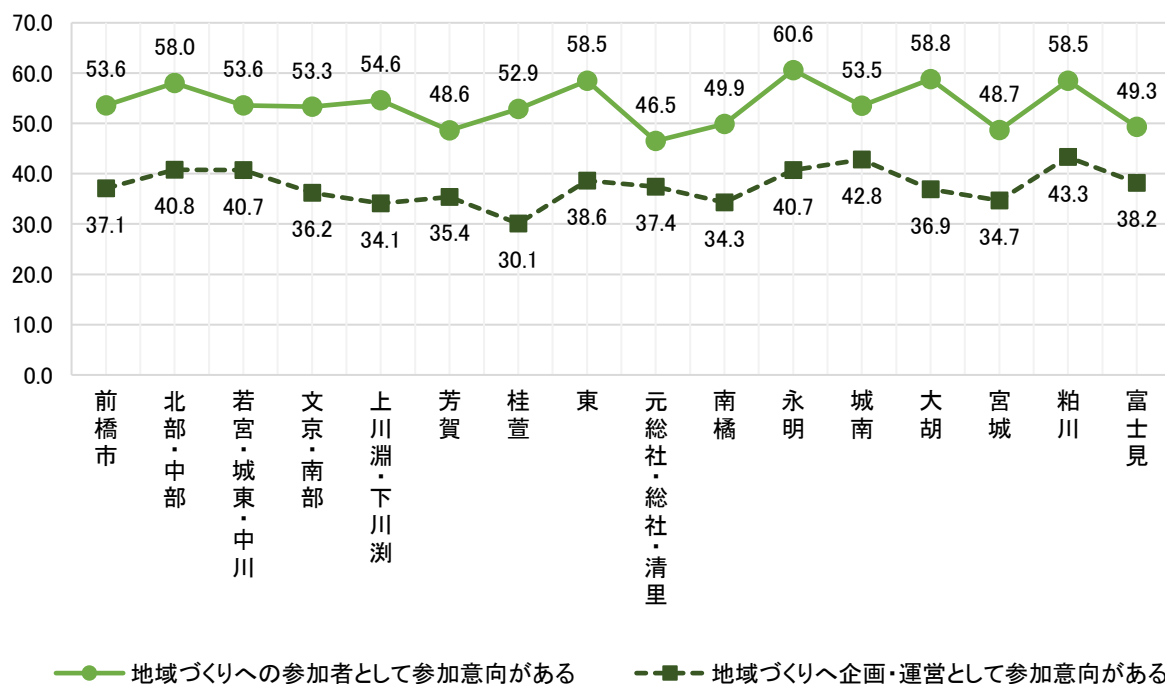


②地域づくりへの参加意向

地域づくり活動へ参加者として参加意向のある人は全体で50%を超えており、企画・運営として参加意向のある人も40%近い割合であることから、地域づくりへの参加意向は高いと考えられます。

圏域別に見ると、北部・中部、永明、粕川地区は参加者としても企画・運営としても参加してもよいと考える人が多いことが分かりました。一方、桂萱地区は参加者としての参加意向はあるものの、企画・運営への参加意向は低い傾向が見られます。

図表7-24：地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合（％）



※地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合は、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等の活動に対する参加意向を問う設問にて、「是非参加したい」「参加してもよい」を選択した回答数より作成。

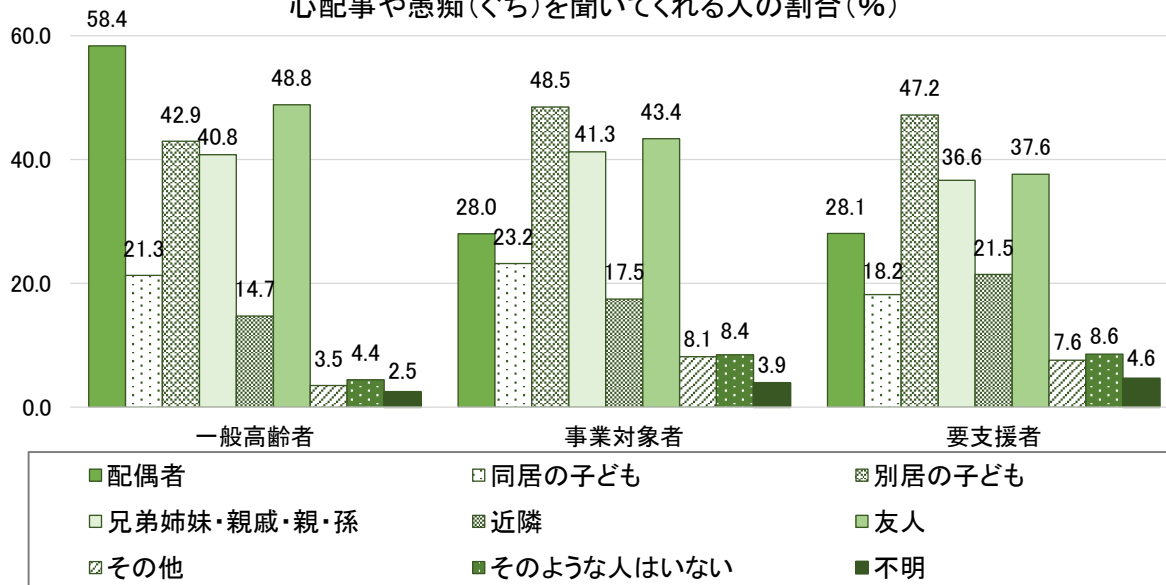
(7) たすけあいについて

①情緒的サポート

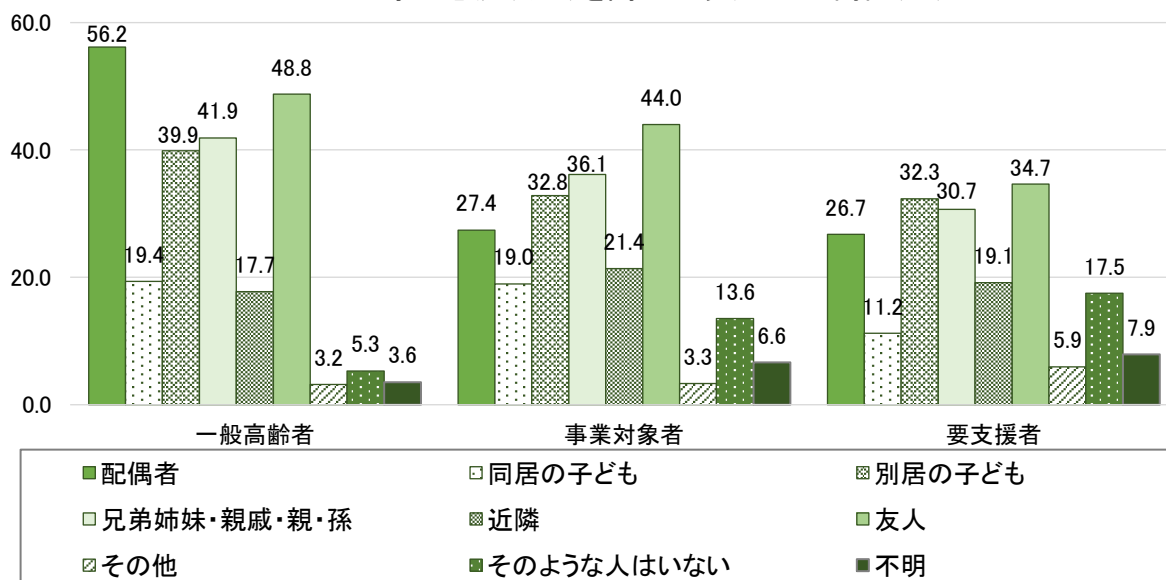
一般高齢者は配偶者や友人がサポート役になる割合が多くなっています。一方、事業対象者・要支援者では、配偶者がサポート役になる割合が一般高齢者の半分程度になっています。

また、心配事や愚痴を聞いてあげる人は、要支援者・事業対象者ともに、一般高齢者と比べ「そのような人はいない」と回答する人の割合が多くなっています。

図表7-25
心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人の割合(%)



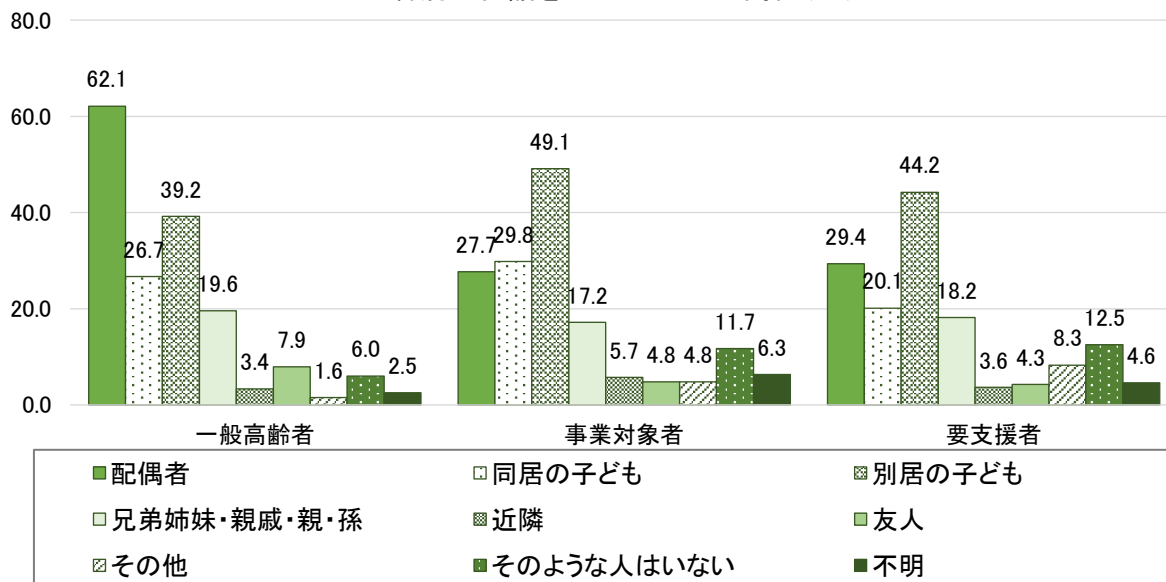
図表7-26
心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人の割合(%)



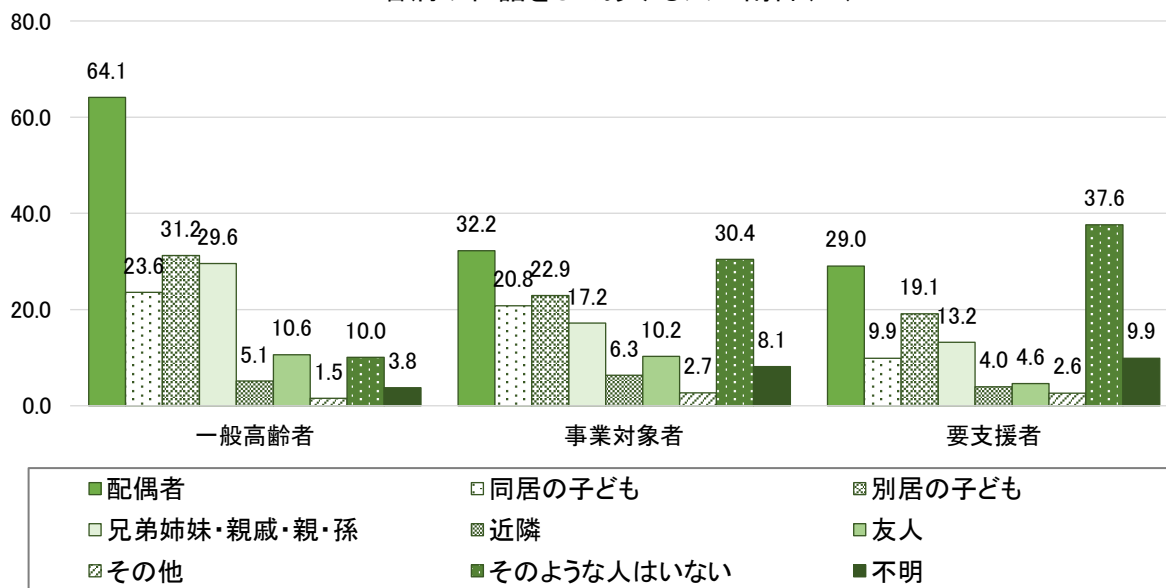
②手段的サポート

一般高齢者は配偶者や子どもがサポート役になる割合が多くなっています。一方で、事業対象者・要支援者になると、配偶者がサポート役になる割合が一般高齢者の半分程度となっています。

図表7-27
看病や世話をしてくれる人の割合(%)



図表7-28
看病や世話をしてあげる人の割合(%)

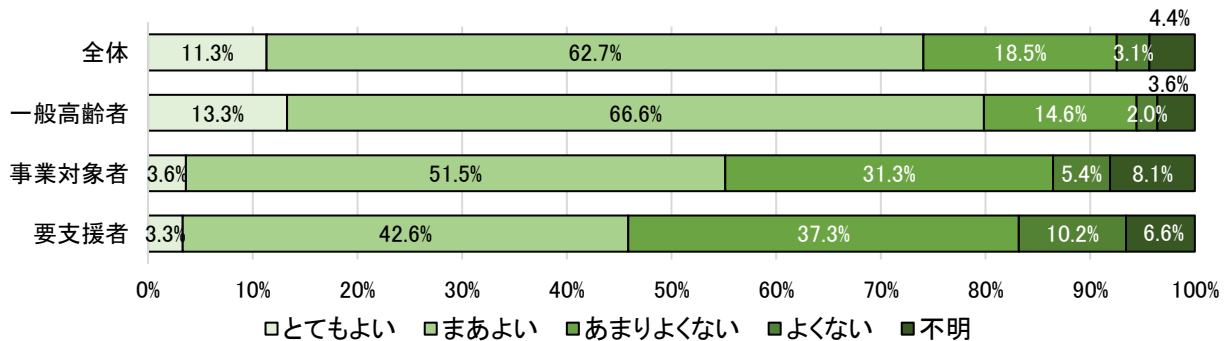


(8) 心身の健康について

①主観的健康観

一般高齢者の約80%の人が主観的に健康と感じているのに対して、事業対象者は約55%、要支援者は約46%にとどまります。

図表7-29: 現在の健康状態

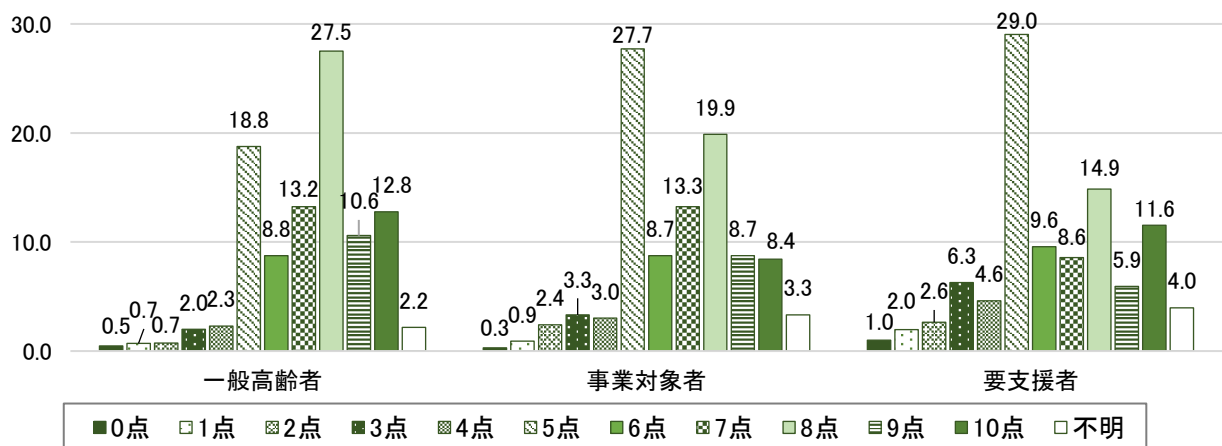


②主観的幸福観

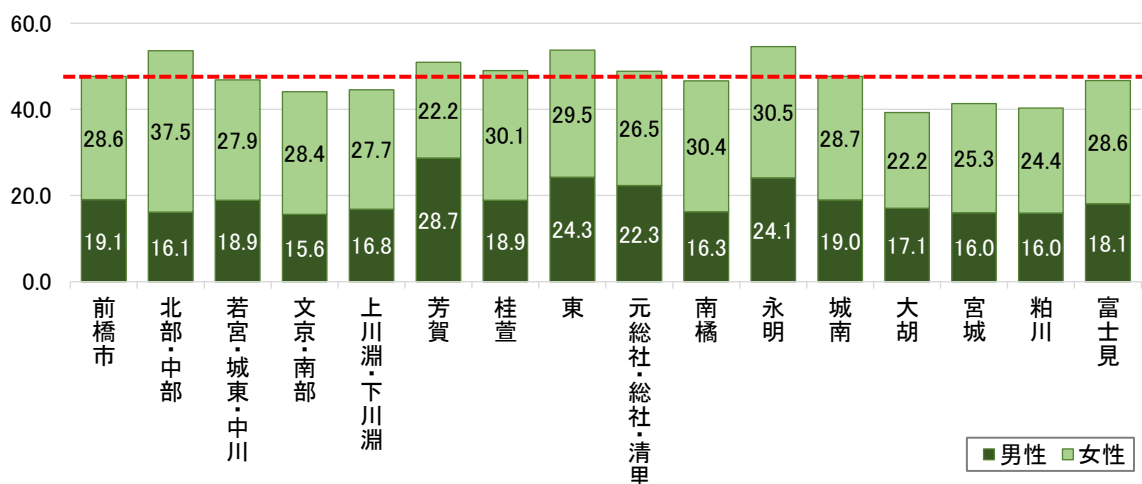
一般高齢者は8点を選択する人の割合が最も多く、一方で、事業対象者・要支援者は5点を選択する人の割合が最も多くなっています。

圏域別に見ると、全体のうち半数近くの人が8点以上と回答していますが、大胡、宮城、粕川地区は、他の地区に比べて低い割合となっています。

図表7-30: 主観的幸福感の分布(10点評価)(%)



図表7-31: 主体的幸福感の高い(8点以上)高齢者の割合(%)

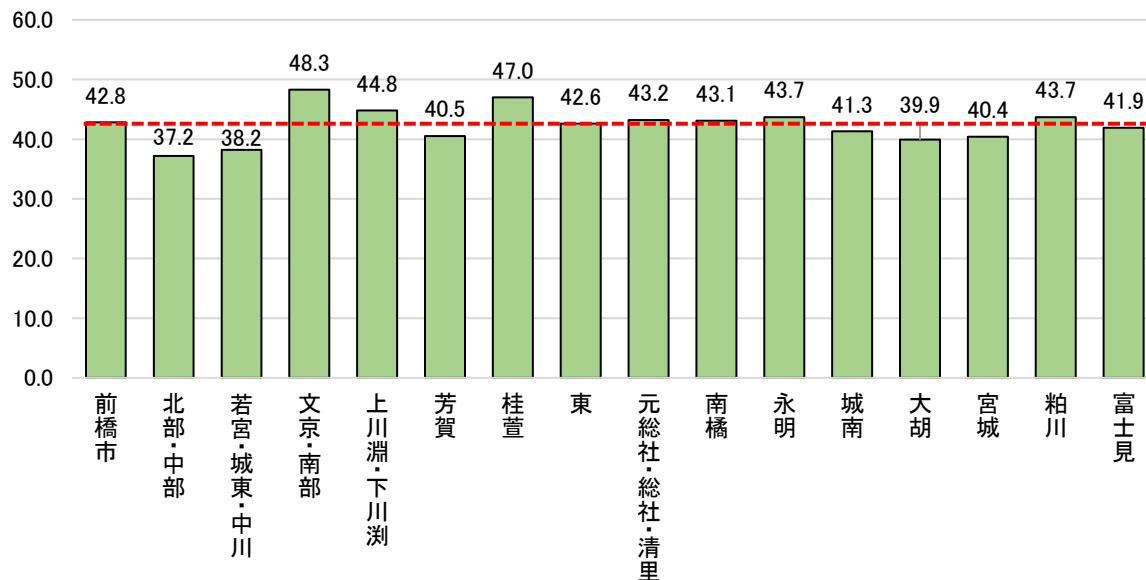


③うつリスク

一般高齢者よりも事業対象者・要支援者の方が、うつリスクが高くなっています。

圏域別に見ると、北部・中部、若宮・城東・中川、大胡地区は、比較的にはうつリスクが低くなっていますが、どの圏域でも40%前後という高い割合となっています。

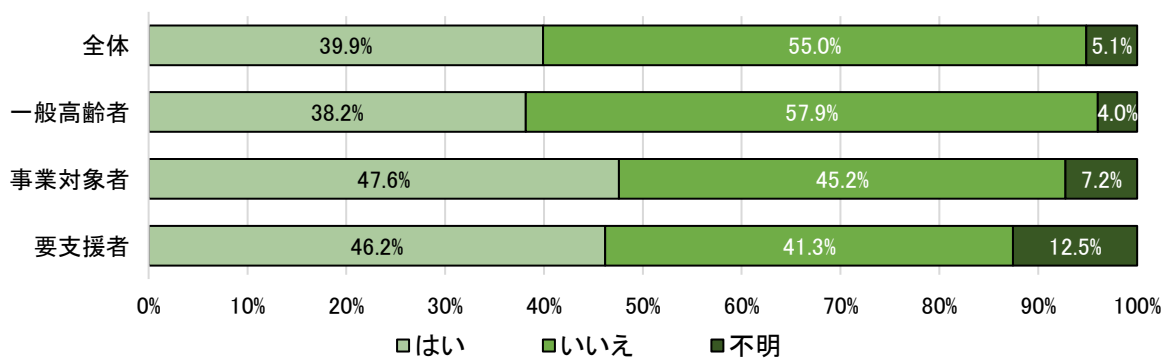
図表7-32:うつリスク高齢者の割合(%)



※うつリスク高齢者の割合は、図表7-33、7-34のいずれかの設問に「はい」を選択した回答数より作成。

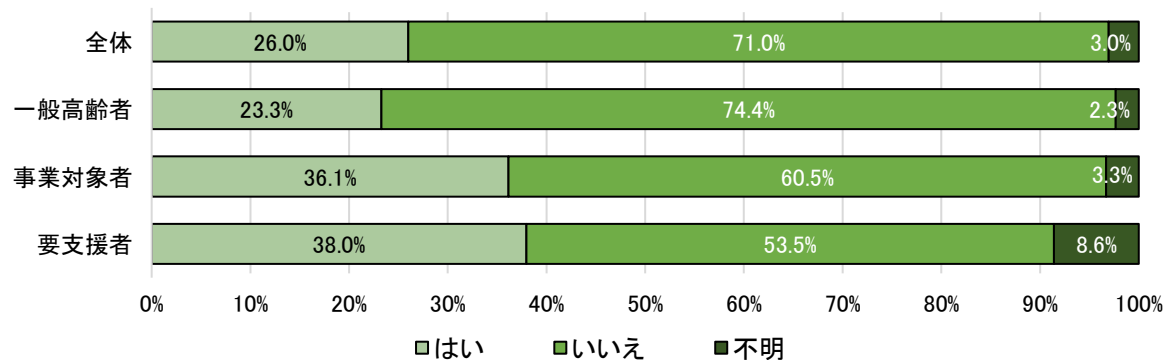
図表7-33

「この1か月間、気分が沈んだりゆううつになったりすることがあったか」の集計結果



図表7-34

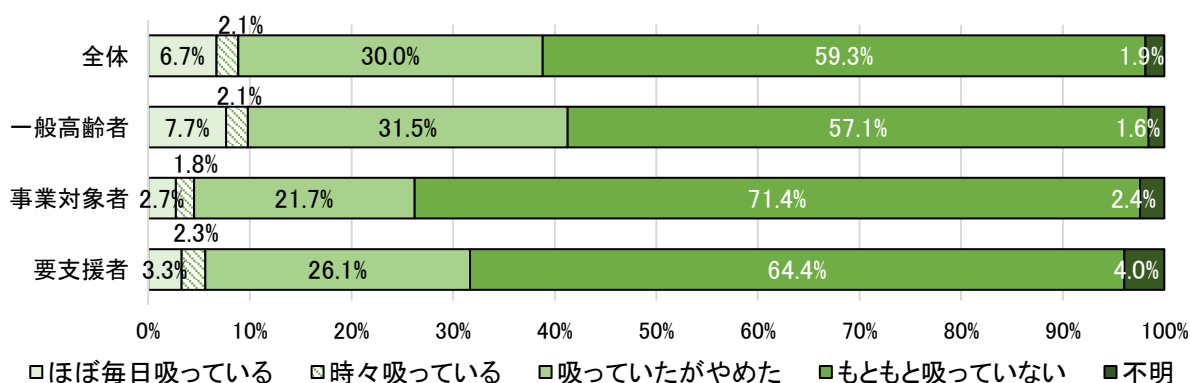
「この1か月間、物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがあったか」の集計結果



④タバコ

タバコを吸っている人の割合は、全体で10%を切っています。事業対象者・要支援者になると、さらに減少しています。

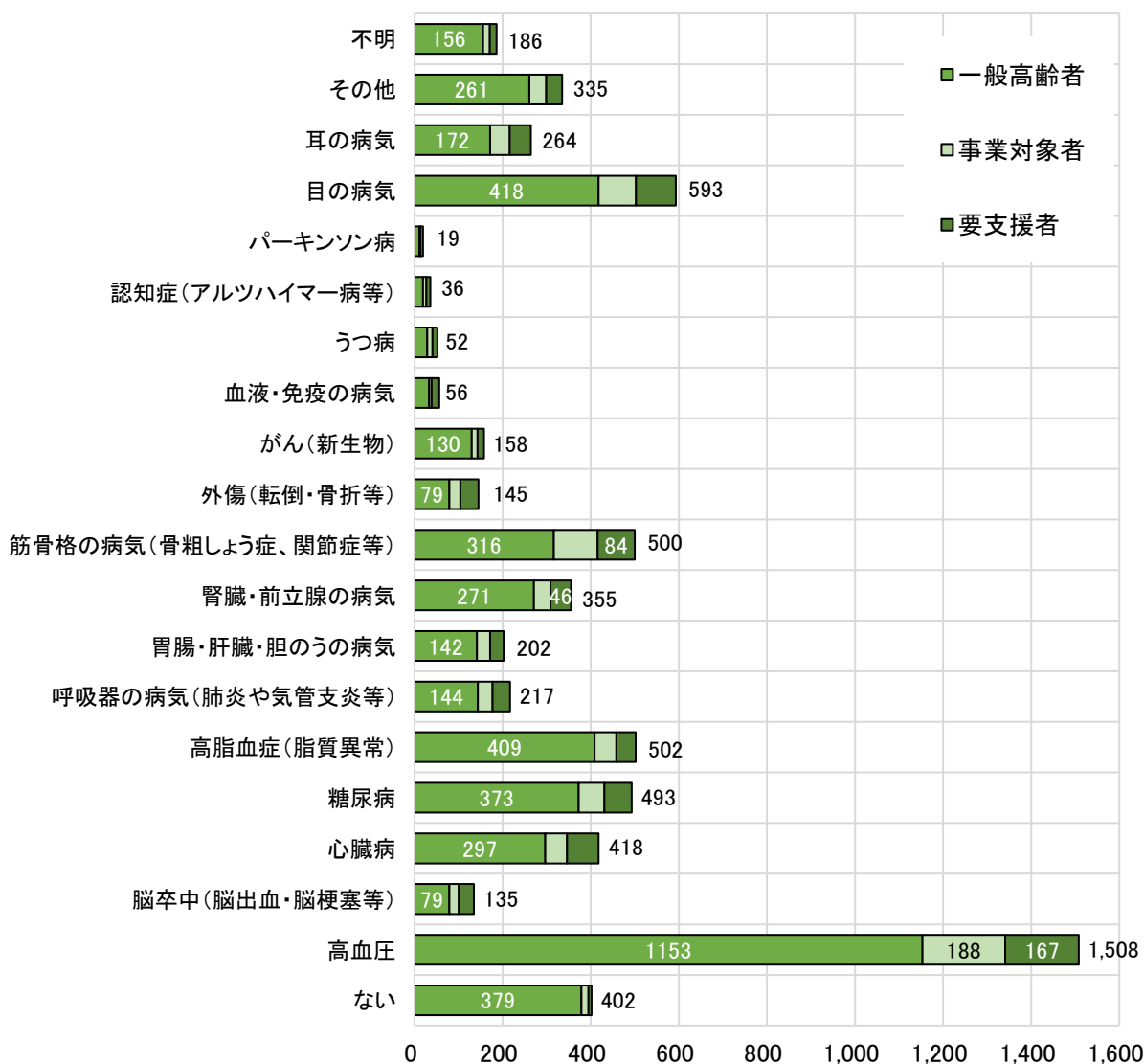
図表7-35:「タバコを吸っているか」の集計結果



⑤病気

現在治療中の病気のある人は全体の81.6%でした。高血圧がもっとも多く全体の47.2%の回答がありました。病気の種類は要支援等の認定の状況で大きな傾向の差はありませんでした。

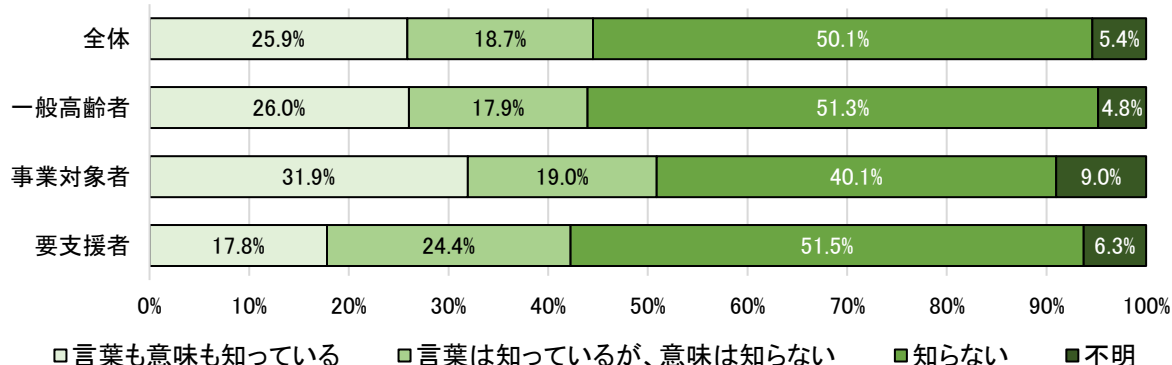
図表7-36:「現在治療中、または後遺症のある病気はありますか(いくつでも)」の集計結果(人)



③フレイルの認知度

全体では、4人に1人がフレイルの意味も含めて知っていることが分かりました。また、約50%の事業対象者は言葉としてフレイルを知っていることから、関心の高いことが伺えます。

図表7-37:「フレイル」という言葉を知っている割合

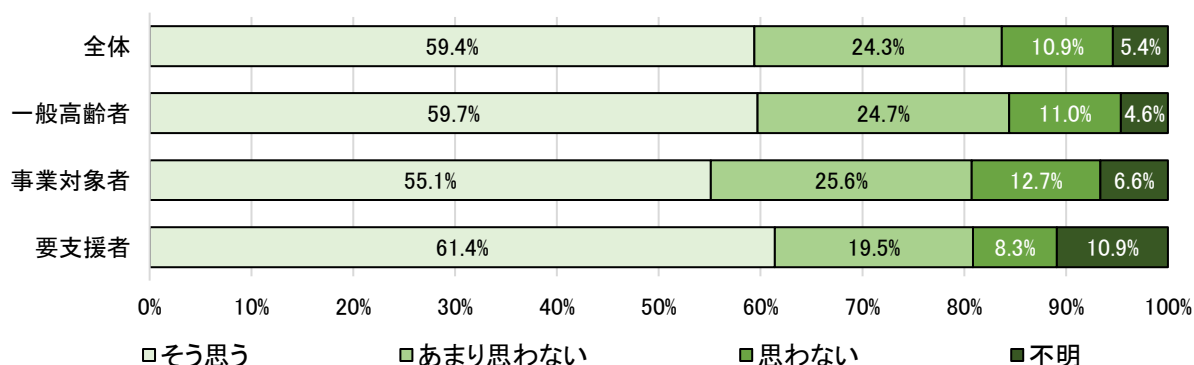


(9) 在宅医療・人生の最期について

①在宅医療

通院が困難な状態になった場合、在宅医療を受けたい人の割合は全体で約60%でした。一方で、在宅以外で医療を受けることを望む人も一定数いることが分かりました。

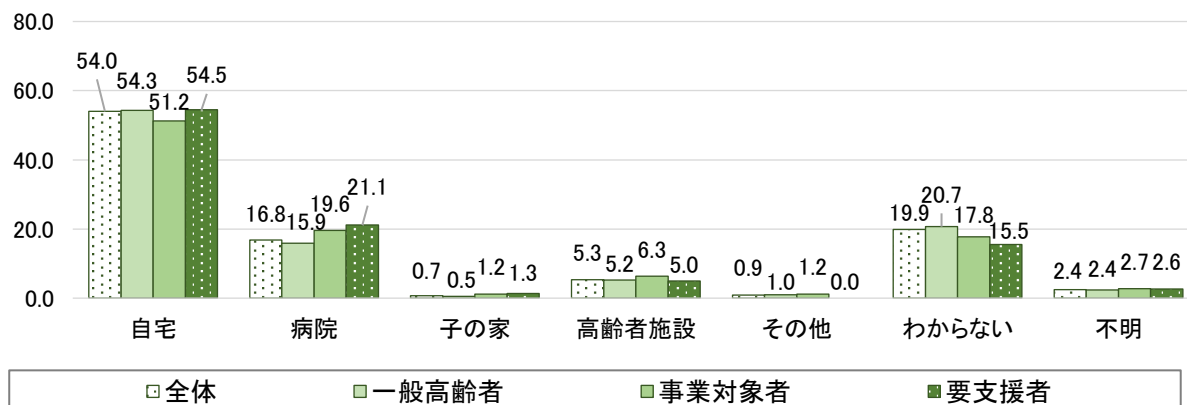
図表7-38:通院が困難な状態になった場合、在宅医療を受けたい人の割合



②人生の最期

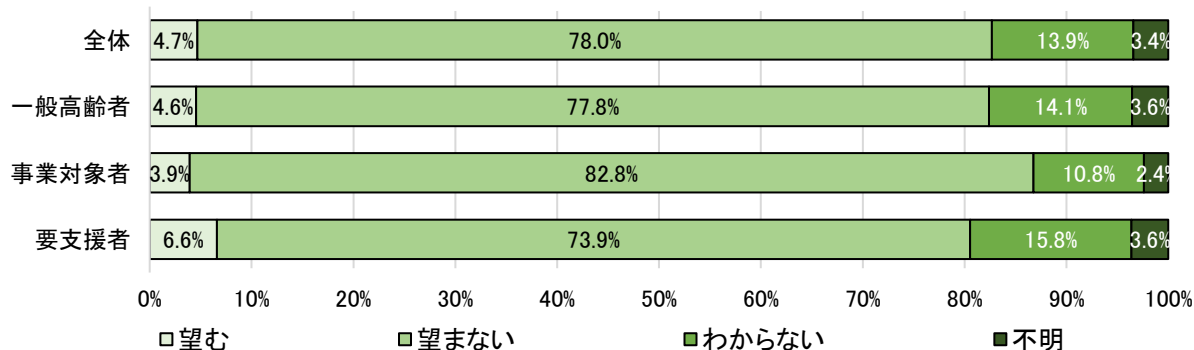
人生の最期をどこで迎えたいかという設問では、どの認定状況の人でも自宅と答えた割合が50%を超えています。病院で最後を迎えたい人は事業対象者と要支援者に多く、一般高齢者は「わからない」という回答が約20%でした。

図表7-39:「あなたは人生の最期をどこで迎えたいですか」の集計結果(%)

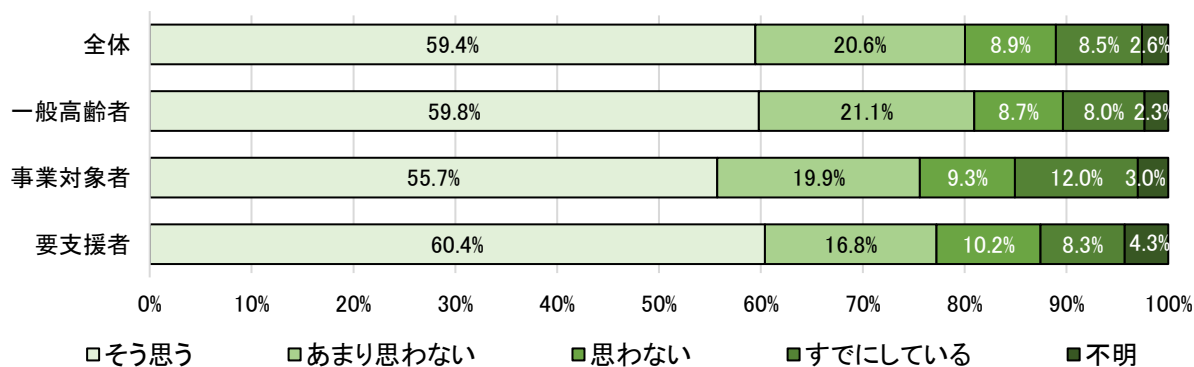


延命治療を望む人は全体で10%を切っており、全体では約80%の人が延命治療を望まないと回答しています。また、人生の最期をどのように迎えるかといった本人の希望を、家族や大切な人と話し合いたいと思う人は、全体で約60%と多くの人が望んでいることが分かりました。一方で、すでに話し合っている人は、約10%でした。

図表7-40: 人生の最期のときに延命治療を望む人の集計結果



図表7-41: 人生の最期における希望について、家族や大切な人と話し合ったり共有したいと思う人の集計結果

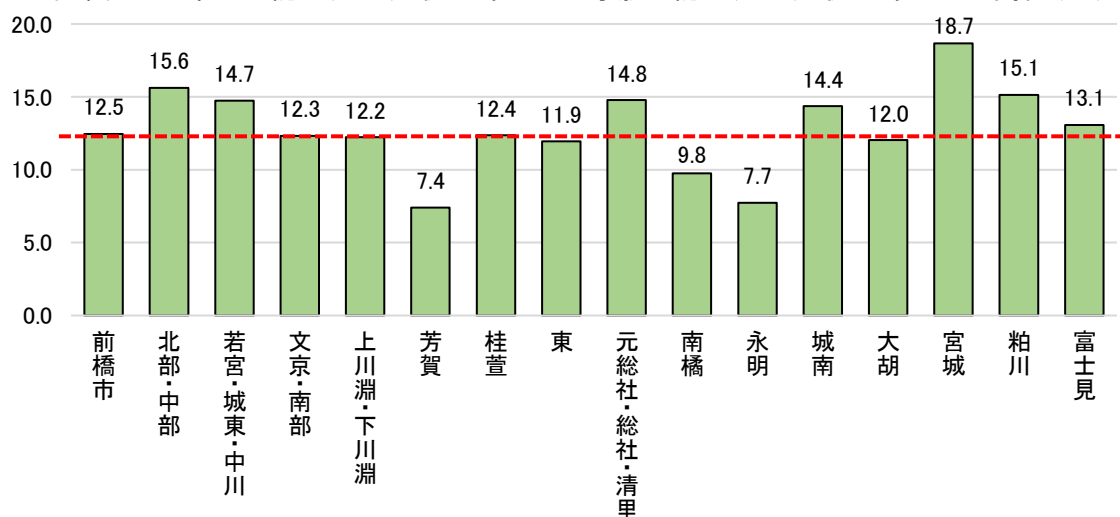


(10) 認知症について

① 認知症の症状

全体の12.5%が家族内に認知症の症状があります。また、芳賀、永明地区では、認知症の症状のある人の割合は低く、一方で宮城地区は本人又は家族内に症状のある人がいる割合が高い傾向です。

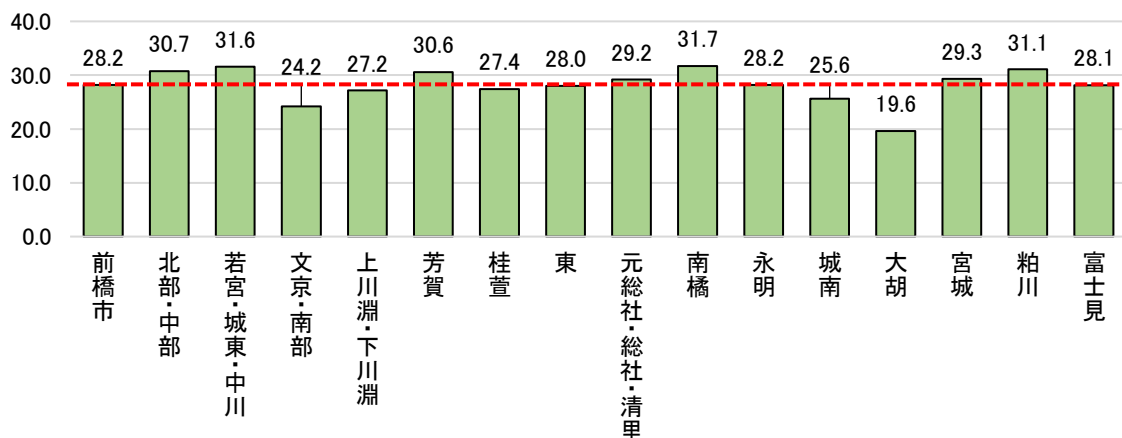
図表7-42: 本人に認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の割合(%)



②認知症に関する相談窓口

認知症に関する相談窓口の認知度は約28%で、圏域別に見ると文京・南部、城南、大胡地区の認知度が特に低いという結果になりました。認知症リスクのある人は全体では約45%であったことから、認知症に関する相談窓口のニーズがあることが伺えます。

図表7-43: 認知症に関する相談窓口を知っている人の割合(%)

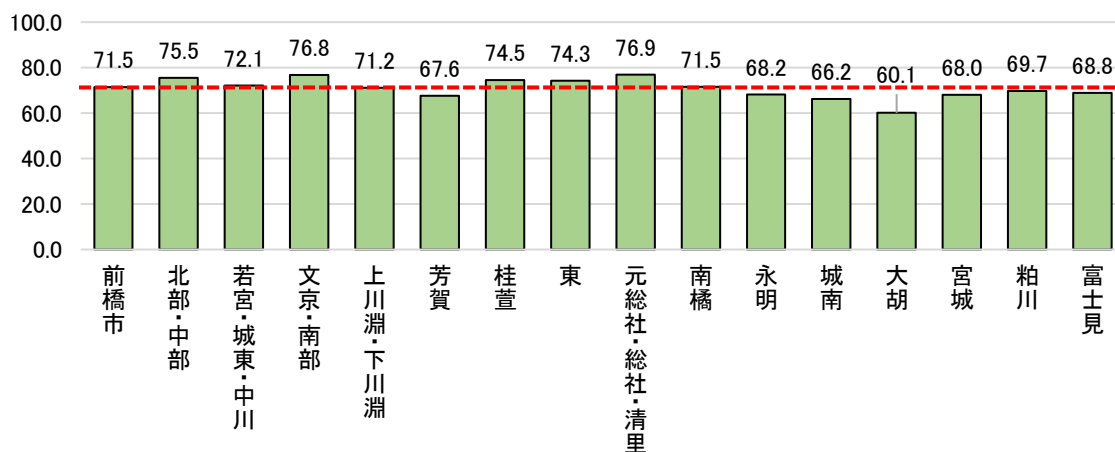


③認知症予防

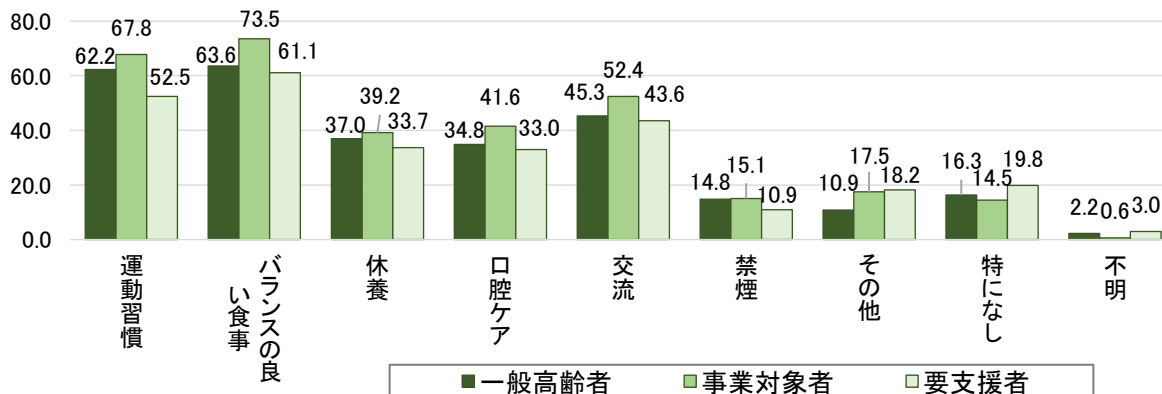
認知症予防について知っている人の割合は全体の約70%でした。大胡地区が最も少なくなっていますが、約60%の人が認知症予防とは何かを知っていることが分かりました。

認知症予防のため心がけていることとしては、バランスの良い食事と運動習慣に気を付けている人が多い結果となりました。また、事業対象者は、一般高齢者・要支援者に比べて、認知症予防に意識的に取り組んでいる割合が多いことが見受けられます。

図表7-44: 認知症予防とは何か知っている人の割合(%)



図表7-45: 「認知症予防のために心掛けていることはありますか」の集計結果(%)

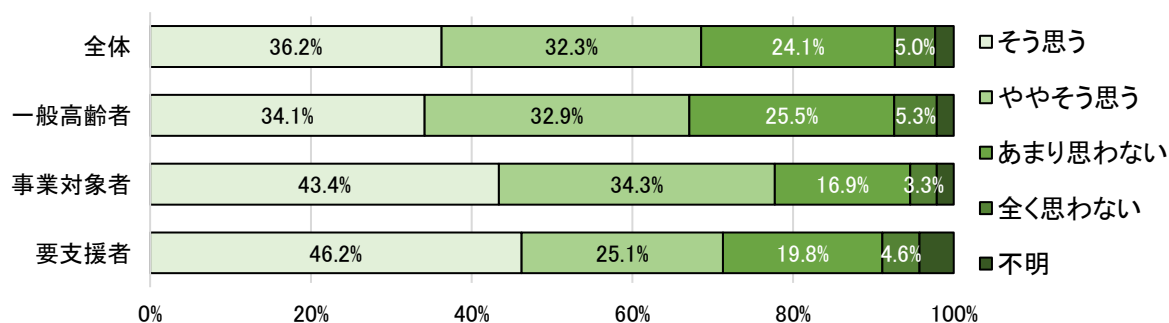


④認知症と暮らす社会

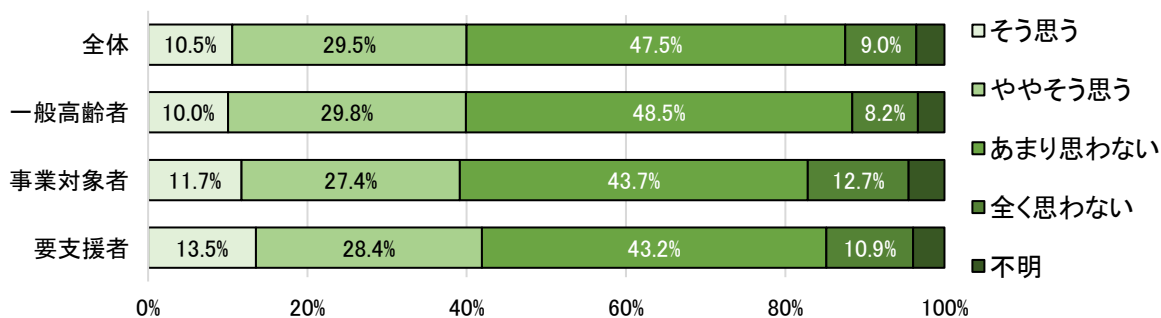
認知症は全体の約70%の人から身近な病気として捉えられています。事業対象者、要支援者になると、身近に感じる人の割合が約10%増えている状況が見られます。

一方で、認知症の人やその家族にとって住みやすい地域だと考える人の割合は40%にとどまっています。圏域別に見ると、北部・中部、宮城地区は認知症の人やその家族にとって住みにくいと答えた人の割合が高くなっています。

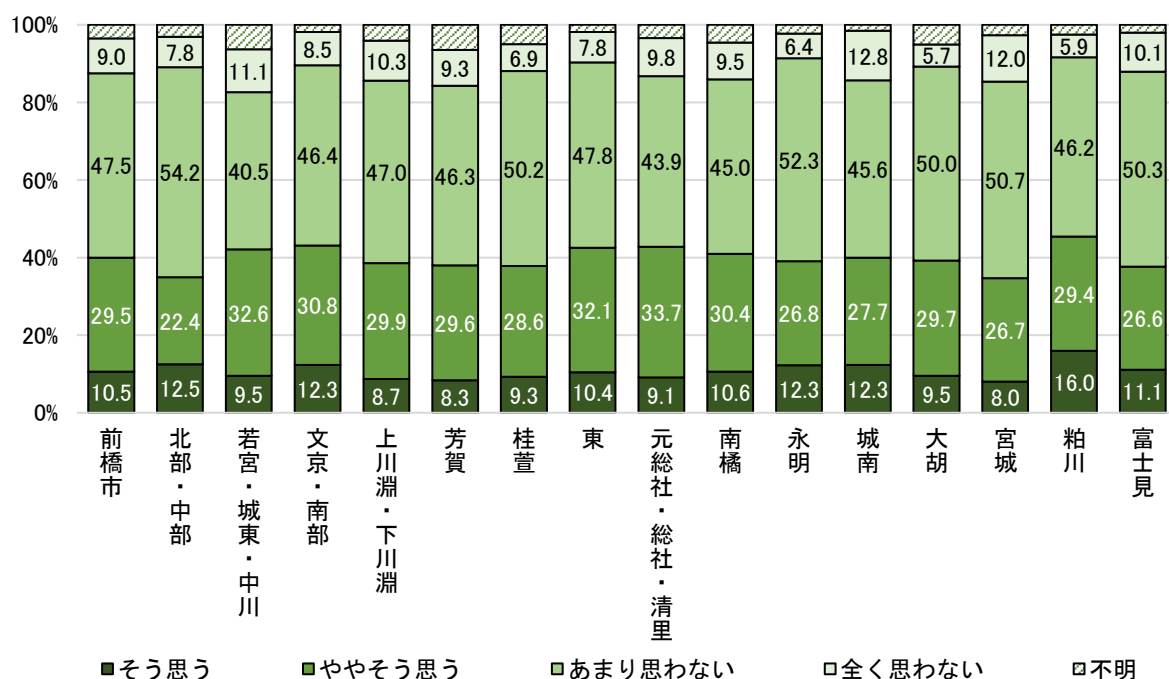
図表7-46: 認知症が身近な病気であると感じている人の割合



図表7-47: 認知症の人やその家族にとって住みやすい地域だと思う人の割合



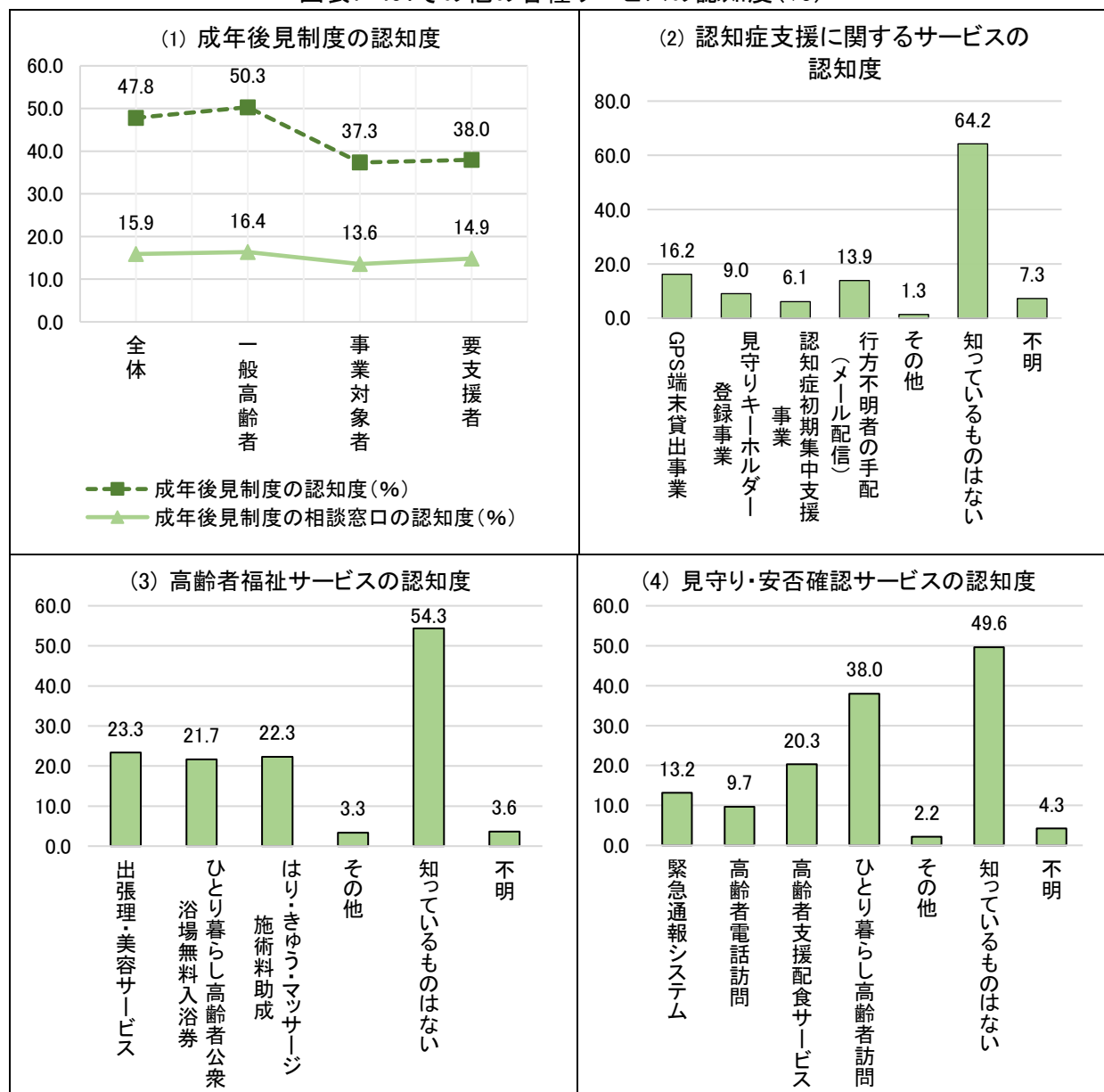
図表7-48: 【圏域別】認知症の人やその家族にとって住みやすい地域だと思う人の割合(%)



(11) その他の制度・サービスの認知度について

各制度・サービスの認知度を設問として設定し、「知っている」と回答があったものを集計しました。集計結果は下表のとおりです。成年後見制度の認知度は、一般高齢者に比べて事業対象者と要支援者は約10%低くなっています。また、全体としてサービスの認知度は高いとは言えず、特に認知症支援に関するサービスが知られていないことが分かりました。

図表7-49: その他の各種サービスの認知度(%)

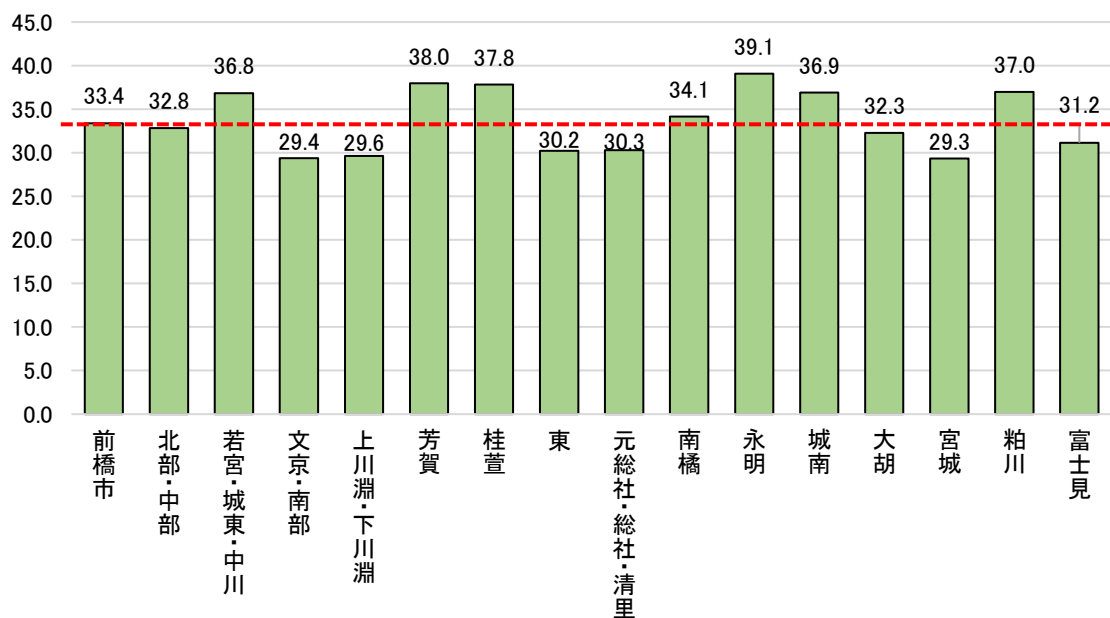


(12) 地域包括支援センターについて

①地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度は約33%で、圏域別に見ると永明地区の認知度が高い一方で、文京・南部、上川淵・下川淵、宮城地区の認知度は30%を切っています。

図表7-50: 地域包括支援センターの認知度(%)



4 在宅介護実態調査

1) 調査概要

① 調査の目的

第9期まえばしスマイルプランの策定にあたり、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込み、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「介護等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するために調査を実施しました。

② 調査の対象

市内の在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている636人

③ 調査の方法

調査票を認定調査員が手渡しし、郵送回答による調査
国が示した手法を活用し、「基本項目＋オプション項目」の調査票を使用

④ 調査の期間

令和5年1月初旬から望ましいサンプル数とされる600件以上を確保できる時点までの約6か月

⑤ 集計上の留意点

介護内容の設問など、すべての方が回答していないものがあります。また、要介護度データは、二次判定結果の項目であることや無回答者を除くことなどにより、数値が一致しない場合があります。

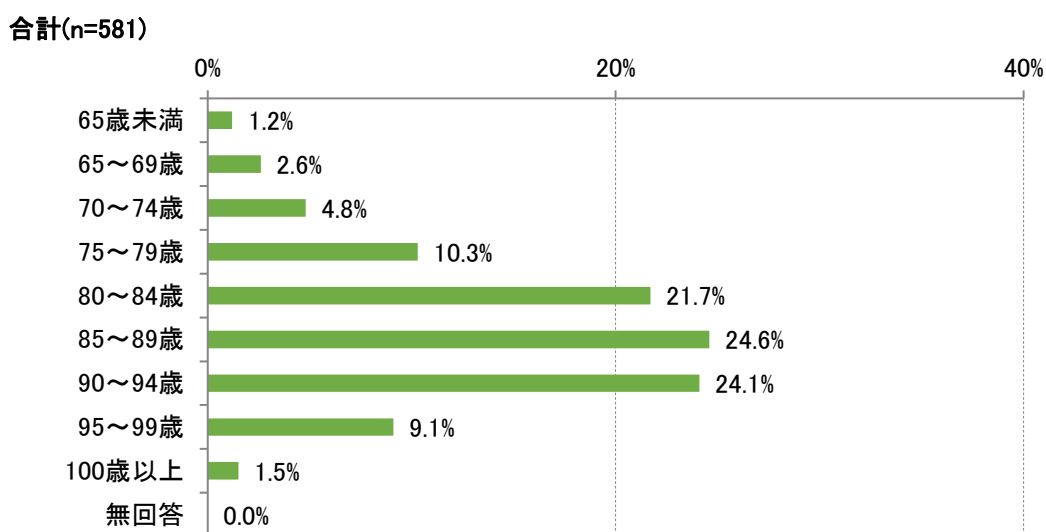
2) 調査結果

(1) 本人の状況

調査対象の本人状況は、それぞれ図表のとおりです。

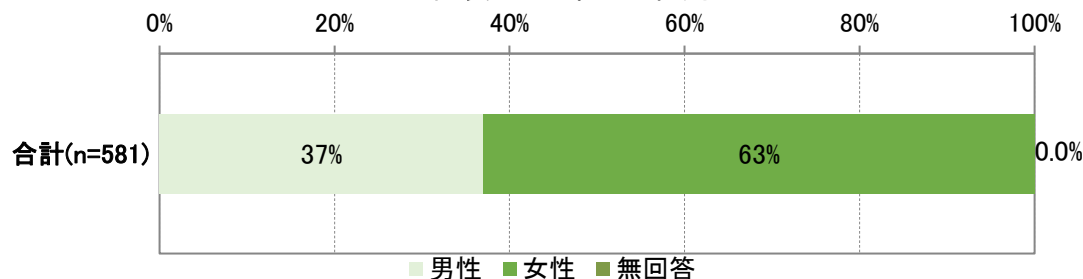
① 年齢

図表7-51: 本人の年齢



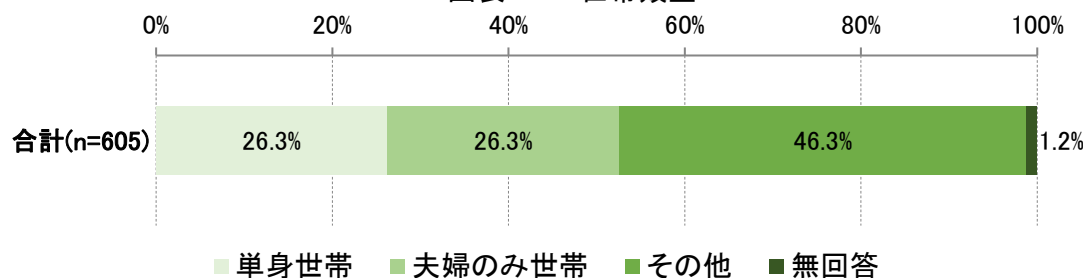
② 性別

図表7-52: 本人の性別



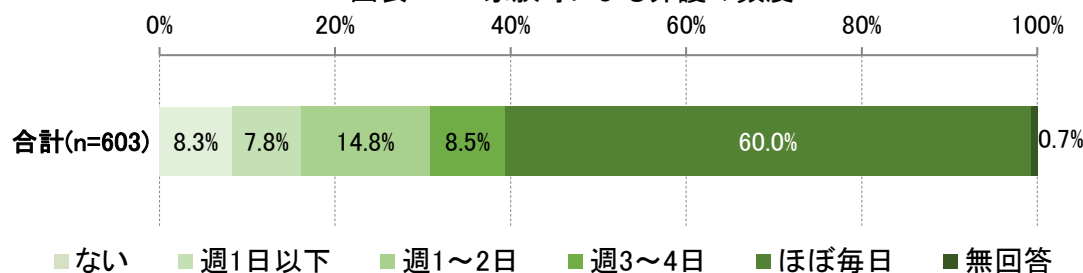
③ 世帯類型

図表7-53: 世帯類型



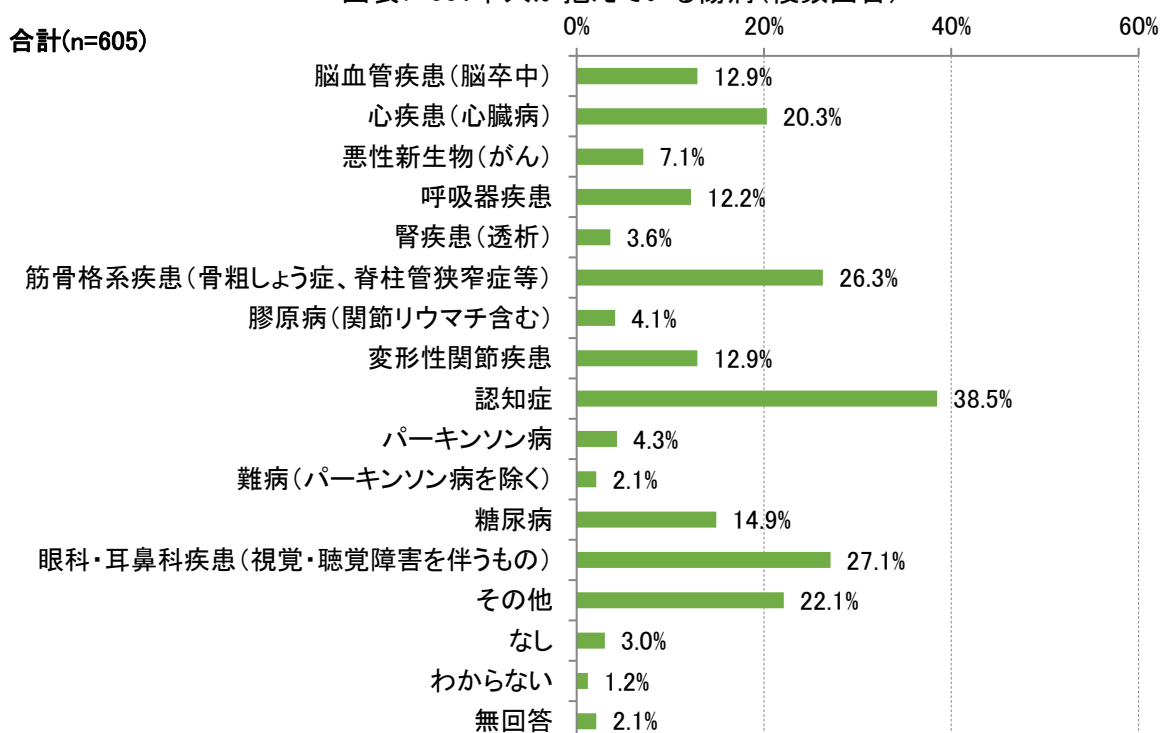
④ 家族等による介護の頻度

図表7-54: 家族等による介護の頻度



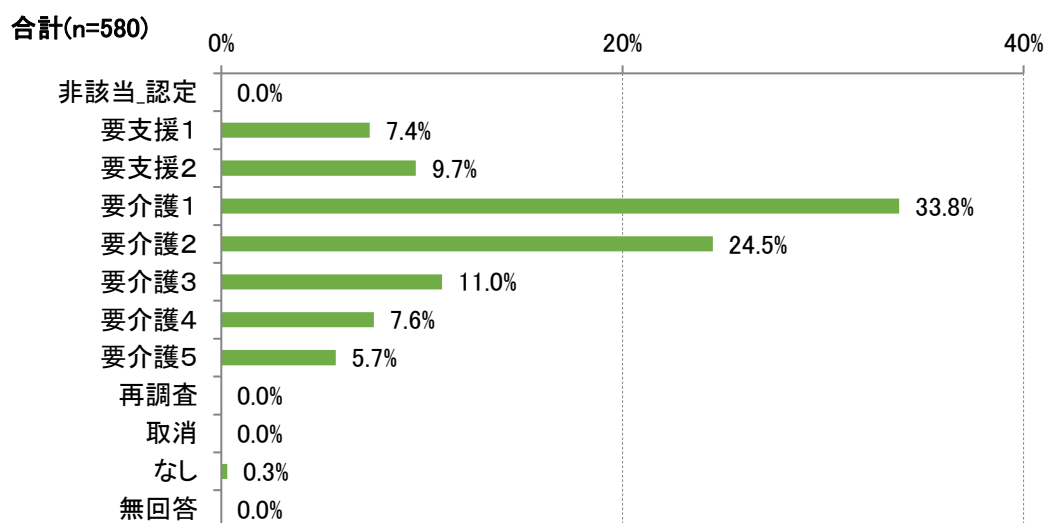
⑤ 本人が抱えている傷病

図表7-55: 本人が抱えている傷病(複数回答)



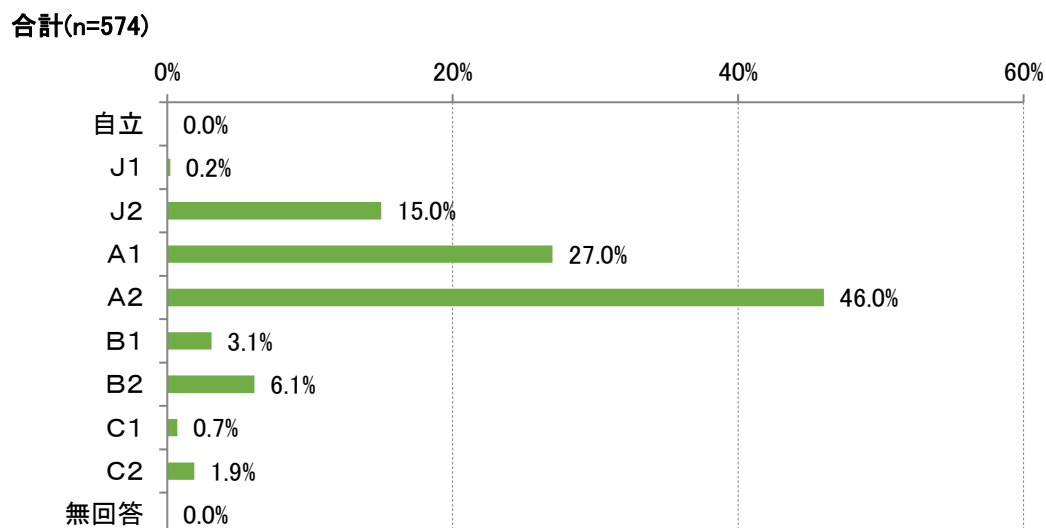
⑥ 要介護度(二次判定結果)

図表7-56: 要介護度(二次判定結果)



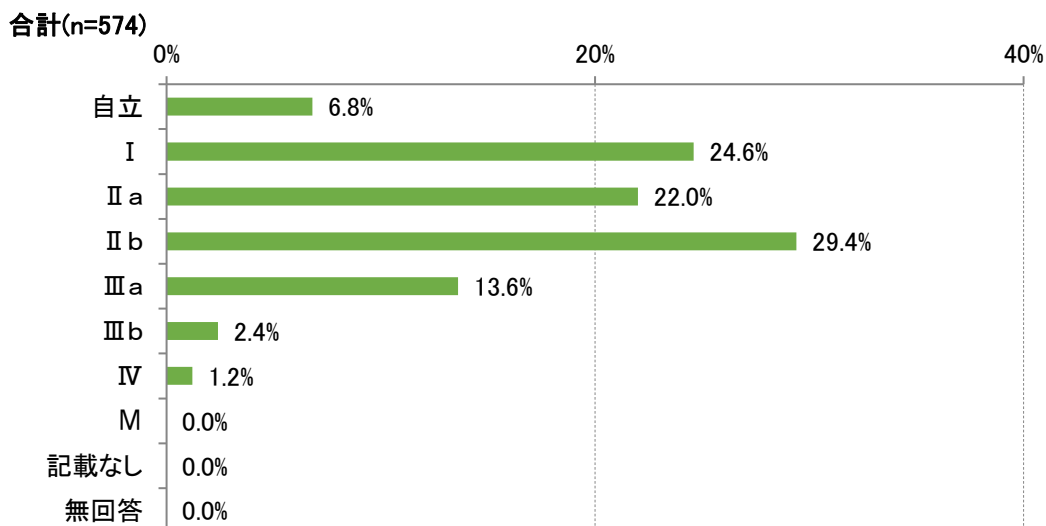
⑦ 障害高齢者の日常生活自立度

図表7-57: 障害高齢者の日常生活自立度



⑧ 認知症高齢者の日常生活自立度

図表7-58: 認知症高齢者の日常生活自立度

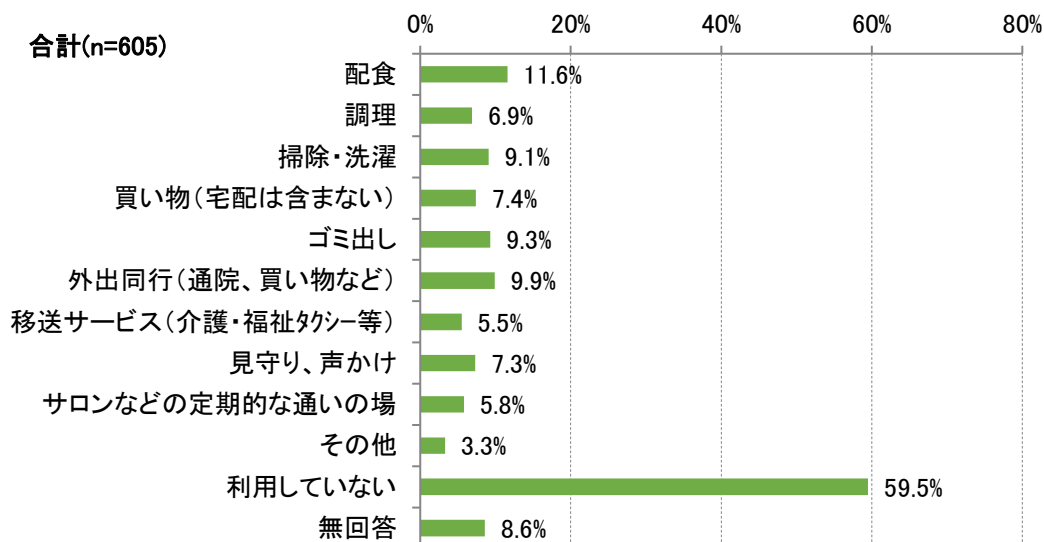


(2) 利用サービスの状況

① 保険外の支援・サービスの利用状況

保険外の支援・サービスは、59.5%が「利用していない」と回答しています。利用率が高いのは、「配食（11.6%）」、「外出同行（通院、買い物など）（9.9%）」です。

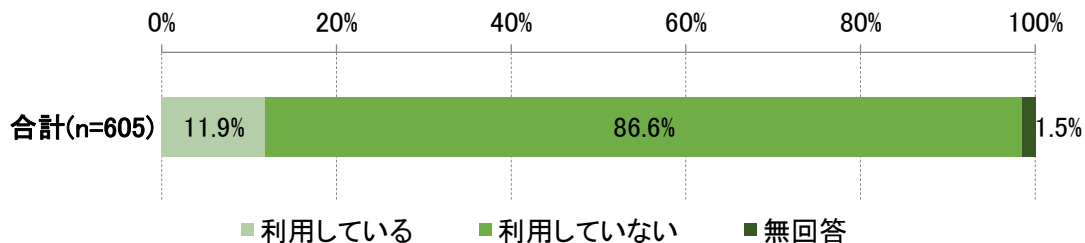
図表7-59: 保険外の支援・サービスの利用状況（複数回答）



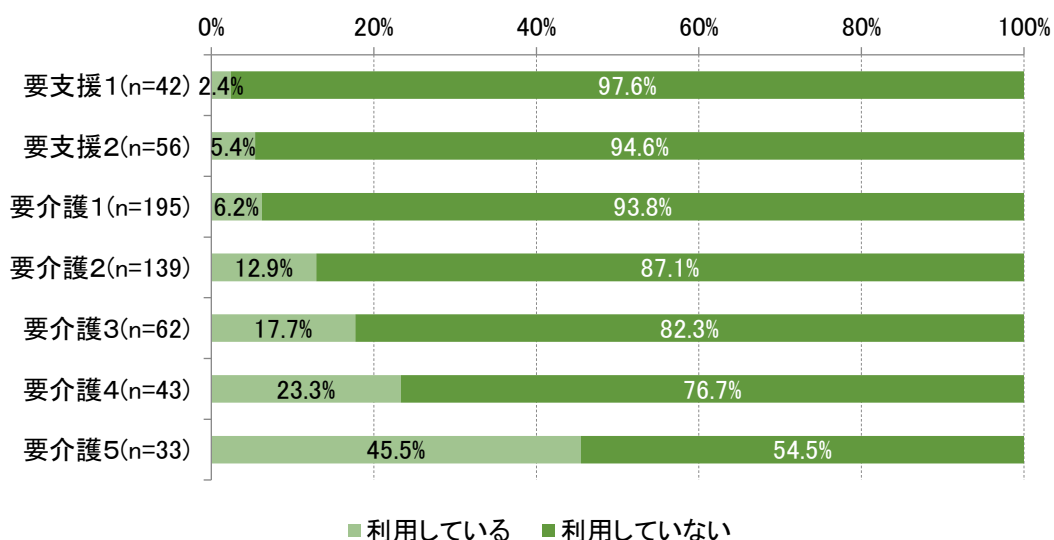
② 訪問診療の利用の有無

訪問診療の有無は、「利用している」が11.9%、「利用していない」が86.6%となっています。

図表7-60: 訪問診療の利用の有無

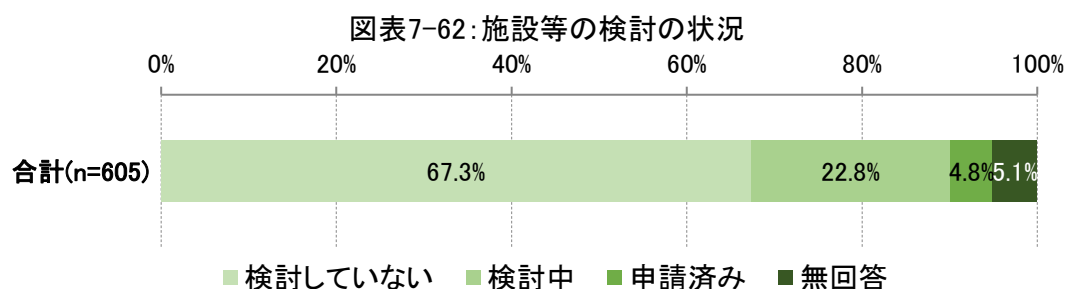


図表7-61: 要介護度別・訪問診療の利用の割合



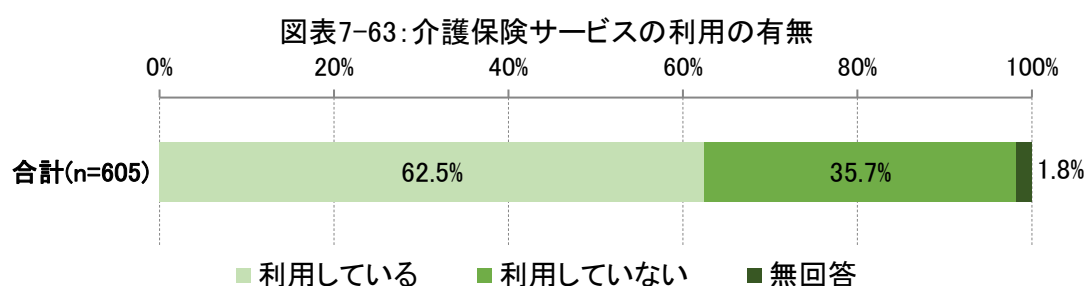
③ 施設等の検討の状況

施設等への入所は、「検討中」が22.8%、「申請済み」が4.8%となっています。



④ 介護保険サービスの利用の有無

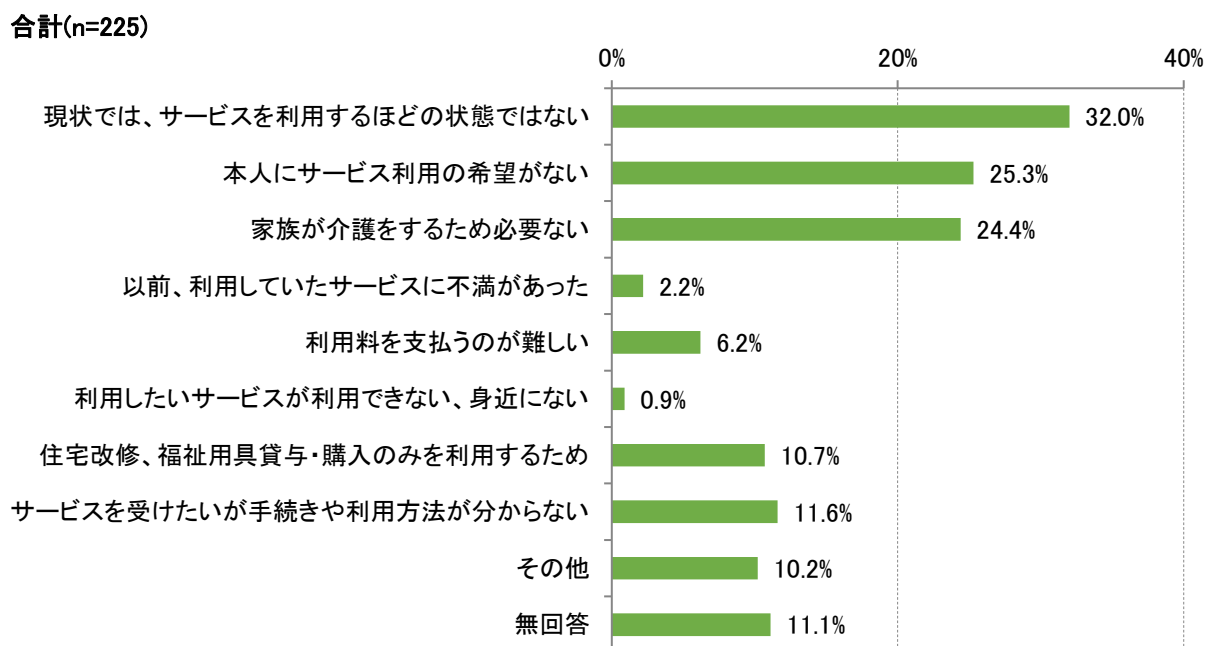
介護保険サービスは、62.5%が「利用している」と回答しています。



⑤ 介護保険サービス未利用の理由

介護保険サービスを利用していない理由は、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が32.0%で最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が25.3%、「家族が介護するため必要ない」が24.4%となっています。

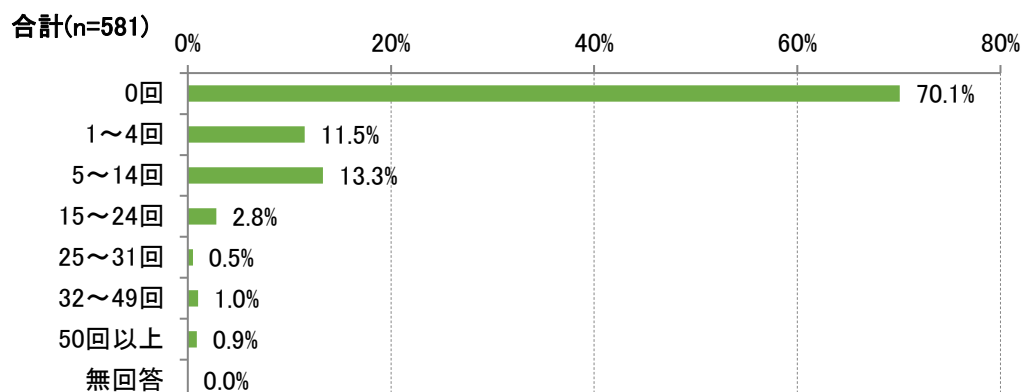
図表7-64: 介護保険サービスの未利用の理由
(介護保険サービスを利用していない人のみ・複数回答)



⑥ 訪問系サービスの合計利用回数

訪問系サービスの合計利用回数は、「0回」が70.1%、「1～4回」が11.5%、「5～14回」が13.3%となっています。15回以上を合計すると5.2%となります。

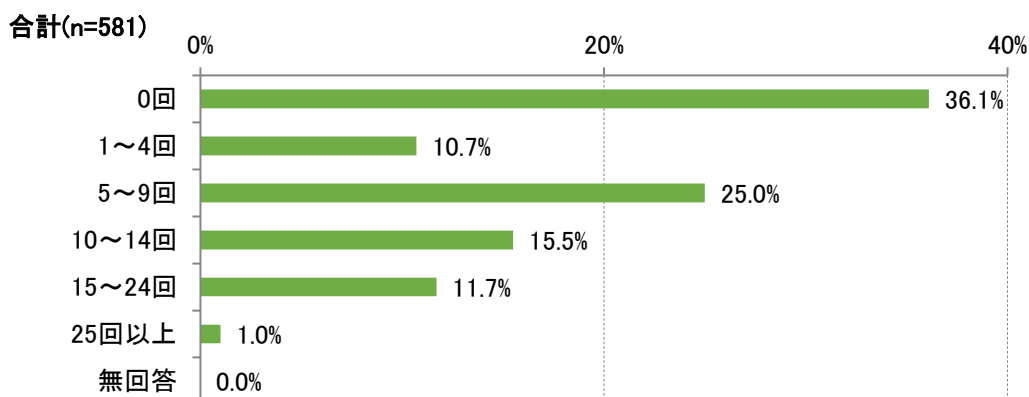
図表7-65: 訪問系サービスの合計利用回数



⑦ 通所系サービスの合計利用回数

通所系サービスの合計利用回数は、「0回」が36.1%、「1～4回」が10.7%、「5～9回」が25.0%となっています。10回以上を合計すると28.2%となります。

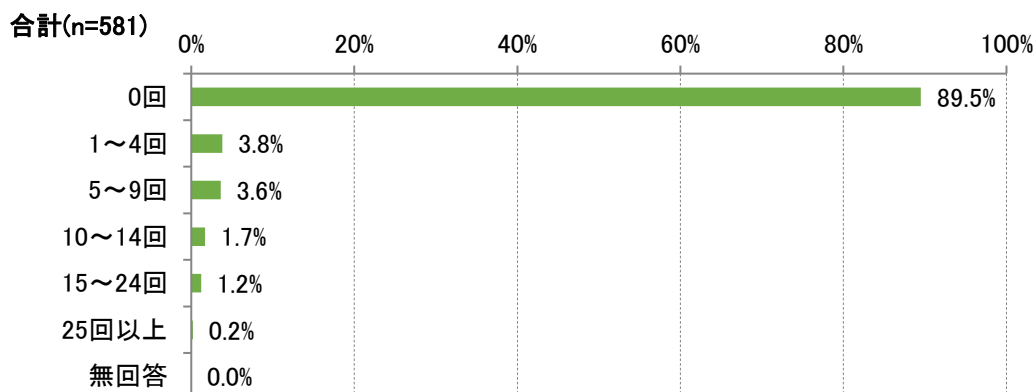
図表7-66: 通所系サービスの合計利用回数



⑧ 短期入所系サービスの合計利用回数

短期入所系サービスの合計利用回数は、「0回」が89.5%、「1～4回」が3.8%、「5～9回」が3.6%となっています。10回以上を合計すると3.1%となります。

図表7-67: 短期入所系サービスの合計利用回数

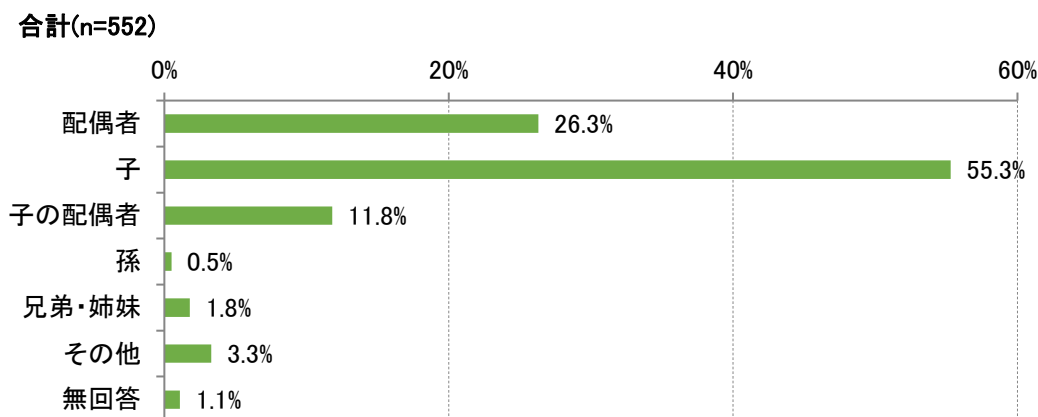


(3) 介護者の属性

① 主な介護者と本人の関係

主な介護者と本人の関係は、「子」が55.3%で最も多く、次いで「配偶者」が26.3%、「子の配偶者」が11.8%となっています。

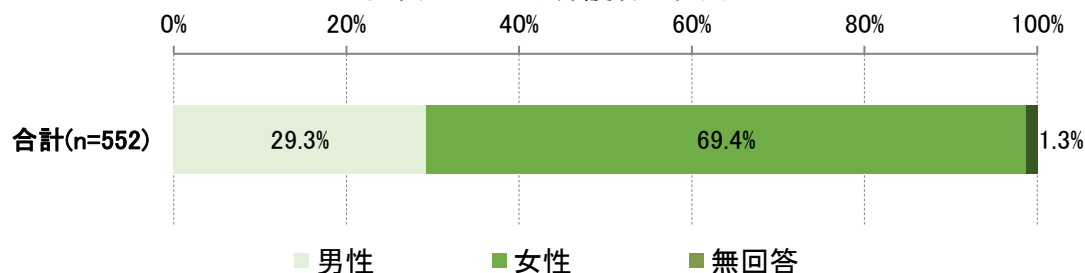
図表7-68: 主な介護者と本人の関係



② 主な介護者の性別

主な介護者の性別は、「女性」が69.4%、「男性」が29.3%となっています。

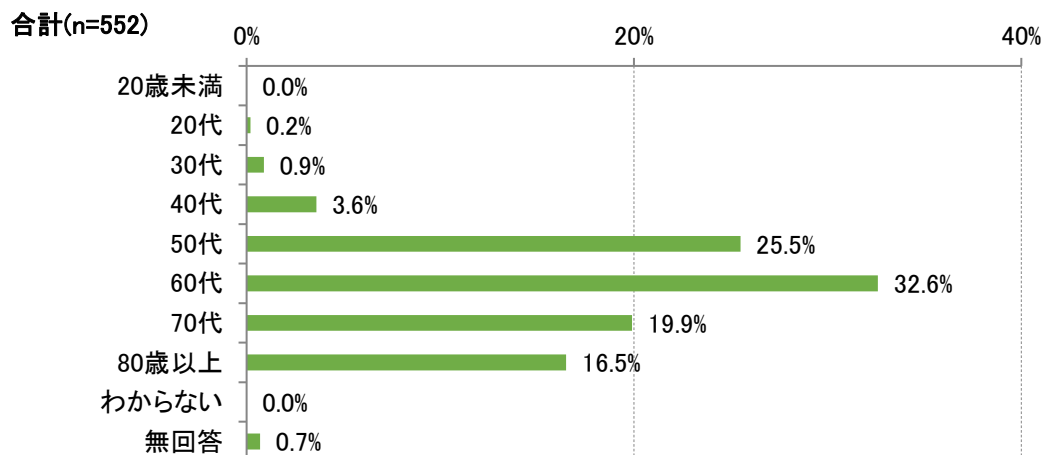
図表7-69: 主な介護者の性別



③ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60代」が32.6%で最も多く、「50代」が25.5%、「70代」が19.9%、「80歳以上」が16.5%となっており、前回の調査と比較して介護者の年齢が上がっています。

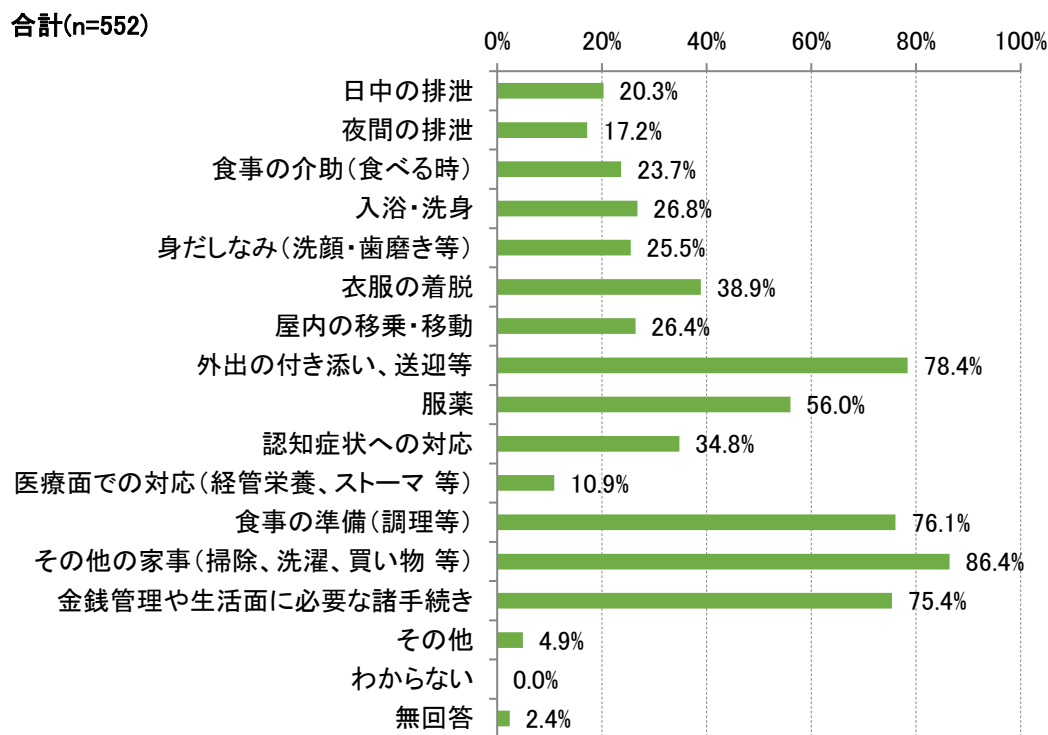
図表7-70: 主な介護者の年齢



④ 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護は、「その他の家事」が86.4%で最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が78.4%、「食事の準備」が76.1%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が75.4%となっています。前回の調査と比較して「外出の付き添い、送迎等」の割合が高くなっています。

図表7-71: 主な介護者が行っている介護



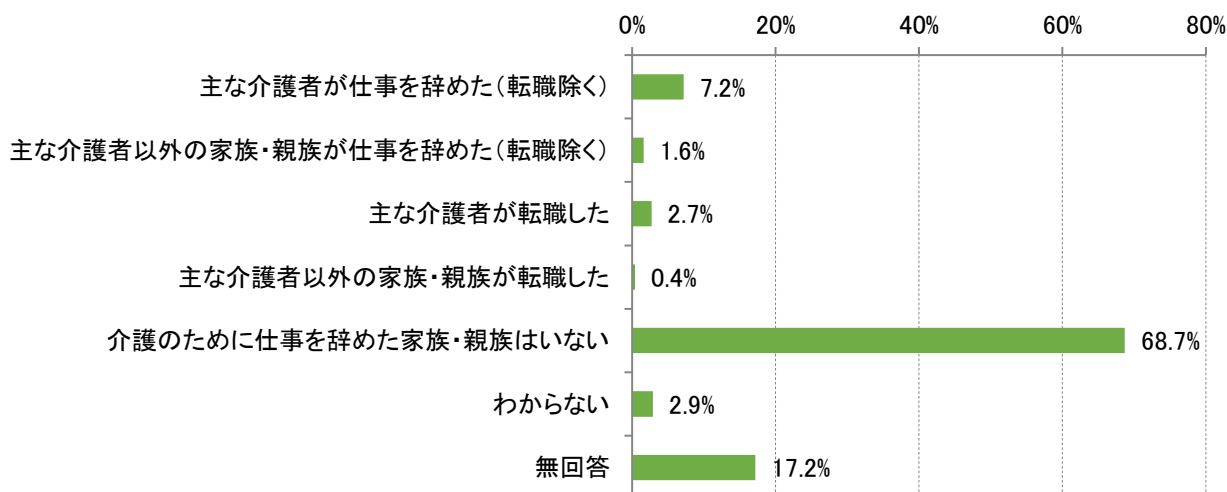
(4) 介護者の就労状況

① 介護のための離職の有無

介護のための離職については、「主な介護者が仕事を辞めた」が7.2%、「主な介護者が転職した」が2.7%となっており、前回の調査と比較して合わせて2.8%増加しています。

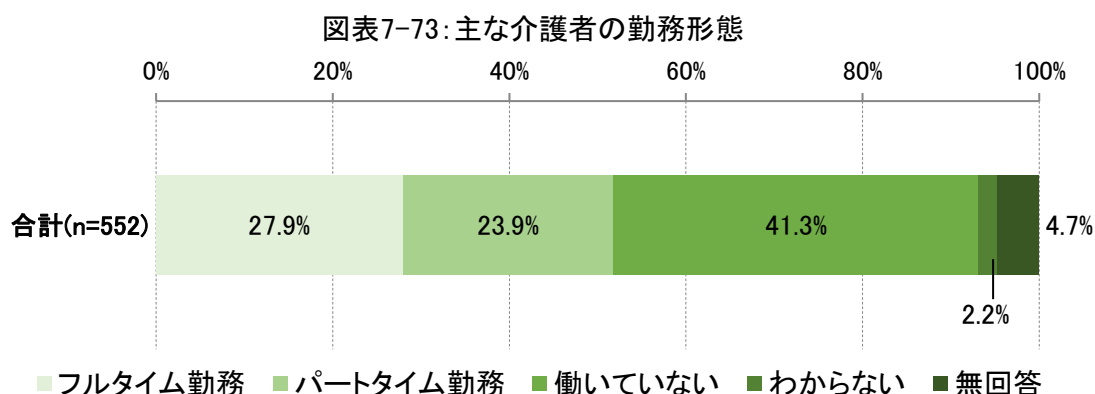
図表7-72: 介護のための離職の有無(複数回答)

合計(n=552)



② 主な介護者の勤務形態

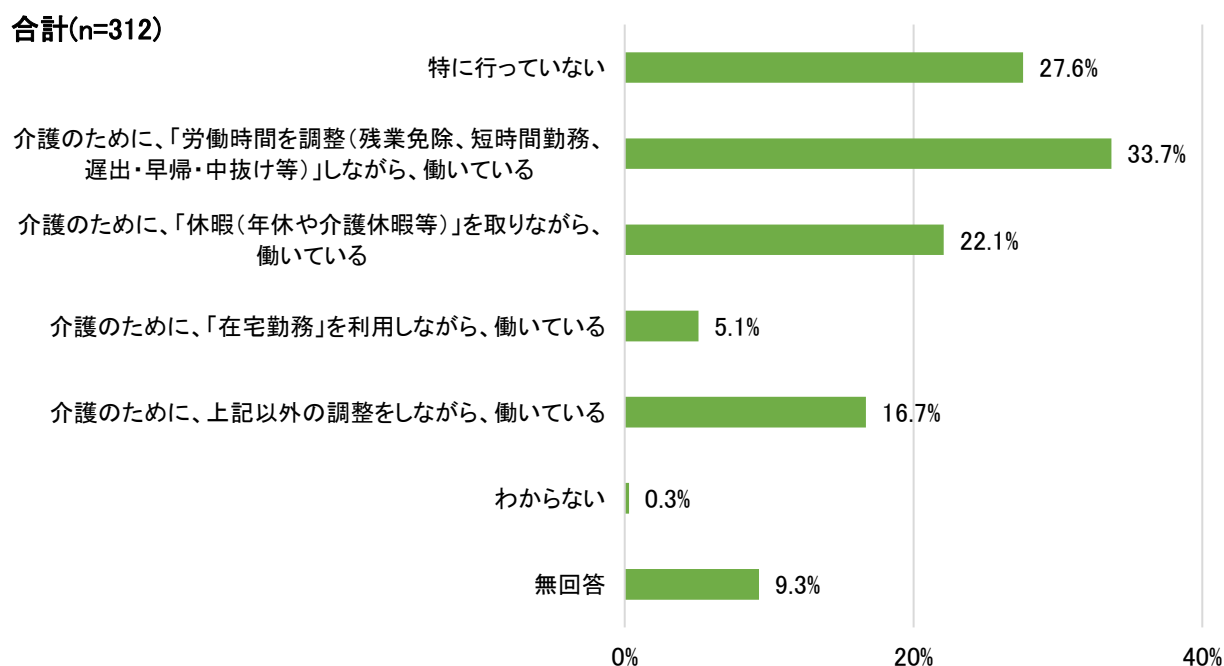
主な介護者の勤務形態については、「働いていない」が41.3%で最も多く、次いで「フルタイム勤務」が27.9%、「パートタイム勤務」が23.9%となっており、前回の調査と比較して働きながら介護をする人が増加しています。



③ 主な介護者の働き方の調整の状況

主な介護者の働き方の調整の状況は、前回の調査時は「特に行っていない」と回答した人が最も多かったですが、今回の調査では「労働時間を調整しながら、働いている」が33.7%で最も多くなっています。

図表7-74: 主な介護者の働き方の調整の状況
(現在就労中の人のみ・複数回答)

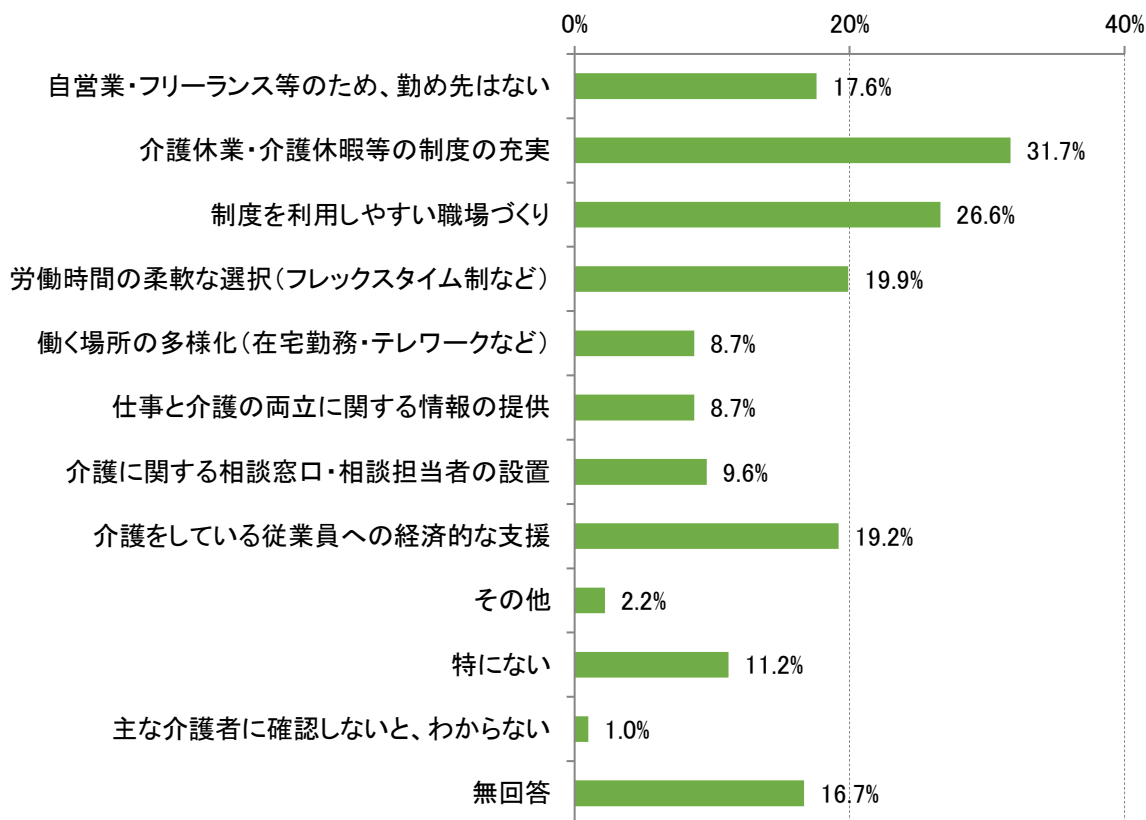


④ 就労の継続に向けた効果的であると考えられる勤め先からの支援

就労の継続に向けた効果的であると考えられる勤め先からの支援は、前回の調査に引き続き「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と回答した人が31.7%で最も多く、「制度を利用しやすい職場づくり」が26.6%、「労働時間の柔軟な選択」が19.9%となっています。

図表7-75: 就労の継続に向けた効果的であると考えられる勤め先からの支援
(現在就労中の人のみ・複数回答)

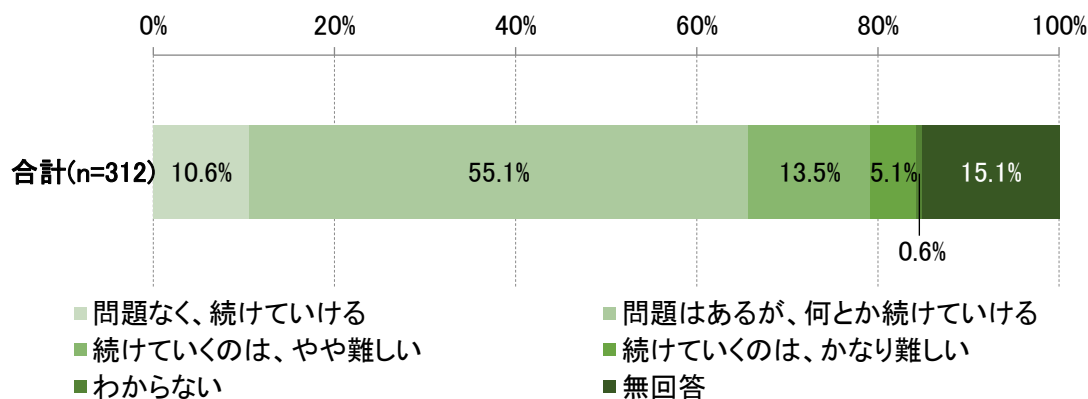
合計(n=312)



⑤ 主な介護者の就労継続の可否にかかる意識

主な介護者の就労継続の可否にかかる意識は、「問題があるが、何とか続けていける」が55.1%、「続けていくのは、やや難しい」は13.5%、「続けていくのは、かなり難しい」が5.1%となっています。

図表7-76: 主な介護者の就労継続の可否にかかる意識



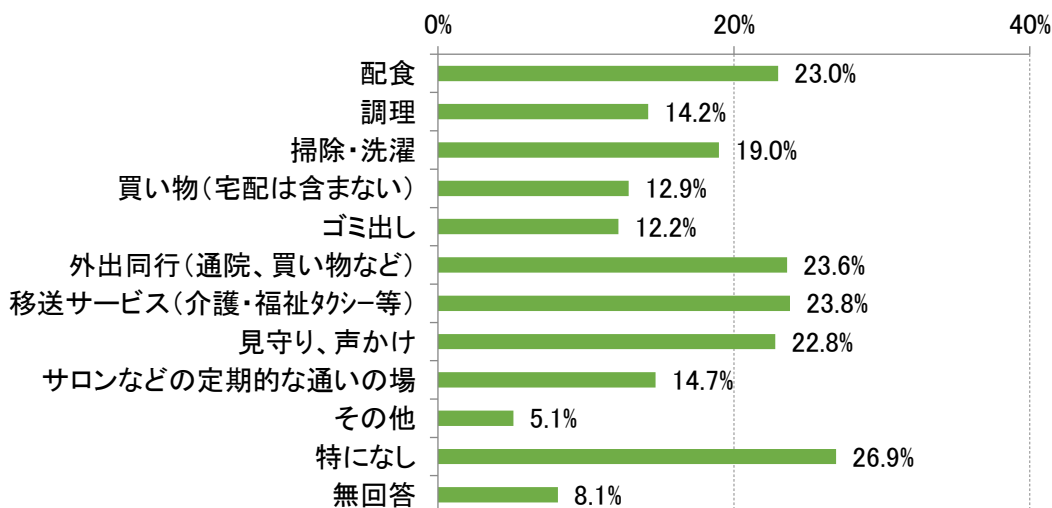
(5) 在宅生活の継続に必要な支援

① 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要と感じるサービスは、「移送サービス」が23.8%で最も多く、次いで「外出同行」が23.6%、「配食」が23.0%となっています。

図表7-77: 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス(複数回答)

合計(n=605)

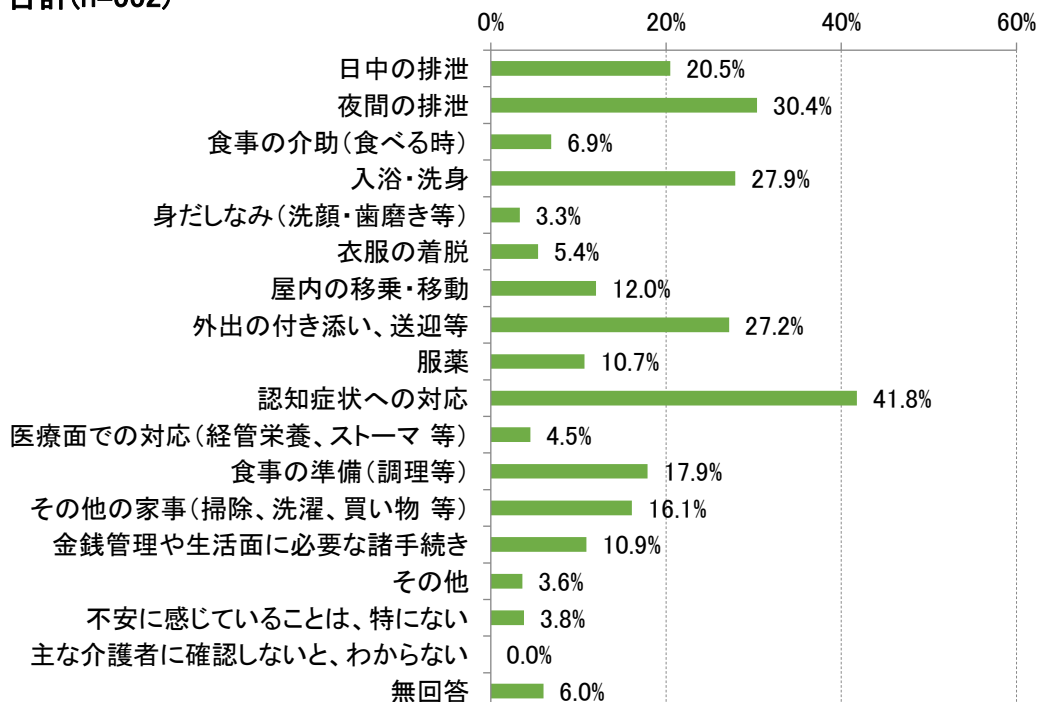


② 在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護は、「認知症状への対応」が41.8%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が30.4%、「入浴・洗身」が27.9%となっています。

図表7-78: 在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護(複数回答)

合計(n=552)



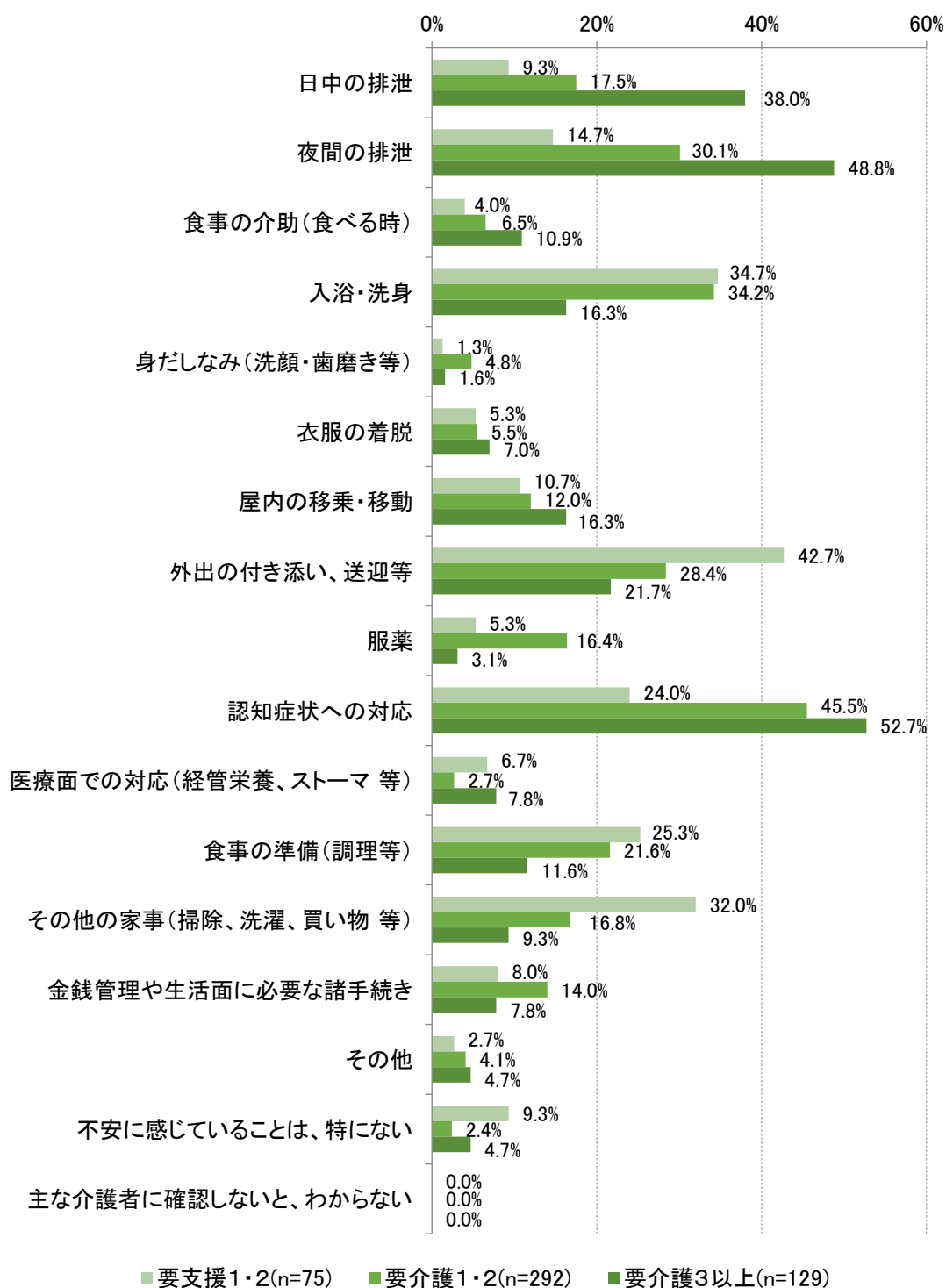
3) 考察

(1) 在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討

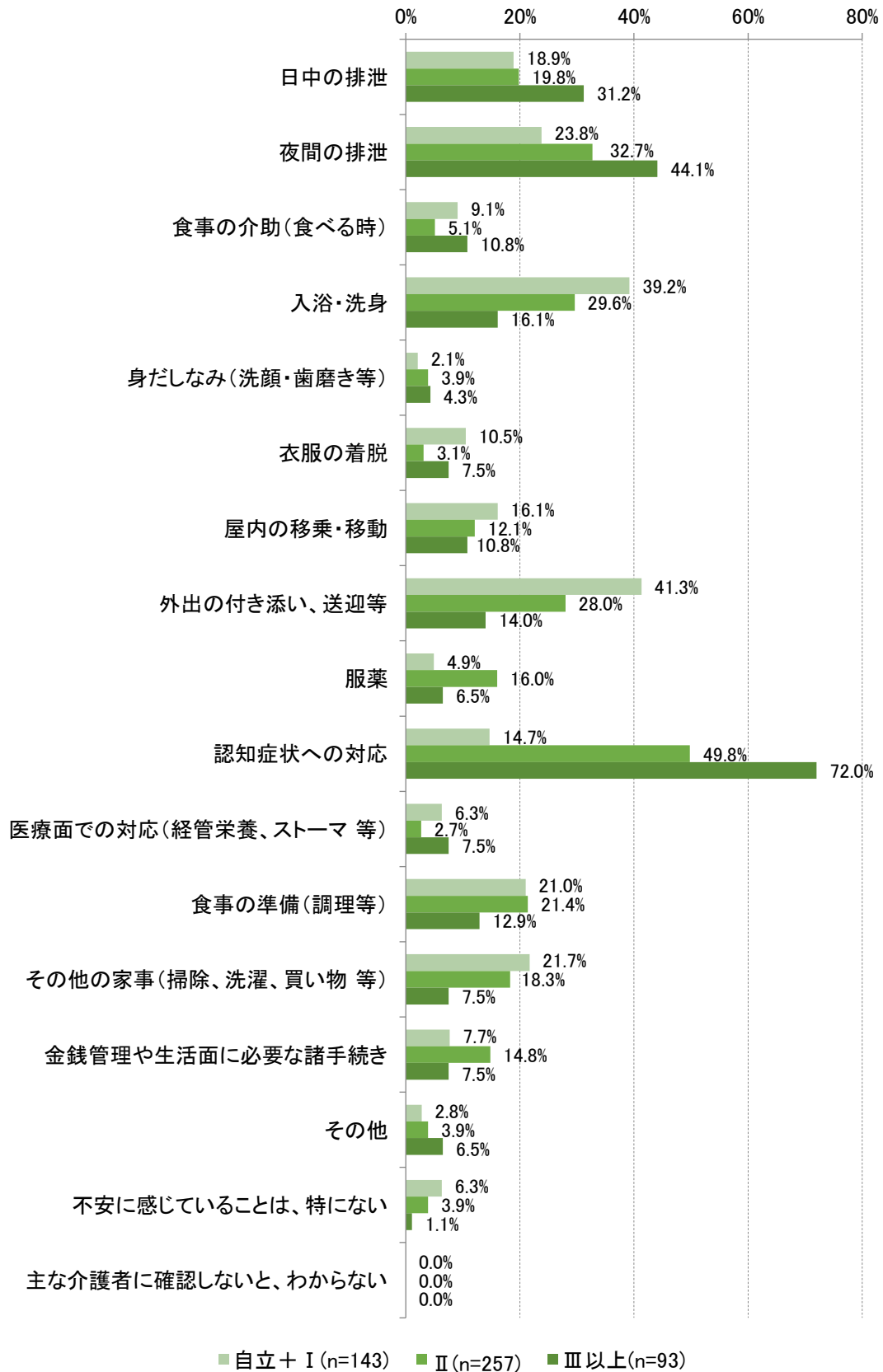
① 要介護度・認知症自立度の重度化に伴う「主な介護者が不安を感じる介護」の変化

要介護度・認知症自立度の重度化に伴い、「夜間の排泄」を不安と感じる介護者の比率が増加している一方で、「外出の付き添い、送迎等」「食事の準備」「その他の家事」については、軽度な人の方が不安を感じる傾向にあります。

図表7-79: 要介護度別・介護者が不安を感じる介護



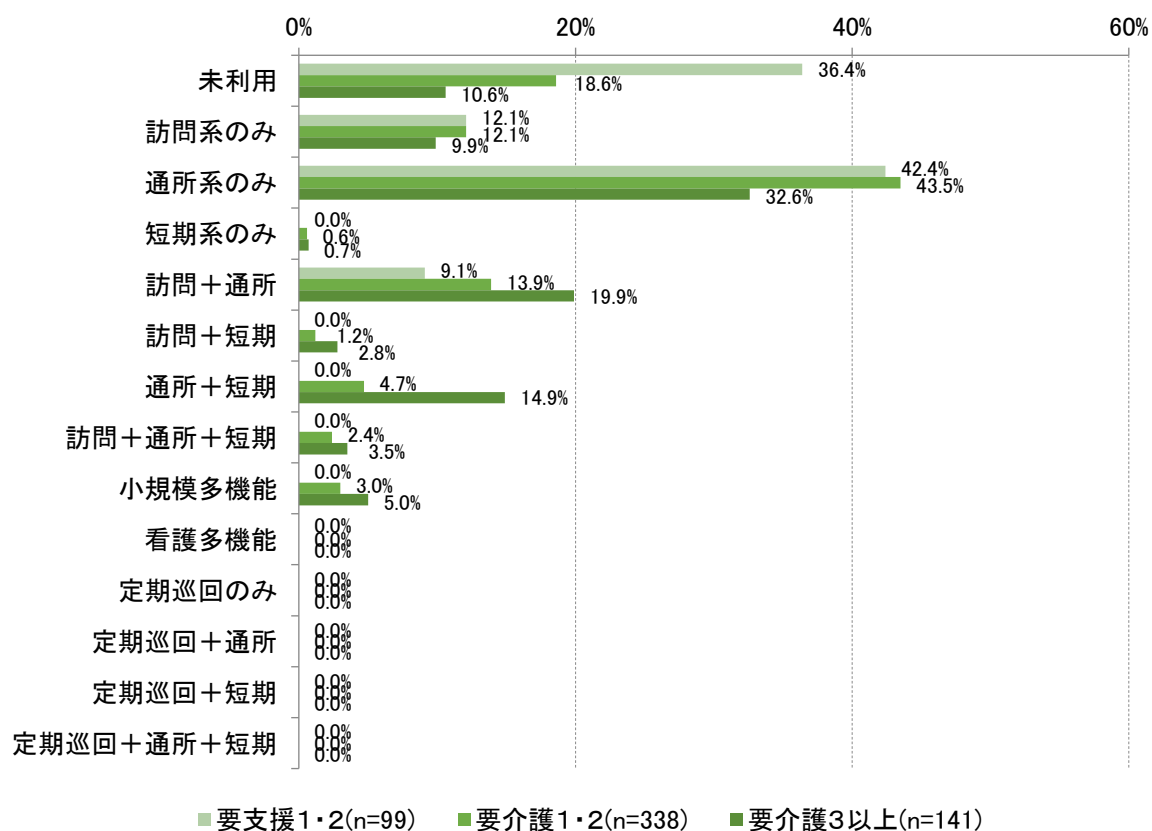
図表7-80: 認知症自立度別・介護者が不安に感じる介護



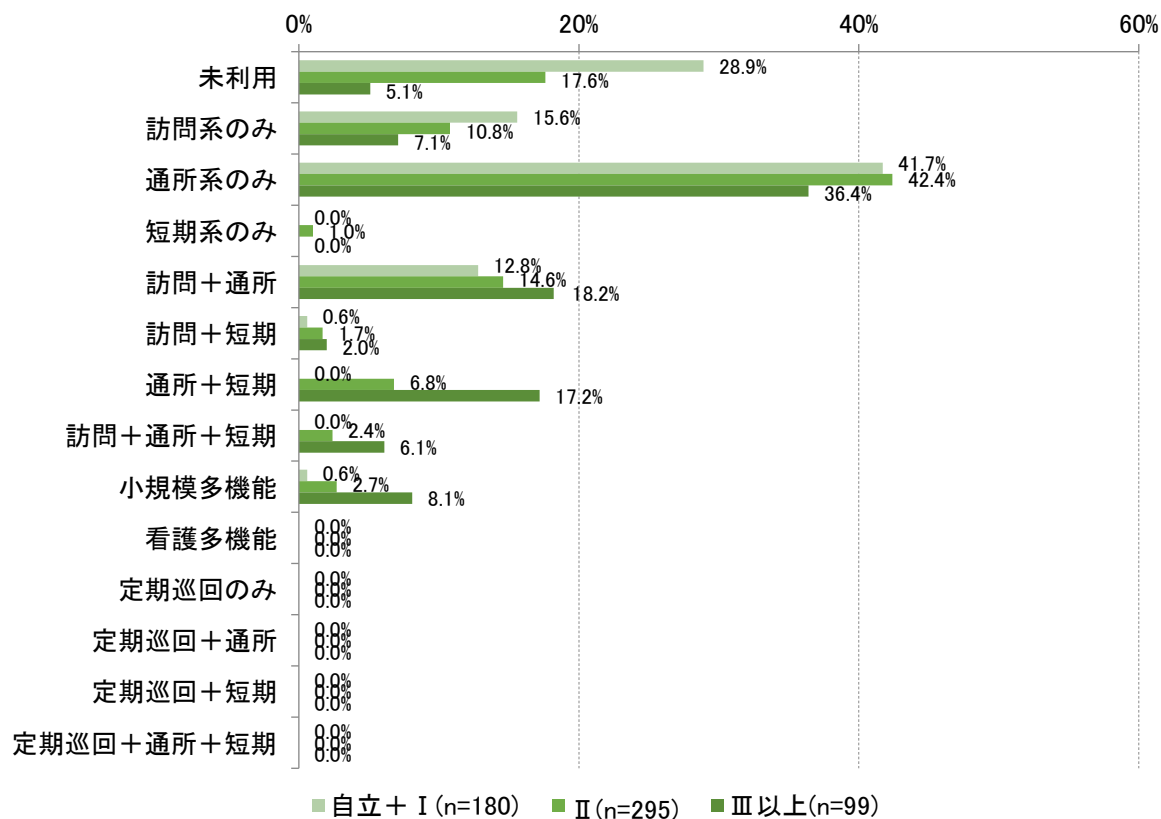
② 要介護度・認知症自立度の重度化に伴う「サービス利用の組み合わせ」の変化

在宅で生活する中度の要介護者は「通所系のみ」を利用して在宅生活を維持している方が最も多く、要介護・認知症自立度ともに重度化するほど複数の種類のサービスを組み合わせる利用者が増加しています。

図表7-81: 要介護度別・サービス利用の組み合わせ



図表7-82: 認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ



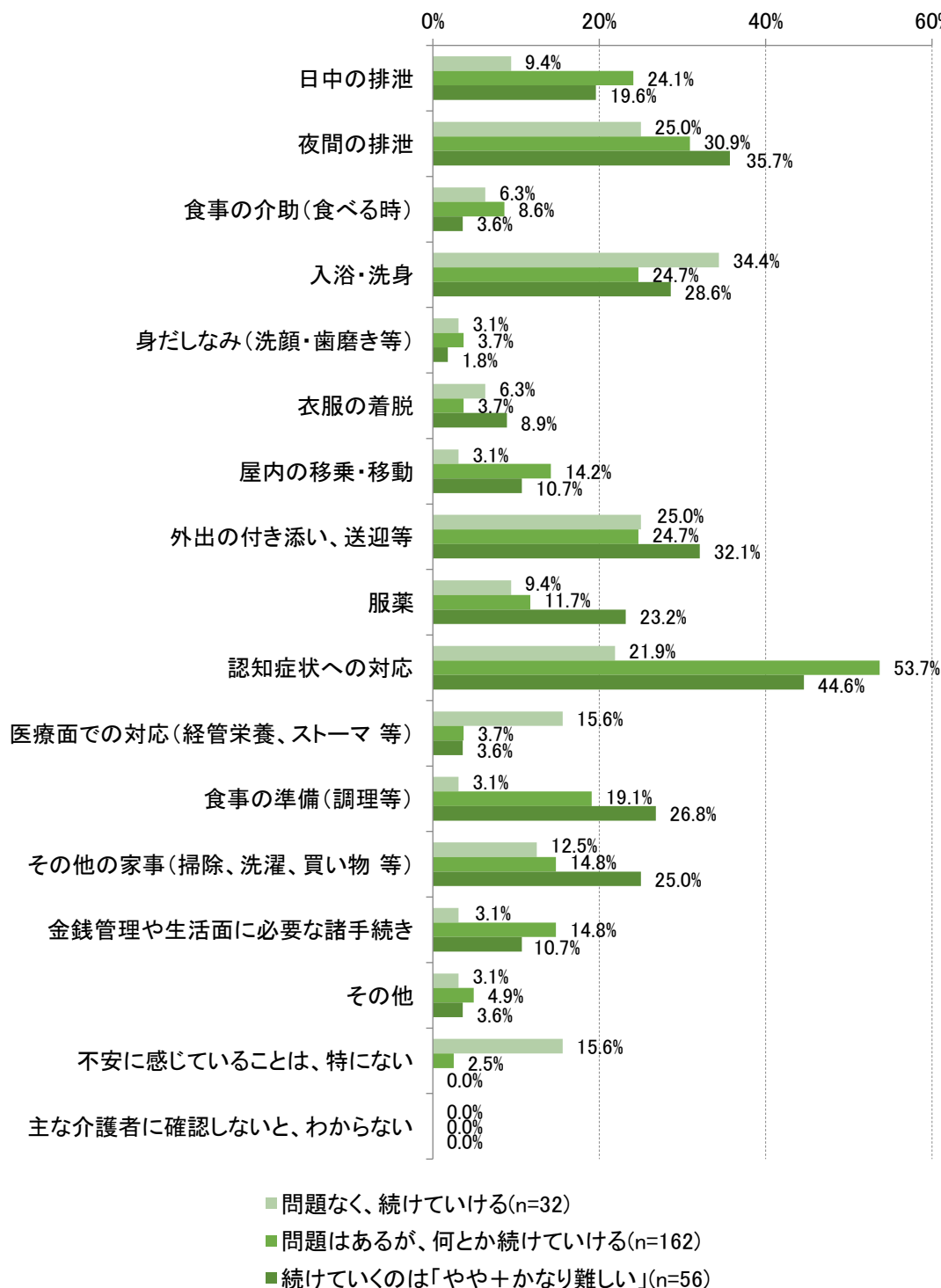
(2) 仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

① 就労継続見込み別・主な介護者が不安に感じる介護の状況

就労継続見込みの困難化に伴い、介護者が不安に感じる介護に着目することで、在宅生活を継続しながらの就労継続について、介護者がその可否を判断するポイントとなる可能性がある介護等を把握することができます。

「続けていくのは「やや＋かなり難しい」と回答している介護者は、「続けていける」と考えている介護者よりも「夜間の排泄」「服薬」「食事の準備」「その他の家事」に不安を感じている割合が高い傾向が見られます。

図表7-83: 就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護(フルタイム勤務＋パートタイム勤務)

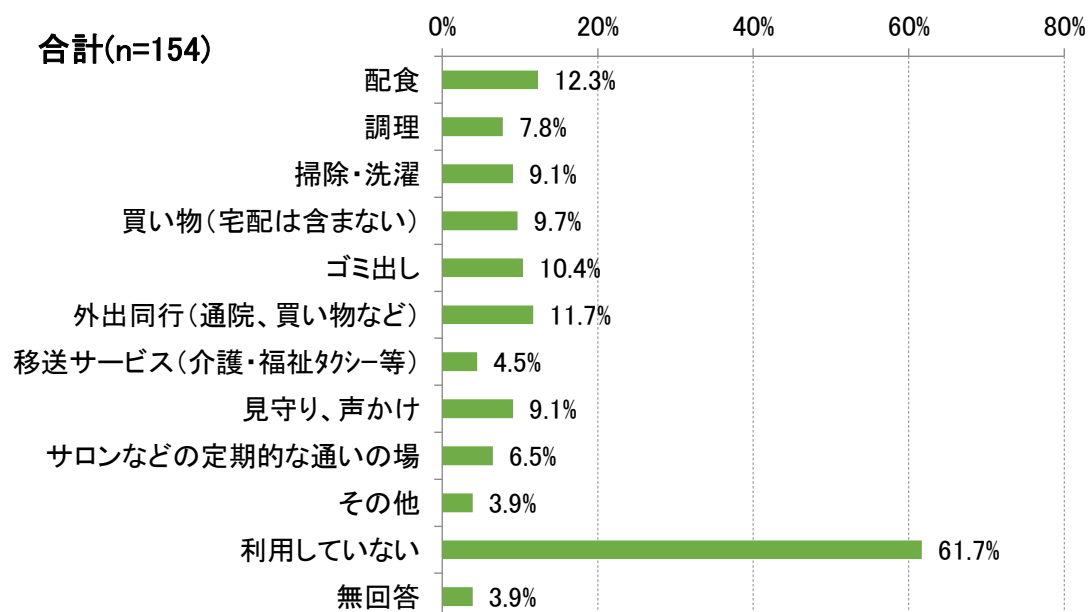


② 就労状況別の保険外の支援・サービス利用状況

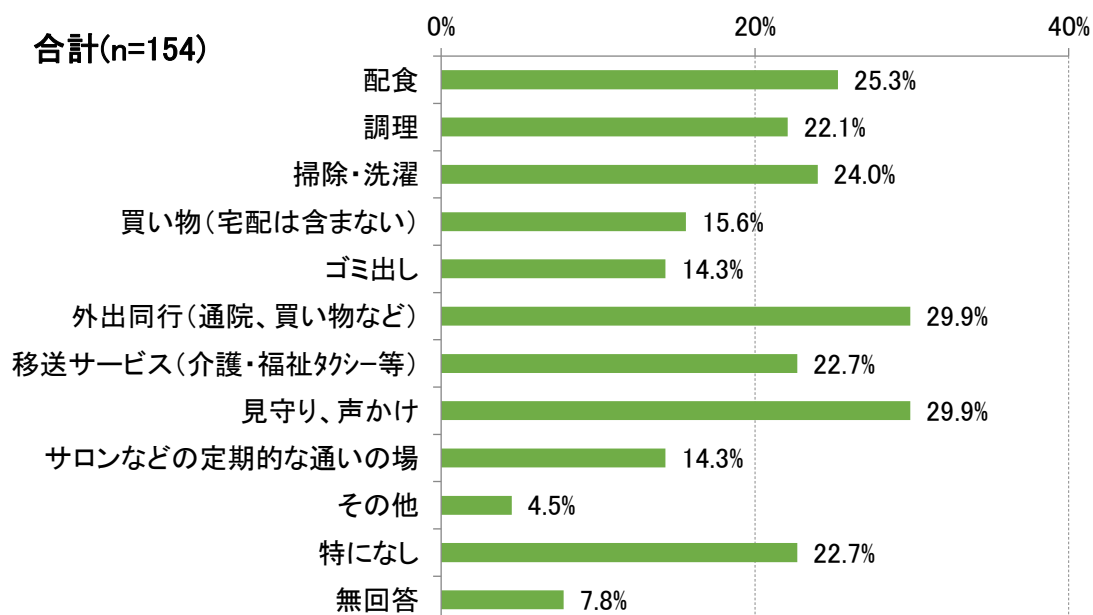
「利用している保険外の支援・サービス」と「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」の差を見ることにより、働いている介護者が必要と感じているが実際には利用されていない生活支援サービスを把握することができます。

必要と感じる支援・サービスの利用状況との差が大きいもの(15ポイント以上)は、「外出同行」「移送サービス」「見守り、声かけ」が挙げられます。

図表7-84: 利用している保険外の支援・サービス(フルタイム勤務)



図表7-85: 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(フルタイム勤務)

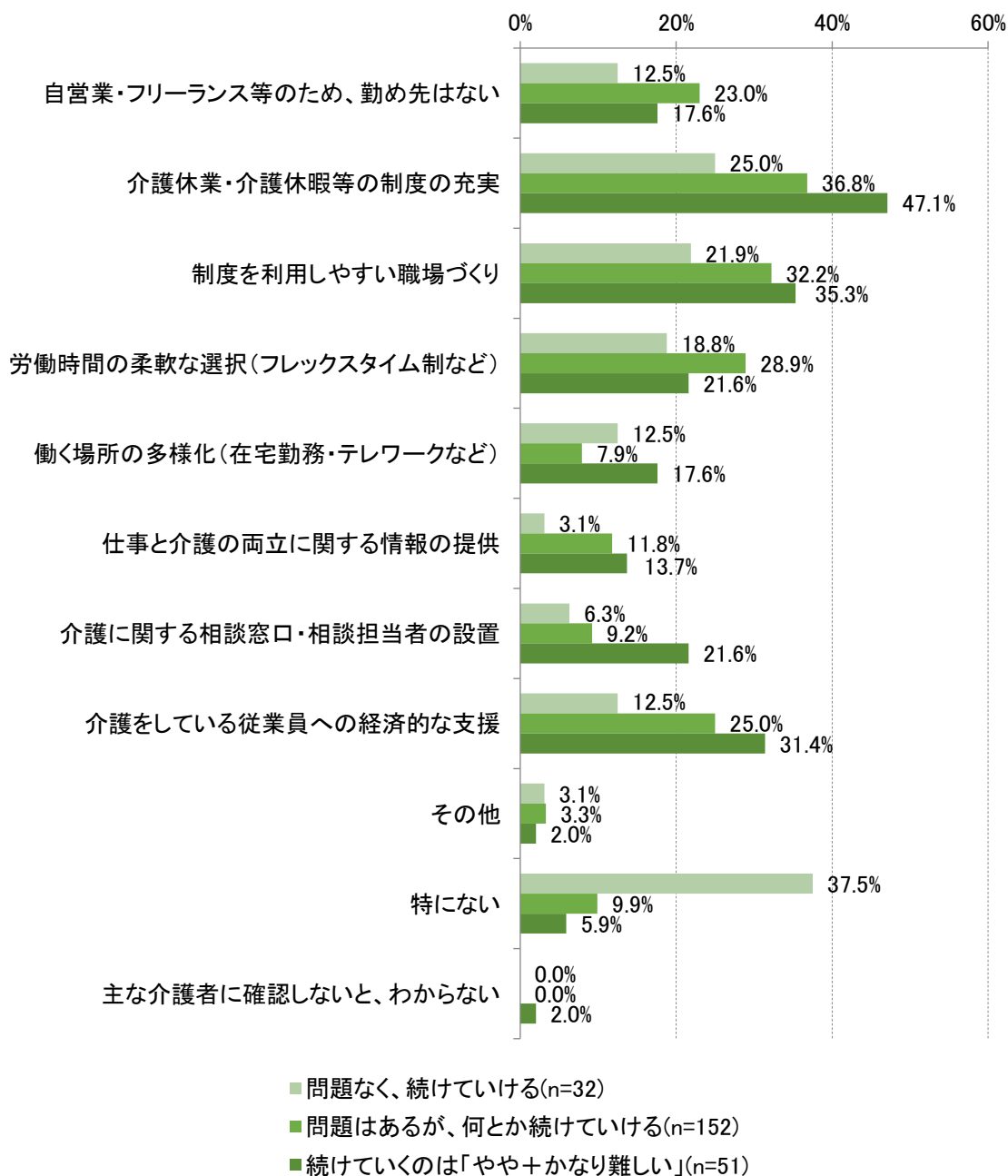


③ 就労状況別の介護のための働き方の調整と効果的な勤め先からの支援

就労継続見込みによって、効果的と考える勤め先の支援内容がどのように変化するかに着目して集計しました。

「労働時間の柔軟な選択」は、就労継続見込みの状況に関わらず効果的な支援だと回答する割合が高かった一方で、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」をはじめとするその他の支援内容は、「続けていける」の割合が低かったのに対して、「続けていくのは「やや＋かなり難しい」」の割合が高くなっています。

図表7-86: 就労継続見込み別・効果的な勤め先からの支援
(フルタイム勤務＋パートタイム勤務)

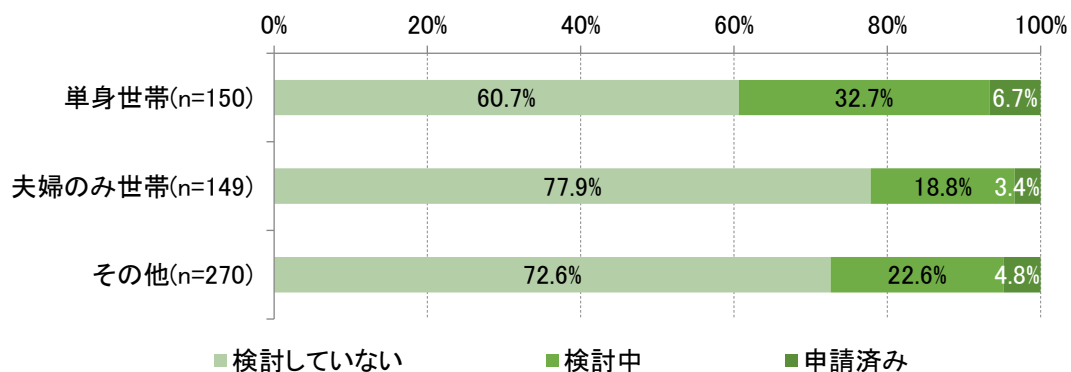


(3) 将来の世帯類型の変化に応じた施設サービス等整備方針の検討

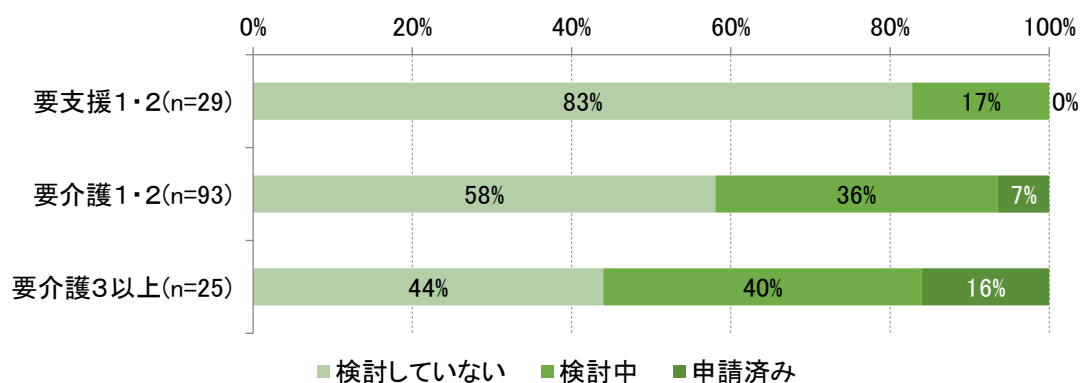
サービスの整備方針の検討につなげるため、施設等検討の状況について世帯類型別に集計したところ、「単身世帯」は「検討中」と「申請済み」を合計した割合が約40%を占めています。

また、「単身世帯」について、要介護度別・認知症自立度別の施設等の検討状況を集計したところ、どちらも重度化するにつれて施設等への入所を「検討中」や「申請済み」とする割合が高くなっています。

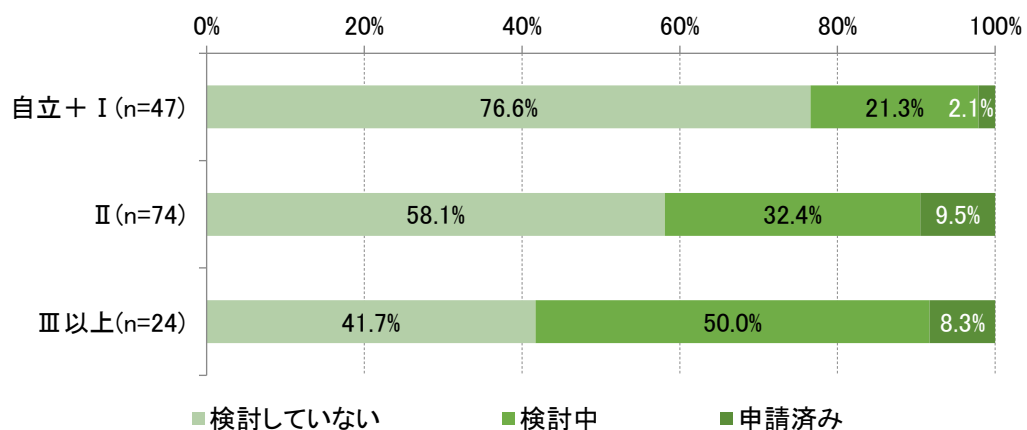
図表7-87: 世帯類型別・施設等の検討状況(全要介護度)



図表7-88: 要介護度別・施設等の検討状況(単身世帯)



図表7-89: 認知症自立度別・施設等の検討状況(単身世帯)



5 介護保険事業計画策定に係る事業所アンケート調査①

1) 調査概要

①調査の目的

「第9期まえばしスマイルプラン」策定にあたり、各施設の介護職員の状況を把握するために調査を実施しました。

②調査の対象

市内の167事業所を対象に調査を行い、74事業所から回答を得ました（回答率44.3%）。

【内訳】

○介護保険施設

- ・特別養護老人ホーム 28事業所（回答14事業所）
- ・介護老人保健施設 11事業所（回答6事業所）

○高齢者向け住まい

- ・軽費老人ホーム 10事業所（回答5事業所）
- ・住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 118事業所（回答49事業所）

③調査の方法

電子メール

④調査の時期

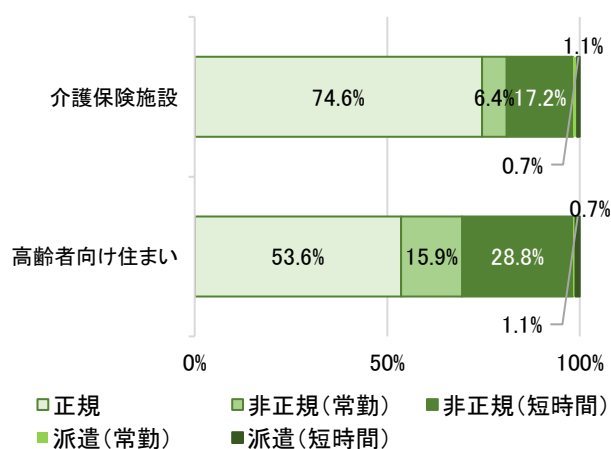
令和5年8月

2) 調査結果

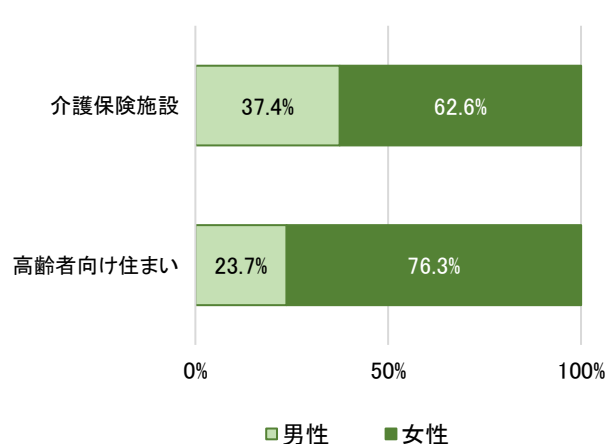
①介護職員の状況

介護保険施設では、職員の約7割が正規職員となっているのに対して、高齢者向け住まいでは正規職員が約5割にとどまっています。どちらも非正規（常勤）の割合が非正規（短時間）職員を下回り、男女別に見ると、介護保険施設で5人に3人、高齢者向け住まいで5人に4人が女性となっています。

図表 7-90: 介護職員の状況（雇用形態別）



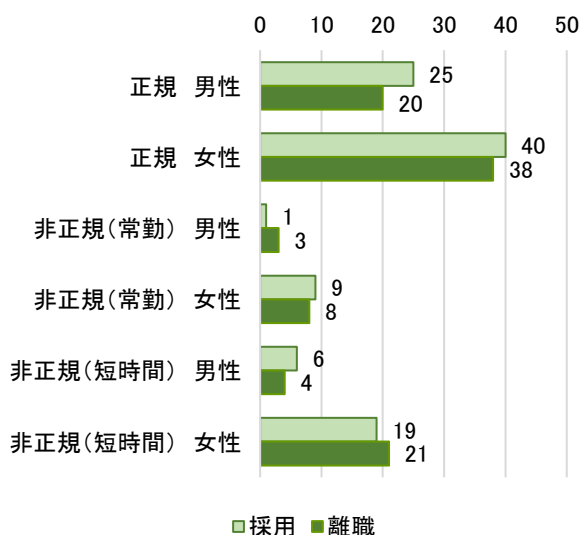
図表 7-91: 介護職員の状況（男女別）



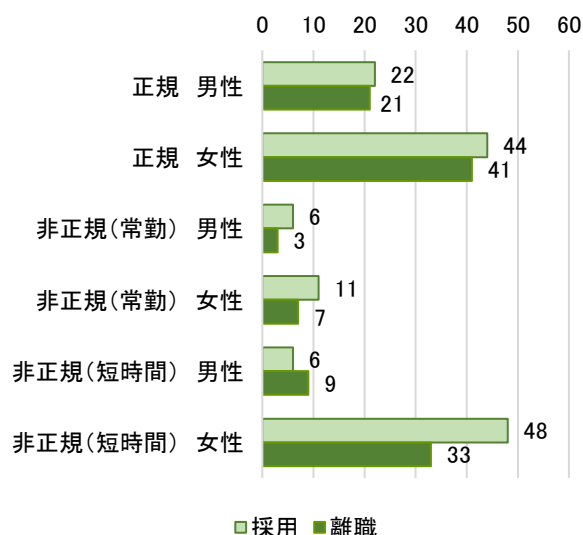
②過去1年間の介護職員の採用人数・離職人数

どの雇用形態においても離職者が多く、事業所別に見ると採用者数より離職者数が上回っている施設も見受けられます。高齢者向け住まいでは、3年前の調査と比較して非正規(常勤)女性の採用数が減少している一方で、非常勤(短時間)女性の採用数は増加しています。

図表 7-92: 採用・離職人数
(介護保険施設)



図表 7-93: 採用・離職人数
(高齢者向け住まい)

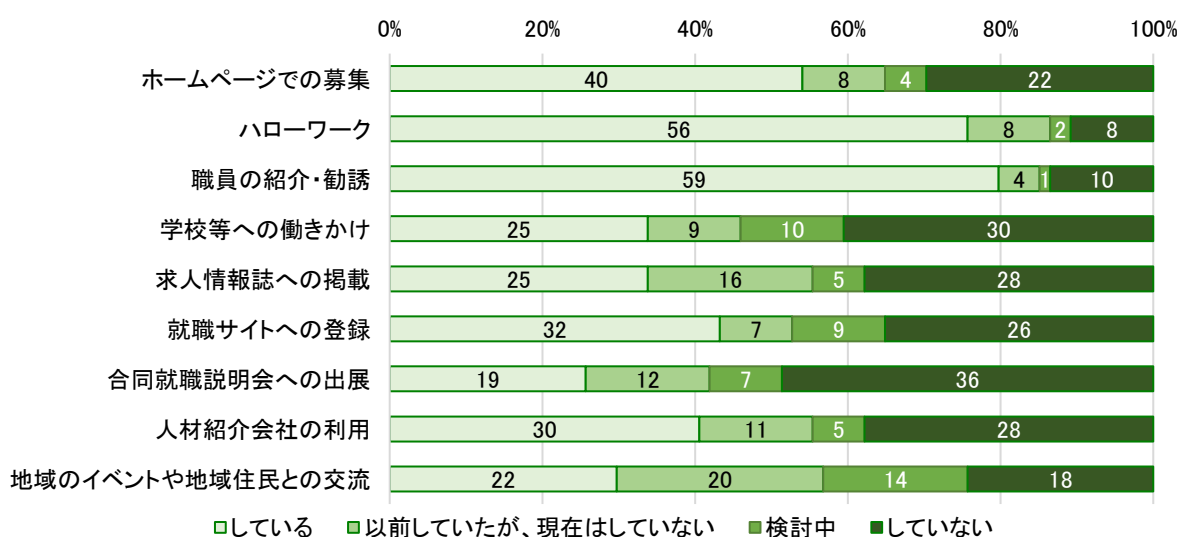


③職員の採用手段

回答のあった施設のうち、採用手段として職員の紹介・勧誘を活用している施設が約8割と最も多く、次いでハローワークでの募集が多くなっています。

一方で、合同就職説明会への出展は、約7割の施設で行われていないことが分かります。また、地域のイベントや地域住民の交流は「以前していたが、現在はしていない」という回答が多く、コロナ禍により地域のイベントが減少した影響が考えられます。

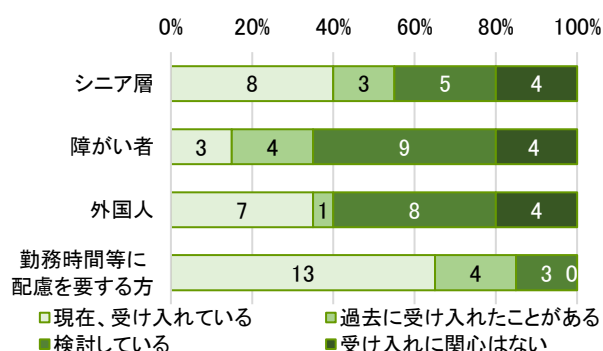
図表7-94: 職員の採用手段



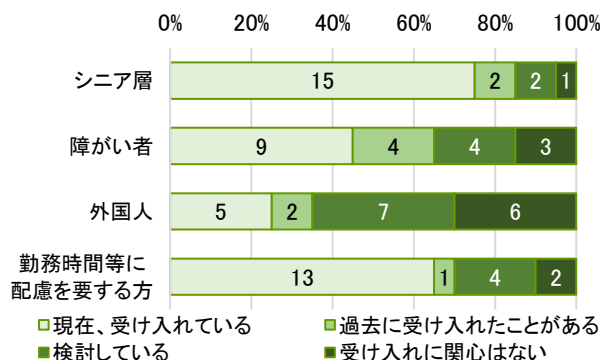
④幅広い人材の採用方針

正規・非正規雇用のどちらでも、シニア層や勤務時間等に配慮を要する方の雇用が多くなっています。一方で、高齢者向け住まいでは障がい者や外国人の採用が少ないものの、受け入れを検討している施設は多く、希望する人とのマッチングや研修等を促進することにより、介護人材の確保につなげていくことができると考えられます。

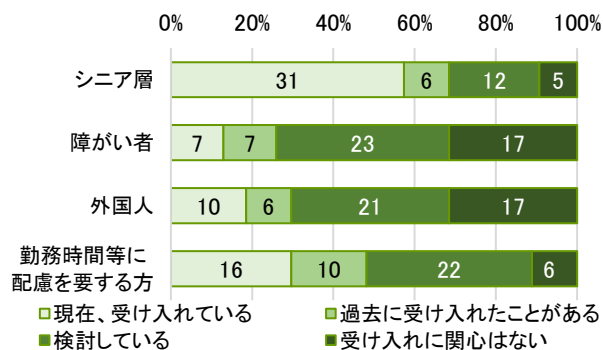
図表 7-95
介護保険施設の採用方針(正規)



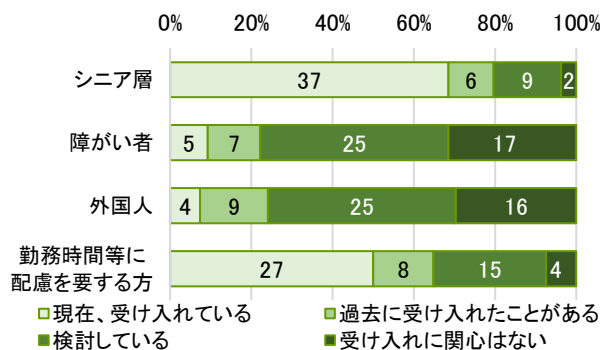
図表 7-96
介護保険施設の採用方針(非正規)



図表 7-97
高齢者向け住まいの採用方針(正規)



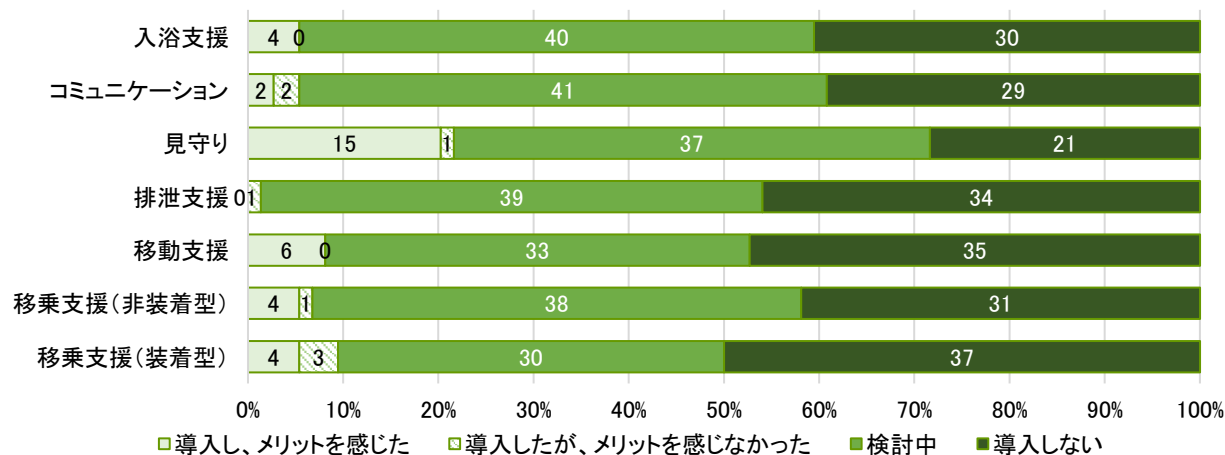
図表 7-98
高齢者向け住まいの採用方針(非正規)



⑤介護ロボットの活用

回答した施設の中で最も導入されたのは「見守り」ロボットで、導入した施設のうち9割以上がメリットを感じています。介護人材の確保のみでは不足する労働力を補うことができず、介護職員の負担軽減にもつながることから、「見守り」ロボットの導入は効果的と考えられます。一方で、「排泄支援」は1施設でのみ導入されたものの、「メリットを感じなかった」という回答がありました。

図表 7-99: 介護ロボットの活用状況



6 介護保険事業計画策定に係る事業所アンケート調査②

1) 調査概要

①調査の目的

今後の基盤整備の方向性を検討するにあたり、各サービスの利用状況等を把握するために調査を実施しました。

②調査の対象

市内の計57事業所を対象に調査を行い、30事業所から回答を得ました。(回答率52.6%)。

【内訳】

- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 39事業所(回答21事業所)
- ・小規模多機能型居宅介護 18事業所(回答9事業所)

③調査の方法

電子メール

④調査の時期

令和5年6月～7月

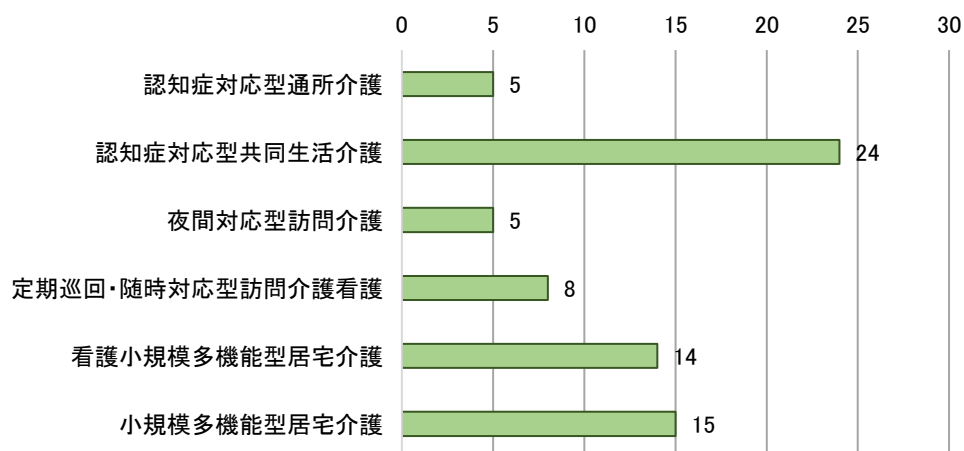
2) 調査結果

(1) 地域密着型サービス全般

①利用者ニーズがあると思うサービス(n=30)(複数回答可)

事業者の目線では、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、次いで小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のニーズがあると感じているようです。認知症高齢者が増加する中、認知症に対応した介護を受けながら住み慣れた地域で生活を継続できるグループホームの需要が高まっていると考えられます。

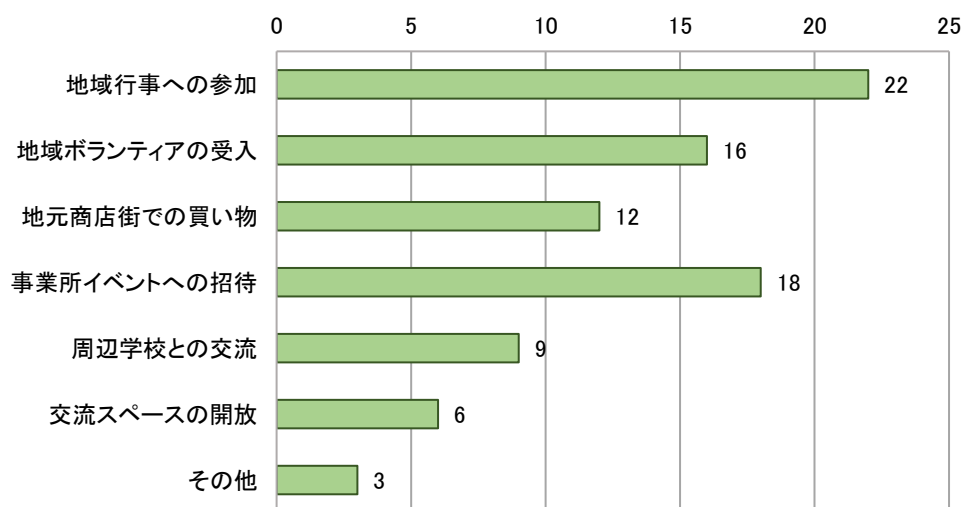
図表7-100: 利用ニーズがあると思うサービス



②地域との連携方法(n=30)

自治会への加入の有無に関係なく、いずれの事業所も何らかの方法で地域と関わりを持っているとの回答がありました。最も多い回答は、地域行事への参加で73%が取り組んでいるようです。

図表7-101: 地域との連携方法

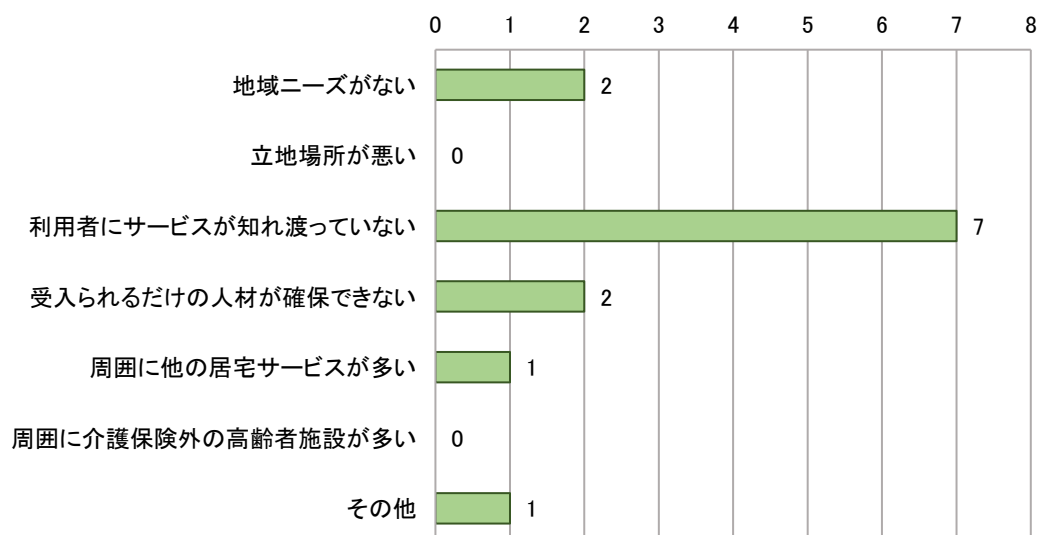


(2) 小規模多機能型居宅介護

①定員に達しない理由(n=9)

回答した事業所の約80%がサービスの認知度の低さが定員に達しない理由としていることから、引き続き地域密着型サービスの周知が必要です。

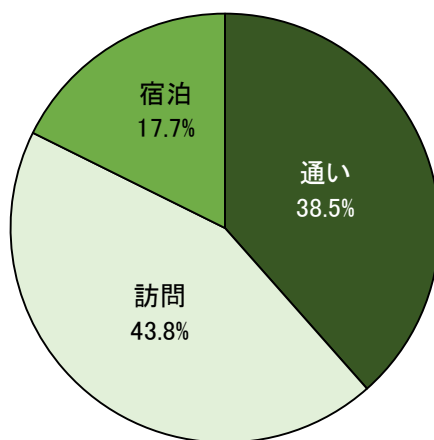
図表7-102: 定員に達しない理由



②提供したサービスの内訳(延べ回数)

訪問が43.8%を占めており、次いで通いが38.5%、宿泊が17.7%と、本サービスの目的どおり様態や希望により各種サービスを組み合わせて利用されていると考えられます。

図表7-103:提供したサービスの内訳



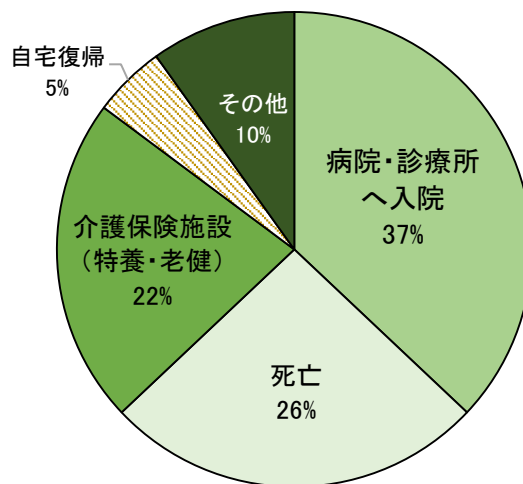
※令和5年5月サービス提供分

③利用登録抹消理由(n=9)

病院・診療所への入院が最も多く、37%を占めています。また、介護保険施設への入所とその他(グループホームや有料老人ホームへの入所等)を合わせると32%であり、施設に入るまでの在宅生活を支える役割を果たしていると考えられます。

一方で、死亡が26%を占めており、本サービスが人生の最期まで住み慣れた地域での生活を送るための一助となっていると考えられます。

図表7-104:利用登録抹消理由



7 ひとり暮らし高齢者調査

1) 調査概要

①調査の目的

ひとり暮らし高齢者の実態把握や今後の保健福祉施策の基礎資料とするために実施しています。

②調査の対象

6月1日時点で市内に住む満70歳以上で在宅のひとり暮らしの人

③調査の方法

民生委員・児童委員から原則訪問による聞き取り調査

④調査の期間

令和4年6月

2) 調査結果

図表7-105:ひとり暮らし高齢者基礎調査結果一覧表

区 分	年 度 別						性 別			年 齢						
	平 成 28 年 度	28 年 度 調 査 の う ち 70 歳 以 上	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 4 年 度	男	女	合 計	70 歳 以 上	75 歳 以 上	80 歳 以 上	85 歳 以 上	90 歳 以 上	不 明	合 計
北 部	563	487	501	533	511	616	175	441	616	155	153	130	113	65	0	616
若 宮	337	287	310	300	312	353	111	242	353	94	90	67	60	42	0	353
城 東	395	316	317	313	317	405	127	278	405	125	93	74	73	40	0	405
中 部	477	401	405	409	413	439	95	344	439	128	97	79	71	64	0	439
中 川	246	202	207	226	224	289	116	173	289	81	63	61	46	38	0	289
文 京	398	321	346	343	338	406	113	293	406	119	80	79	78	50	0	406
南 部	419	356	379	388	377	492	114	378	492	124	113	107	90	58	0	492
旧市計	2,835	2,370	2,465	2,512	2,492	3,000	851	2,149	3,000	826	689	597	531	357	0	3,000
上川淵	1,138	875	942	918	969	1,015	351	664	1,015	275	274	236	164	66	0	1,015
下川淵	164	133	139	146	158	237	79	158	237	68	58	62	33	16	0	237
芳 賀	270	216	215	223	236	356	117	239	356	103	101	84	46	22	0	356
桂 萱	808	655	730	777	842	1,223	436	787	1,223	399	303	246	188	87	0	1,223
東	701	612	646	656	662	1,009	307	702	1,009	242	250	240	197	80	0	1,009
元総社	334	298	426	445	473	686	239	447	686	236	173	124	108	45	0	686
総 社	382	292	318	328	322	417	147	270	417	132	81	104	61	39	0	417
南 橋	1,332	1,039	1,085	1,134	1,177	1,462	462	1,000	1,462	435	363	312	239	113	0	1,462
清 里	81	69	65	64	68	89	31	58	89	30	16	17	15	11	0	89
永 明	640	509	521	520	545	718	235	483	718	218	177	148	116	59	0	718
城 南	329	267	284	287	327	423	157	266	423	143	96	92	58	34	0	423
大 胡	414	324	338	368	392	522	163	359	522	169	114	119	75	45	0	522
宮 城	241	172	175	183	191	243	116	127	243	79	58	57	33	16	0	243
粕 川	277	222	229	264	264	316	120	196	316	94	85	61	52	24	0	316
富士見	499	401	437	459	469	638	216	422	638	206	150	138	95	49	0	638
新市計	7,610	6,084	6,550	6,772	7,095	9,354	3,176	6,178	9,354	2,829	2,299	2,040	1,480	706	0	9,354
全市計	10,445	8,454	9,015	9,284	9,587	12,354	4,027	8,327	12,354	3,655	2,988	2,637	2,011	1,063	0	12,354

前橋市社会福祉審議会条例

平成20年12月12日

条例第35号

改正 平成25年6月25日条例第36号

平成25年9月17日条例第46号

平成26年9月16日条例第32号

令和2年3月30日条例第9号

令和5年6月27日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により設置する前橋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 法第9条第1項の規定による臨時委員の任期は、3年以内とする。ただし、当該臨時委員に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は、解職されるものとする。

(平25条例46・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員が調査審議する特別の事項に関する審議会の会議又は議事については、当該臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(専門分科会)

第6条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 法第11条第1項の規定により、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 法第11条第1項に規定する身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定により、同項各号に掲げる事務を処理し、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定により、同条に規定する事項を調査審議する。

(4) 高齢者福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、高齢者福祉に関する事項を調査審議する。

(5) 地域福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第2条第1項及び第2項に定めるところによる。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員。第6項において同じ。)の互選により定める。

5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

6 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

- 7 前条の規定(民生委員審査専門分科会にあつては、第4項を除く。)は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(平25条例36・平26条例32・令2条例9・令5条例35・一部改正)

(審査部会)

第7条 令第3条第1項の規定により、障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 審査部に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項に定めるところによる。

3 審査部に部会長を置き、審査部に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、審査部の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

6 第5条の規定は、審査部の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 前橋市高齢者施策推進協議会条例(平成12年前橋市条例第17号)は、廃止する。

附 則(平成25年6月25日条例第36号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成25年9月17日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月16日条例第32号)

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

前橋市社会福祉審議会条例施行規則

平成21年3月30日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市社会福祉審議会条例(平成20年前橋市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 委員長は、条例第5条第1項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の傍聴)

第3条 委員長は、審議会の会議の傍聴の申出があったときは、審議会に諮って、当該申出に対する可否を決定するものとする。

2 委員長は、正常な会議の進行を確保するために必要があると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(議事録)

第4条 委員長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 審議会の会議に付した案件
- (4) 議事の内容

(専門分科会への準用)

第5条 前3条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。

(審査部会への準用)

第6条 第2条及び第4条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「審査部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前橋市高齢者施策推進協議会運営規則(平成12年前橋市規則第39号)は、廃止する。

前橋市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会委員名簿

区 分	所 属 団 体 等	氏 名
学識経験者 【3人】	群馬大学大学院	うしくぼ みつこ ◎牛久保 美津子
	群馬弁護士会	はせがわ りょうすけ 長谷川 亮輔
	群馬司法書士会	まつうら めぐみ 松浦 恵
医療関係団体 【3人】	前橋市医師会	いわい ともゆき 岩井 丈幸
	前橋市歯科医師会	にしの ふみお 西野 郁生
	群馬県看護協会	やじま み え こ 矢嶋 美恵子
社会福祉 関係機関・団体 【8人】	前橋市社会福祉協議会	こばやし ひでとし 小林 英俊
	前橋市老人クラブ連合会	ごかん ち よ じ 後閑 千代壽
	前橋市民生委員・児童委員連絡協議会	く ぼ た みつあき 久保田 光明
	群馬県老人保健施設協会	やながわ ゆ ち お 柳川 右千夫
	群馬県老人福祉施設協議会中毛ブロック	くろさわ みずき 黒澤 瑞樹
	群馬県介護支援専門員協会前橋支部	の な か かずひで 野中 和英
	群馬県在宅福祉サービス事業者協会	たけい けんすけ 武井 謙介
	群馬県地域密着型サービス連絡協議会	みつまた かずや 三俣 和哉
臨時委員 【3人】	(市民公募)	いしくら きょうこ 石倉 京子
	(市民公募)	けんもち すずよ 剣持 鈴代
	(市民公募)	うぶかた 生方 ちはる

◎分科会長
(令和6年3月時点)

まえばしスマイルプラン

～老人福祉計画・第9期介護保険事業計画～
＜＜令和6年度～令和8年度＞＞
(最終案)

令和6年3月
発行 前 橋 市
前橋市大手町二丁目12番1号
電話 027-224-1111(代表)